

平成23年第1回定例会

大多喜町議会会議録

平成23年 3月9日 開会

平成23年 3月22日 閉会

大多喜町議会

平成23年第1回大多喜町議会定例会会議録目次

第1号（3月9日）

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	1
開会及び開議の宣告.....	3
行政報告.....	3
諸般の報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	9
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9
一般質問.....	10
藤平美智子君.....	10
苅込孝次君.....	16
志関武良夫君.....	25
小高芳一君.....	29
江澤勝美君.....	46
野中眞弓君.....	51
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	60
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	65
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	66
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	73
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	74
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	83
会議時間の延長.....	88
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	91
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	92

発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	93
散会の宣告.....	95

第 2 号 (3 月 1 0 日)

出席議員.....	97
欠席議員.....	97
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者.....	97
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	97
議事日程.....	97
開議の宣告.....	99
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	99
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	124
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	126
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	128
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	130
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	133
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	140
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	143
議案第 1 7 号～議案第 2 3 号の一括上程、説明.....	146
休会について.....	179
散会の宣告.....	180

第 3 号 (3 月 2 2 日)

出席議員.....	181
欠席議員.....	181
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者.....	181
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	181
議事日程.....	181
議長あいさつ及び黙禱.....	183
開議の宣告.....	184

行政報告.....	184
諸般の報告.....	185
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	185
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	186
議案第17号の質疑、討論、採決.....	188
日程の追加.....	233
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	234
議案第18号から議案第23号の質疑、討論、採決.....	237
日程の追加.....	251
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	251
日程の追加.....	254
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	255
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	256
閉議及び閉会の宣告.....	257
署名議員.....	259

平成23年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成23年3月9日(水)

午前10時00分 開会

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	苅込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野信一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	野村賢一君	12番	正木武君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	教育長	田中啓治君
代表監査委員	矢代健雄君	総務課長	鈴木朋美君
企画商工観光課長	森俊郎君	税務住民課長	菅野克則君
健康福祉課長 子育て支援室長	花崎喜好君	建設課長 環境生活室長 水道室長	磯野道夫君
農林課長	岩瀬鋭夫君	特別養護老人ホーム所長	石井政一君
会計室長	渡辺嘉昭君	教育課長	高橋啓一郎君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋謙周	書記	小倉光太郎
------	------	----	-------

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1 号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第 9 議案第 5 号 大多喜町都市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6 号 大多喜町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 11 議案第 7 号 大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制
定に関する協議について
- 日程第 13 発議第 1 号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎開会及び開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12人全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成23年第1回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 本日は、平成23年第1回大多喜町議会定例会の開催に当たり、議員各位には大変ご多忙の中、全員のご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。また、平素は議員皆様方には町政の推進に当たりましては、大変ご尽力をいただいているところでございますが、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、平成23年度予算の概要についてのご説明をいたしますが、我が国の経済につきましては世界同時不況の影響で、戦後最悪と言われる経済危機を脱し、企業収益は回復の傾向が見られるようになってきました。しかし、急激な円高等により、回復傾向を見せ始めていた経済情勢は、再び減速を余儀なくされ、依然として雇用情勢は厳しい状況が継続すると見込まれます。

平成23年度の地方財政計画では、企業収益の回復等により地方税収入は地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれています。

このような状況の中、平成23年度一般会計予算は、庁舎建設、戸籍電算化、住民記録、税情報等の基幹系システムの更新に係る経費、子ども手当の支給、高齢者・障害者福祉、健康増進などの保健福祉事業、「大多喜町総合計画（第3次5か年計画）」及び「過疎地域自立促進計画」の事業実施に係る予算を計上し、予算総額は前年に比べ9.1パーセント増の48億9,200万円となりました。

歳入における自主財源については、町税は主に個人住民税の減により3.4パーセント減の10億6,521万9,000円、分担金及び負担金は2.6パーセント減の1億7,046万円、庁舎建設基金、

財政調整基金等の繰入金は23.7パーセント増の6億313万3,000円をそれぞれ見込み、総額は4.2パーセント増の21億2,514万9,000円となりました。

依存財源につきましては、地方交付税は平成22年度の交付決定額や制度改正などを勘案し13.8パーセント増の14億8,000万円を見込みました。

譲与税及び交付金は、地方財政計画及び平成22年度の決算見込みから試算をし、地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び地方特例交付金は増加を見込み、地方譲与税、ゴルフ場利用税交付金及び利子割交付金等は減少を見込み、総額では7.7パーセント増の3億7,510万円を見込みました。これらの交付金は消費や取り引きの動向により変動することが懸念されております。

国庫支出金は、子ども手当の増額に伴う国負担の増、社会資本整備総合交付金の増等により53.2パーセント増の2億7,004万1,000円、県支出金は新たに介護関連施設、養老溪谷拠点施設整備に係る補助金、子宮頸がん等ワクチン接種に係る交付金等により35.5パーセント増の3億1,901万円をそれぞれ見込みました。

町債は、新たに過疎債を5,050万円、臨時財政対策債は7,900万円減の2億7,100万円と合計で15.5パーセント減の3億2,270万円を見込み、依存財源総額は13.3パーセント増の27億6,685万1,000円となりました。

一方、歳出において議会費は、町議会議員年金制度廃止による負担金の増により28.8パーセント増の9,803万3,000円。

総務費は庁舎建設、戸籍電算化、定住化対策、いすみ鉄道対策及びバス路線対策、千葉県議会議員選挙などの費用を見込み18.8パーセント増の12億4,340万5,000円を計上しました。

民生費は、高齢者及び障害者福祉費、少子化対策、子ども医療対策、子ども手当支給、保育園運営費、児童クラブ運営費、国民健康保険等の特別会計への歳出では、15パーセント増の12億4,274万7,000円を計上しました。

衛生費は、健康診査及び健康増進事業費、新たに子宮頸がん等ワクチンの接種を含む予防接種事業、母子保健事業費、合併浄化槽設置補助、ごみ収集及びごみ処理委託料、上水道高料金対策補助等3パーセント増の4億8,676万2,000円を計上しました。

農林水産業費は、養老溪谷拠点施設の整備、サル、シカ、イノシシ等の駆除や被害防止対策経費を増額し、12.6パーセント増の1億7,470万円。

商工費は商工育成補助、商業振興、観光振興、観光施設維持管理、お城まつり等の助成費を見込み16.5パーセント増の8,202万5,000円を計上しました。

土木費は、過疎対策事業として町道の改良・維持補修経費、町営住宅修繕工事、国土調査などの事業費等を見込み10.4パーセント増の3億697万9,000円。

消防費は広域消防負担金、消防団運営、消防水利の整備、防災行政無線の維持管理費等を見込み2.1パーセント増の2億8,643万1,000円を計上しました。

教育費は、小・中学校維持管理、遠距離通学補助等に中央公民館、海洋センター、図書館及び学校給食センターの管理運営費、新たに野球場の施設改修費を見込みましたが、平成22年度に大多喜中学校体育館及び外構工事が完了したことにより、9.7パーセント減の4億3,360万5,000円を計上しました。

公債費は、町債の元金償還及び利息分を見込むものでございますが、平成23年度は平成22年度末に辺地対策事業債ほか18の借入れ償還が完了し、新たに平成23年度から臨時財政対策債ほか4つの借入れについて、元金の償還が始まり、差し引き0.9パーセント減の5億2,921万3,000円を計上しました。

次に、各特別会計の状況で、鉄道経営対策事業基金特別会計は、車両購入等のため8,907万5,000円増額の9,220万8,000円、国民健康保険特別会計は2.7パーセント増の13億1,346万5,000円、老人保健特別会計は平成22年度で特別会計が廃止となり、後期高齢者医療特別会計は7.8パーセント減の1億399万1,000円、介護保険特別会計は4.4パーセント増の9億1,945万8,000円をそれぞれ計上しました。

一般会計及び特別会計の合計は、73億2,112万2,000円となり、平成22年度当初予算に対し5億6,267万9,000円、8.3パーセントの増となったところでございます。

また、大多喜ダムの建設につきましては、3月4日に県のほうから中止という決定の発表がされたところでございます。これは地元の地権者の皆さん方、また町といたしましても到底受け入れる内容のものではございませんが、しかし、広域水道の財政状況、やはりこの建設財源がなかなかできないということ、また、これから今後それを負担するということもなかなか難しいということの中で、長期の中で協議をしてきたところでございますが、この中止受け入れはやむを得なかったと、苦渋の決断の中で私どもは受け入れたところでございますが、今後は4者協議の中で、県、そして南房総広域水道企業団、そして地元地域、住民の皆さん方、また町と4者協議の中で、今までダム建設につきましていろいろと協議し、要望をしてきた事項についてまた要望をしていき、また、それらの対策、あるいは跡地の利用につきまして、今後4者協議の中で十分協議をしてまいりたいと思っております。

なお、本日の行政報告につきましては、既に議員皆様方に配付いたしました資料に基づき

まして、ご了承をお願いしたいと思います。

本日はご苦労さまでございます。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に、諸般の報告であります。第2回議会臨時会以降の議会の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思ひます。

なお、このうち組合議会については、関係各議員から報告をお願いします。

初めに、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会関連について、4番小高芳一議員にお願いします。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それでは、私のほうから夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の報告をいたしたいと思ひます。

去る2月24日、午前10時に平成23年第1回の夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の定例会が勝浦の市役所で招集され、本町からは正木議長、野村議員と私の3名が出席をいたしました。

議案の審査の前に、当組合議会の議長の任期の満了に伴う議長選挙がありまして、指名推選によりましていすみ市の石川光男議員が議長に当選をされました。そのほか執行部より付議されました議案は6件でありまして、すべて全会一致で原案のとおり可決をいたしました。主なものについて申し上げます。

議案第1号でありますけれども、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、人事院の勧告を踏まえまして自宅に係る住居手当、これを廃止する本条例の一部を改正するというものであります。

議案第2号であります。福祉作業所の設置及び管理に関する条例の制定についてということでありました。夷隅郡市の福祉作業所の障害自立支援指定施設への移行に伴いまして、新体系での運営に必要とする事項について、現行の条例の見直しを行った結果、大幅な改正が必要であるというようなことで、現行の当組合の心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止しまして、新たに本条例を制定するものであります。

次に、議案第3号でありますけれども、平成23年度の夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算についてであります。

お手元のほうに資料のほうをお配りしてあると思いますけれども、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億9,427万4,000円であります。この中で新たな事業等がありますので、3点ほど報告をさせていただきます。

1点目でありますけれども、現在広域で行っておりますごみ処理建設に係る件でありますけれども、今回委託料ということで7,013万3,000円が計上されました。主な委託でありますけれども、建設に係る総合的な支援業務の委託料、そのほかに測量の委託、地質調査の委託、環境の委託、アドバイザーの委託、技術支援の委託等々でありまして、総額で7,000万円ほどの委託料の計上があったということであります。

次に、消防関係でありますけれども、現在、広域で使っております指令センターでありますけれども、デジタル化に伴いまして県下で2か所に統合されるということになりまして、2年間の事業でありますけれども、今年度にその負担金が計上されました。内容でありますけれども、共同運用消防指令センターの整備費の負担金、これが3,581万7,000円、もう1点消防の救急無線共同化に係る負担金ということで、1億3,264万3,000円が計上をされました。

次に、もう1点でありますけれども、保健衛生費の計上でありますけれども、在宅の当番医制の体質強化の事業委託料ということで1,960万円、在宅医の強化ということで臨時の医師2名程度を郡内に派遣するというような事業であります。それともう1点、24時間の電話相談事業の委託料ということで640万円ほど今回計上されました。

以上3点ほど新しい事業ということで予算のほうを可決しましたので、報告をいたします。

以上で広域の報告のほうを終わらせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅環境衛生組合議会関係について、9番野口晴男議員にお願いします。

9番野口議員。

○9番（野口晴男君） 夷隅環境衛生組合議会報告をいたします。

去る2月25日、平成23年第1回夷隅環境衛生組合議会定例会がいすみ衛生センター会議室に招集され、正木議長と私の2名が出席いたしました。

議案審査前に当組合議員副議長選挙があり、いすみ市の君塚泰三議員が副議長に当選されました。

その他、執行部から付議された事件は6件で、すべて原案のとおり同意可決しました。

議案第1号 当組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、議会選出の監査

委員は、野村前大多喜町議会議長が2月2日で任期満了となり、後任の監査委員として大多喜町、正木議長を選任しました。

議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、平成23年3月31日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、関係地方公共団体と協議するものでした。

議案第3号は、夷隅環境衛生組合一般職の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、自宅に係る住居手当について未施行条例の一部改正です。昨年11月29日開催の当組合議会臨時会で、平成23年4月1日から当該住居手当の廃止をすることとなりました。しかしながら、千葉県では23年度より段階的に引き下げることとし、引き続き支給する方針で当組合の構成市町等も継続支給するとのことから、構成市町と同様の取り扱いをするため、当該住居手当については未施行条例の一部改正をするものでした。

議案第4号 平成23年度夷隅環境衛生組合会計補正予算（第3号）は、お配りしました資料のとおりです。補正の主なものは印刷製本費や施設改修基金積立金の増額です。

議案第5号 平成23年度夷隅環境衛生組合会計予算は、お配りした資料のとおりで、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ5億8,954万円とするものです。

以上で環境衛生組合議会報告を終わります。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から2月25日に実施された例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

また、千葉県医療労働組合連合会書記長、佐藤俊光氏が来庁し、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療介護を求める陳情書が提出されましたので、陳情書の願意をご理解いただくよう写しを配付いたしました。ご承知置き願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（正木 武君） これから、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長より指名します。

7番 吉野 僖一 議員

8番 志関 武良夫 議員

をお願いします。

◎会期の決定

○議長（正木 武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例議会の会期は、本日から3月22日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例議会の会期は本日から3月22日までの14日間とすることに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所は、大多喜町下大多喜1007番地。

氏名は、吉野輝代治氏。

生年月日、昭和23年7月25日生まれ、現在62歳でございます。

提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の定数は5名でございます。現在、藤平武定委員、加曾利敏之委員、小高康伸委員、細谷光江委員、江澤かすみ委員にお願いしてございますが、委員のうち藤平武定氏が、平成11年から4期にわたり熱心にご活躍をいただいておりますが、平成23年6月30日をもって任期満了となり再任を固辞されておりますので、新たに後任者の推薦をお願い

するものであります。

候補者の吉野輝代治さんにつきましては、41年間本町職員として勤め、平成20年3月に退職されました。人格、見識も高く広く社会の実情に通じ、人権擁護についてご理解のある方であるので、ぜひ議員皆様のご承認を賜りたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（正木 武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎一般質問

○議長（正木 武君） 日程第4、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 藤 平 美智子 君

○議長（正木 武君） 初めに、10番藤平美智子議員の一般質問を行います。

藤平美智子議員は一括方式です。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 私は、平成23年3月定例議会におきまして、町政に対する一般質問を一括方式で行います。

最初に、救急医療情報キットの取り組みについてお伺いをいたします。

近年、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人たちがかかりつけの医療機関や持病などの医療情報を保管する救急医療情報キットの取り組みが広がっております。このキットは救急隊員が駆けつけた際に、患者本人からの確認が困難な場合でも、保管されている情報をもとに敏速で適切な処置を可能にするものです。また、救急連絡先を把握でき、家族などにいち早い協力も得られます。

キットは、直径6センチ、長さ22センチの筒状の保管容器で、氏名や血液型、緊急連絡先、かかりつけの病院や持病などの医療情報、診療券の写し、健康保険証の写しなどを入れ、わかりやすいようにどの家庭にもある冷蔵庫に保管しておきます。また、地元消防と連携をし、配布世帯には駆けつけた救急隊員にわかるよう、冷蔵庫と玄関ドアに専用のステッカーを張っておきます。

本町におかれましても、高齢者の家庭やひとり暮らし、障害を持った方々がふえる状況を判断いたしますと、この救急医療情報キットの導入が求められております。まずはこの救急医療情報キットが必要と判断される対象者の把握と無償配布が望まれます。町の考えをお伺いいたします。

なお、救急医療情報キットの導入の件につきましては、昨年年第3回議会定例会の際に吉野議員からも一般質問が行われ、導入については消防署との協議を進めていきたいと町長から見解が示されましたが、その後の状況についてもお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 緊急医療情報キットの取り組みについてのご質問でございますけれども、ご指摘のとおり高齢者世帯や独居老人の家庭で救急搬送をする際の情報として必要な項目をこの救急医療情報キットに入れておくことにより、救急搬送時の時間短縮や医療機関への情報提供として確かに有効であると思われまます。

藤平議員のご質問の趣旨でもお話がありましたとおり、昨年年第3回定例議会の一般質問で、吉野議員より本件についてご質問がございましたので、夷隅広域消防本部とも協議をさせていただき、現在取り組み方法等について協議中でございます。消防本部においても、効果的な情報を得る方法として有効な手段であるとの見解を得ております。しかしながら、具体的な個人情報を収集するために時間を要することや、ご本人のご承諾が必要なことなどか

ら、導入に関してははましばらくお時間をいただきたいと思います。

なお、現在は80歳以上で本人の承諾を得た方については、町の包括支援センターで救急時の連絡先やそのかかりつけの医療機関等の情報を把握しておりますので、消防署との申し合わせ事項で、独居老人の救急搬送の際には、包括支援センターに連絡いただけることとなっております。また、町の福祉施策として独居の高齢者については、緊急通報装置を設置をしまして万が一の対応が迅速にできるよう体制もつくっております。しかしながら、常に連絡がとれるとは限りませんので、この救急医療情報キット導入については、高齢者世帯の承諾をいただきながら夷隅広域消防本部と相談の上、さらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 毎日新聞の記事によりますと、消防白書による2008年の救急車による出動件数は約5,009万7,000件、全国で1日平均約1万4,000件の出動があり、国民の27人に1人が救急搬送されたこととなります。キットは、もともと米国ワシントン州で始まり、国内では東京都港区が2008年度に初めて導入をいたしました。個人情報を本人が自宅で保管できることは好評で、既に多くの自治体で始まっております。2009年にキットを導入した兵庫県相生市では、80歳代の独居高齢者が自宅のトイレ内で不調を訴え救急搬送され、その際、キットで病歴や既往症の確認が行われたようです。

本町において高齢化が進み、住民同士のつながりが希薄になる中、緊急時や災害時に治療が必要な人たちをどう支えるかが課題ではないでしょうか。情報が少なければ救える命も救えないこともあります。そこで、救急医療情報キットが身近にあると安心と思われれます。

このほど埼玉県春日部市では、ひとり暮らしの高齢者や障害者などに対し救急医療情報キットを希望者に無料配布をしているようです。対象者は65歳以上の高齢者や、障害者、健康に不安がある人、さらに災害時には要援護者である方々を対象に、市役所や公民館、消防署などに申請書を提出すれば受けることができるそうです。

そこで、本町でも高齢者や障害のある人たちに、救急医療情報キットの配布を行い、一人でも多くの人々の命を守っていただくためにも、夷隅広域消防本部、また地元消防と連携を行っていただき、災害時の要援護者の方にも救急医療情報キットの配布をどこよりも先駆けて実施していただくことをお願いいたしまして、私のこの質問を終わります。

次に、防犯灯及び街灯の設置についてをお伺いいたします。

県及び町におかれましても、財政状況厳しい中、街灯や防犯灯の整備を進めていただいておりますが、町内には依然として暗い場所や危険な場所があり、設置が望まれる場所はたくさん点在しております。地権者の関係や農作物生育への影響なども関係し、防犯灯の設置が難しい場所もあるとは判断されますが、やはり夜間の歩行者の状況や交通量、ひったくり、痴漢などの防犯対策の面から、明るく犯罪や事故のない社会の実現に向けて、必要な場所については町の施策として計画的に防犯灯を設置していただくことが望まれておりますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それでは、防犯灯の設置につきましてのご質問でございますが、防犯灯につきましては、夜間不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所や防犯上不安のある場所に現在設置しているところでございます。議員さんからは、町内には依然として暗い場所や危険な場所があるところのご指摘がされているところでございますが、今現在、町内には道路照明を除きまして町が維持管理する防犯灯が80基、その他地元区での維持管理する防犯灯が1,164基でございます。現在、防犯灯は毎年各区長さんを通じまして防犯灯の設置要望を取りまとめ、防犯上緊急性が高い場所、また公共性の高い場所を優先的に設置をしてございます。

なお、その設置につきましては、町から補助金を交付いたしまして、地元区で設置していただくものが5基、また、東京電力さんのほうからの寄贈分が毎年10基いただくわけでございますが、これらを合せまして15基を毎年設置しているところでございます。このほかにも、通学路などへの防犯対策といたしまして、年2基分の設置費を予算化して設置も進めてございます。

防犯灯の設置につきましては、各区からの設置要望に加えまして、暗く危険と思われる場所に今後も計画的に設置をいたしまして、犯罪や事故のない明るい社会の実現に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 道路の照明灯には、街灯と防犯灯の2つの表現があります。私は、一般的な考え方として街灯は交通事故の防止等を目的として夜間に道路を照らし良好な視覚環境を確保するためのもので、防犯灯は暗い夜道を照らし、犯罪を未然に防止することを目的とされていると、そのような認識を持っております。設置の目的が違えば設置基準も変わ

ってくると思うのですが、本町におかれての街灯と防犯灯の設置基準及び設置目的の違いについて、どのように定められているのかについてお伺いをいたします。

また、22年度中に街灯、防犯灯の新設について町民の方からの要請は何件ぐらいあったのか、また新設された件数についてお伺いをいたします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 街灯と防犯灯の違いということのご質問だったかと思いますが、その基準といいますのは、特に基準というものは町のほうとしては定めてはございません。議員さんおっしゃるとおり、街灯につきましても、防犯灯、街路灯などにつきましても、総称した形での言葉かと思えます。街灯と一口に言いましても、設置者ですとか用途、また目的などによってその種類はさまざまなものがあると考えます。

本町におきましては、商店街に設置しているものですが、いわゆる街並みを明るくしているようなものを私のほうとしては街灯ではないかというような考え方の認識をしております。

防犯灯につきましても、議員さんがおっしゃられましたとおり、夜間不特定多数の方が通行する生活道路に、暗くて通行に支障がある場所ですとか、今申されましたように、痴漢ですとか、そういった面の防犯上に不安のある場所に設置されている電灯ということで認識をしております。

また、設置方法につきましては、その設置場所の状況にもよりますが、電柱に設置する場合ですとか、電柱がない場合は防犯灯を設置する電柱を立てまして設置をしているというものでございます。

それと、もう1点のご質問で、昨年設置要望がどのくらいあったかということのご質問があったと思いますが、防犯灯の設置要望の数でございますが、平成20年度は38基、平成21年度が33基、22年度におきましては27基というような要望がございましたが、先ほど申し上げましたけれども、町のほうでこれに対する要望に基づきまして設置した分は、各予算計上したものが5基でございます。それと東京電力さんのほうからいただいた寄贈分の防犯灯が10基ということで合せて15基になります。このほかに先ほど話しましたが、通学道路等に予算化してつけたものが2基ということでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ただいまの答弁でございますと、町から補助金を交付して地元区で設置するものが5基、東京電力からの要請による防犯灯が10基、合せて15基とありますが、

町としては平成20年38基、21年33基ということでございますけれども、これは15基だと非常に半分以下は設置されていないということになるんですけれども、町としては設置要望がある場所には、5基にこだわらずに安全のためにも予算化していただきまして設置していただきたいと思っております。

先日、ある学校の教授の方とのお話の中で、その先生は大多喜町は町並み整備が進んでいて、どこの町よりもすばらしいですね。それに加えて、大多喜町をエコの町にしていればもっとすばらしい町になりますねとのお話がありました。せめてこれから新設される防犯灯だけでもエコ対策の一環としてLEDの導入をしていただき、暗く危険と思われる場所には、何基何基ではなくてすべて早期の設置をしていただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

最後に、通学路の安全対策について伺います。

町道船子峯之越線の上瀑橋は、数年前にかけかえが行われたところではありますが、その前後の町道については十分な幅員の歩道があるところのごく一部の状況で、車とのすれ違いの際は、自転車や歩行者にとって危険な状況が生じております。特に夜間は暗くよく見えないため、地域住民から危険だという情報があり、安全対策が求められています。町はこの通学路の現状をどのように認識をされており、どのような対応を考えてられるか、お伺いをいたします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 通学路の安全対策というご質問でございますが、町道船子峯之越線の上瀑橋は、平成17年度から21年度にかけて橋梁のかけかえ工事を行い、橋梁部分と取りつけ部分については改良工事を行ったところではありますが、一部未改良の区間がございます。

本路線につきましては通学路であるとともに城見ヶ丘駅、ショッピングセンター、公共施設等に通じる幹線道路でありますので、継続しまして第3次5か年計画に計上し、改良工事の実施を予定しております。

また、夜間の安全対策とのことでございますが、今年度において防犯灯1基を設置したところではありますが、現地を踏査しましたところ、必要箇所もあると考えますので、計画的に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 今の答弁だと、第3次5か年計画に計上して改良工事の実施を予

定ということですが、この工事の予定年数は何年ごろになりますか伺います。また、その間は現状のままでやられるのか。

この問題は地域の方との懇談会の中で出されたお話でございます。本路線については、通学路であるとともに城見ヶ丘駅、ショッピングセンターに通じ道路が、自動車、自転車、歩行者が通行に注意を要する極めて危険な道路でもあります。

先日、歩道のない狭い通学路を車で走っていたら、道路の路肩を緑色にカラー舗装をして、車道と区別させているところがありました。私は、道路幅員に余裕がないところ、基準に合った歩道の幅員が確保できず、やむなく歩道整備を断念したような箇所でも有効な対策だと思ながら走ってまいりました。路肩部分のカラー舗装化は、正規の歩道整備ができない場合の有効な対策だと思えますが、町として事業化されるまでの間だけでも、このような手法を取り入れるお考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 事業年度ということでございますが、5か年計画の中では平成24年から27年を予定しております。延長といたしましては大体400メートル前後でございますが、同じような幅員ということで計画を予定しております。また、歩道の路肩部の区分割ということでございますけれども、現在の状況からするとちょっと幅員が狭くて難しいところがあるのではないかとこのように考えておりますが、できるかどうか、今後現地を確認いたしまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 検討ということでございますけれども、安全対策のためにも「車に注意」、「飛び出し注意」、「速度を落とせ」など注意を呼びかける看板設置など考えていただき、より安全で快適な安全確保に対する工夫をお願いいたしまして、平成24年度から27年度、この間いろいろ知恵を絞っていただいて、事故のない道路をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

◇ 荻 込 孝 次 君

○議長（正木 武君） 次に、5番荻込孝次議員の一般質問を行います。

荻込孝次議員は一問一答方式です。

5 番荻込議員。

○5 番（荻込孝次君） 私は、議長のお許しをいただきましたので、過疎指定に対する町長の思いと政治姿勢についてをお尋ねいたします。

町長に通告してある内容はたった4行しかありませんので、ちょっと前置きを少し長目になりますが言わせていただきます。

当大多喜町は、昭和29年の合併当時は約1万8,000人ほどおりました。その後、徐々に減少、人は減少するんですが経済は著しい成長を遂げ、人々はこの景気の中で生活をエンジョイしてきたわけです。このころから都会に人口は流出をしていったわけなんです、ある人が人口はふえればいいものではない、適正にいればいいのであるというようなことを言っておりましたんですが、適正とはどのくらいの数かわかりませんが、少なくとも最初の数からだんだん減るといことは、衰退減少することにつながるわけですから、これも難しい話ですが、しかし、経済は発展しておりましたので、いずれまた人がふえるだろうという安易な考えが大勢を占めていました。

全体的にそのような考えで、この状況はずっと続くものというふうには人々は考えていたわけですが、漢詩にある池塘春草の夢の中にしたっていたわけですが、気がつけば減少に歯どめがかからない、そこには秋風が吹いていたということでもあります。人がいてこそ村であり、町であり、そこに政治があるわけです。人が生活をするのに働く場所、働く場所を築くためのインフラの整備、公共施設の整備ですね、それから、独身男女の解消、少子高齢化に対する福祉の充実、商店街の復興、それから、町民のやる気と自発的に協力する体制の醸成、心の気持ちを醸成するということですが、いろいろなすべきことが山ほどあるんですが、地道に根気よく、しかし急いで進めることが大切であろうかと思えます。

そこで要点ですが、この過疎地域になったのには原因があると思いますが、この過疎も全国的な傾向と一くくりにしたんでは話はそこで終わってしまって先への発展がありませんので、地域性もあると思いますので謙虚に分析をし、それを取り除くことが立て直しの第一歩だと思います。この難局を切り抜け、町をどのように導き、町の行く末のかじ取りをどのようにしていくのか、町長の所信をお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの荻込議員のご質問でございますが、過疎指定に対する町長

の思いと政治姿勢についてということでご質問をいただきました。

原因につきましてはいろいろ考えられると思われませんが、これという特定をするというのはなかなか難しいのかなと思います。いずれにいたしましても、この地方の自治体にとりましては大変大きな課題であるということには違いがないわけでございます。また、先ほどもございましたが、大多喜町の人口もこの5年ぐらいの中で恐らく毎年120人から150人の間の中で減少という中を通っております。特に最近やはり減少傾向が大きい中でございます。そうしますと、5年ぐらいの中で一番大きく、このままいきますと切るのかなという予測は立てられるところでございます。

そういうところでどのように取り組んでいくかということになるわけでございますが、まず1つ目は就業の場所という問題、いわゆる若い方々がやはり就職して仕事ができる場所というものがなければ、なかなか定住化というのは難しいのかなと思っております。私が今進めておりますのは既存の産業、いわゆる商業、工業、あるいは農業、観光等、今現在町にあります既存の産業をどう活性化していくかということになるわけでございますが、なかなかでは一朝一夕にしてできるものではございませんが、私も既存の事業所等にはそれぞれ直接今お伺いをし、いろいろお話もお聞きし、または見て、またいろいろと意見の交換をしてきているところでございます。そして今交流を深めてきているところでございます。

そういう中で、また情報交換等もいただきまして、これから本町も圏央道が24年度中には開通いたしまして、インターチェンジも十四、五分のところにできるわけでございます。そういうことでそれらをにらみながら、町外の事業者、企業者にもいろいろとトップの皆さん方ともお会いをしながら交流を深め、ぜひ大多喜に来ていただけるような誘致ということを活かしているところでございます。これはなかなか一遍にすぐ誘致というわけにはいきませんが、今何件かの案件の中で動いているところでございます。

また、2点目は少子化の問題でございます。やはり少子化はどこの市町村にとっても大変大きな問題でございますが、本町も今、男女の20歳代から40代ですか、未婚の方々が人口の約2割に達しております。ですから2,000人を超えているところでございます。これはやはり単純に考えますと、この方々が結婚していただくと人口が増ということになるわけでございますが、23年度におきましては私どものほうも今計画しておりますのは、婚活といいますか交流会というもの、これを3回から4回程度計画しているところでございます。

これは昨年の暮れに職員を対象といたしまして、男女40名ぐらいで一度実験的にやってまいりまして、これで23年度は町全域を取り込んだ中でやろうということで計画したところで

ございます。

今地元の事業者さんには、いろいろアンケートもいただきまして、いろいろな要望をお聞きする中でこれから進めるわけですが、さらにまた地域住民の皆さん方にも参加を呼びかける中でやりたいと思っております。これは御宿の石田町長さんとも、また勝浦の藤平市長さんともお話をいたしました。できればなるべく夷隅郡市全体の中でやろうよという話の中でやりますが、大多喜町のほうが先にやろうということで、一緒に私ども一応5月ごろを予定していますが、そういう中にぜひ参加させてくださいということで今きてるところでございます。これは何とか3回、4回というような中で進めていきたいと思っております。

ちなみに1万人の人口を維持しようという考え方になりますと、すべての条件を取り除きまして、ただ単純に考えますと、年間やはり125人くらいのお子さんの誕生が必要なのかなと。これはあくまでも単純でございます。それを80歳まで生きたという考え方でいきますとそれで約1万人なんですね。だけど今大多喜町の現状を見ますと、21年度を見ますとお子さんの誕生は大体50人くらいなんです。また、結婚をされた方というんですか、その方が39組程度になります。これも私もこの間町村会の会議の中で、長生村の石井村長ともお話をしましたが、長生村は今1万5,000人を切って若干減少傾向にあります。100人ちょっとのお子さんの誕生だということでございます。そういうことを合せると、これらが一つの目安になるのかなと、そういうことで考えて、これからしっかりと交流会のほうに力を入れて、その成果ができるようにやってまいりたいと思っております。

また、先ほどもご指摘もありましたように、この地域の大多喜町の中では、やはり子育ての環境というものが需要であるというふうに思います。若い方々がこの大多喜町で子育てができるような環境をとということでございますが、幸いにして本町はそういう施設というものは、もう既に十分でき上がっております。そういうことで、これからはむしろソフトの面、そういったものを充実してまいりたいと思っております。これは幾つか計画の中ではありますが、ちょっときょうは申しませんが、幾つか計画をしております。ソフト面もさらに充実してまいりたいと思っております。

それから、3点目でございますが、1つは観光あるいはいすみ鉄道の問題も一体の中で考えていかなければなりません。やはりこれもいろいろ今、思案もしているところでございますが、何と言いましてもこういうイベントに来ていただくためには、まず町の財源をどう投入するかではなくて、やはり費用対効果の中、できるだけ費用をかけない中で長期間できま

して、やはり地域にそれなりの効果のあるようなイベントのものがこのいすみ鉄道存続の中でどうしても観光といすみ鉄道との一体化の中で進めていかなければならないというふうには、これもできるだけ費用のかからない、また長期に運営できるようなそういった観光面で考えてまいりたいと思っています。

また、4点目でございますが、町の財源だけですべてやるというのはなかなか難しいところでございます。ですから、私も民間の力、民間資本というものをどう取り入れていくかということの中でこれから考えていかなければなりません。先ほど就業場所ということの話をいたしました、それとやはり同じところでございますが、まず、民間の活力を最大に生かすためには、やはり民間の皆さん方とのいろいろと交流の場の中で、今地元の企業は何社かございますが、なかなか中の小という企業だと思います。しかし全体では約1,000名近い従業員がいるわけです。もう今は若干減っております800名ぐらいになりますかね、そういう中でございますが、この産業も実は大多喜だけでなく、それぞれ日本全国に幾つかの事業所を抱えております。そういった中で、できるだけ本町にひとつ集約してもらえないかという中で運動をしているところでございます。

そういうことで今進めているところでございますが、とりあえず今度23年度に動き出しておりますのは、大多喜病院で100床の老健施設、これを今建設中でございますが、24年度の早期にはこれが完成ということでございます。これはかなり大規模なものでございまして、大多喜の特養施設が大体90ぐらいですから、ちょっとそれより大きいのかなと、これが今、24年の早期には開設ということになります。

またもう1点は、議会の皆さん方とご協議をいただいたところでございますが、グループホーム、これはもとのニットライトの跡地でございますが、そこに建設ということで現在町のほうもその土地の土壌の調査に入っております。これはあそこは工場であったということで、土壌調査をしないとなかなかまずいということで、今現在土壌の調査に進んでおります。これが完了しますと、また、その先の23年度中には建設ということになります。こういったものをわずかながらでございますが、少しずつ今進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩とします。

（午前11時09分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（正木 武君） 5番苜込議員の一般質問を続けます。

5番苜込議員。

○5番（苜込孝次君） 町長さんに先ほどいろいろとお答えいただいたんですが、その中に婚活の事業をやるというお話があったわけなんですけど、これは人口対策の一つとしての結婚問題は大事なことでありますが、本来、結婚というのが男女のめぐり合いで結びつくもので、極めて個人的なものでありまして、昔は世話好きな方がどこにもおりまして、そういう方の仲介で結婚したい人が随分おると思うんですが、昨今はプライバシーの問題で個人の問題にはかかわらないということで、橋渡しをしてくれる人がいないわけです。寂しい限りですけども、辛うじてそういう中で行政や福祉関係がこれを介入するという、昔では考えられないことでしたけれども、これも時節柄やむを得ないことではあるかと思えます。

結婚というのは、男女とも少ない人口の中から、薄いえにしの糸をお互いに手さぐりでたぐりよせた男女だけが幸せの切符を手にするということですが、この男女の出会いの場づくりを先ほど町長さんが進めたいということですが、この未婚男女をただ寄せ集めてもなかなか発展しないわけなんです。その中でやはり仲介する世話やきのような方が、特に女性のほうがいいんですけども、そういう方が橋渡しをしてくれるとなおいいんですけども、この間、新聞に宇都宮で集団婚活の記事が載っていたわけなんですけど、宇都宮の初めは飲食店外が寂れていてしょうがないので町を明るくできないかということで始めたものらしいんですけども、この間の記事で、最近の婚活は男女とも近郷近在から2,000人ほど集まりまして、男性の場合は6,500円の負担金、女性は3,500円の負担金をいただいて、それで2人かあるいは集団で一つの飲食店に限らないんですけども、主に飲食店に行ってお互いに話し合うということなんですけど、それも一つの店に1時間で、1時間たったらまたほかの店に移るといったような方法でやったんだそうです。

ざっと計算してみますと、男女合せて1万円の負担金をもらうわけですから、それを一晩で使うわけですから、ざっと1,000万円の収入が町に落ちるわけなんですよね。このように町を活性化しながら結婚あるいは友達をつくるというような方法を、これも一つの参考になるんじゃないかなと思うわけなんですけど、ただボランティアだけでやればいいのかというのはなかなか長続きしませんから、商店も潤うし本人たちもいいというような、そういういわゆる一つの婚活の方法なんですけども、そういうものもあるということをお知らせ

しておきますので、参考にしていただければありがたいなと思うわけです。

今町長さんがいろいろと町を今後改革をしようということですが、改革にはある程度既存概念を超える志向が時には求められます。また、改革には古いしがらみやマンネリに左右されないことですが、幸いといたしますか町長さんは就任以来1年少し、まだ白紙の状態に斬新性を加味してこれから町を牽引するという救世主と言っては大げさなんです、そのような心構えが町民に伝われば、町民も支援してくれるものと思います。どうぞひとつこれからも踏ん張り、頑張ってくださいと思います。

次に、同じく過疎の問題なんです、問題の2番目としまして、過疎地域自立促進計画案を策定するに当たりまして、各区から要望の取りまとめを行い、いろいろな要望が寄せられておりますが、これを実施していくには町債、町の負担ですね、町債に頼らざるを得ません。利率が安いからといってその借金をすれば、後々住民の負担となることや、町の各種事業への圧迫も影響が生ずることになります。そこで町債を極力抑えていくためには、町長は取り組んでいくべき事業の仕分けを十分に行い、採択に当たっては慎重にすべきと判断するものですが、町長はどのようなお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 2つ目の質問でございますが、過疎地域自立促進計画の事業は相当数ありますが、それぞれの分野ごとに緊急度の高いものから実施していくということになるわけですが、実施に当たりましては基本は補助金の採択というものが可能なものであることではないかと思えます。ただし今の苅込議員さんのご指摘にもありましたように、補助金が受けられるからといって全部交付税算入があるからということで、手当たり次第に事業を行うということではございません。それをやっていきますと当然借入金、公債がふえていくわけですが、そういうことで、最終的には財政圧迫ということになってまいるわけですが、これからそういう事業採択に向けましては、財政の将来予測、そういったものをやはり厳しくとらえながら、計画的にそれに基づいて事業というものを実施していかなければならないと思っております。

やはり何と言いましても大多喜町としての分というものをわきまえる、それが大事ではないかなというふうに思っています。そういうことで、その辺はしっかりと分をわきまえた中での事業採択としてまいりたいと思っております。

○議長（正木 武君） 5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君）　そうですね、町民からの要望だからと言って何でもかんでもやればいいというものではないし、それがすべてこの過疎の町から脱却するというものでもありませんので、見極めが大事であろうと思います。

この23年度の予算を見ましても、依存財源が56.6パーセントということですので、これはいわゆる依存財源ですから人のお金ですから、自分の金ではなくて人の金、人のふんどしで相撲をとろうということですので、そのようなことですので、ひとつ負債を、負債というのは会社では借金も財産のうちだと言いますが、負債は負債でありますので、借りているわけですので必ずしも財産ではないと思いますので、そのように仕分けを十分にさせていただきたいと思います。

この問題は以上でございます。ありがとうございました。

次に、大多喜町の竹の有効活用についてお尋ねをいたしますが、大多喜町は県内でも有数の竹林地帯でありまして、特に孟宗竹の孟宗タケノコについては、えぐみのない、いわゆる苦みのない良質なタケノコとして評価され、市場に出回っております。しかしながら、生産者の高齢化や後継者不足、あるいは伐採した親竹の搬出の大変さの関係から、竹林の手入れがされず荒れてきているのが現状であります。このようなことから、何とか孟宗竹の親竹の活用方法を見出してほしいと、再三住民から意見が出され、議会としても林業の振興や産業の振興を図る面から、重要な行政課題として一般質問等を通じて町に取り組み、施設の推進を図ってきたところであります。

また、大多喜町では地域にある未利用資源を活用し、資源循環型社会を築いていこうと平成19年2月に策定したバイオマスタウン構想の中でも、竹を原料やエネルギーとして活用できないかと、その有効利用策の検討及び導入を位置づけておりまして、その期待がされているところであります。しかしながら、なかなか活用方法が見出せずに至っているのが現状ではないかと思えます。

そこで、竹林再生と農業振興を目指す一つの取り組みとして、竹パウダー、いわゆる竹の粉ですね、竹パウダーを使った新たな活用について、町の見解を伺います。

竹を粉末にしたいわゆる竹パウダーは、竹に含まれるミネラルや植物ホルモン等が乳酸発酵を促して、農作物の肥料や土づくりに有効だとされております。もともと竹でつくられた肥料ですから安全性は言うまでもありません。竹林再生と副産物によって野菜生産に結びつけることも一石二鳥の効果をねらい、竹粉末を利用したこの肥料や土で生産した野菜類に、安心・安全という付加価値を売り物にして普及させることは、竹林、タケノコの町としては

検討をする価値があると思いますが、町の見解を伺います。

また、その他の竹の活用方法等を検討しているものがあればお伺いしたいと思います。回答者は町長さん、あるいは担当課長さんどちらでも結構ですのでお願いします。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） それでは、竹の有効利用はできないかとのご質問でございますけれども、本町は県内有数のタケノコの産地であることから竹林も多く存在しております。タケノコを生産する上で、竹林の管理は重要な作業の一つであります。ご指摘のとおり近年生産者の高齢化や後継者の不足により、伐採した竹の処理ができないことなどから、年々荒廃した竹林が増加傾向にある中、竹の有効活用については今までも竹炭や竹細工などに利用されてきておりましたが、最近農業雑誌、あるいは農業新聞などで竹のチップ化、あるいは竹パウダー化が話題を呼んできております。

この竹チップや竹パウダーから発生する乳酸菌が野菜や果物に非常によい影響があるということで、昨年の町の産業まつりにおいて竹チップパーのデモンストレーションを実施いたしましたところ、タケノコ生産者を中心にいたしまして数名の方に興味を持っていただきました。その後も数名の方から竹チップパーの導入について問い合わせがあったことなどから、竹チップパーを導入して親竹のチップ、あるいはパウダーにして肥料としての販売、また竹林の整備が図られ、竹林の管理もしやすくなることなどから、タケノコの生産も容易になるのではないかというふうに思っております。さらに竹パウダーを利用して、付加価値のついた農産物の生産や販売もできるのではないかというふうに考えております。町としてはどんな形の導入が可能なのか、また効果的なのか、あるいは利用形態はどうかなど導入に向けて現在検討中でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） これも新聞の報道なんですが、隣の市原市米沢でも一昨年このバイマスタウン構想を作成いたしまして、ことしからこの竹の粉碎機を導入して堆肥化に取り組むという計画があるそうです。大多喜でも竹の町でありますので、今課長さんが言われましたとおり、ひとつ前向きな検討をよろしく願いいたします。

では、議長、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

◇ 志 関 武 良 夫 君

○議長（正木 武君） 次に、8番志関武良夫議員の一般質問を行います。

志関武良夫議員は一問一答方式です。

8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 私は、住む環境整備と学校の統合問題についての2点の質問をさせていただきます。

この住む環境整備については、昨年度の9月の定例議会においても人口増の対策、そういう問題を絡めまして質問させていただきました。この住む環境整備については、私ども人口増対策にも大きく影響しますので、今から3年前に山形県のほうにも私は足を向けて視察に行ってきました。そういう中で山形県のほうは非常に結婚を村でありますけれども小さい村で非常に人口が減少しているということで、このままにしておくと衰退してしまうというようなことで村を挙げて取り組んだということで、今は成功しております。そういう村を視察してきたわけですが、今回はこの関連でもございます永住者を確保していくためには、住む環境整備が不可欠だと私は思います。今大多喜町ではそういった整備が近隣市町と比較しますとおくれているのではないかと、そういうふうに思います。今後居住人口をふやしていくためには、一刻も早く整備をしていく必要があると思いますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

この環境整備といっても、人口に大きく影響しますので、この点についても町長の考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

お願いします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの志関議員のご質問でございますが、住む環境整備についてということでございまして、これは昨年9月の第3回の定例会でも志関議員さんよりご同様の質問をいただいたところでございます。確かに生活する上でライフラインであります道路や水道というものが欠かせないのは、これはそのとおりでございます。

そこで、これまでの住宅の開発の状況というのは、大多喜町では事業者負担により開発しているところでありますが、なかなか町がその開発を見込んで先行的な投資というのは今までもしてきませんでした。なかなか財政的な中で難しいということで事業者負担に開発をお願いしているところであるわけでございます。これは財源確保とかいろいろなりスクのことを考えますとなかなか難しいところではございます。

しかしながら、今ご質問をいただきました中にありますように、住宅整備の促進が見込めるようなところ、可能性のある部分については投資に対する需要というものを検討した上で、十分にやはり判断されればライフライン整備というのは可能であると考えています。また、本町における住宅整備の促進が見込める地域というのは、なかなか多いわけではないですね。本町は確かに約130キロ平米という非常に広い行政面積を持ちますが、7割が山林でございます。そして、平野部というのが30パーセントなんです、そのうちのやはり今あいている用地というのは大変農振地域が多いということで、なかなかその用地としては多いわけではございませんが、やはり地域的には大多喜地区から上瀑地区のほうにそういう住宅建設用地があるのかなというふうに考えておるところでございます。

今後は、財政の状況というものを見据えながら、その辺のライフラインにつきましては推進してまいりたいと思っておりますが、昨年の中3回の定例会で質問をいただきました中で、この5か年の中でそういう事業も取り入れているところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 町長の答弁の中に、そういう前向きな姿勢が伺われておりますけれども、これは町長のやはり選挙公約の一環でもありますので、一刻も早くこういった事業を町を挙げて率先してやらないとやはり人口の減少の歯どめにならない。人口減少が今どんどん進んでいる中で、何とかやはり人口の減少を食い止めていこうという考えがあれば、町を挙げてこういった問題に取り組むのが必要ではないかなと私は思います。今町長のほうからそういうお言葉をいただきましたので、これからもそういう点につきましては、町を挙げて一刻も早くそういう整備を進めていただきたい。

それと、1級町道の面ですが、下大多喜から増田線のあの途中に住宅が十四、五軒建っているんですが、あのところで部落のほうから水道を引いている。その管が非常に細いんです。そのためにあそこに建っている家庭ではタンクを上にも水をためて、水圧をかけてやっていると、そういうような状況が今出ているんですね。そういうことはやはり生活をしていく上で、安心して安全な環境を整えてやらなければ、私は住む人が住まなくなるのではないかと、そういうふうに考えるんですが、そういった点についても町として調べて、もう少し配慮したことを取り扱ってもらいたいというふうに考えております。これはお願いですから、ぜひそれはやっていただきたいというふうに思います。

それと学校の統合問題ですが、現在老川と西畑小学校の統合については、やむを得ないよ

うな状況が生まれてきております。しかし、総元、大多喜、上瀑、こういう小学校においても統合問題についていろいろと議論をされていますが、現在では生徒の育成等に対しまして現在の状況の中では必要だと思いますが、こういう状況ができてくる状況が何年も前からわかっていたにもかかわらず何の対策もとってこなかった。責任はやはり行政のほうの大きな問題だと私は思います。大金を投じて小学校の建設、体育館の建設、そういうものを進めてきたにもかかわらず、今になって生徒が少なくなったから統合問題を取り上げるというようなことは、前町長のときにも私も言いましたけれども、そういう問題はわかっていたんですよ、わかっているにもかかわらず何の対策も何もとってこない。それでは減少するだけの問題であって何ら対策にはならない。そういう点について、人口対策を今後どういうふうを考え、また統合問題をどういうふうに考えているのか、ちょっと伺わせていただきたいと思っております。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの質問の前に、先ほど最初の質問のものでございますが、多分峯之越の配水管の布設のお話だったと思うんですが、これは5か年の中で24年度で実施の予定で今組んでおりますので、私は昨年3回の議会から即現地も踏査しまして、やはりすぐ予算、設計等も見まして、大体の全体のものもつかみましたので、この5か年の中で、24年度の中で事業ということで進めるところでございます。

それでは、ただいまの学校の統合問題についての質問でございますが、特に人口増対策についてでございますが、これは確かに本町に限らず地方の自治体にとりましてはみんな同じ悩みを抱えていくところでございます。この問題も大変大きな課題であるわけでございます。

私も町長になりまして、昨年人口問題研究プロジェクト会議の答申をいただいたところでございますが、その中でもありますように、私もその提言につきましてはほぼ私と同じ考えであったかなという思いであるわけでありまして。

まず1点目は、若い世代の方の子育てというんですか、その環境を充実していく必要があるという提言もいただいております。そのとおりでございますが、先ほども答弁させていただきましたが、このハード面につきましてはもう既に充実しておりますので、これからソフト面をどうやっていくかということで、いろいろ私も私案の中にあるわけでございます。そういったことをまた強化してまいりたいと思っております。

また、先ほど苅込議員さんのほうからの質問もありましたが、この未婚の男女ですか、人

口の約20パーセント、20代から40代ということで、これは先ほども苅込さんからこういう提案はどうかということでいろいろ貴重なご意見をいただいたところでございます。

また、近隣市町の中では市原市が最近よく新聞に出ておりまして、確かにそういう機会をつくることによって結婚される男女の方が非常に多かったと。先月でしたか先々月でしたか発表のありましたのは、たしか100人ぐらいの交流会の中で17組が誕生したということでございます。私どももその辺の情報をいただきながら、これから3回、4回と続けて何とかそういう結婚にこぎつけられればと、そういう機会の場づくりということがまた私どもの大きな仕事で、先ほど申しましたようになかなか個人の中に立ち入るのは難しいんですが、そういう機会の場を提供するというところで進めてまいりたいと思います。

また、2点目でございますが、この人口問題研究プロジェクトの2点目の中で、若い世代の方々が大多喜町で生活できるような就業場所ということでありますが、これも先ほど苅込議員さんとラップをすることでございますが、私も1年余りになりますが、非常に地域に今あります事業体のトップの皆さんと頻りに交流をしているところでございまして、またその企業の皆さん方の情報、また皆さんの知っている企業さんが大多喜に来られないかという、そういった情報も含めましていろいろ親密な情報交換の中で今進めているところでございます。

またそういう意味では、先ほど申しました圏央道のそういったものもにらみながらのものであろうかと思えます。やはり何といたしても、このあれは民間資本をどうやってこの町の中に生かしていくかということだと思んですが、これはやはり町の財源では限りがありますので、できるだけ民間資本というものを町と一体の中で、協力して企業誘致ということに進めてまいりたいと思っております。

それから3点目ですが、これは住宅建築がしやすいということで、これも提言の中にあるわけです。住宅が建てやすいような環境ということで、これは1点目の質問とやや似通っております。そういうことで、今やはり住宅の可能性のある地域というのは、私もいろいろ町内を踏査したんですが、やはり大多喜地域、それから上瀑地域というところが住宅の適地かなと。しかしこの農振地域というものの除外をどうやって外していくかということも大きな課題でございますが、やはり大変財源も厳しい中ではございますが、住宅可能な用地につきましては整備をしていかなければならない、そういう投資をしてまいりたいと思っております。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） ありがとうございます。今までの行政は、返事はするけれどもなかなかやらないと、そういうような考えが非常に強く思われるんですが、人口と環境整備、これは連動するものですから、ぜひそういったものについて積極的な考えの中で進めていただきたいというふうに思います。

私の2点の質問につきましては、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩いたします。この間に昼食をとっていただき、午後は1時から会議を再開します。

矢代監査委員には、午後欠席の旨申し出がされており、これを了承しておりますのでご承知を願います。

（午前 11時 51分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 57分）

◇ 小 高 芳 一 君

○議長（正木 武君） 一般質問を続けます。

4番小高芳一議員の一般質問を行います。

小高芳一議員は一問一答です。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それでは、私のほうも通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきますと思います。

まず最初に、町道以外の舗装についてということでお願いをしたいと思います。

実は、議員も地区の住民との懇談会ということでいろいろ住民の意見を吸い上げているところでもありますけれども、ある区に行きましたところ、これは区民館というか集会所なんですけれども、そこの進入道路が舗装されていないということで舗装の陳情がありました。普通ですと、当然ながら公共性の高い利用度の高いところ、こういう部分については当然舗装されるものだというような認識でいたんでありますけれども、町道の認定をされてない道でありますので、当然町のほうは舗装しないということになるわけでありまして、本来

の住民の生活環境の向上という部分からすれば、当然こういう部分についてはまず真っ先に舗装してもいいだろうというような思いがあります。

そこで、この舗装の実施基準というのは、当然条例等あるいは条例の中で規約なり規則なりで縛っておると思うんですけれども、この辺はどうなっておるのか、その辺は十分考慮して舗装してあげるべきではないかというような思いがあります。そしてまた、先ほど苅込議員や志関議員からありました住宅としての基盤整備の部分でありますけれども、町長の答弁でもありましたけれども、今までは行政が積極的に宅地なり住宅を提供するというようなことでありましたけれども、もう行政にそんな余裕はない。これからは民活を、あるいは行政と一緒に民間とそういうものを整備していくんだというようなことであるし、当然そういう方向に全国の自治体のほうはいつているところでもあります。

そういう意味からしますと、そういうインフラの整備、水道とか道路とかこういう部分というのは、町道の認定がないと舗装がされないわけですね。ですから、将来宅地として有効に基盤整備という部分でなるという見込みがあるんなら十分に舗装してもいいのではないかという思いがあります。そこで、こういうところについて舗装をするような条例改正と申しますか、基準を変更してやったらいいのではないかと思うんですけれども、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 町道以外の舗装実施についてというご質問でございますが、現在、町道認定道路であれば、使用状況等を考慮し舗装を実施しております。認定町道以外の道路でありましても、次のような要件をすべて満たす場合は舗装の実施も可能と考えます。

1 点目といたしまして、地元要望による全面的な土地の承諾が得られていること。2 点目として通行量が多く交通の安全上舗装の必要性が高いことなど、町道に準じるような道路であれば舗装が可能と考えております。

道路につきましては、開設時の目的によりおのずと管理区分が変わるものと考えますが、その後の状況の変化により町道としての要件を満たした時点で認定を行い、建設課にて舗装工事を行うことがございます。しかし、農林道につきましては、開設時に際し農林関係の補助金により実施された道路でございますれば、一定期間形状の変更等はできませんので、公共施設がある場合であっても、建設課での舗装はできないものと考えております。

なお、舗装の実施基準を変更すべきではないかということでございますけれども、現在これにつきましては実施基準がございませんので、今後も必要性を考慮いたしまして実施して

まいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ありがとうございます。今までですと町道認定をされなければ絶対だめだというような話でずっときていました。今課長のほうからそうではないよというような話がありましたけれども、それはどういう基準といいますか、条例なり規則なり規約なりでうたわれているのか、あるいはその辺は逆に言えば、町が条例をつくってやるということは、公平・公正、そのために条例をつくってやるわけで、それ以外にはみ出た部分はどうやって救うのかということで今回質問をさせていただいたんですけれども、それ以外もできるということであれば、どこでもできるのかと、その縛りは何もないということなんでしょうか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） まず、町道以外ということでございますけれども、地元からの要望で全面的に土地の承諾を得て、なおかつ幅員が3メートル以上ということもございまして、土地についての寄附の同意とかそういうものが得られているということ、そのほかに中に公共施設とかあって交通量が多くて、どうしても舗装が必要ではないかというような場合には、町道と同等の基準を満たしているというようなことで認めてまいりたいと考えております。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それは、さっきお聞きしましたからわかるんですけれども、その部分はどういう規則で、規約でうたわれているのか、あるいはうたってあるのか。例えば建設課長がそういう認識でおられて、次にこれから課長も当然かわられると思うんですよね。そのときにはきちんとそういうものというのは規約なりでうたわれているのかどうかということ、その点をお聞きしているんですが、どうなんですか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 町道認定基準というものがございまして、これに当てはまるものであれば、現在認定されていないものであっても認定してやりたいというふうに考えております。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ちょっと質問が悪いのかよくわかりませんが、町道以外の部分のことを聞いているんですけれども、その部分は普通だったら舗装されないんですよ。今課

長の答弁だと地区の人たちの総意があれば大丈夫だという話ですけれども、その部分というのは何の規則で縛っている話ではないので、それは規約なりできちんとうたっているんですかということをお尋ねしているんですけれども、そういうことは規約等であるんですか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 舗装についてということでございますけれども、舗装については規約とかそういうのはございません。使用状況とかそういうものによって判断している場合でございますけれども、それについては何らかの規定と基準を設けていきたいというふうには考えております。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） わかりました。その解釈が課長によってどんどん変わってきちゃうと困るから、今ずっとお尋ねしているので、その点はそれぞれの課長がかわったら変わることのないように、解釈の違いがないようにひとつお願いをしたいと思います。

それから、もう1点なんですけれども、農林道の場合には農林課の担当ということで建設課ではできないというような話がありましたけれども、この前の懇談会の中で行政側とお話したときには農林課のほうは別に舗装をしても問題ないという回答をいただいているんですけれども、建設課のほうではできないという今の答弁ですけれども、それはどういうことなんでしょうか。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） この前の多分懇談会の回答のお話だと思いますけれども、農林課の見解としましては、基本的には農林道については地元で維持管理をしていただく、その中で材料支給という制度がございます。舗装の材料を支給するという形で地元で施工するという形であれば、可能なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ちょっとこの前の話と私のほうの受け取り方が違ったのか、ちょっと違うような感じがするんですけれども、例えば基盤整備をして7年間というものは会検があるから変更してはならないというようなことがあるんですけれども、その中でも上に舗装するだけはいいよというような答弁のようなことであつたと思うんですけれども、この縛りではできないということなんです、確認をしておきます。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 確かに県の補助金要綱の中で7年間という縛りがございます。ですから、その影響は全く受けないかという、その辺は県と協議をする必要があるかと思えますけれども、確実に可能だということであれば7年後以降というふうになろうかと思えますが、県のほうでその舗装はいいよということであれば、その辺の確認はまだしていませんけれども、いいよということであれば可能なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） わかりました。基本的には一番住民が多く使う利用度の高いところですから、行政側とすればそういう法律的なこともいろいろあるんでしょうけれども、一般の住民からすれば非常に頻度のある場所ですから、ぜひお願いをしたいという要望があるわけでありまして。これはきょうの質問は、別にその地区だけではなしに大多喜町全体の中で公共性の高いもの、そういうものについては真っ先にそういうことは行政サービスとしてやってあげべきだろうと、そこに条例の縛りがあってはできないから、条例の縛りがない、縛りがあってできないという部分、そういう部分で公共性の高いところ、そういうものを救ってあげてほしいよという部分でお願いを申し上げておきます。

それから、住宅の基盤整備といいますか、住宅をこれから民活である程度造成をしながら、そういうものを人口対策なりあらゆる部分で、活性化の部分で当然必要になってくる話ですよ。そこに今度は民間が入ってくると、なかなか行政サイドの例えば道路の舗装という部分では、非常に入りにくい部分があるんだろうと思いますね、民間が整備をして宅地をして、水道を引いて、じゃこれを販売しようか、道路が舗装になっていない、買う人はこんなそばではとてもじゃないけど買えないよと。それは町の基準から言えば、家がいっぱい建って、それで町道として利用になったら舗装をしますよという部分が本来の姿だと思うんですけれども、それではなかなか住宅の基盤整備という部分では逆におくってしまうのではないかと、そういう部分は十分に対応できるようにしたほうがよろしいのではないかとということで、舗装の部分で質問をしたんですけれども、その辺の回答があればお願いをします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いわゆる民活という中での話を先ほどいたしました。住宅を若い方々が建てやすいようにということでインフラ、道路、水道、電気はもちろんまた別途のものでございますが、そういう道路、水道につきましてというところで現存、今可能性のある見込みのあるということで進めてきょうも話をしていくところでございます。

それで、先ほどの農道というものにつきましては、補助事業の中でつくっているということとございまして、形状を変えるということは補助事業を返還ということにつながりますので、これはなかなか形状を変えることは難しいんだと思いますが、ただ、舗装につきましては先ほど農林課長も答えましたように、実際に補助をしてくれる課ですか、省ですか、そこにいろいろと協議の中でできるということであれば、形状の変更のない中で舗装ができるということであれば、それはまた十分可能性があると思います。

それから、もう一つは今住宅を建ててからでは遅いではないかということとございしますが、まず私がきょうも答えておりますのは、現在の中でも現状でそういうインフラを整備すれば建てられそうな可能性のあるところも何点か私も踏査しております。そういうところをまず先に進める話になりますが、それ以上につきましては、またこれからいろいろと踏査をしまして、まだ可能性があるところを探しまして、町として対応できるところはしてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それでは、ぜひそういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

海洋センター、そして中央公民館、この利用料の見直しについて質問をさせていただきたいと思います。

平成21年4月に海洋センターの利用料の改定が行われました。当然このときに中央公民館のほうも行われたわけでありましてけれども、21年の4月で今23年の3月でありますので、ほぼ2年ほどたつわけでありましてけれども、当時値上げということではなしに、基準を一律にするんだよという話で改定を行ったと思います。そしてほぼ2年間たちましたので、ある意味結果といえますか、そのことによってどう変わったのか結果が出てくるわけでありまして。そこで施設によっては、場所によっては大幅な値上げという形になりました。一方では逆にかなりの引き下げをした場所がある、こんなようなこととありますので、現在どんなような状況になっているのかということでお尋ねをしたいんですけれども、ちょっともらった資料によりますと、B&G、海洋センターのほうですけれども、年間の20年度の利用者、年間4万8,147人、21年度が4万2,958人でありました。金額のほうはと申しますと、もらった資料ですけれども20年が349万3,350円、そして21年度が323万6,090円でありました。何らかの特別の理由があるんだと思います。ざっと計算しても5,000人、6,000人減ってきています。特に体育館の部分が大きく減っていると思います。体育館が20年度が1万4,673名で、21年度

が1万191名ということで減っております。

一方、納付額は20年が体育館のほうは35万4,010円、21年度は82万8,240円ということで、利用料は当然大幅に体育館の改定のほうは行われましたふえています。そのほかにも第2体育館、それからプール、若干でありますけれども、テニス、野球場、雨天練習場、これあたりは前年度より減っている、多少ですけれども減っているというような状況になっています。こういうことなんで、本来のB&Gの目的といいますか、海洋センターの目的の町民のスポーツ振興とか、あるいは健康増進の観点からすると、もう一度見直しはしたほうがいいのではないかというふうに思います。

また、公民館のほうでありますけれども、5年間は見直しをしないと、両方そうなんですよけれども、何か不都合があればその5年後にやらなくても十分に別に問題がある話ではなしに、逆に言えば今の問題を解決するために、早目に改定をしたほうがいいのではないかというふうに思うんでありますけれども、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） ただいまの質問で、海洋センター及び中央公民館の利用状況について見直しをしたかどうかということでご質問をいただきました。その内容についてお答えさせていただきます。

海洋センター全体の利用者数は、料金改定前の平成20年度と改定後の21年度を比較しますと、先ほど小高議員がおっしゃいましたとおり、4万8,100人から4万2,900人におよそ5,100人減少しました。この理由なんです、大多喜高校の体育館改築が平成20年度に行われまして、その間、海洋センターの体育館を延べ4,400人が利用しました。21年度には大多喜高校の体育館が完成して、海洋センターのほうには来ないようになりましたので、その人数が大きな減少の原因と考えられます。そのほかの一般の利用者数につきましては、おおむね例年並みであったという認識をしております。

使用料につきましては、施設全体で349万3,500円から323万6,090円に約7パーセント減少しましたが、減少分は料金改定がまさに影響していると推計されます。使用料の収入が大きく変わりました施設は、先ほど議員さんから申し添えていただいたとおり、体育館とテニスコートが大きな原因と考えられます。体育館につきましては、改定前の1時間あたり使用料の平均額としまして379円でしたが、そこから30パーセント引き上げてコート1面当たり500円に改定しました。使用料収入は35万4,010円でしたが、翌年度は82万8,240円に増加しました。

また、テニスコートにつきましては、1面1時間改定前が600円でしたが、改定後に260円

に引き下げまして、使用料は年間で109万470円から64万1,190円に約41パーセント減少しました。こちらの考えた回答を小高議員さんから相当話していただいたんですが、ダブルかもしれませんが、平成21年度の改定につきましては、受益者である利用者に応分の負担をしていただくことによって、負担の公平性を確保することを大きな目的として料金改定を行いました。料金の設定は、類似施設の維持管理に要する費用を平均しまして、1平方メートル1時間当たりの使用料金単価を算出して、町の類似施設使用料金単価を統一することで、利用者負担の均衡を図ったものでございます。また、算出された使用料金単価が、改定前の使用料を大幅に上回る場合は、急激な負担増とならないよう段階的な上昇となるように配慮も行われております。

先ほどの体育館の料金なんですが、平均団体、個人、それから大人、または学生で料金が違うんですが、平均しますと改定前が379円でした。先ほどの単価計算をした場合の1平方メートル1時間当たりの計算結果が2.41円となります。体育館の面積を掛けますと、海洋センターの体育館ですが、1時間で1,750円となります。ですから、改定前の379円と比べますと非常に高い金額となりましたので、急激な負担増とならないように急激な負担がある場合は改定の上限を30パーセントとするということで379円を500円とさせていただいたところで

す。

ご質問いただきました改定をもうちょっと早目に見直しをしたらいいんじゃないかという質問であったんですが、現在の施設使用料は、今申し上げましたとおり町全体の施設の料金について算出方法の根底から見直したものでございますので、もうしばらくはこのまま様子を見たいと考えております。したがって、今後の料金改定は予定どおり5年後の平成26年からを目安としたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 一つ申し上げておきたいと思います。海洋センターの使用料の件でありますけれども、一律の基準の中に運動といいますかいろいろな体育館を使う部門の中に、団体でやるやつと、あるいは個人でやる競技といろいろあると思うんです。そうすると、団体は相当人数がいるからある程度負担にはならないけれども、個人競技に使う人たちというのは相当料金が上がってしまう、この辺をぜひ考えていただきたい、その点を一つぜひお願いをしたいのと、もう1点、公民館の件でありますけれども、いろいろな団体が使われております。学校関係とか老人クラブ、子供会、文化サークル、あるいは官庁、行政、その他と

いうことでいろいろな業種の方が使われておりますけれども、この辺のところはみんな行政や官庁であっても使用料はお支払いするようになっているのか、学校関係も含めてその辺をお知らせをちょっとお願いしたいのと、これは大多喜町ばかりではなくて近隣の市町村も、例えば我々もほかの地区、町、市に行ったりすると使ったりすることもあります。大多喜にまた来るそういう団体もあると思うんですけれども、大多喜だけ料金をもらうということになると、非常にほかの市町村から見ると、何だ大多喜はというような話になるようであります。そういう声もちょっと聞くんでありますけれども、その辺の関係はどうなっておるのか、その辺の改善策があるということであればお願いをしたいと思います。

では、すみません、それだけ答弁をお願いします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 今のご質問は、町内の住民が利用した場合と、町外の住民が利用した場合の違い、それからもう一つは、行政の事務の運用に際して会場が必要となる場合の料金、他の市町村と若干の差が出ているのではないかというご指摘だと思います。

大多喜町ではその対応につきましては、基本的に減免規定を設けましてその規定の適用で運用の金額の差を縮めるように、要するに現実に合ったような金額にするよう努めているところでございます。ただし、先ほどおっしゃいましたよその町でいろいろな行政関係の協議会を開いたときの料金、また大多喜の会場を使って開いたときの料金は、それぞれの町の規定がありますので事実違って、ほかの町では無料で大多喜では有料であるということも正直現在でございます。その協議会からいろいろ相談を持ちかけられることが過去にも何度かありましたが、一応大多喜は平成21年に、こういう考えで料金を統一させていただいたので、その金額でいましばらくは運用していただきたいということで、各協議会等をお願いをしているところでございます。

あとは実際に先ほど申し上げました減免規定を設けまして、できるだけ余分な負担とならないよう規定の運用をしっかりと、今現在運用をしているところですが、また、現実的には開きがあるのも事実です。先ほど申し上げましたとおり、この状況もこのままでは非常にまずいということではないので、できれば26年までこのままいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） わかりました。基本的に受益者負担ということで料金を取っているん

だと思っんですね。公平性の観点からということでもありますけれども、しかしながら、その利用料で支出をすべて賄えるものでは全然ないわけで、受益者負担の一部としてもらうという観点でありますので、これでその部分の収入支出を合わせようという話では全然ないわけでもありますので、その辺も十分考慮いただいて、改定できるものは改定するし、もっと利用する人が多くなるような利用体系を、5年後にしかやらないということでもありますけれども、それにこだわることなく、そういう観点も入れながらひとつ見直しのほうをお願いをしていただきたいと思っます。

次の質問に移りたいと思っます。

次に、小・中学校の統合及び教育のあり方について質問をさせていただきたいと思っます。

今までも議会の中でいろいろ統合の問題も出ました。きょうも志関議員のほうからもお話がありましたし、過去にも私のほうも統合問題でお話したことがあります。今24年に向けてということで住民との意見交換会、検討会が実施されています。そこで本来だったら議会のほうも当然本当に大多喜町にとってどういう形がいいのかを、議会としての意見も十分考えなくてはならないと思っます。まだそこまでいっていませんので、私のほうから個人的でありますけれども、この問題についてどういう考えなのかいろいろな部分から議論をさせていただければというふうに思っています。

そこで5つ項目を分けて質問をさせていただきたいと思っます。

1つ目は、住民との意見交換会で教育課のほうから、小・中学校の適正規模、適正配置に係る基本方針というのが出されまして、そこでそれぞれの地区の住民と意見交換会をやっているということでもありますけれども、この基本方針が示された経緯、そして、その内容、経過、こういうものはどういうことでこういう基本方針が出されたかをお伺いしたいと思っます。

次に、検討委員会、今2回目ですか行われているということでもありましたけれども、町の基本方針はこれですよというふうに示されました。そうすると、そこにやはり集約していくというか、そこが基準になるというような気もするんですね。この前の西中の体育館の件でも、西小の体育館の件のときも話したけれども、いろいろな選択肢があるではないか、今ある学校をもっと活用するようなことも必要な部分もあるし、組み合わせも別に西小と大多喜小でなくたっていいではないか、いろいろな選択肢があると思っんですけれども、そういう部分を可能な限り拾うべきではないか、そういう中で検討をするということも必要ではないかというふうに思っます。

3番目には、これが例えば2つに小学校がなって、今のところ24年は老川と西小でありますけれども、統合によると普通は財政的の部分も本当はあるわけでありまして、これはどういふふうに変わっていくのか、財政的にどうなのか、その部分をお聞かせ願いたい。

それから4番目に、各地区に学校があることによって、地域の活力や均衡ある発展、こういふことで今までそれぞれの地区に立派な小学校をつくってきました。こういう目的といひますかそういう中でやってきたのは、これはどういうことになるんだ、それから学校の統合は、学校というのには本当に地区と密接な関係があります。今までもそれぞれの地区の特性を生かして多様性や個性や地域力、こういうもので教育をやっていくんだよというふうな方向であったと思うんですけれども、これはそれぞれの地区に本当に自分たちの学校をどうしたらいいのか、こういうことを議論してもらって、その結論をもっと尊重してもいいのではないかと、そういうふうにするんでありますけれども、町としての見解を伺いたいと思ひます。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） ただいま学校統合につきまして5つのご質問をいただきました。それに順次お答えさせていただきたいと思ひます。

まず1問目としまして、基本方針の経緯及び内容、経過についてでございます。

児童数の減少が著しいことから、平成20年度に各小学校で意見交換会を実施しまして、平成21年度に老川地区と西畑地区の保護者を対象にアンケート調査をしました。その結果は、少人数教育の充実や通学方法の改善などさまざまな意見がありましたが、統合もやむなしとの意見が多数あったことにつきましては、去年3月の議会全員協議会で報告したとおりでございます。

教育委員会では、少子化問題に対処するには統合による学校再編を進める必要があると考へ、近い将来には中学校2校、小学校2校となるのが方向性として妥当との見解を持ったところでございます。また、学校統合について保護者や地域住民の意見を取り入れて理解を得ることが重要との考へから、町全体としての学校適正配置検討委員会を設置し、同時に各地域での意見交換会を実施することとしました。

検討会や意見交換会において検討のたたき台となるように、学校適正配置に係る基本方針を平成22年12月に策定して、それぞれの会議で示してきたところでございます。基本方針の概要は、まず学校は集団の生活の中で豊かな心、確かな学力、健康、体力などを身につけさせ、心豊かでたくましい人間の形成を目指す場であること、集団教育のよさを生かしつつ、

個々に応じた多様な教育の展開を実践するには、1学級の児童数が20人から30人程度が望ましいこと。

次に、具体的な方針は老川小学校の児童数減少が著しく、平成24年度には入学児童が2名まで減少することから、早急に老川小学校と西畑小学校を統合すること。

次に、総元小学校と上瀑小学校は今後も一段と少子化が進む見通しなので、複式学級の発生時期を目安に大多喜小学校と統合すること。

以上が基本方針の概要でございます。

町全体の検討委員会は、去年12月に1回目、ことしの2月に2回目の会議を開催しましたが、現段階では少子化問題に学校統合などの対策が必要であることとの見解は共通しているものの、まだ一つの方針にまとまるというところまでは至っていません。地域ごとの意見交換会議も並行して実施中で、各地域で意見交換内容を検討会上げて、町全体の意見としてまとめていく予定でございます。ことしの8月までには一定の結論を出して早急に対応すべき統合事案につきましては、直ちに実践していきたいと考えております。

2問目でございます検討委員会には可能な限り選択肢を示すべきではないかという質問ですが、今までの検討委員会や地域意見交換会で基本方針として検討のたたき台を提示することで、できるだけ多くの具体的な意見をいただく予定でしたが、かえって住民の誤解と混乱を招いたことを今反省しております。現段階では基本方針の内容は極めて妥当と認識しておりますが、今までの会議でほかの統合の組み合わせや小中一貫教育、及び少人数での教育を継続するなどの住民からの意見に十分にこたえられなかった部分もありますので、その可能性についても調査研究を深めまして、検討会や地域での意見交換会へ情報提供をしていきたいと考えております。

3問目の統合により財政的にどう変わるのかというご質問でございます。

まず、学校の維持管理費ですが、小学校5校の過去3年間の決算額を平均しますと、年間で6,620万円で1校当たりおよそ1,324万円となります。この中から学校の数には関係なく児童数の人数割に要する経費を差し引くと、統合による町負担の経費的効果は1校当たりおおむね1,000万円となりますので、基本方針どおり小学校5校が2校に統合となれば、年間3,000万円の経費節減となります。

また、統合で遠距離通学となる場合の措置は、地域公共交通も含めて今後検討をしていきますが、単純にスクールバスを運行した場合を試算してみますと、町全域で年間2,000万円程度の費用が新たに必要となる見込みでございます。そのほかに学校建設時に借り入れた起

債の返済がまだ残っていますので、学校を閉校する場合は、閉校時に借入れの償還残額を一括で返還する必要があります。基本方針どおり小学校を2校に統合して3校を閉校した場合には、一括返済すべき未償還額は閉校する3校の金額となりますので、平成22年度末で3億5,700万円程度が一括で返還する対象金額となります。

4問目、各地域に学校があることによる地域の活力、均衡ある発展はどうなるのかということですが、小学校5校の建てかえが平成12年の老川小学校で一巡して10年余りが経過しました。その間にも人口は減少傾向にありまして、特に少子化は一段と進んでいる状況ですので、地域の振興も大切なのですが、それ以上に児童の教育環境の確保を優先したいと考えますので、今までの地域ごとに1つの小学校という考え方を変えていかなければならないと思っております。

地域振興や学校施設及び跡地の活用につきましては、地域の意見を聞いて、また全町的な行政施策との調整を図りながら、地域振興に効果的となる施策を企画調整部門と協議していく予定でございます。

5問目の質問ですが、学校統合は各地域と密接な関係があり、地域の特徴や多様性、個性、地域力など地域の結論を尊重してはどうかということですが、教育委員会では地域の意見をできるだけ尊重するために検討委員会を実施しているところでございます。地元の学校は残したいという意見がどの地区でも根底にありましたが、保護者の意見としては大勢の児童の中での教育環境を望む声も多いという感触がありました。学校の再編に一番影響を受けるのは学校に通う児童・生徒でありその家族です。保護者の意見や希望を大切にしたいと考えております。

先ほども申しましたとおり、現段階では基本方針の内容は極めて妥当だと認識しておりますが、保護者や地域の方々が納得して、各地域でまとまった結論となれば尊重すべき貴重な意見として、今後の検討に反映するよう伺わせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 一気に回答をいただいたので、どこからということに困るんですけども、まず簡単な話、財政の面からちょっとお聞きをしたいと思います。

5つの小学校、それから2つの中学校、建設費は総額でどのくらいかかりましたか。それから、現在の起債残高は13億円程度あると思うんですけども、簡単に結構ですからそれぞれの学校の償還期限、あと何年でそれぞれの学校は償還が終わるのか、その辺のことを説明

をまずお願いをしたいと思います。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） ただいま学校の建設費がどれくらいかかったかということと、各学校の起債の状況についてご質問をいただきました。

起債の償還期限については今ちょっと手元に資料がございませんので、起債額についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、学校の建設費なんですけど、毎年修繕とかがいろいろありまして、非常にばらつきが多くとらえづらいいところもありますので、校舎本体の建設費について各学校の内容を発表させていただきます。

まず老川小学校なんですけど、平成12年に建築しまして総事業費が6億5,620万円です。そのうち一般財源は8,330万円かかっています。西畑小学校は、平成5年に建設しまして総事業費は10億2,483万8,000円です。一般財源は4億6,442万4,000円かかっています。総元小学校は、平成2年に建設して総事業費は5億9,665万5,000円です。一般財源は2億8,336万3,000円です。大多喜小学校は、平成9年に建設して総事業費は12億6,818万7,000円です。一般財源は5億3,171万8,000円です。上瀑小学校につきましては、昭和63年に建築しまして総事業費が4億2,393万6,000円、一般財源が1億4,053万8,000円です。

小学校全体では、総事業費で言いますと余り意味がないのかもしれないんですが、一応合計しますと39億6,981万6,000円です。そのうち一般財源が15億3,362万円です。合計の国庫補助金は10億925万4,000円です。起債の地方債なんですけど14億5,720万円になります。

中学校2校なんですけど、西中学校は平成20年8月に建設しまして、事業費が4億4,010万5,000円です。一般財源は6,826万5,000円です。大多喜中学校につきましては、昭和51年、52年に火災による建築をしましてから平成17年、18年に耐震による大規模な改築を行いました。その分の両方を合せまして総事業費が8億2,294万円です。一般財源につきましては2億1,893万円です。

学校の建築に関しての費用なんですけど、今発表申し上げましたとおりでございます。

続きまして、各学校の建築時の起債の残額がどれくらいかということなんですけど、学校ごとに。

（「課長、ちょっと時間がありませんので、簡単に結構であります」の声あり）

○教育課長（高橋啓一郎君） そうですか。

起債の残額なんですけど、老川小学校がおおよそ1億5,000万円、西畑小学校が8,800万円、総

元小学校が1億1,000万円、大多喜小学校が2億2,000万円、上瀑小学校が9,100万円、西中学校につきましては2億2,000万円、大多喜中学校については3億400万円。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） すみません。どうも詳しくありがとうございます。

財政的なことで、今の建設費のことはちょっと後で触れたいんですけども、基本的に統合しても小学校が2つになったとしても1,000万円の経費が浮くという、1,000万円といっても相当大きいとは思いますが、そういう感じであるということでもわかりました。

この基本方針を出されました。1つ疑問に思うんですよ。それはここの基本方針の中で理想的な学校の規模というのは本当にあるんでしょうか。複式学級がこれから発生したときに統合を考えるとということでもありますけれども、複式学級そのものはそんなに教育にとってマイナスの部分なんじゃないでしょうか。集団教育のよさをうたっていますけれども、今までは少数できめ細かな教育をという話でありました。そういう教育をもっと充実させるということも一方ではあるだろう、そしてクラスがえをして人間関係を固定化しないようにというような基本方針も示されていましたが、1つになってもクラスがえをできるクラスではありません。

こういう部分から、果たしてこの基本方針って先ほど課長のほうからこれは最大の方向だというような話がありましたけれども、本当にそうなんですか。今までいろいろ教育をいろいろな形でやってこられたと思うんですけども、その結果はどうだったんでしょうか。果たしてこれが理想的な教育はこういうふうだと言えるんでしょうか。すごく疑問に思うんですね。今まで先ほど学校建設費、総額で相当な金額になりますよね。50億円以上ですか。大多喜町はほかの市町村から比べるとすごく施設は立派だと、大多喜に来るといいよという部分はよく言われました。これだけお金をかけていけば、当然施設そのものは相当外に誇れる話でしょう。

では一方、これほど施設をかけていい子供たちが育ってきた、それはそうなんじゃないけれども、一方ここまでかけなくても同じように子供たちは立派に育つ。環境がよければ育つという話であるんでしょうか。逆に環境が厳しい立派な子供が育つということも一方では言える部分があるんじゃないかと思うんですね。

今回、時間がありませんから簡単に話しますが、このような基本方針が本当にいいのかという検証というのが、我々は教育のプロではありませんので施設そのものはぜひお願いをしたいということであれば、議会でも行政でも一生懸命でやるんでありますけれども、

一方で教育の基本的なものは、こういう施設と中身の問題両方があるので、施設をこれだけかけるんなら私なんかはもっと中身にかけろよと。幾ら立派な施設をつくっても中身がだめだったら何にもならないではないか。

前の教育長はこう言っていました。幾ら施設を立派につくっても小高さんだめだよ、中身がなくちゃだめだよと。これだけのお金があるんだったら、あるいは統合してそのお金は多少浮く可能性、あるいは投資を今までしたわけですけれども、これから今度は逆に統合するというような方向であります。何もかけてはいけないということを言っているのではなくて、考え方そのものが今度は施設を統合するというので2つにする。2つにする理由は、こういう適正規模が教育にとって一番いいですよ、こういうことを集団教育でやるのが一番いいですよというふうな理論づけで統合をやるんですけれども、そうではないだろうと。中身をもっときちんと充実をさせる、資質を向上させる、そっちにどんどんお金を使うべきだろう、統合はそのために必要なんだということであれば理解できるんですけれども、ただ単に今までの方向を変えて、今度はある程度の規模があったらこれは教育できるんだから統合だよというのは、ちょっと私には納得ができない部分があるんです。

ですから、本当に教育というのは何だ、そういうことをやはり考えながらの統合というのをぜひ検討していただきたいと思います。

質問のほうは終わりたいと思いますけれども、教育長なり町長、私の考え方に見解があればぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） きめ細かなご質問をちょうだいいたしまして、お答えするのに非常に難しいところがございますけれども、理想の教育、きょうの千葉日報に出ておりましたが、時代とともに変わってきて、新しい今までゆとりの教育から学力重視という言葉が出てきて、小学校6年間で今度1,200数十時間多くなる。中学校では年間100数時間多くなるというデータが出ておりましたけれども、時代とともに少しずつ変化する教育の理想でございますが、子供をいかに育てるかというのは、昔は確かに貧乏の中で育てて、子だくさんの中で育ててきましたから、それらを子供たち同士で、兄弟同士で育てることもかなり可能でございましたし、またその規範意識等も育ってまいりました。しかし現在は非常に少子化で、子供を大事に大事に家庭で育ててまいりました。そのために友達同士での規範意識、そういうものが非常に薄れてきているということが言えると思います。

それから、さらに少人数であればあるほど、昔はそれこそ今で言いますと分校の教育がきめ細かでもよかったと言われておりますけれども、そこの分校に通う先生そのものもやはり大変だったんです、授業を行うのにも。同じ時間帯に2つの学年の勉強を教え込んでいかなければならないということでありました。そのために大変な努力をし、また昔の先生はいろいろな生活の中から、自分がこういうふうに教えていったらいいなというのを身につけてきて、その学校に赴任してくださいました。しかし、今は少子化でありながらそのための勉強をする先生方の機会、そういうものが非常に薄れてきて、2学級教えるのに、2つの学年を同時に教えるのに非常に困難さを感じているわけです。ですから正直申し上げますと、小さい学校に行って複式の担任をあんたやってくださいよと言ったときに、果たして喜んで来てくれるかなというのが大きな疑問でございます。

確かに人数が少なければ少ないなりに行き届いた部分があるかもしれませんが、中身は2学年同時に教えたり教わったりしながら、一生懸命勉強してすごくよかったよという意見もあるんですけれども、ではその分、その学年のものをもっと一生懸命やったらもっとよくなるのではないかという意見が多いわけでございます。したがって、小さい学校であればあるほど大変だということ、先生方の役割分担も非常に多くなってきて非常に困難さを感じているところでございます。理想の教育のためには、人数的にもあるいは学校の職員の立場からも、できたら統合して人数を少しでも大きくして、複式でなくして育ててあげていただけたらと思っております。

それから、特色あるという言葉が出てまいりましたけれども、それぞれの学校で、今西畑と老川が仮に統合したとしても少人数でございます。西老地区の特色を生かした教育が今後ともなされていくものと考えております。そのほかといたしましては、学校を建築してから10年を経ますと、その後の跡地の利用について公共施設に使うと償還の猶予でしょうか、免除でしょうか、課長さん、何かありましたですね。

(「免除をされる場合があるということです」の声あり)

○教育長(田中啓治君) 公共のために跡地を使うと、そういうふうになるということも言われております。

ちょっと長くなって申しわけありませんでした。

○4番(小高芳一君) 終わりですから、ありがとうございます。いずれにしてもいい結果が出るように、いろいろな部分で議論をしながら、本当にこれがいいというふうな形をぜひお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（正木 武君） ここで10分間休憩とします。

（午後 2時01分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番小倉議員が体調不良のため早退いたしましたので、ご承知ください。

（午後 2時12分）

◇ 江 澤 勝 美 君

○議長（正木 武君） 一般質問を続けます。

3番江澤勝美議員の一般質問を行います。

江澤勝美議員は一問一答方式です。

3番江澤議員。

○3番（江澤勝美君） 私は、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、任務の終わった公共施設の後始末ということで、大きく2つに分けて質問をさせていただきます。

その1点目といたしまして、栗山の配水池、二の丸の浄水場、紙敷の浄水場、また2つ目といたしまして、環境センターの可燃物焼却炉と煙突の後始末、3つ目につきましては、現在使われております面白浄水場の今後の対応についてということで、3点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、長年町民の生活を支えてくれました配水池、あるいは浄水場であります。今平成21年度水道事業に関しては企業会計で行っておりまして、水道の運営にはかなり厳しい現況であります。その21年度の決算の中から本当に一、二抜粋でちょっと数字を述べさせていただきたいと思います。

給水収益といたしまして21年度は3億905万9,995円、これは他会計補助でありますけれども、これが7,350万円、県の補助金といたしまして2,207万9,000円、それで当年度純損益でありますけれども1,074万3,859円。固定資産税でございますけれども、これは土地、建物、機械その他もろもろを計算いたしまして42億828万1,018円これが固定資産であります。それで今企業債として借入されている金額が21年度現在で19億3,983万4,492円、こういった水道会計であります。

大多喜町は町民の方々から水道料金が高いよと言われておりますけれども、広大な面積を要する大多喜町でありまして、その中でいわゆる維持費、そういうものはかなりかかると思います。なお、町民の方々から水道料金をいただいておりますけれども、一般会計あるいは高料金対策等で約半分ぐらいは補てんされております。原水価格としてはかなり高いものがありますけれども、そういった厳しい中ではありますけれども、次の問題について質問をさせていただきます。

栗山に配水池があります。これは平成19年に役目を終わりましたして廃止されました。この土地は個人の私物であります。年間6万5,000円で借地料を払っております、面積は770平米であります。この場所については文化財保護指定区域ということで厄介な網がかかっております。しかしながら、もう役目が終わりましたけれども、やはり個人の土地でありますので早いところ何らかの始末をしてあげなければいけないのではないかとということで、どのように今後考えておるのか、まず最初にお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 水道室長。

○水道室長（磯野道夫君） まず長年町民の生活を支えてくれた水道施設で、老朽化に伴い任務が終わった場所の後始末をどう考えているかというようなことでご質問でございますけれども、栗山配水池等につきましては、平成19年4月に南房総水道企業団からの受水により廃止されたところでございます。この施設をこのまま放置しておくことは危険性を伴うことや、景観的にも問題が生じると思われますので、早急に取り組まなければならない事業であると認識しております。これらの施設の撤去に要する費用は莫大になると思われますので、現在の水道事業会計での対応では非常に厳しいものと思われます。

ご指摘のありましたとおり、栗山配水池につきましては、現在借地であることから取り壊しも考えたところでございますが、当施設の進入路は文化財の区域であることや、急坂で狭小な幅員であり、取り壊しに要する工事車両が入らないような状況であり、作業も容易でないと判断でき、経費もさらに膨らむものと思われます。

このようなことから、当面はこの借地分につきましては買収を視野に入れ、所有者と交渉をしてみたいと考えております。それ以外の施設につきましては町有地となっておりますので、何年に実施という確約はできませんけれども、財政面を考慮しながら計画的に解体撤去を図ってみたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 3番江澤議員。

○3番（江澤勝美君） 買収を視野にということでありまして、普通の評価価格よりも高くても、やはりそれで用事が済めば、そして安全性を保つことができれば買収をしてそのまま当分の間は残す、そういうのも一つの方法かなということも考えております。そういった面で今後個人の地主の土地なので、地主さんとよく協議をしていただいて、いい方向性を生み出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目でありまして、次は紙敷浄水場と二の丸浄水場についても、どのように考えておられるかちょっと伺います。

○議長（正木 武君） 水道室長。

○水道室長（磯野道夫君） 二の丸の浄水場及び紙敷の浄水場につきましては、やはり平成21年4月に、これも南房総水道企業団からの受水により廃止されているところでございますが、この施設につきましてはやはり危険、あるいは景観的にも問題が生じると思われますので、取り壊しを検討したいと思いますけれども、先ほども申し上げたとおり、財政面でかなり厳しいものがございまして、何年に実施するという確約ができませんが、財政面等を考慮いたしまして、計画的に撤去を図ってまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 3番江澤議員。

○3番（江澤勝美君） 二の丸と紙敷浄水場については、これは土地は町の土地であります。ですから、右から左というわけにはいかないと思います。でもやはりこの浄水場についてもきちんと安全性を確保した上で、年次計画を立てて、何年後にはどこそこということで計画的に進めていってもらいたい、そのように考えます。そういうことでぜひお願いしたいと思いますけれども、その点どうでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの質問でございますが、栗山、二の丸、紙敷の浄水場の施設が廃止ということの中で解体ということでございますが、私はこれは担当課とも実は早速現地を見てまいりました。先ほど課長の答弁にもありましたように、栗山浄水場につきましては非常に莫大なお金がかかるということ、また民地ということで、先ほど申しましたように、一つの方向性としてはとりあえず用地買収で時間をかけてやろうということなんです、また、二の丸、紙敷、特に紙敷につきましてはろ過器が鉄板製のものでタワーが高いものから、近隣からこれだけでも早く壊してくれという要望もあるようでございます。この点につきましては、今早速どの程度かかるかということで試算をさせているところでございます。

二の丸につきましては、確かに解体する場所としてはそんなに難航をきわめるものではないと思いますが、いずれにいたしましても江澤議員さんのほうでも水道の状況をよくおわかりのこととございますが、実際町で7,300万円、同じように県で高料金対策で同じ金額7,300万円何がしということで、約1億4,000万円ちょっと、いわゆる補助をもらっているわけです。その上でなおかつ赤字を出しているというこの状況の中で、なかなかこれを今計画的に出すというのは難しいんですが、これをやるために、まず最初に私ども水道の担当とも協議していますのは、まず有収率をどう上げていくか、この有収率の改修をしていくこと、それから先ほど申しました固定資産、いわゆる資産ですね、これがやはり3億数千万円の売り上げに対してこの資産というのは余りにも大き過ぎる。まずこの借金の圧縮、こういったことを含めまして、まずやはり全体的に1億円近くぐらいの圧縮をしていかなければいけない、そういう全体の過程の中である程度計画を立ててまいりたいと思いますので、これはちょっと簡単にはいきませんが、長期になります計画を必ず立ててまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（正木 武君） 3番江澤議員。

○3番（江澤勝美君） 水道水は何ぼ赤字になっても、これは町民の絶対の生活水でありますので、ここで赤字だから廃止するというわけにもいきませんので、いろいろな面で町長の手腕を期待いたします。

次に、環境センターの可燃物と焼却炉、煙突の撤去について、確かに聞きますと煙突の撤去だけで1億円とか2億円とかと言われてはいますがけれども、やはり今一番心配するのは地震だと思っんですね。煙突の上には雨が入らないようにふたをしてあるそうですけれども、もう煙突自体やはりひび割れも入ってきていますし、下へ1級町道が通っていますので、万が一の場合には、えらい事故になった場合には、やはり町民また皆さん方には町にとってもかなり困ると思いますので、金がかかるからつくるのと同じくらい、それ以上にかかるかもわかりませんが、やはり計画性を持って撤去すべきではないかと思っんですが、その点ちょっと伺います。

○議長（正木 武君） 環境生活室長。

○環境生活室長（磯野道夫君） 環境センターの可燃物焼却炉と煙突の後始末についてということとございますが、環境センターの焼却施設につきましては、平成14年12月からダイオキシン類の規制により焼却業務を行っておりませんが、それ以降ペットボトルの仕分け作業や新聞、雑誌、段ボール等の紙類、持ち込み可燃物、リサイクル品の保管場所として使用をし

ております。

解体撤去につきましては、現在夷隅郡市2市2町による広域ごみ処理施設を計画しており、本年1月に国に交付金の申請を行ったところでありますので、その契約の進捗状況を見ながら解体をする方向で協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 3番江澤議員。

○3番（江澤勝美君） そういう方向性で検討をしているということでありますので、安全性を保つためにも一日も早く撤去ができればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、面白浄水場でありますけれども、今使用されております面白浄水場もかなり老朽化が進んでおまして、改修工事にはうわさだと15億円とか20億円とかという高額な金額がかかるよというふうに言われておりますけれども、やはりこれは生活水でありますので、これを改修するのか、あるいはもっと安く加圧ポンプをつけて南房の水を使うのか、そういう選択肢もあると思うんですけれども、私はこれ以上南房の水をふやしてもらいたくないんですね。ということは、もう南房の本管も館山まで173キロですか、これは単線なんですよね。どこか1本事故があればこれを頼った場合には、大多喜町は3日も4日ももう水が出なくなりますよ。横山と面白浄水場の取水しているその部分しか使えないということで、大部分がやはり非常に困る状況に私はなると思ひます。

そういう面で、やはりこの面白浄水場も今の取水で金がかかってもやるべきだと私は考えますけれども、その点意見があつたら伺ひたいと思ひます。

○議長（正木 武君） 水道室長。

○水道室長（磯野道夫君） 面白浄水場の今後の対応についてということでございますが、面白浄水場は建設後40年以上経過しており、浄水設備が老朽化していることや、素掘り隧道による導水路のため、漏水や土砂の堆積による閉塞も危惧されております。このようなことから、次期5か年計画の中で施設の更新を事業計画といたしまして盛り込みましたので、ご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（正木 武君） 3番江澤議員。

○3番（江澤勝美君） 計画してくれてあるそうですので、やはりとことんいけなくなつてからということではなくて、早目に計画を立てて、新しい浄水場ができるかどうかというふうな方

向にするかわかりませんが、活用できるまで今の施設が使えるように要望して、簡単でありますけれども、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（正木 武君） 次に、1番野中眞弓議員の一般質問を行ないます。

野中眞弓議員は一問一答方式です。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 私は、3点にわたって一般質問をしたいと思います。

1点目は農地の売買許可に際しての確認体制の拡充ということと、2点目は予防ワクチン接種率等の向上対策について、3点は健康づくりについてです。

まず、第1の農地売買許可に際しての確認体制の拡充ということについて質問いたします。

最近、立て続けに農地のトラブルについて相談がありました。具体的な話はこちらに置いておきますけれども、今全国的に国の農業政策の間違ったと言わせていただきますが、農業がますます衰退し、遊休農地がふえています。それから、高齢化も進行しています。そして農地が特に企業に対して動かしやすいように農地法も改正されました。こういう事情から今後農地の所有権、つまり売買がふえ、それに伴ってトラブルもふえるのではないかと心配されます。

農地の個人の売買の場合は、必ず農業委員会の許可が必要ですので、農業委員会が少し手を加えることによってトラブルを減らすことができるのではないかと、住民の財産を守ることができるのではないかと、こう考えまして以下ただしたいと思います。

過去3年間において大多喜町においてはどのくらいの3条に基づく農地売買が行われているのでしょうか。

2つ目は、3条における売買許可を下すに当たり、地権者などの立ち会いは不必要なことに法的にはなっているようですが、この許可を下すに当たりの地権者の現地確認というのを一つ入れることによってトラブルが防げるのではないかと思うのですが、そのところはどんなふうにお考えになるのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） ご質問の農地転用、農地の所有権移転の関係ですけれども、3条

ということで、これは農地のまま所有権を移転するというものでございます。過去3年間の農地転用の件数ということでございます。3条についてということでございますので、19年度から申し上げたいと思います。19年度が12件、それから20年度が13件、それから21年度が15件、ちなみに22年度、本年度ですけれども2月末現在で9件ということでございます。

続きまして、2番目の売買許可をおろすに当たり現地立ち会い等を実施する考えはないかということでございますけれども、先ほど議員さんも申されたとおり、農地法が平成21年度に改正されました。農地の所有移転については農地法第3条及び5条が適用され、農業委員会に申請されます。第3条の農地の所有権移転については、町内に住所を有する人は町の農業委員会において許可ができます。町外に住所を有する人及び5条の転用を伴う所有権移転の場合は都道府県知事、4ヘクタールを超えるものについては農林水産大臣の許可というふうになっております。

3条及び5条を申請する人はいずれも町の農業委員会へ申請されますので、担当地区の農業委員及び事務局、必要に応じ申請人を含め現地の調査の上、許可及び意見をつけて県に送付しております。ご指摘のとおり高齢化の進行によるトラブルが発生する可能性もあることから、現在、現地調査は実施しておりますが、農業委員会とも協議の上、さらに十分な現地調査を行い、トラブルが起らないように対応をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 地権者が立ち会いをするというのは、今は法律ではやらなくてもいいことになっているんですよね。だけれども許可を出すに当たり農業委員会事務局は現地の調査をしているわけですよね。その現地の調査に地権者を呼ぶということは、今伺いました年間の売買件数を見ますと、ほぼ月1件くらいの割合ですので、そんなに煩瑣なことではないと思うんです。私のところに相談があったのはどんな事件かという、1件はいろいろなほかのトラブルもあるんですけれども、本人は売った覚えがない、にもかかわらず所有権が人のものになっていた。ほかの実印とかそういう関係も絡んではいるんですけれどもそういう1件です。もう1つは、全く売った覚えがないのに、他人からその土地はもう自分の土地だと言われたと。買った方は、その土地を買ったつもりなんだけれども実際は人様のものだったわけです。お金を払った人と違ったわけですね。そういう行き違いというか、地権者が立ち会うことによって、そういうトラブルは本当に避けられると思いますので、大多喜バージョンとして許可を下すときには、やはり地権者の立ち会いが必要だということをどこかに要

綱なりでやっていただきたい。

先ほどもどなたでしたでしょうか、担当が違くと変わってしまうおそれがあるので、きちんと規則化してほしいというような一般質問がありましたけれども、ぜひそのようにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 町としてこれは決めていいのか、あるいは農業委員会のほうで決めるのかちょっと判断に迷うところですが、いずれにしても今の担当ではそういう解釈をしても後々の問題があるよということのようですので、その辺は農業委員会とも十分協議をして考えていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） では、その件はその方向でお願いしたいと思います。

大きな質問項目 2 点目ですが、予防ワクチン接種率等の向上対策についてです。

12月議会で子宮頸がんの予防接種が予算化されました。そのとき担当から予算の根拠を資料としていただいたのですが、接種率が80パーセントということで計算されていました。私はこれからの医療というのは基本的には早期発見、早期治療ではなくて、その病気になる前の予防がより大切だと考えていますので、80パーセントの接種率で計算するのはちょっと甘いのではないかと感じております。そのとき同時にいただいたそのほかの予防接種の接種率を出していただきました。そうすると、ものによってはですけども90パーセントから16パーセントまで非常に幅がありまして、こんなにせつかく予算化されているのにもったいない話ではないかというのが率直な感想でした。ですから、何とか接種率を上げて病気にかからない、ずっと健康でいられるまちづくりがもっと押し進められるようにするべきではないかと考えて質問をするわけです。

私は、平成22年度の10月末現在の接種率の資料をいただいたのですが、実際はこの3年間どういうふうに予防接種の接種率が推移しているのか伺います。

2つ目は、受診券が届くのですけれども、あるよその自治体の議員と話をしているときに、受診券に無料受診券とか割引とは言わないんですけども、人の心をくすぐるような表現で受診券が配られると。そうすると無料なんていうと何だか行かなきゃ損をしたような気になりそうな気がするんですね。そういうちょっと上品ではありませんけれども、割引受診券とか、無料受診券とか、そういう工夫もしたらどうかなと思うのですけれども、いかがでしょ

うか。

以上2点です。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 予防接種の関係のご質問でございますけれども、予防注射の接種率についてでございますが、まず予防接種の状況を申し上げますと、幼児あるいは児童等の予防注射の接種率につきましては、全体では70パーセント前後でございます。過去3年のデータにつきましては細かくは申し上げますが、予防注射の種類によっては90パーセント前後の接種率でもあり、必ずしも接種率が低いとは言い切れないところもございます。

また、高齢者のインフルエンザ等につきましては60パーセントぐらいでございますが、接種していない方は在宅で外出する可能性が低い方、そういう方が接種をしていないというふうなのが聞くとところによりまして現状のようでございます。しかしながら、ご指摘のとおり予防接種を行うことによりまして、症状の悪化や重篤にならないための、ひいては医療費の抑制にもつながるものでございますので、今後も接種率の向上には努めてまいりたいと考えております。

2点目の受診券の件でございますけれども、幼児の予防接種については、母子手帳の発行時に予診票をすべてお渡ししてございまして、集団の予防接種につきましては該当者個々の接種日や会場についてははがきによって通知をしております。また、高齢者のインフルエンザの予防接種につきましては、該当者すべてに予診票をお送りして接種を受けることのできる医療機関ですとか、予約の方法等を周知をしまして予診票をお送りしてございまして、今後受診券というふうなことでございますけれども、それについては今のところ考えてはおりません。予診票の送付に際して、今後も予防接種の大切さですとか、町の助成制度、そういうものを加えて周知をしましてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 受診率の向上ということについて言えば、年をとると文字を見るのは大変嫌になります。ですから、今防災無線がどうも利用しづらいんですけれども、防災無線をもっと有効に使うということが考えられないでしょうか。例えば冬に向かってからは、インフルエンザの予防接種をどうぞお早目に済ませてくださいとか、そういうことも含めて、例えば夏が近かったら日本脳炎のおそれのある云々とかというふうなことで、耳からいやだし、聞きたくなくても入ってくる手段というのは、高齢な人にとっては必要ではないかと

思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） ご指摘のとおりでございます。ことしですか、小学校、保育園でインフルエンザがかなり頻繁にはやりました、学級閉鎖等が小学校、保育園等で行いましたので、そのときに防災無線で呼びかけもしました。確かに字で見るより耳に入ったほうがいいという、人によってもいろいろかと思えますけれども、今後も今議員さんのおっしゃるとおり、耳で伝える方法も検討といいますか、取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 期待しております。

次なんですけれども、ところがこの予防接種というと必ずしもプラスだけではなくて、もう何万分の1、何十万分の1の割合で重篤な副作用が出ることも現実なわけです。ようやく私も2年前にヒブワクチンをとということで早く実現を促したのですけれども、最近解禁された細菌問題が起きて、死亡者が何人か立て続けに出たということがありますが、その辺の兼ね合いをどういうふうに考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） ちょっと通告にはないご質問でございますけれども、ただいまきょうも、けさもそうですね。夕べのニュース、あるいはけさのニュースでもやっていたヒブワクチンと小児の肺炎球菌、これを同時接種を実際に今やっています。その同時接種をすることによって、今全国といいますか、西側がどういうわけか多いんですが、5名のお子様が無くなったというふうな情報を得ています。それによりまして厚生労働省からけさ千葉県を通じてメールが来まして、少しの間小児の肺炎球菌とヒブワクチンについての予防接種は自粛するよというふうなことでございます。

これはを野中議員さん、あるいは藤平議員さんから、前々から町で助成を考えたというふうなことで、平成23年度、来年度からそれを町としては助成を考えたわけでございますけれども、今現在助成はしていないんですが、個人的にやっている、個別でやっている方もいらっしゃいますので、その辺を周知をするのも、ほとんどテレビで今報道していますので、結構お医者さんも自粛するよという医師会を通じて医療機関にそういう周知が出ていますので、恐らくお医者さんも実際にはやらないでいただけるというふうに私どもも確信しておりますので、改めてしないよというふうな、今町で助成は23年度4月からの助成でござい

ますので、町のほうから改めてしないようにというふうな周知は今は考えておりませんが、状況的にはそういう状況です。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） わかりました。よろしくお願いします。

3 点目は健康づくりについてですが、私は後期高齢者医療制度の議員として出させていただいておりますし、国保運営協議会のメンバーにもさせていただいておりますが、その会議に出るのがとっても気が重いです。なぜかという、毎年毎年医療費を値上げして、その値上げがどこにはね返ってくるかという保険料にはね返ってくるわけです。特に国民健康保険で言うと、今こちらのテーブルと後ろにいらっしゃる傍聴の役場の職員の方々は、給料をもらって収入の中からその5パーセント前後の保険料を引かれるんですけども、国民健康保険というのは、もうご存じのようにお金がなくても、収入がなくても払わなければならない。本当に収入のない方は、7割、5割、2割の軽減があるけれども、多少所得のある方は所得割までごっそりかかってきて、収入の十何パーセント、収入と所得と違うんですけども、所得の十何%というような保険料を払わなければならない。特に子育て真っ最中の若い人たちにとっては大変なことだと思うんです。

もちろんそれは町の責任ではなくて、国が医療費の負担分をこの25年間で2分の1に減らしてきた、そここのところに根源はあります。町のほうも飯島町長になってから、一般会計からの繰り入れで住民負担が軽くなるように措置をとるようになりましたけれども、それでも焼け石に水です、本当のことを言えば。これは何とかしなきゃならないのではないかと、医者にかかるな、口が避けても言えません。

ここに最近いただいた町のアンケート結果がありますが、住民が町に何を望んでいるか、回収率は1,000件送って44.3パーセントですけども、問5の中に、「あなたは今後のまちづくりにおいて大多喜町をどのような特色ある町にすべきだと考えますか。次の中から2つまでに丸をつけてください」。一番多かったのは200人の人が丸をつけた、人にやさしい保健、医療、福祉の充実した健康福祉の町というのが1番に上がっております。住民が何を一番望んでいるかという、健康で暮らせる、安心して暮らせる町なんだということが住民の意思です。

そこで、保険料を安くさせる、医療費にお金をかけないということもありますけれども、何より人は健康で暮らしたいものだという願いを持っています。しかし、医療にお金をかけ

れば健康や長寿が保証されるわけではありません。よその資料なんですけれども、例えば医療費が一番高い福岡県、医者代にお金を一番かけているわけですけれども、では平均寿命が一番高いかというところではありません。医療費が一番低い長野県。長野県はどんなイメージかというところはやはり長寿の県だ。一体そこには何が違いがあるのか。住民と行政が一体になって病気を防ぐ活動に大多喜町も取り組む時期にきているのではないかと考えます。この一般質問は、いましたからあしたワクチンにお金を払ってくださいというように、ほいきたとできる問題ではありません。住民の意識を徐々に変えていかなければいけないことですので、私はまちづくりの方向性として合意が得られたらなと思って、きょうの一般質問をいたします。

新しい言葉なんですけれども、大多喜町でもソーシャルキャピタルの強化ということを目指してほしいと思うのですが、どう考えるでしょうか。

2つ目は、これは長野県の制度です。長野県は今、全県に保健補助員というのが千何人いらっしゃるそうです。長野県は保健指導員です。ごめんなさい、何でもいいんですこれは仮称だから。その長野県の保健指導員制度のようなそういうものも、大多喜町でやってみる考えはないか伺いたいと思います。

それからもう一つは、健康な体は健康な食生活がつくる、健康な食生活は健康な食糧が、食べ物がつくる。健康な食べ物をつくるのは健康な土壌だということで、農業、食生活の改善、あるいは食育、そして医療、介護まで含んで町全体が健康づくりに取り組んでいる町があります。そういうところの取り組みもやはり学び、私たちの大多喜もちょうど農村地域ですので、こういう総合的な健康であることを核にしたまちづくりというものを、これから先追求する考えはないか、そのことについて伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 野中議員さんご指摘のとおりでございます。町民だれしもが生涯健康で健やかな人生を送りたいと願っておりますことは、十分私どもも認識しております。

そんな中で3点のご質問でございますが、いずれも関連性があるものでございますので、まとめてお答えをさせていただきたいと思っております。

近年、地域の人々の間のつながりや協力を促す要素をソーシャルキャピタルという名で呼ばれ、概念化されつつありますけれども、都市化や核家族化等の要因から、従前はご近所づ

き合いも盛んでお互いがお互いに世話をやいたりすることが日常的に行われておりましたけれども、昨今では隣同士の地縁が希薄になり、地域の中で孤立する高齢者がふえていくことが懸念されております。

その中で注目を集めているのが野中議員さん、新しいお言葉とおっしゃいましたソーシャルキャピタルという概念でございます。このソーシャルキャピタルは協調的な諸活動を活発化することによって、社会の効率性を改善できる信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴と定義がされております。

野中議員さんのご質問の意図からは、協調の信頼関係を確立する意図として、仮称で保健補導員制度の導入についての考えはないかと問われましたけれども、これについては現在、町に食生活改善推進員という組織がございます。この方々により食育に対するさまざまな教室等が開催されております。今後この組織を中心とした食育のみではなく、地域住民の健康づくりに関してもあわせて推進していただく方法と、新たに食と健康を合せて、さらに食材の生産までを含めた組織づくりを行い、健康づくりは食物からの観点での推進を図る方法があるかと思っておりますので、今後このような組織の枠を広げて、住民と行政が一体となった健康づくりの推進の町として誇れる健康なまちづくりをつなげていければと考えております。

そのまず基盤となる話し合いの場を設けるなど、少しでも町民が健康に対する意識が傾くように考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 大変よくまとめられていて、私もまさしく健康づくりは野菜づくりから、その土づくりから健康づくりをやろうと今取り組んでいるのは紹介させていただきますと、福島県の西会津町というところなんですね。肥料はやり過ぎるな、人間も野菜もミネラルのバランスのとれたのがいいんだということで、土壌検査をして、肥料は入れないでミネラル分をぶっ込んで、元気なミネラル分のたっぷりした野菜をつくる。その中で例えば町長の著作を見たり、私はそこの町の助役さんともお話をしたんですけども、ポリープを取りに病院に行くといった職員が、もうポリープが消えていた、本当に体のバランスがよくなれば、病気のほうから消えていくんだという例が載っていました。

今そこの西会津町は、その野菜をミネラル野菜として道の駅とか、あるいは特注で産直で注文が来て送るとか、それから、東京の市場に送るとかして高い値段で取り引きがされている。町の一つの特産物化され始めてきている。町の経済にも役立つし、健康づくりにも役立つ

つ。やはりこういう総合的な取り組みを役場の中では課の壁を取り払って取り組んでいただきたいと思います。

もちろん大多喜町の特徴ではないかと思うんですけれども、住民と一緒に町長は協働のまちづくりということをおっしゃっておりますけれども、かなり前から大多喜町って、役場がセットして、そこに住民をさあさあと、それで何か役場がお膳立てしたところに住民が上げ膳据え膳で何かするというそういう傾向が強かったように思うんです。でもこの健康づくりを中心にしたやり方は、住民が中心になって動けるような意識改革を役場が黒子になってやらなければ、住民が動かなければ動かない。でも1回動けばそれはずっと浸透していけるものだと思うんですね。ですから、ぜひしゃかりきになってやっていただきたいと思うのですが、いつごろから取り組みますでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 具体的にいつごろからとおっしゃられましても、なかなか内部的にどういうふうな形で持っていくか難しいところがございますので、お答えしかねるところもあるんですが、今、西会津町のお話をされましたけれども、大多喜町は大多喜町に合った健康づくりの事業計画、それにあわせて農作物の農林課ともタイアップをしながら、土壌から野菜からそういうものを含めた健康づくりに向けた、大多喜町に合った健康づくりをしてまいりたいとは思いますが、来年からすぐやりますとか、再来年から始めますとかという話はちょっとここではしかねますが、そういうことを十分検討するだけのものはあると思いますので、そういう方向でいるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） もう一点、この町はいろいろな改善をしていく中で、国保料も下がったし、医療費も下がったんだけど、新たにやはり生活習慣病というか、糖尿病がふえたり、肥満がふえたり、喫煙者がふえて肺がんがふえたり、あるいは高齢者は平均寿命は伸びたんだけど虚弱な高齢者がふえて、介護保険の要介護者がふえた、それでは困るということで、町の計画の中に要支援者の介護度を進めない。例えば要支援2から要介護1にするのに、すぐではなくて1年間を置こうとか、2年間を置けるような健康づくりをしようという具体的なスケールを持っているんですね。だから、成果が見えるそういう計画の立て方もこれからは必要ではないかと思うんですけれども、ただお題目だけ減少させようではなくて、具体的な到達目標が見えるような計画をこれから先は立てていただきたいと、特に健康福祉課関係では必要ではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） ちょうど来年、23年度老人福祉計画、介護計画が来年度策定する年度に当たりますので、そういう中で単なる長生き、あるいは痴呆や要介護期間を延ばすだけの長生きする意味ではなくて、健康で暮らせる期間を延ばして長寿で暮らせる社会づくりというんですか健康づくりといいますか、そういうものを踏まえた介護保険計画や老人福祉計画の中にそういうものを取り入れて、計画づくりをしてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） その方向で介護保険も国民健康保険も、がんがん保険料が下がるような、そういうまちづくりをしていただきたいということを重ねて要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

以上で通告のあった6名の議員の一般質問はすべて終了しました。

これで一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 3時10分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時21分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第5、議案第1号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それでは、議案第1号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明をさせていただきます。

本条例の一部改正につきましては、昨年10月の千葉県人事委員勧告におきまして、自宅に係る住居手当の廃止をすることが勧告され、千葉県ではこの勧告を受けて昨年12月定例議会に関係条例の改正議案を提出し、可決されたところでございます。自宅に係る住居手当につ

きましては、国では既に廃止がされておりますが、本町これまで県の給与改定に準じまして、一般職職員の給与改定を実施していることから、県の給与改定に準じ、自宅に係る住居手当の廃止をしようとするものでございます。

次に、本文改正の内容をご説明いたします。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条中第2項を削り、第3項を第2項とするということでございますが、この改正内容につきましては、第2項で自宅に係る住居手当の支給に関する内容を規定しているものであり、みずからの所有に係る住宅に居住する世帯主である職員には、月額1,000円の住居手当を支給し、住宅を新築または購入した職員にあっては、その家を新築または購入した日から5年までの間は4,300円を支給するという内容の規定でございますが、この規定を削り、自宅に係る住居手当支給規定を廃止するものであります。

また、第2項を削ることから、第3項の規定を第2項に繰り上げるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項、これは改正条文は割愛させていただきますが、附則第1項につきましては、この改正条例の施行期日を定めるものであり、改正条例を本年4月1日から施行するという規定でございます。

次に、附則第2項につきましては、条例改正後の新築または購入住宅にかかわる住居手当支給に係る経過措置を規定するものでありますが、本年4月1日以前から引き続き改正前の条例の規定により、本年3月支給分の住居手当が4,300円支給されている職員については、改正前は住宅を新築または購入してから5年を経過するまで4,300円を支給されることとなっておりましたが、平成23年度中は月額3,000円に、平成24年度中は月額1,500円を支給し、平成24年度中の支給をもって廃止する内容の経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 質問は2点あります。

1 つは、この住居手当の廃止による影響はどういうものがあるか伺いたいと思います。

もう1点は、町内企業の住居手当はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） ご質問の初めの住居手当の今回の改正でどのような影響があるかというご質問でございますが、先ほど言いましたように1,000円のものはこの4月から支給されなくなります。

なお、今まで4,300円を支給されていたものにつきましては、段階的にその支給額を削減し、24年度の支給をもってゼロとするということになりますので、まず各年度ごとに申し上げますと、23年度中に住居手当がこの改正によって減るのが52万7,400円、24年度が61万1,400円、25年度で62万1,600円ということで、合せて176万400円程度の住居手当の削減といえますか支給がなくなるという形になります。

それともう1点ですね、町内の企業の住居手当がどのくらいかということのご質問でございますが、このご質問についてはちょっと私のほうで町内企業の住居手当の支給状況を調査してございませんので、今お答えできませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 町長にお伺いします。

従業員、あるいは役場の場合は職員ですけれども、職員への住居手当の支給ということについて、町長は住居手当に対する基本的な考え方はどういうふうなのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま住居手当につきましての質問でございますが、まず住居手当につきましては企業によってはいろいろ項目によってつけるところもありますし、つけないところもあるわけでございます。これは給料の支給形態によるところなんですね。もともと住居手当というのは、最初はそういう手当というのは恐らくなかったんだと思います。それで、高度経済成長の中でいろいろそういう手当というものがどんどんついてきたという中でございます。

今回の職員のいわゆる住居手当でございますが、確かに若い方が住宅を建てますと、やはりちょっと若干きついかなどはと思いますが、それなりの給料になっていきますとそれほど大きな影響はないのかなと思っています。ただ、全体的にはやはり私がもといいた会社でもそうなんです、私どものいた会社の今の社長なんかもそうなんです、年俸制ということの中でそういうものは廃止しておりますが、いろいろ各社によって民間はそういうことで工夫をしながらやっているようでございます。ですから、必ず住居手当がなくてはならないということではなくて、一つの手当の中であるものですから、役場の職員にとっても確かに若い方

にとってはきついかもかもしれませんが、それなりの給料の方にとってはそれほどの影響はないかなと思っております。

正直、若い方にかわいそうだなとは思いますが、これは全体的な方向性の中でできておりますので、これはご理解いただきたいと思っております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思いますがお異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 私は反対の立場から討論をさせていただきます。

反対の根拠は、大きく分けて2点あります。

1つは、まず1つ目ですけれども、今回のこの住宅手当の廃止は公務員給与削減の一環として行われてきているものでありまして、このことによって何が改善、日本経済がよくなるかとか、大多喜町の財政がよくなるかそういうことはなく、ただひたすら組合のない公務員に対する攻撃の一つだと私は考えられます。先ほど町長もおっしゃいましたけれども、本当に若い人にかわいそうです。

公務員がこの住宅手当をなくしたことにより、民間はますます住宅手当をなくす傾向になっていくだろう、そういう点では今まで公務員給与というのは、ずっと経済の下支えをしてきた。この下支えがなくなるということで、給与労働者にとってはより深刻な事態を招きかねないおそれがあるということが反対理由の1つ目です。

2つ目は、周辺の世間の動きはどうかということで、私は飯島設備さんを初め、小倉土建さんを初め、町内の主立った企業に住居手当の支給の有無、それから出しているとするばどのくらい出しているのか伺いました。7社に伺いましたところ、全くそういうものは出していないというのが2社、過去には出していた、それから転勤者には出しているというのが2社、あとの3社については一律に1万円世帯主に出していますよという企業もありますし、独身者で親の家に寄宿している、親の家に住んでいる独身者は一律1万4,000円だけ

ども、独身でもアパート住まいをしていたり、あるいは自分の持ち家に住んでいる人については、もう無条件で2万円を出している、あるいはいろいろな基準があるけれども、概して1万円前後から3万円前後の住居手当を出していますと、これが町内の住宅手当の企業の実態です。

私の調べた7社のうちで、大多喜町は最大の職場です、組織的な。世間並みということを考えても、大多喜町が住居手当を出すことについては、これは異存のないことだと思います。しかも額から見るとどこの民間会社よりも安い額です。

もう一つ、今回県下一律ということではなくすという動きだそうですねけれども、自治体としてこの住居手当は夷隅郡市の中でも各自治体ばらばらでした。大多喜町は新築の人たちに対して4,300円を5年間出しました。勝浦市は3,000円でした。御宿町は2,500円です。それぞれの自治体が自分の自治体の懐状況、職員の状況に応じて自治体らしく独自に額を決めていたわけですね。それをみんな一律というのは、自治体としてのプライドがやはり許さない、こういう気概を持っていただきたいなと思います。

この2点で私は議案第1号の大多喜町一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対といたします。

以上です。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 反対討論をした方は、いつも職員のことになると非常に熱弁を奮って、なかなか下げることにしましては非常に厳しいというか、ふだんの言動と違って甘い対応をしています。しかしながら、私は国はもう即やめたと、それは国がもう行革、現在の財政状況いろいろなことを考えてすぐやめたいと思います。本来なら大多喜町もそれでもいいと思います。しかし、平成25年の3月までということですから、それなりに県と同じようにということで議案が上がってきております。

考えようによっては、正直言いますと大多喜町の今、野中さんが言った7社、過去に2社、過去に2社と言いましたけれども、現在景気が悪いから出さないということなんです、結論は。そんなことでこの件に関しては、まとまりませんが賛成討論にしたいと思いません。

よろしく申し上げます。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(正木 武君) 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第6、議案第2号 大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(高橋啓一郎君) 大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明させていただきます。

本条例改正は、町のスポーツ施設から海洋センターの弓道場を削除するためのものです。

提案に至りました経緯は、弓道場の的的部分が平成22年4月に強風で崩壊して施設が利用できなくなりましたので、直ちに復旧を検討しましたが、崩壊した的部分の建てかえに加えて、矢の通り道の安全対策が立ち木しかなく、周辺を往来する人に流れ矢が当たる危険性が相当ありましたので、修復する場合には矢の通り道も含めた全体的な改修が必要な状況でした。

また、弓道場の利用者が非常に少なく、平成20年度の利用者は27人で使用料が7,500円、平成21年度は使用実績が全くない状況でした。22年度につきましても4月に使用できなくなってから今年3月まで1年近く、使用申し込みや苦情の申し出があるかとはしばらく様子を見ましたが全くありませんでしたので、スポーツ施設から削除しても影響は少ないと判断し、条例の一部改正として提案させていただきました。

本文を読み上げます。

大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表、弓道場の項を削る。

別表弓道場の項を削る。

この第2条につきましては、設置する施設を定義している条項でございます。次の別表につきましては、施設ごとの使用料金を定めている表でございます。

附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第7、議案第3号 大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） それでは、議案第3号 大多喜町子ども医療費の助成に関

する条例の制定について、議案の本文に入る前に提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本町では児童医療費の助成に関する条例及び乳幼児医療費の助成に関する規則に基づきまして、小学生以下の子供を対象として医療費の助成を実施しておりますが、平成23年度よりさらに制度を拡充しまして、中学生までの入院医療費の助成を実施したく、現行の条例改正ですと、字句の改正が多くなるとともに県の助成制度との整合性が難しくなることから、新たな条例を制定するものでございます。

また、これに伴って現行の条例は廃止するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の制定について。

なお、新規条例の制定でございますので、条文をすべて朗読させていただきます。少し長くなりますけれども、しばしお聞きくださるようお願い申し上げます。

大多喜町子ども医療費の助成に関する条例。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費に要する費用を負担する保護者に、当該医療費の一部又は全部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援の充実に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 小学校第3学年修了前の子ども 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童であつて、同条の規定による同法第17条第1項の義務の猶予に係るものを含む。)をいう。

(3) 小学校修了後中学校修了前の子ども 満12歳に達した日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(学校教育法第18条に規定する学齢児童であつて、同条の規定による同法第17条第2項の義務の猶予に係るものを含む。)をいう。

8ページに移ります。

(4) 保護者 子どもの親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する

ものをいう。

(5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(6) 医療費 医療保険各法に規定する医療費に要する費用をいう。

(7) 保険給付費 医療保険各法の規定する医療費に関する給付をいう。

(8) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。

(9) 自己負担金 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた者、又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。

(助成対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

(1) 子どもが町内に居住し、住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている者であること。

(2) 保険給付費を受けることができる者であること。

(優先関係)

第4条 子どもに係る疾病又は負傷が、他の法令等による公費負担医療制度の対象となるものである場合には、その制度を優先して適用する。

(助成の範囲)

第5条 町長は、子どもの疾病又は負傷（小学校修了後中学校修了前の子どもにあつては、入院に係るものに限る。）について、次に掲げる額を助成する。

9ページに移ります。

(1) 助成対象者が保険給付を受けた場合における医療費のうち、その一部負担に相当する額。

(2) 子どもの疾病または負傷について、他の法令等に基づき公費負担医療制度による給

付を受けた場合においては、当該子どもの保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない自己負担金に相当する額。

2 前項に規定する助成の額は、他の法令等に基づき医療給付費を受けたとき又は医療保険各法の規定により付加給付金の支給があったときは、当該助成額からその額を控除するものとする。

(助成の方法)

第6条 小学校第3学年修了前の子どもの医療費に係る助成は、町の子ども医療費助成事業の実施について委託を受けた病院、診療所、薬局又はその他の者に助成する額を支払うことにより行なう。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を助成対象者に支払うことにより行うことができる。

2 小学校第3学年修了前の子ども以外の子どもの医療費に係る助成は、助成する額を助成対象者に支払うことにより行なう。

3 第1項ただし書き及び前項の規定による助成を受けようとする助成対象者は、一部負担金または自己負担金の支払を行った日の翌日から起算して2年以内に助成の申請を行わなければならない。

(受給券の交付)

第7条 小学校第3学年就学前の子どもの医療費に係る助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規定の定めるところにより町長に申請し、受給券の交付を受けなければならない。

(届出の義務)

第8条 受給券の交付を受けた助成対象者は、当該受給券に記載された小学校第3学年修了前の子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出るとともに、受給券を返還しなければならない。

(1) 第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 第7条の規定により申請した内容に変更が生じたとき。

(損害賠償との調整)

10ページをお開きください。

第9条 町長は、子どもに係る保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき、子どもに対する第三者からの損害賠償があったときは、その限りにおいて助成を行わず、又は既に助成した額を返

還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正な行為により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第11条 町長は、助成に関し、必要があると認めたときは、助成対象者に対して報告を求め、又は質問をすることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(大多喜町児童医療費の助成に関する条例の廃止)

2 大多喜町児童医療費の助成に関する条例(平成19年条例第5号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に子どもが受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に子どもが受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

以上でございます。提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(正木 武君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1番(野中眞弓君) よく理解できないところがあります。1条なんです、1条の真ん中辺、「医療費の一部又は全部を助成すること」に、一部または全部を助成するというのは具体的にどういうことなんでしょうか。

それと、私は小学校6年生までは大多喜町の場合は現物支給、それから償還払いにしる親の負担がなくて済むというふうに思っているんですけども、こことのかかわり合いで教えてください。

それから3条の2、保険給付を受けることができる者であるというのは、健康保険組合に

入っている者の保険証を持っている者ということですよね。これは確認なんですけれども、国民健康保険で親が滞納をしても、国民健康保険の場合は中学校までは保険証が発行されるので、親が滞納をしても子供はこの制度を受けることができますよねという確認です。

それから、7条なんですけど小学校3年生までというのは、県の制度の対象者だと思いますが、町長に申請し受給券の交付を受けなければならない。これは実際の手続上はどういうふうにするのか伺いたいと思います。本当に個々が申請しなければ受給券は受け取ることができないのかどうか、以上3点です。お願いします。

○議長（正木 武君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） では、一つずついきますね。

まず第1条でございますが、医療費の一部または全部というのは、高額医療とかそういう場合でございますので一部とか全部。結局、全体的には全部が対象にはなりません。対象にはなりませんけれども、高額医療費がある場合は高額医療費のほうから出る、こちらから助成するのはその引いた分だよというふうな意味でございます。

次の2番目の保険給付費を受けることができる者であるということにつきましては、国民健康保険加入者で何らかの理由で滞納をされた方のお子様につきましては、全部今は保険証を交付していますので、保険給付は受けられます。

3つ目、第7条で小学校修了前の3年生までというのは、これにつきましては全部現物支給でございますので、申請は必要でございます。それで受給券をもらっていただいて、そうすると窓口で全部償還払いではなくて現物で支給されますので、医療費がかからない。要するに県がここまで対象にしていますので、それについては医療費はかからないというふうなことでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 3番目の7条の件なんですけれども、この申請主義というのはなかなか問題があるわけですよね。申請しなかったら、申請し忘れてたら、申請することを理解できなかったらというそういう家庭もなきにしもあらずだと思うんですけれども、そののころをどういうふうにして補うんでしょうか、もしもあった場合。

○議長（正木 武君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） もしもあった場合でございますが、償還払いができますので、償還払いで対応できます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 県の制度で確実に無料でかかれるということがわかって、その申請するということが抜けてしまっただけで、また面倒くさい償還払いなんていうのはすごくかわいそうだと思うんですね。だから、その辺はちゃんとチェックして、受給券が必ず親権者が忘れても手元にできるような手はずはとっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） その辺はご心配なさらなくても結構だと思います。実際に今そういう方はいっしょにいませんし、万が一転入、今からですと転入ですね、転入と出生がこれに該当します。それ以外の方は全部今受給券を持ちますので、生まれたときにそういう手続をすれば、もうその時点で3歳までは受給券がありますから。あるいは転入されてきて、小学校3年生以前の方は、転入してきたときの手続でそれを行いますので、ご心配なさらなくて結構だと思います。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第8、議案第4号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、議案第4号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての議案の本文に入る前に、提案理由の説明をいたします。

本条例の一部改正でございますけれども、国の緊急少子化対策の一環として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の時限立法として、出産にかかわる出産育児一時金が35万円から39万円に改正されましたが、これを恒久的な措置として制度改正されることに伴いまして、本町の国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

11ページをお開きください。

大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第3項を削る。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行期日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第9、議案第5号 大多喜町都市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長(岩瀬鋭夫君) 議案第5号 大多喜町都市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それでは本文に入る前に提案説明を申し上げます。

都市農村交流施設は、町が直営で運営をしておりますが、今後の有害獣の捕獲数の増加による本施設による受け入れ頭数の増加、あるいはイノシシの肉のレストラン等からの販売需要の増加や販売形態の多様化に対し、現在の町直営での体制では、事業規模拡大及び販売需要にこたえることは、費用面や制度面において難しいものと予想されます。

そこで本施設を都市交流センターの一部として管理者をたけゆらの里大多喜に指定し、事業の運営に民間活力を生かすことにより、本事業の継続並びに規模拡大を図りたいというふうに考えております。

それでは、本文に入ります。

13ページをお開きください。

大多喜町都市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町都市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(3) 都市農村交流施設(有害鳥獣の食肉活用コーナー)。

第4条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

9号としまして、有害鳥獣の食肉活用に関する研究及び開発に関すること。10号としまして有害鳥獣の食肉の普及宣伝及びあっせんに関すること。

附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行する。

なお、本件につきましては、ことしの1月14日開催をいたしました農林業振興協議会において審議をいただいております。活発な意見をいただきましたけれども、了承していただいております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番小高芳一議員。

○4番（小高芳一君） ただいまの説明で受け入れ頭数が増加し、あるいは需要が出てきたということで、対応ができないから都市交流センターのほうに設置をして対応をするというようなことであったと思います。ということであるならば、まず収支についてどのような状況になっているのかお伺いします。

それと、この施設の当初つくった目的、そしてその効果はどうであったのかについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 都市交流施設の収支ということでございますけれども、21年度におきましては収入額としまして617万8,000円、ちょっと端数は切り捨てますけれども617万8,000円。それから支出につきましては367万9,000円ということでございます。ですからおよそ249万9,000円の収入という形になろうかと思います。

それから、目的についてですけれども、目的はイノシシや何かが増加傾向に非常にありまして、そんな中で当町におけるイノシシを利用できないかということでこの解体施設をつくったというふうに理解をしております。そんな中で成果があったかどうかということでございますけれども、現実的には町で捕獲されたイノシシは余り入っていないというのが現状でございますので、当初の目的からすれば、達成したとはちょっと言い難い部分もあるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4番小高芳一議員。

○4番（小高芳一君） まず、収支についてでありますけれども、町の事業としてやっているのであれば、このような形で済むわけでありますけれども、これを都市交流センターに移すということになれば、これプラス人件費が当然ついてくるわけで、今まで2人の職員が大体年間200日出ているということになると、これにプラス人件費ということになれば、これを交流センターのほうに渡すということになれば、支出のほうが相当な人件費、1人何百万円ということになれば、受けるほうは相当な赤字の部分を引き受けるということになるろうかと思っておりますけれども、その辺の対応はどうお考えなのか。

それから、目的、効果ですけれども、この施設をつくるときには議会でも相当いろいろな意見が出ました。どうするんだというようなことでいろいろ議論があったんですけれども、一つはこの有害駆除をしようというために、それを有効に肉を活用して、さらにそれが販売できて、そしてブランド大多喜の特産にできないか、一石三鳥をねらうんだという話から進みました。現状ではなかなかその効果は出ないというのは、当初から赤字になるだろうという見込みはありました。要するに受け入れが1頭5,000円ですから、当然冬場のいい肉はよそにみんないってしまうし、夏場の肉は当然いっぱい持ってくるし、5,000円の単価の決め方もそういうことをやっていると同様赤字になってしまうだろうということで、そういうこともこれをつくるときに議論になったわけですね。

そういう中で、今度は経営的にそちらへ渡すという部分になると、非常にやるほうは、出すほうはいいでしょうけれども、受けるほうは大変だろうと。同じ町は町長は飯島町長ですけれども、向こうも飯島社長でありますから、受け入れのほうは嫌とは当然言えないわけで、逆に指定管理者がほかの人だったら、ちょっと待ってよという部分になるのは当然のことだと思っておりますね。

ですから、ただそのままお願いしますでいいのかどうか。問題は赤字という部分にはどこが問題でどうすればいいか、その部分もしっかりと改善策をつくるなり、方向性を出すなりしてから渡してもらわないと受けるほうは大変だろう。交流センターもだんだん経営が厳しくなっていますよ。今は寄附金をある程度もらっていますけれどもそのうちになくなるでしょう。そうすると、赤字部分をまた押しつけて、さらに経営的に厳しくなる可能性があるもので、そこはすごく心配をしています。ですから、ただ単に渡すということでもいいのかどうか、その辺のしっかりと改善策なり方向性をきちっとつくっていただかないと、賛成できないと思っておりますけれども、その辺はお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 確かにご指摘のとおり、人件費を加えると赤字になるということは当然予想されるわけですが、かと言って町がこれを直営で運営をしていくということについては、非常に難しい部分があるかと思えます。現在もその難しい部分の中で運営をしているんだらうというふうに理解をしております。地方公共団体というのは、本来営利を目的とした団体ではございませんので、ここで営利を目的することは本来の筋から外れるんだらうというふうに考えております。そんな中も移行を指定管理する目的の一つであらうかというふうに思っております。

それともう一点は、町が運営する上でなかなか自由な発想、あるいは自由な単価の決め方、そういうことがなかなかできない、そういう状況の中で指定管理にいただければ会社のほうで受け入れ単価についても自由な単価を設定できるし、売買価格についても自由に販売をできるだらう。利益も当然努力によって上げることができるだらうというふうな解釈をしておりますので、そういう観点から指定管理にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今小高議員の質問で、21年度の収支についてはとりあえず見かけ上は約250万円の黒字が出ているような報告がありました。今回出されている補正予算で都市交流センターものっていますけれども、収入が217万円減で、今私きょう使わないと思って議案書を持ってこなかったんですが、支出のほうもそれなりには減っていますけれども、かなり経営状況は悪化しているような記憶があります。その辺について非常に経営状況の悪いままほうり出すのかという点が1点。

それからもう一つは、今回、交流センターの条例の中に都市農村交流施設（有害鳥獣食肉活用コーナー）という括弧づきが載っているのですが、今までこの交流施設はイノシシの解体だけだったと思います。これはいろいろな有害獣が指定管理で委託した場合、できるという意味を、やるという意味をあらわしているのでしょうか。

2点お願いします。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 補正の関係の話はよろしいですか。

それでは、補正の中で大分減額になっているということでございます。その一つの大きな理由としまして、今年度当初、22年度当初ですけれども、職員の都合で職員が異動しました、

かわりました。そんな関係で処理が思うようにいかなかった時期がございます。そんな中でその影響が当初あった。それからその部分が年間を通じて尾を引いたのかなという感じがしておりますので、そんなことから収入あるいは支出の分が減額になっているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、イノシシ以外の肉を受けることなのかということだと思いますけれども、以前いつのご質問だったかちょっと忘れてしまいましたけれども、以前にシカの活用はできないのかと、そういったご質問があったように記憶をしております。ですから当面はイノシシということで理解をしておりますけれども、可能であればその辺のことも踏まえてということでご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありますか。

6 番君塚義榮議員。

○6 番（君塚義榮君） 前段の小高議員が大体述べちゃったんですけれども、私もそう思っていたんですけれども、頭数が多くなったからやり切れないから交流センターのほうへ移すということなんですね、簡単に言えば。そうすると、何回も言うとおりに黒字でたっぷり余剰金が出ているのを移すんならいいんですけれども、交流センターも恐らく去年、その前よりだんだん減っているわけですね、売り上げ、いわゆる収入が。そういう中で大きなお荷物をしようような形に極端に言えばなっちゃうわけですね。それで、片や都市交流センターの場合は200何名かの組合員がいますから、黒字になればこれは張り合いがよくて、おらが交流センターは黒字でやっているという勇み足になるわけなんですけれども、赤字の荷物を背負って交流センター自身の売り上げが少なくなったり、あるいは差し引きずっとマイナスになるような状態だと、やはり組合に対する意識というのがずっと変わってくると思うんですよ。

そういったことで、悪い影響を精神的にも受けるわけです。そういったことを一つ考慮してもらいたいし、それと都市交流センター、向こうの道の駅のほうですね、向こうもそういった受け入れ態勢というのは一応相談して、快く受け入れるような状態なんですか。町長が社長ですからいや応なくうんと言うかもしれませんが、その辺も十分熟慮した上で考えてもらいたい。

それともう一つ、ここに何か補足で2つこぶをつけて送り出すみたいですが、13ページの9、10番ですね、有害鳥獣の食肉活用に関する研究及び開発に関すること、有害鳥獣の食肉の普及宣伝及びあっせんに関することという、こういう2つの重荷をつけて相手に渡すというのは、これはどういうわけなんですか。結局、頭数がふえて処理ができなくなった

から道の駅のほうへ移すんだと。それにこういった重荷をつけて移すというのは、これはどういう現状なんですか、その点ひとつお伺いします。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 先ほど小高議員の質問の中でも答弁したとおりですけれども、町の直営では限界があるということで、現状では人件費を入れると赤字になるだろうということなんですけれども、たけゆらの里に指定管理をお願いをして、自由な発想の中で利益を上げていただきたい。町は先ほど申し上げたとおり営利を目的としておりませんので、なかなか利益を上げることが難しいということも踏まえて、たけゆらの里で自由な発想の経営の中で利益を上げていただきたい、そういうふうと考えております。

それから、それに伴って9番、10番のことですけれども、そういうことで自由な発想の中でその事業を展開してほしいということで、その食肉の活用に関する、どういうふうを活用していくか、その食肉をどういうふうに売っていくのかとか、そういうことの項目を入れてあるということでご理解をいただければと思います。普及についても同じようなことで、10番についても同じようなことだということでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） 今までのこの経営の運用の中で、こういった2項目は当然これは包括されていると思うんですよ。ただ持ってきたのを加工して販売するのではなくて、やはり販売するにはどうしたらいいか研究するし、それから開発も恐らくやっていたと思うんですよ。そういった中で役場がやっていたができない、あるいは皆さん、ほかの方がやればより効果的にやってくれるんじゃないかという思惑は当然、重荷になる施設ですから考えるのは当然かもしれませんが、もらったほうとすればこれは大変なことだと思うんです。だから人員をふやしてこれに対して対処するのか、現状の道の駅の数でこれにかかわるのか、その点はどうなんですか。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 先ほどの質問の中で1点漏れておりましたので、そのたけゆらの里と十分協議をしているのかということでございましたけれども、協議はたけゆらの里としております。一応受け入れていただけるということで内諾はいただいております。

それから、今の人員をふやすかということですが、現在2名の解体する職員がおり

ます。技術職員ですけれどもおられます。当面はそのたけゆらの里の考え方になろうと思えますけれども、町としては当面様子を見ていきたいというふうに考えております。状況によっては、もちろんたけゆらの里は株式会社ですから、たけゆらの里でこれは決定することですけれども、状況を見てふやしていただけていただけるものだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） それでは、ここで受け入れ側の社長がいますので、社長のほうからちょっとお願いします。

町長。

○町長（飯島勝美君） これは大変判断の難しいところでございますが、まず1点、たけゆらに部長と恐らく協議したんだとは思いますが、受け入れるということの協議であろうかと思えます。当然、有限会社ということで営利をもちろん目的とするところでございますが、今の事業は営利だけが目的ではありませんけれども、基本的にはそういうことになります。

今の単純な計算でいきますと、資材を引いて残りのお金で人件費は払えないだろうと、そういうことになるんですが、それがならないようにまずしてもらわなければならないことは、もうそのとおりでございます。

ただもう一点は、これは恐らくその判断の中で私もそこに加わってはいないのでちょっとよくわからないんですが、ただ少なくとも収益金、これは有限会社ですからそのまま出しますといわゆる税金を支払います。そういうことで、税理士と相談をしながら、大体ほどほどの税金の中で町へ寄附をしてもらっているところの今状態でございます。ですから、当面はその辺で調整はできるのかなとは思いますが、今ご指摘のとおりちょっと若干心配なところがございます。この辺はしっかりと利益が出るような形の中で、私も見ていかなければならないのかなという思いでございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 加工するには何か資格がないとできないということで、エザワさんから、もう亡くなったんですけれども、その後2名の方が資格は取ったということですね。そのときに、施設を一応見に行ったんですが、そのときに電気配線がコンセントで濡れた手でやると200ボルトだから危ないということで、それは改善してもらったんですが、あその部屋が冬はいいんですが、夏場は普通のクーラーでやっていて、やはり20何度になるというのは、加工場としては保健上正式にやると、ちょっと何か難しいような、最低でも十四、

五度くらいに室温を下げないと、何か違反みたいなのということをエザワさんが言っていたんですが、その辺は改善するんですか、しないんですか。現況で引き渡しするんですか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（正木 武君） ちょっと条例と関係ないと思いますので、また後でそれは話をしてください。ここは条例の関係ですので、ひとつよろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 私は反対の立場から意見を言わせていただきたいと思います。

この解体施設を交流センターに移すことには全然反対ではありません、移す分には。ただ赤字の部分をそのままにしてやっていいのかということを行っているんで、その辺の対策をきちんとやってほしいという部分なんです。

この赤字の部分の原因の一つは、例えば有害の駆除したイノシシに8,000円出しますよね。これは猟友会なんでしょうけれども、一方今度は受け入れるときに5,000円という金額ですね。補助を出して有害駆除をして、その肉を解体で利用しようという本来そういう目的であったんですけども、そこに補助金を出しておいて、そのものが集まらないという部分があるので、これを例えば交流センターに渡したら民間ですから、別にそこにどうこう言える話ではない。今、町が持っているときには、できるだけこの補助金を1頭8,000円やるんならこの肉はぜひ回してほしいということはある程度指導と言っては何ですけども、お願いできるような立場に今の行政で補助金を渡す場合には、そういう部分もある程度考えられるんだろうと思うんです。

いったんそこに民間に、交流センターにやればもう営業ですから別にどここの肉が来ようが何しようが、どこまででも取りに行くでしょう。町でせつかく補助金を出しているんなら、その部分が何とかならないのかなと、そういう改善策も一つにはあるんじゃないかな。もっ

とやはりだから心配するのはその赤字の部分为民間になったからと言って必ず業績が上がるという話ではないですよ。仕事そのものは相当きついというか、汚い仕事ですよ、イノシシを解体して血まみれになるという部分でありますから、そこにはやはり今度民間の人がやるというのは、言っては何ですけれども、今の行政の職員よりもっと相当安い人たちがやるというふうに今度はなるわけで、そうしますとやはりそれはきつい仕事になるし、決して利益を民活だといっても必ずできるものではないというふうに思います。

そういうことで、移すのはいいんですけども何かの手当て行政ができる手当てと一緒に改善策を講じて渡すべきだろうという部分でお願いをしたいということで、ぜひその辺を検討していただければというふうな思いがあります。

そういうことがある程度できてくるということであれば賛成をしますけれども、今の答弁の中ではありませんでしたので、本案については反対するものであります。

以上です。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

5 番 苅込議員。

○5 番（苅込孝次君） 今、反対のご意見があったんですが、いわゆる赤字になるというのはこれから処理する頭数が多くなるので、それを解体する職員が多く出ることになるので赤字になるというふうなふうに受けたんですが、今度はそれを民間に回した場合ですね、この処理した肉の売り方によっては必ずしも赤字続きではないのではないか。ですから販売方法ですね、それをひとつ考えてもらって、なおかつ赤字が続くということであれば、今小高議員が言ったとおり、町から何がしかの補助を出してそれを補てんをするというようなことも考えられるわけなんですけど、そういうことで私は賛成の意見を申し上げます。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

7 番 吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） 先ほどの質問はちょっと関連していると思うので、というのは、今、都市交流センターの食中毒のことで裁判係争中であるんで、それを心配して。

（「討論をしているんだから」の声あり）

○7 番（吉野僖一君） だから、それを引き渡しするには、やはり。

（「賛成反対討論だから」の声あり）

○7 番（吉野僖一君） 賛成は賛成なんですけれども、その環境整備というか、そこら辺をやはり一番心配していることなので、あした一宮の裁判所でまた調停があるんだそうです。そ

ういうことをだからちゃんとした施設整備を終わって引き渡すならいいんだけども、何かエザワさんの言うにはちょっと施設に問題があるということを言われたので、それを心配して質問を言ったわけです。一応賛成は賛成ですけども。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

9 番野口議員。

○9 番（野口晴男君） 私は、賛成の立場で討論します。

これは実際に農林課長からも言われたとおり、町とすれば営利を目的という形ではなくて、私の考えでいくと、このまま交流センターに有害鳥獣の食肉活用コーナーという、こういう形で都市農村交流施設に一つの窓口を設けるということで、これでもっともっと勉強していけば何とか赤字路線というより黒字に動いていくのではないかと思います、私は賛成の立場で討論します。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決します。

この採決は挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

（午後 4 時 3 0 分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4 時 3 9 分）

◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第10、議案第 6 号 大多喜町道路占用料徴収条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 提案理由の説明をする前に、議長に議案第6号の資料を議員の皆様にお配りしていますが、この資料に基づいて説明をすることをお許しいただきたいと思えます。

○議長（正木 武君） 議員の皆様にお聞きします。

資料はありますか。

（「あります」の声あり）

○議長（正木 武君） わかりました。

○建設課長（磯野道夫君） それでは、議案第6号 大多喜町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本文に入る前に提案理由の説明をいたします。

本条例の改正につきましては、平成20年1月18日に道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日に施行されました。これは近年の全国的な地価水準の下落や市町村合併の進展等の状況を踏まえた内容を理由とされています。また、千葉県では使用料及び手数料条例の一部を改正する条例が、平成22年4月1日に施行されました。

このようなことから、千葉県及び近隣市町との均衡を図ることを目的に、千葉県条例をもとに改正をさせていただくものでございます。

主な改正点は、定額物件、電柱、ガス管、上下水道管の水準の引き下げと地中埋設管の関係区分を6区分から9区分に細分化するものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第6号 大多喜町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

大多喜町道路占用料徴収条例（昭和49年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表につきましては、新しい額しか記載しておりませんので、先ほど議長の了解を得ましたので、議案第6号の資料が皆さんのお手元にいっていると思いますので、それにより説明させていただきます。

大多喜町道路占用料徴収条例新旧対照表でございますが、左側が現行で右側が改正案でございます。

表全部改正のため、すべてにアンダーラインが入っておりますが、改正点のみ説明させていただきます。

占用物件、道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物のうち電柱、支線及び支柱を除く、1本につき1年「1,200円」を「980円」に改めるものでございます。電柱及び支線及び支柱を除く1本につき1年「690円」を「570円」に改めるものです。その他の柱類、1本につき1年「53円」を「57円」に改めるものでございます。

共架電線その他上空に掲げる線類、共架してある柱1本につき1年「770円」を長さ1メートルにつき1年「6円」に改めるものでございます。

地下に設ける電線、その他の線類、長さ1メートルにつき1年「4円」を「3円」に改めるものです。

路上に設ける変圧器1個につき1年「520円」を「560円」に改めるものです。地下に設ける変圧器、占用面積1平方メートルにつき1年「360円」を「340円」に改めるものでございます。変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所1個につき1年「1,100円」については同額でございます。郵便差出箱1個につき1年「450円」を「480円」に改めるものです。

広告塔表示面積1平方メートルにつき1年「1,100円」を「944円」に改めるものです。その他のものについては同額でございます。

道路法第32条第1項第2号に掲げる物件のうち、外径が0.1メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年36円、外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの53円、外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの71円、外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの140円、外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの360円、外径が1メートル以上のもの710円の6区分だったものを9区分に細分化いたしまして、外径が0.07メートル未満のもの長さ1メートルにつき1年24円に、外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの34円に、外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のものを52円に、外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のものを69円に、外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のものを100円に、外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のものを130円に、外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のものを240円、外径が0.7メートル以上1メートル未満のものを340円に、外径が1メートル以上のものを680円に改めるものです。

道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設、占用面積1平方メートルにつき1年1,100円については同額でございます。

道路法第32条第1項第5号に掲げる施設、上空に設ける通路、占用面積1平方メートルに

つき1年「710円」を、次ページにあります「470円」に改めるものです。地下に設ける通路、占有面積1平方メートルにつき1年「360円」を「280円」に改めるものです。その他のもの、占有面積1平方メートルにつき1年1,100円については同額でございます。

道路法第32条第1項第6号に掲げる施設、「祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの」を、「祭礼、縁日、その他の催しに際し一時的に設けるもの」に改め、占有面積1平方メートルにつき1日「11円」を「9円」に改めるものです。その他のもの、占有面積1平方メートルにつき1月「110円」を「95円」に改めるものです。

「道路法第32条第1項第8号に掲げる施設」を、「道路法施行令第7条第1項第9号に掲げる施設」に改め、「Aに0.018を乗じて得た額」を「Aに0.025を乗じて得た額」に改めるものです。

道路法施行令第7条第1項第1号に掲げる物件、看板、アーチであるものを除く。一時的に設けるものの表示面積1平方メートルにつき1月「110円」を「95円」に改めるものです。その他のもの、表示面積1平方メートルにつき1年「1,100円」を「940円」に改めるものです。標識1本につき1年「850円」を「910円」に改めるものです。旗ざお「祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの」を、「祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設けるもの」に改め、1本につき1日「11円」を1本につき1日「9円」に改めるものです。その他のもの1本につき1月「110円」を「95円」に改めるものです。幕、道路法施行例第7条第2項第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。「祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの」を「祭礼、縁日、その他の催しに際し一時的に設けるもの」に改め、その面積1平方メートルにつき1日「11円」を「9円」に改めるものです。その他のほうの面積1平方メートルにつき1月「110円」を「95円」に改めるものです。アーチ、車道を横断するもの。1基につき1月「1,100円」を「940円」に改めるものです。その他のもの1基につき1月「540円」を「470円」に改めるものです。

道路法施行例第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料、占有面積1平方メートルにつき1月「110円」を「95円」に改めるものです。

備考第5項中「道路法第32条第1項第8号に掲げる施設」を「道路法施行令第7条第9号に掲げる施設」に改めるものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。

以上提案理由とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） この条例改定によって、どういう影響が町税及び利用者にあるのか伺いたいと思います。主な利用者ごとの影響額を教えてくださいとありがたいです。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） まず、占用料ということになるかと思いますが、全体的に申し上げますと現行でまいりますと年間1,052万円程度でございますが、これを改正いたしますと改正後は809万円になり、約23パーセント弱の減となります。また、対象企業ということでございますけれども、企業につきましては主に大きいものとして合同資源産業、東京電力、N T T、大多喜ガス等になるかと思いますが。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今、主な企業を言われたんですが、そういう企業がどういう経営状態なのか、これによってこの引き下げになるわけですね。これは大した影響があるんですか、そのことについてどんなふう考えているのか伺います。そういう企業は今どういう経営状態なのか、教えてくださいと思います。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 関連する先ほど申し上げた企業4社ほど申し上げましたけれども、近年の全国的な経済状況といいますかそういうのを考えますと、必ずしもよいということではなくて厳しいものがあるのではないかとこのように考えております。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） どういう根拠で厳しいと言われるのでしょうか。私は建設課を通じてそれぞれの会社の3年分の簡単な決算報告を取っていただきました。どういう根拠でそんな、同じ資料を持っているはずだと思うんですけども、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 企業の事情ということで、当期の純利益ということで調べてございますが、平成19年度でまいりますとN T T東日本、これは本社になりますけれども純利益ということで843億円、20年になりますと968億円で、21年で775億円、22年で505億円と利益は下がっておるのが現状でございます。また合同資源につきましても、19年におきまして

は729億3,000万円、平成20年で771億3,000万円、平成21年で731億5,000万円と、大多喜ガスにおきましては平成19年で9億400万円、平成20年で8億3,200万円、平成21年で8億2,100万円というような感じで下がってきておるとい状況でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

6番君塚義榮議員。

○6番（君塚義榮君） 先ほどの表を見ますと、上がった部分と下がった部分、大まかに見ますと大体下がっているんですけども、この改正した根拠ですね、どういったわけでこういったふうに改正したのか、改正の根拠の何か計数みたいなものがあるんですか。それと、上がったところもあるし下がったところもあるんですけども、一番困るのはこれは上がったところだと思うんですけども、上げた理由、その2点について根拠、どういうわけでこういった改正にしたかの根拠ですね。それと上げたことについての理由ですね。下げたのと上げたのがありますから、その2点について質問させていただきます。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） ほとんどのものにつきましては、地価が下がったということで引き下げという形でございますけれども、郵便差出箱とか、路上における変圧器というような定額物件につきましては高くなっておりますけれども、これにつきまして県の条例と申しますかそれをもとにしていますので、ちょっと県のほうに確認いたしましたところ、当初固定資産税の上昇率を1.27パーセントに乗じて得た額でやっておりますけれども、今回再算定というか、計算いたしましたところ、前回の額と比較すると差異が生じてしまうというようなことございました。これにつきましては、県のほうの条例というかそういうのを引用させていただきましたので、そういうことをご了承いただきたいと思います。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（正木 武君） 会議の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 私は、今回の道路占用料の徴収条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

3点あります。

1つ、この今回の改定の1つの理由は地価の下落に伴いとありました。そして、全県同じ額にすると。地価について言えば大変ところによって格差があるわけです。それを全県一致でやろうというのは、その土地土地の特殊性、特徴を見ない無謀なやり方であります。前回の改定、大多喜町の場合は平成10年前後だったかと思いますが、そのころというのはバブルがはじけて地価が急激に下がった時代であります。そのときに大多喜町はどういうふうに占用料をしたかという、地価が下がったから下がるというのではなくて、その前まで大多喜町は周辺の地域に比べて道路占用料が安かったんです。町の財源確保ということで占用料を上げました。それで、この現在使われている料金になったと思えます。

それは、私は自分が議員ではなかったのですが、要求したので覚えております。だから、地価の下落がこの今回の全体からすると、道路占用料を引き下げるその理由にはならないと私は思えます。

そしてもう1つ、今回大多喜町で影響を受ける会社は4社ほどであると。答弁ではそれぞれ経営が厳しくなっているのではないかとおっしゃいました。実は、私も本当のことを言うと経営の資料を見せられてもよくわかりませんというのが実情なので、経理の準専門家と思われる方に見ていただきました。そうすると、まず見るのがその会社が体力があるかどうか、利益が上がっているかどうか、そういう点で見ると、この東電については利益率が非常に悪いけれども、企業の体力と言われている利益率、これを見ると非常にすばらしい会社だと、しかもここへきて下がっているのかということそうではない。例えばNTTは平成17年純資産率が48.2パーセント、1年ごとに読みます。50.3パーセント、54.6パーセント、56.6パーセント、56.4パーセントと、このリーマンショックで経営が厳しい、見かけ上の利益は減って

いるけれども、企業としては体力を着実に伸ばしている。

それから、地元の企業であります合同資源、もう地元から出て行っちゃいましたけれども、これはもう驚異的にすばらしいんだそうです。18年度が純利益率86.5パーセント、89.6パーセント、91.0パーセント、92.3パーセント、ほとんど借り入れなくて経営ができるような数字だと。大多喜ガスについても18年の62.1パーセントから始まり、63.2パーセント、ちょっと下がって61.7パーセントですけれども、昨年度はぐんと伸びて66パーセント、こういう企業で、体力をぐんぐん伸ばしている企業だと。しかも、利益から見ると1年ごと着実に利益も出している、こういう会社がわずかな経費削減でどんどん困っている地方財政を圧迫、私たちにとっては場合によったら244万円というのは小さい額ではありません。244万円って今議会で考えれば職員の住宅手当、十分にお釣りが出る額ですよ。

それから、もう一つは地方自治体、自分で独自にこういうものは決めていいはずで、それを県一斉にするというのにやはり屈伏するのは、住民の利益を守り切らない立場だと私は思います。ですから、この3点の理由で今回の道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については反対いたします。

以上です。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 本当に何もかも反対されて困っちゃうんですけれども、さっきの。

（「うそを言わないこと」の声あり）

○議長（正木 武君） 私語を慎んでください。

○11番（野村賢一君） 千葉県の使用料及び手数料条例が改正されました。現在の大多喜町道路占用料は、国の道路施行令及び県の使用料及び手数料条例を準用して定めていたため、本町においてもこれに準じて改正するものでありますので、私は賛成をいたします。

終わります。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(正木 武君) 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第11、議案第7号 大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) それでは、19ページをお開きください。

大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本文の説明の前に提案理由の説明をいたします。

大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例につきましては、平成21年度に伊藤地区への携帯基地局の整備をいたしまして条例制定をいたしましたが、このほど会所地区に会所基地局を整備したことから、条例の一部改正が必要となったものでございます。

なお、現行の名称及び位置の規定が文章的に記載してありましたが、今回、会所基地が追加となったことで表によって規定することといたしました。

それでは、本文の説明をいたします。

大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町携帯電話基地局の設置及び管理に関する条例(平成22年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2項、基地局の名称及び位置は次のとおりとする。

名称、伊藤基地局、位置、大多喜町横山1911番地、名称、会所基地局、位置、大多喜町筒森1788番地。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第12、議案第8号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それでは、議案第8号の千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議議案の提案説明をいたします。

21ページをごらんください。

本議案につきましては、平成23年3月31日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を制定するに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により、関係する地方公共団体に協議されるもので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、改正条文は略させていただきます。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正でございますが、別表の第1の改正でございますが、別表第1の改正につきましては、組合を組織する団体から館山市及び南房総市学校給食組合を除く内容でございます。

次の別表第2の改正につきましては、組合の共同処理する事務のうち常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務、議会の議員、その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償に関する事務及び公平委員会に関する事務から、館山市及び南房総市学校給食組合を除く内容でございます。

次に、附則でございますが、この改正規約は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第13、発議第1号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本発議案について提出者の説明を求めます。

11番野村賢一議員。

○11番（野村賢一君） それでは、発議第1号を説明させていただきます。

発議第1号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

本件議案を、地方自治法第112条及び大多喜町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、大多喜町議会議員野村賢一。賛成者、小高芳一、野口晴男、藤平美智子。

初めに提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の資料の4ページをお開きください。

町役場の機構改革が行われるに当たりまして、町の行政組織を定めた大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例案が、去る2月2日開催の町議会臨時会で可決され、本年4月1日から施行されることになりました。

これに伴い、大多喜町議会常任委員会の名称、委員の定数及び所管を定めた大多喜町議会委員会条例第2条中の常任委員会の所管事務の規定について、一部を改正する必要があるものであります。

それでは、改正内容の説明に入ります。

3ページをごらんください。

第2条第1号、これは議会総務文教委員会が所管している関係課の事務の規定ですが、このうち「企画商工観光課」を「企画財政課」に改め、同条第2号、これは議会福祉経済常任委員会が所管している関係課の事務の規定ですが、「子育て支援室」を「子育て支援課」に改め、「環境生活室」を「環境水道課」に改め、「農林課」を「産業振興課」に改める内容です。

以上ご提案申し上げますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本発議案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本発議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（正木 武君） 以上で本日の会議はすべて終了しました。

長時間ご苦労さまでした。

本日の会議を閉じます。

あすは午前10時に会議を開きます。

なお、大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療介護を求める陳情書につきまして、あすの本会議終了後に、千葉県医療組合連合会に出席をいただき趣旨説明を依頼してありますので、ご承知願います。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時15分）

平成23年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成23年3月10日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	野中眞弓君	3番	江澤勝美君
4番	小高芳一君	5番	苅込孝次君
6番	君塚義榮君	7番	吉野信一君
8番	志関武良夫君	9番	野口晴男君
10番	藤平美智子君	11番	野村賢一君
12番	正木武君		

欠席議員(1名)

2番 小倉明德君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	教育長	田中啓治君
代表監査委員	矢代健雄君	総務課長	鈴木朋美君
企画商工観光課長	森俊郎君	税務住民課長	菅野克則君
健康福祉課長 子育て支援室長	花崎喜好君	建設課長 環境生活室長 水道室長	磯野道夫君
農林課長	岩瀬鋭夫君	特別養護老人ホーム所長	石井政一君
会計室長	渡辺嘉昭君	教育課長	高橋啓一郎君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋謙周 書記 小倉光太郎

議事日程(第2号)

日程第1 議案第9号 平成22年度大多喜町一般会計補正予算(第8号)

日程第2 議案第10号 平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第 3 議案第 1 1 号 平成 2 2 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 4 議案第 1 2 号 平成 2 2 年度大多喜町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 1 3 号 平成 2 2 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 議案第 1 4 号 平成 2 2 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度大多喜町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度大多喜町一般会計予算 (提案説明)
- 日程第 1 0 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算 (提案説明)
- 日程第 1 1 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算 (提案説明)
- 日程第 1 2 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算 (提案説明)
- 日程第 1 3 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度大多喜町介護保険特別会計予算 (提案説明)
- 日程第 1 4 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度大多喜町水道事業会計予算 (提案説明)
- 日程第 1 5 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算 (提案説明)

◎開議の宣告

○議長（正木 武君） おはようございます。

議員各位を初め、町執行部の皆様には、昨日の本会議に続きましてご苦労さまでございます。

2番小倉明德議員が体調不良のため欠席する旨の届け出がされておりますので、報告します。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程に入ります。

日程第1、議案第9号 平成22年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それでは、議案第9号 平成22年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）のご説明をいたしますので、議案つづりの23ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,558万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,733万2,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、第2条は継続費の補正となりますが、継続費の変更は「第2表 継続費補正」によるということで、29ページに第2表がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

29ページになります。

変更の内容でございますが、庁舎建設事業、電子計算業務費及び戸籍電算化事業の3事業に係る継続費の変更内容について、表にしております。この継続費でございますが、それぞれの事業について、契約時点での契約額が減額となったことから、事業費の総額及び平成22年度及び平成23年度の年割額をそれぞれ変更するものでございます。

23ページに戻っていただきます。

次に、繰越明許費、第3条でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第3表 繰越明許費」によるということで、第3表の繰越明許費のご説明をいたしますので、30ページをお開きください。

繰越明許費事業といたしまして、11事業がそこがございますが、まず、総務費の地図情報システム更新事業1,323万円でございますが、さきの第2回議会臨時会において議決をいただいたものであり、地域活性化・きめ細かな交付金事業を活用いたしまして、既存の地図情報システムの航空写真データの更新、システム及びサーバーの更新事業で、交付金事業の確定が2月ということもあり、年度内での事業完了が見込めないことから、平成23年度への繰り越し事業とするものでございます。

次に、商工費の町営駐車場整備事業4,005万1,000円につきましても、同様の交付金事業を活用した事業であり、年度内での事業完了が見込めないことから、平成23年度への繰り越し事業とするものでございます。

次の土木費、町道維持管理事業283万5,000円につきましては、町道増田小土呂線に係る排水路整備工事でございます。工事施行に必要な敷地の借り上げ交渉が難航いたしまして、工事着工がおくれ、年度内の事業完了が見込めないことから、平成23年度への繰り越し事業とするものでございます。

次の町道改良事業2,950万7,000円は、町道4路線、田丁後宿線、大戸中台線、小田代線、小倉野線の道路改良事業等ですが、用地の確保等の遅延によりまして事業がおくれ、また地域活性化・きめ細かな交付金事業を活用した田丁後宿線、船子東前線、小土呂中ノ台名杉線の道路改良事業については、事業の補正予算が交付金事業との関連で、この2月臨時会での補正予算となったことから、年度内の事業完了が見込めないことから、平成23年度への繰り越し事業とするものでございます。

次に、消防費の防災無線移設事業114万4,000円につきましては、さきの臨時会で議決いただきました西畑小学校屋内運動場の改築工事に伴う防災行政無線施設の移設工事であり、本年度中の移設工事が見込めないことから、平成23年度事業への繰り越し事業とするものでござ

ございます。

次の、教育費、小学校費、学校耐震化等推進事業1,113万円は、大多喜小学校屋内運動場の耐震補強及び大規模改造工事に係る実施設計業務と耐震診断業務。次の小学校図書購入事業208万3,000円は、地域活性化・光をそそぐ交付金事業により、町内各小学校への図書購入事業であり、次の西畑小学校屋内運動場改築事業2億3,914万円は、安全・安心な学校づくり交付金を活用した事業で、これにつきましても、さきの臨時議会におきまして議決をいただいたものであり、いずれも本年度中の事業完了が見込めないことから、平成23年度事業への繰り越し事業とするものでございます。

次の、中学校費、中学校図書購入事業141万7,000円は、先ほどの小学校図書購入事業と同様に、町内中学校への図書購入事業、次の社会教育費、図書館改修事業1,699万9,000円は、いずれも地域活性化・光をそそぐ交付金事業の活用により行う事業として、これも、さきの臨時議会で議決をいただいたものであり、年度中の事業完了が見込めないことから、平成23年度事業への繰り越し事業とするものでございます。

次に、災害復旧費、河川災害復旧事業453万8,000円は、横山地先大久保川の災害復旧事業であります。工事用進入路等用地借り上げ交渉等に日数を要したことなどから、本年度中の工事完了が見込めないことから、平成23年度事業への繰り越し事業とするものでございます。

以上が繰越明許費で、繰り越し事業費総額3億6,207万4,000円を平成23年度に繰り越すものでございます。

次に、また23ページに戻りますが、地方債の補正、第4条ですが、地方債の変更は「第4表 地方債補正」によるということで、30ページ後段に「第4表 地方債補正」の内容が示されておりますが、この補正は、南房総広域水道企業団が行う水管橋耐震補強事業に係る出資債で、補正前出資限度額180万円を、事業の確定に伴い、出資限度額を90万円に変更するものでございます。

それでは次に、事項別明細書により歳入歳出予算のご説明をいたしますので、34ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入でございますが、款1町税、項1町民税、目2法人、補正額1,637万円は、説明欄に記載のとおり、均等割100万円、法人税割が1,537万円でございます。

次の款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税、補正額1,200万円は、内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

次の利子割交付金80万円の減額及び、次の欄の配当割交付金50万円の減額は、実績見込みによる減額補正でございます。

次の欄、款6地方消費税交付金、補正額980万円は、実績見込みによるものでございます。

次の35ページになりますが、款7ゴルフ場利用税交付金800万円の減額補正、次の欄、款8自動車取得税交付金230万円の増額補正についても、実績見込みによるものでございます。

次の欄、款10地方交付税、補正額2億1,527万7,000円は、交付実績に基づくものでございます。

次の欄、款11交通安全対策特別交付金27万2,000円の減額については、実績見込みによるものでございます。

次の36ページになります。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、補正額247万3,000円の減額は、節1の児童福祉施設費負担金から、節6の障害者外出支援サービス負担金までの増減であり、その内容につきましては説明欄記載のとおりで、これも実績見込みによるものでございます。

次の目2衛生費負担金、補正額18万4,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次の目5給食費負担金、補正額151万5,000円の減額につきましては、小中学校の給食費負担金及びいすみ市負担分で、実績見込みによります減額でございます。

次に、目8総務費負担金、節1の携帯電話等エリア整備事業負担金27万4,000円の減につきましても、事業実績による減額でございます。

37ページになります。

款13使用料及び手数料、項1使用料、合計42万2,000円の減額補正は、節欄記載の保健衛生使用料、味の研修館使用料、社会教育施設使用料、スポーツ施設使用料、学校施設使用料の実績見込みによる増減でございます。

次の欄の項2手数料、合計額22万4,000円の増額補正は、説明欄記載の戸籍関連謄抄本の交付手数料及び、ごみ持ち込み手数料などの実績増減補正でございます。

次の38ページになります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、補正額合計欄693万3,000円の減額は、目1の民生費国庫負担金699万円の減額、内容は節1の障害者自立支援給付費等負担金から、節8の子ども手当給付負担金までの実績見込みによるもので、目2の公共土木施設災害復旧費国庫負担金5万7,000円、これは横山地先大久保川の災害復旧に係る工事設計増によるものでござい

す。

次に、款14国庫支出金、項2国庫補助金は、ページが39ページにまたがりませんが、補正額合計で662万2,000円ですが、内訳は目1の民生費国庫補助金から、目6の総務費国庫補助金までの増減の合計となりますが、補正額の大きなものとしたしましては、目1の民生費国庫補助金の節3の次世代育成支援対策交付金の説明欄にあります地域子育て支援拠点事業に係る交付金358万4,000円増、目2衛生費国庫補助金、節1の合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の72万5,000円の減額、目4の土木費国庫補助金の節6社会資本整備総合交付金、これは庁舎建設に係る国からの交付金で、515万2,000円の減額、契約実績による減額でございます。

また、目6の総務費国庫補助金、節1の地域活性化交付金926万8,000円の増額補正は、住民生活に光をそそぐ交付金で、図書館の屋根、トイレ改修及び町内小中学校への図書購入費に充当されます。

次に、後段の款14国庫支出金、項3国庫委託金、ページが次の40ページ上段になりますが、補正額4万5,000円の減額は、節欄記載のとおり、実績による増減補正でございます。

次の欄、款15県支出金、項1県負担金、目1の総務費県負担金15万円の減額は、県権限委譲事務交付金の実績見込み減、また、目2の民生費県負担金の328万6,000円の増額補正は、節1の障害者自立支援給付費等負担金から節8の子ども手当給付負担金までの実績見込み増減補正でございます。

次に、41ページになります。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金310万5,000円の減額は、節1の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金で、事業実績による減額、また、節4の電波遮へい対策事業費補助金につきましても、事業実績の減によるものでございます。

次に、目2民生費県補助金464万5,000円の減額補正は、節1の重度障害者医療費補助金から節9までの地域コミュニティづくり推進支援事業補助金、また、次の42ページの12節、児童クラブ設置育成事業補助金から、19節の強度行動障害県単加算事業補助金までの増減補正でございます。

次の目3衛生費県補助金55万9,000円の減額補正は、節1の乳幼児医療対策事業補助金から、43ページ、節9の新型インフルエンザワクチン接種事業補助金までの増減補正でありまして、いずれも実績見込みによるものでございます。

43ページ中段、目4農林水産業費県補助金47万8,000円の増額補正についても、節3の園

芸用廃プラスチック処理対策事業補助金から、節13の中山間地域等直接支払制度事業交付金までの実績増減補正でございます。

次の目6土木費県補助金、節1の住まいの耐震化サポート事業補助金10万円の減額は、実績減となります。

次の44ページになります。

款15県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金52万4,000円の減額は、5節参議院議員選挙、これは7月11日に行われましたが、県委託金、及び7節統計調査費委託金の実績減、次の目4土木費委託金79万4,000円の減は、節1の国県道維持委託金で、これも実績による減額でございます。

次に、款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金60万3,000円の減額は、説明欄記載の基金利子実績分でございます。

次の欄、項2財産売却収入、目1不動産売却収入1,002万7,000円の減額補正は、赤道の用途廃止地の処分売却及び城見ヶ丘団地の売却実績による増減補正でございます。

次の45ページ、款17寄附金、目2指定寄附金、補正額90万円は、節1のふるさと納税、また商工費寄附金であります。

次の欄、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金6,051万6,000円の減額補正は、当初予算におきまして財源措置したものでございますが、財政資金に余裕が生じたことから減額補正をするものでございます。

次の目2交通災害共済基金繰入金、目3ふるさと創生基金繰入金、目4の福祉基金繰入金は、それぞれ事業実績による増減補正であります。

次の目5庁舎建設基金繰入金1億3,122万3,000円の減額補正は、庁舎建設事業の入札結果による契約額の減及び国庫補助金の活用などにより、事業費の削減ができたことにより、基金からの繰り入れを減額するものでございます。

次の46ページをお開き願います。

款18繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金84万4,000円の減額補正は、実績による減、目2の老人保健特別会計繰入金64万1,000円の増額補正は、老人保健特別会計の廃止によりまして、これの精算に伴う繰り入れでございます。

次の款19繰越金、目1繰越金3,225万6,000円の増額補正は、前年度繰越金となります。

次に款20諸収入、項3雑入、目1の高額療養費貸付償還金200万円の減額及び目3の雑入1,390万1,000円の増額補正は、ページが47ページにかかりますが、それぞれ、説明欄記載の

各項目の実績による増減補正でございます。

次の款21町債、目1衛生費、補正額90万円の減額は、南房総広域水道企業団出資債の実績減でございます。

以上が歳入補正予算でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますが、歳出予算におきましても、事業等の実績見込みによる精算に基づく補正が多くなっておりますので、一部割愛した中での説明とさせていただきますので、あらかじめご了承をいただきたいと思います。

それでは、48ページをお開きください。

初めに、目1議会費でございますが、議長、副議長の改選に伴う報酬分、会議録作成委託料などの増額補正ほか、実績見込みによる増減補正でございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費40万8,000円の減額は、節欄記載の特別職給料及び共済費の減額ほか、それぞれの実績減でございます。

次の目2文書広報費62万5,000円の減額は、それぞれ備考欄記載の実績減ほか、13節委託料は、例規集のデータ超過分の業務委託料、18節備品購入費、これは広報用のデジタルカメラの購入費の増減補正となっております。

次の目3財政管理費、補正額303万2,000円の減額は、公会計制度に備えたデータ作成を自前で処理することによりまして、委託料の減額をするものでございます。

次に、目5財産管理費、補正額5,674万9,000円の増額補正でございますが、その内容の主なものは、節13の委託料229万1,000円の減額、これは庁舎建設に伴う施工監理委託料の実績減、また、15節での工事請負費1億1,072万7,000円の減額、これにつきましても、庁舎建設に係るもので、地震計などの移設工事、また建物解体工事費の減額、庁舎本体工事費の入札結果による工事請負費の減額ほか、25節の積立金といたしまして、1億6,992万7,000円の積み増し補正をしておりますが、この内訳といたしましては、財政調整基金への積立金といたしまして1億2,000万円、ページが次の50ページになりますが、減債基金積立金といたしまして3,000万円、地域雇用創出基金への積立金といたしまして2,000万円を積み立てするほか、庁舎建設基金利子分の減額が、その内訳でございます。

次の目6企画費、補正額2,687万1,000円の増額補正は、25節積立金が主なものでありまして、過疎地域自立促進基金への積立金といたしまして3,000万円、ふるさと基金への積立金70万円、このほか節欄記載の報酬、旅費などの事業実績の減額分との増減補正でございます。

次の項2徴税费、目2賦課徴収費246万4,000円の減額は、13節委託料の減額215万2,000円、

次のページになりますが、14節使用料及び賃借料31万2,000円の減額補正でございます。

次の欄、目1の戸籍住民基本台帳費、次の目2参議院議員選挙費、次の欄、目2各種統計調査費のそれぞれの補正内容は、事業実績に伴う予算の減額及び財源内訳の変更となります。

次の52ページになります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、補正額948万4,000円の主な内容は、13節の委託料の外出支援サービス委託料、地域生活支援事業委託料、合計で60万2,000円、19節負担金補助及び交付金の補正額61万9,000円、内訳は説明欄記載のとおりでございます。

また、21節の貸付金、これは高額療養費貸付金200万円の減額、28節繰出金として、国保基盤安定負担金に482万9,000円、国保財政調整繰出金に513万6,000円、合わせて996万5,000円などが主たるものでございます。

次に、目3老人福祉費、ページが53ページにまたがりませんが、補正額2,988万2,000円、ここでの主な内容は、13節委託料145万円の増額補正、内容は節欄記載のとおりとなります。

また、ページが53ページとなりますが、20節扶助費87万6,000円の減額及び25節積立金、これは福祉基金への積み立てとなりますが、2,947万1,000円が主なものとなります。

次の目、介護保険事業費、補正額115万4,000円、ここでは28節の繰出金の補正であり、内容は説明欄記載の介護保険職員給与費等繰出金、その他繰出金の増減となります。

次に、目6後期高齢者医療費153万7,000円の減額は、19節後期高齢者医療広域連合負担金86万7,000円の減額及び、28節後期高齢者医療保険基盤安定繰出金82万9,000円の減額でございます。

次の54ページになります。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、補正額293万1,000円の減額は、13節委託料6万9,000円及び20節扶助費、児童医療費300万円の減額補正が、その内容となります。

次の目2児童措置費600万円の減額補正は、子ども手当に係る分の20節扶助費の補正となります。

次の目3母子福祉費9万2,000円の増額補正は、ひとり親家庭等への医療費等助成金でございます。

次の目4児童福祉施設費補正額115万2,000円は、臨時職員賃金、保育園での給食用食缶、包丁などの消耗品、電気料、自家発電機施設の修繕費、またCDラジカセ、洗濯機などの備品購入費が主なものでございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、補正額863万2,000円の減額は、説明欄

記載の予防接種医師報酬、賃金、医療材料費、予防接種、健康診査、がん検診などの委託料、パソコンシステム使用料、次の55ページになりますが、郡市医師会への協力費及び新型インフルエンザワクチン接種助成金としての扶助費307万7,000円など、実績による減額補正となっております。

次の目3環境衛生費303万円の減額は、説明欄記載のとおり、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績減が主なものでございます。

次の目4母子保健事業費、補正額134万7,000円の減額は、健康診査委託料の減額で、117万2,000円のほか、扶助費17万5,000円の減額補正でございます。

次の目5火葬場費14万5,000円の減額は、火葬炉改修工事等の減額でございます。

次に、項2清掃費、目1清掃総務費11万5,000円の補正は、臨時職員賃金等であります。

次の目2塵芥処理費、補正額323万4,000円の減額は、11節需用費及び13節委託料でのごみ収集委託料、粗大ごみ処理委託料の減額が主なものでございます。

ページが変わりまして56ページになります。

中段、項3上水道費、目1上水道運営費、補正額84万9,000円の減額は、説明欄記載の南房総広域水道企業団への補助金及び出資金の増減補正でございます。

次の款5農林水産業費、項1農業費、目1の農業委員会費は、臨時職員社会保険料、目3の農業振興費99万5,000円の減額補正は、説明欄記載のとおり、事業実績に伴う増減補正でございます。

57ページになります。

目5農地費62万2,000円の減額は、工事請負費及び土地改良事業補助金の減額が主なものでございます。

なお、目7の味の研修館運営費12万2,000円の補正は、臨時職員賃金、目8農村コミュニティーセンター運営費1万5,000円の補正は、燃料費となります。

次に、項2林業費、目1林業総務費、イノシシ管理事業に係る財源の変更でございます。

次の目2林業振興費は、サンブスギ林再生事業補助金の実績減、目3の大多喜県民の森運営費35万円の減額は、臨時職員に係る共済費及び賃金の減額、目4都市農村交流施設運営費118万4,000円の減額は、臨時職員賃金の減額及びガス貯蔵式湯沸かし器の購入費等の増減補正でございます。

次の58ページになります。

款6商工費、目1商工総務費、補正額21万円は、企業誘致情報誌の印刷製本費、目2の商

工業振興費250万円の減額は、中小企業経営改善資金等利子補給金でございます。

次の款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額34万6,000円の減額は、3節職員手当44万7,000円及び国県道維持費補助金79万3,000円との増減補正でございます。

次の目2登記費20万円の補正は、未登記用地の測量委託料でございます。

次の目3国土調査費287万円の減額補正は、臨時職員賃金及び地籍調査等委託料の減額補正でございます。

次の目4道の駅管理費18万2,000円の減額は、汚泥収集手数料の減額でございます。

次に項2道路橋梁費、目2道路新設改良費1,121万8,000円の減額は、11節需用費13万3,000円、15節工事請負費小土呂中ノ台名杉線の舗装新設工事請負費150万円の減額、塗装膜圧計測器などの備品購入費14万9,000円及び県単独工事負担金1,000万円の減額、これらの増減補正となります。

次に、59ページになります。

項4住宅費、目1住宅管理費、補正額35万9,000円の減額は、11節の印刷製本費、19節の戸建住宅耐震診断費用補助金の減額の増減補正、次の目2宅地造成費500万円の減額は、城見ヶ丘住宅団地定住化補助金の減額による増減補正でございます。

次に、款8消防費、目1常備消防費、補正額179万2,000円の減額は、ドクターヘリ発着所整備に係る原材料費、及び19節広域常備消防負担金135万2,000円の減額補正でございます。

次の目3消防施設費35万3,000円の減額は、消防水利標識及びポンプ修繕料の需用費14万8,000円及び、防火水槽の点検手数料50万1,000円の減の増減補正でございます。

次の目4災害対策費51万3,000円の減額は、防災無線局の再免許手数料といたしまして、21万7,000円、防災無線施設の移設工事執行残10万円、自主防災組織への資機材備品購入費実績減の増減補正でございます。

次に款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、補正額2,990万円は、臨時職員賃金10万円減、及び小中学校施設整備基金への積立金として3,000万円を計上するものでございます。

次の60ページになります。

項2小学校費、目1学校管理費、補正額102万9,000円の減額は、燃料費等光熱水費、及び施設修繕料等需用費、健康診査検査手数料及び西畑小屋内運動場設計業務委託料88万5,000円の減額及び備品購入費の増減補正でございます。

次の目2教育振興費、補正額51万3,000円の減額は、理科備品等の購入費、要保護・準要

保護児童学用品等の補助金、及び特別支援教育就学奨励費実績減でございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費、補正額442万1,000円は、節欄記載のとおり、光熱水費等の需用費、健康診査検査手数料、生徒送迎バス委託料、大多喜中学校での外構整備工事、テニスコート整備工事等の工事請負費の執行残、及び文書保管ラック備品の購入費の増減補正となります。

次の目2教育振興費、補正額10万円は、18節備品購入費及び20節の要保護等生徒への学用品費等補助金などの扶助費との増減補正となります。

次に61ページになりますが、項4社会教育費、目2公民館費、補正額25万円の減額は、節欄記載の臨時職員賃金、報償費、燃料費、修繕料等の需用費、及び耐震診断委託料等の執行残の増減補正となります。

次の目3図書館費、補正額36万6,000円の減額は、パソコン借上料でございます。

次に項5保健体育費、目1保健体育総務費は、財源内訳の変更となります。

次の目2学校給食費218万9,000円の減額は、臨時職員に係る共済費、賃金の減額、施設の修繕費といたしまして22万7,000円を増額補正するほか、賄材料費134万1,000円の減額、その他、細菌検査手数料、給食配送委託料等、その他備品購入費の実績残を補正するものでございます。

次に目3体育施設費、補正額21万4,000円は、臨時職員賃金、施設の修繕等需用費、次の62ページになりますが、シルバー人材センターへの草刈り委託料の減額、18節備品購入費、これはテニスコートブラシ、野球場放送用のアンプ及びベース等の購入費のほか、海洋体験クルーズ補助金等の減額などの増減補正によるものでございます。

次に款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目2河川災害復旧費192万6,000円の減額は、田俣丁川災害復旧に伴う用地買収の実績減でございます。

次に款11公債費、項1公債費、目2利子、補正額237万7,000円の減額は、起債事業に係る借入額に対する利子分を、当初予算では見込み額で計上しておりましたが、この利子分が確定したことによりまして減額補正をするものでございます。

以後、63ページから67ページまでの給与費明細書は、人件費補正に伴う特別職及び一般職員に係る給与費明細書となりますので、説明は割愛をさせていただきます。

以上で一般会計補正予算（第8号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 多いか少ないかわかりませんが、よろしくお願いたします。

34ページ、歳入ですけれども、款1目2節1の法人税の増収が1,637万円あります。今、不況だと言われている中で、平成22年度の当初予算は今までで最低の予算計上をしてあったと思うんですけれども、この千六百有余万円の増収によって、ほぼ昨年度と同程度の税収になっていると思うんです。このことについて、町経済とのかかわり合いで、どんなふうな要因が働いているのか伺いたいと思います。

同じく34ページですが、款3、4、7の利子割交付金、配当割交付金、ゴルフ場交付金が減額になっています。特にゴルフ場交付金については、ここ数年来、多分初めての減収です。この減額の要因、どういうことで減額になっているのか、町経済とのかかわり合いで、どんなふうにするか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） ただいまの法人税1,637万円の増額となった要因と、また町経済について、どう考えるかというご質問でございますけれども、これにつきましては、法人町民税の現年課税分を増額するものでございます。円高やデフレの影響によりまして、景気が低迷する経済情勢にありまして、企業の業績が容易に把握できない中での平成22年度の当初予算の計上でございましたが、当初見込みました法人町民税現年課税分予算額5,096万円に対しまして、平成22年度の現年分の申告納付実績が6,733万円となる見込みでございます。したがって、その差額1,637万円、ご質問にございました均等割で100万円、法人税割で1,537万円の計上をさせていただきました。

過去におきましては、現年分で1億円を超える年もございましたが、景気低迷等の影響によりまして、近年では7,000万円前後で推移しております。ちなみに、過去3か年間の現年課税分実績を申し上げますと、平成19年度で7,747万6,000円、平成20年度で6,838万1,000円、平成21年度では7,170万1,000円でございます。本年度では、今現在で、先ほど申し上げました6,733万円となる見込みでございます。一部では経済も明るい兆しも見えてきているというようなことも伺いますが、まだまだ先が見えないのが現状ではなかろうかと思います。法人税は景気に大きく左右されます。景気の回復が望まれるところでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それでは、ご質問の利子割交付金、配当割交付金、またゴルフ場利用税交付金の減額はどうかということでございますが、これも大変難しい問題だと思いますが、今、税務課長が話されたように、当初の予算の過大的な見積もりもあったかもしれませんが、やはり利子、また配当、これにつきましては、やはり経済にかかわる影響が非常に大きいんじゃないかと思います。利子割交付金、これはやはり預貯金の利子に対する交付金が一部市町村に交付されるわけですが、この減額というのは、やはり社会経済状況の悪化によりまして預貯金が減ったんじゃないかなと、それに対して利子が減ったんじゃないかということが、その要因ではないかと推測をするところでございます。

また、配当割交付金につきましても、これにつきましても同様に、株などの配当金に対しての税額、国税が一部市町村に来るわけでございますけれども、これらもやはり経済の悪化によりまして、これらの配当が少なくなったことによりまして、交付金が少なくなったんじゃないか、やっぱり経済の状況が大きな要因ではないかというふうに考えます。

次のゴルフ場利用税交付金、これはやはり800万円という大きな減額となっておりますけれども、これにつきましても、やはり当初予算での過大的な見積もりがあったかもしれませんが、これはやはりゴルフ場の利用者からいただくものでございまして、何が原因かといえれば、ゴルフをやる方が少なくなっちゃったというのかなという感じもいたします。それと、やはり今話しましたように、経済的な理由で、ゴルフ場に行く方が少し減ったのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） そうすると、今のお二方の答弁を聞きますと、町民をめぐる経済は非常に厳しいと。そして国民レベルですけれども、預貯金を取り崩して生活しているんじゃないかと思われる向きも十分考えられるというふうにとってよろしいですね。要するに、国民生活がどうかということを、行政が数字からきちんとキャッチしなければならないと思うんです。一人一人の懐をのぞくわけにはいきませんので、そういう点では、私たちはこういう税収から住民の経済をしっかりと理解しなければならないと思うので、その辺の確認をしたい

と思います。総務課長、代表していかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 住民の懐状況はどうなんだということなんですが、実際に個人ごとに預貯金を取り崩して生活をしているのかどうかというのは、私自身、今ここでそうとは言えませんし、どういう状況かよくわかりません。ということで、今話されたように、総体的には社会経済が落ち込んでいるということは、私自身は今認識をしております。これにつきましては、住民個々によって違うかと思いますが、全体的には野中さんがおっしゃったように、社会経済の不況、また経済状況の悪化により、多少そういう所得の減額とか、そういうことはあるということは想定をしております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

6 番君塚義榮議員。

○6 番（君塚義榮君） なかなかいい話は出なかったんですけども、たまたまこれは49ページ、それから50ページ、それから53ページ、こういった非常に苦しい中でも、こういった基金の積み立てがあるんですけども、ざっと合計すると2億3,000万円ですか、基金の積み立て、非常にこれは喜ばしいことなんですけれども、この積み立てに関して、無駄を省いたのか、あるいは政府がやっているような事業仕分けで得たのか、積み立てできた根本の理由ですね、これは非常に評価できるんですけども、どういうところを、削ったということはないと思うんですけども、無駄を省いたのが大半だと推測するんですけども、こういった形でこういった積み立てができたのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 今回、基金への積み立てが幾つかございますけれども、今、君塚議員さんのほうからご質問があった件につきましては、地方交付税がある程度伸びたことも1つあります。それと、あとは今君塚さんがおっしゃっていただきましたけれども、やはり庁舎建設とか、そういった各種事業が執行において、かなり努力をした結果、そういったお金が生まれたということが、その要因だと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありますか。

6 番君塚議員。

○6 番（君塚義榮君） 出どころがはっきりしないんですけども、特にこういったところか

ら、こういったふうに節減して出たとか、そういった具体的な例はないですか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 今、話しましたように、大きいのはやはり当初予算の関係も当然あるんですけども、例えば町税の当初予算の見積もりに比べて、ちょっと収入がふえた。それとあと、今話しましたように交付税につきましても、かなりの伸びがあったということでございます。今回も交付税の補正も2億1,000万円ぐらいの補正を出してございます。そういったもので、当初大きいのは地方交付税などの伸びが大きかったのかと、逆に返せば当初予算での交付税の見込みが少なかったとも言われますけれども、そのほかには今話しましたように、各事業の執行残が生まれたのかなということだと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） そうしますと、こういった不況の中で、町の皆さんが努力してこういったふうに生まれたんだという姿が見えないんですよ。交付税が大きく、あった、あるいは事業ができなかった、それで余った金があったからもう基金に回したと、そういった話なんですけれども、こういったふうに無駄を省いたとか、あるいは事業仕分けをして、こういうふうに我々の力で生んだ金だ、貴重な税金ですからこれを基金に回したと、そういった形になれば本当に喜ばしい次第なんですけれども、他力本願的な内容で、ちょっとがっかりしたんですけれども、その点どうですか、町長。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど野中議員さん、また君塚議員さんの質問は、大体1つは同じところかなと思います。

まず、全体の景気で考えますと、やはり20年に及ぶデフレ経済の中で、ややデフレ経済の終息のところに来ているような感じがいたします。それで、特に法人の税収につきましては、ほとんどが均等割ということで、いわゆる収益が出ていない中での税収でもうずっと推移しています。ですから、これから法人税が、これから大きく落ちるようなことはないだと思います。均等割ですから、もうこれは最低限払わなきゃいけない税でございます。大半がもう均等割ということになっておりまして、税が上がってふえているというのは、若干そういうところはあるかと思いますが、基本的にはもう均等割が中心になっています。

それから、ゴルフ場のいわゆる利用料ですね、利用税なんですが、これはゴルフ人口が非常に今減少していることも事実です。それで、ゴルフ場も非常に今頑張っておりまして、い

わゆる国内だけではなくて、いわゆる韓国、あるいは中国のゴルフ場客を非常に呼び入れていることも事実なんですね。だけれども全体的に減っている。それで、日本にはやはりゴルフ場の数が多過ぎるんですね。ですから、これはいずれまた利用者はだんだん減ってくるとは思いますけれども、これはふえる傾向にはないと思います。ただ、全体的には、ややデフレ経済も終息のところに来ている、いわゆる物価の下落率もやや沈静化してきている、そういう中にあると思います。

それで、今、先ほどのご質問でございますが、基金は大体2億6,000万円を大体今回は積んだところでございます。これは今、課長のほうもそこは言いづらかったんだと思いますが、私もこの1年間、職員の皆さんとともに、まずいろいろなお金を使う使い方、これをどうなんだということで、まずすべてのもの、まず自分の家庭で物を買うような気持ちでやりなさいということで、すべてのもの、1円でも10円でも100円でもいいんだと。それから100万円でも1,000万円でも多くの金、一番大きなものは、先ほど出ました庁舎建設でございますが、それが代表するものではございますけれども、とにかく何でもいいから自分の家庭で物を買う気持ち、自分が物を買う気持ちに立って税を使ってくれと、この気持ちが1年間皆さんに浸透していると思います。

そういうことで、非常に皆さんも頑張ってきたと思いますので、これはむしろ、課長が言いづらかったことを私が申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今のやりとりに関連してはございますけれども、49ページに庁舎建設だと思っておりますが、款2目5節15の工事請負費1億1,072万円減額になっております。それから、同じページの目6携帯電話基地局設置工事、これが175万円減額になっております。今町長が話されたように、契約の際担当は頑張られたと思いますが、買い物をしたとき、少々傷ありというのはお安くなるんですね。工事費を、契約を減額したことによって、どこにしわ寄せが行くかということも心配されると思うんです。例えば一番簡単なのは、作業員の人件費を削るとか、あるいはどこかで手を抜くとか、工事の安全性という点で、工事というか買い物の傷がないかどうかというか、そういうものについて、そういうものの確認についてはどういような手だてをとっているのか、どういう担保をとっているのかお聞かせ願いたいと思いますし、この庁舎建築と、それから携帯電話基地局設置について、どのくらいの落札率だ

ったのか、本当は聞いていると思うんですけども、いま一度聞かせていただきたいと思います。場合によっては下限をきちんとして、確実な工事を保証することも必要ではないかと思うんです。お願いします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いわゆる額が下がることによって品質が落ちるのではないかという、そういうご質問でよろしいですかね。これは今現在町のほうで発注している大きなものは、実は町外の業者が非常に多いんです。町内業者は非常に額がもう少ないということがございます。もちろん庁舎につきましては、これは日本の大手の会社でございます。最低制限価格を設けております。その最低制限価格の中で落札をしております。それで、あとはNTTとか、そういう大手の会社につきましては、従来、これは1社とかという形の中で、随意契約というものが非常に実はほかに業者がいませんので、そういう形になります。

しかし、これは職員のほうも、当初から相当減額という見積もりの中で、相当絞った見積書を私のほうに提出をしてきているのが事実でございます。しかし、もうちょっとよく考えたときに、やはり5パーセント削減というのを1つ目標にしております。ということは、50億円で単純に考えますと、5パーセントを掛けますと2億5,000万円です。そういうことで、職員には必ず5パーセントを削減しなさいと。いやそれは無理ですじゃなくて、やっぱりそこに努力をしなさいということで今やっているところでございまして、決して余り安くなって製品が悪くなるという、そういうことにはならないと思っています。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それと、たしか落札率のご質問があったと思いますが、庁舎建設につきましては85.5パーセントです。

○議長（正木 武君） ほかに。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 私のほうは、携帯電話の基地局ということで、これにつきましては会所地区を行ったわけでございます。今回、実は21年度、伊藤地区に設置をいたしました。先ほど町長も言われましたように、昨年度につきましては余りいい話じゃないんですけども、NTTドコモのひとり舞台で我々も契約をせざるを得ないという状況で、それは何かと言いますと、参入するのはNTTドコモしかない、あわせて工事についてもNTTドコモだということで言われました。

ところが今年度に入りまして、多分国のほうの指導があったというふうに感じております

が、それぞれ設計から備品購入、あるいは工事に至るまで、それぞれ別の会社でやりなさい、やるんだというようなことで、したがってNTTドコモとしては、私のところでは工事はできない、設計はできないという回答がありまして、そこで、私のほうとすれば、設計については見積もり3社でやりました。そこで、設計につきましては、ほぼ24パーセントの減額をここで果たしております。あわせて工事につきましては、設計額に対しまして45パーセントの減額をしたところで入札があったということでございます。

備品につきましては、NTTドコモそのものの機種でございますので、ほとんど減額はなかったということでございます。先ほど町長が言われましたように、5パーセントほどは落ちていますけれども、ごくわずかの額でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 町長は最低制限額を設けているとおっしゃいましたけれども、大多喜町の場合は、どの程度に抑えているのでしょうか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 工事によって、建設と土木とそれぞれ違うと思えますけれども、80パーセントとか、そういうぐあいで今、公表はされております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 今、工事を発注するときに、予定価格を発表しているわけですが、私も予定価格を発表しろとずっと言い続けてきました。予定価格を発表することによって大多喜町の、つい最近までの落札率というのは、限りなく100パーセントに近い90パーセント台が続いていたように思います。かえって予定価格を発表したことによって、国土交通省も言っているんですけれども、95パーセント以上の落札率は談合の疑いありと、そういうようなあるいは先ほども出ていたように1社独占で、もうひとり舞台という形でそういう状況が生まれてきたと思います。今後、上限の予定価格を発表するのではなくて、下限の最低制限価格を発表するというような、そういうことを検討するという考えはありませんか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 先ほど申し上げましたのは最低制限価格といいますか、最低制限のあれでございます。80パーセントというのは8割というのは、工事費のという意味です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありますか。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） ページ数59ページの消防費のことで、先ほどドクターヘリのヘリポートの件だと思うんですが、減額ということで、一応、議会も初め町民も、どの辺につくるんだか、その辺がちょっとわからないので、ちょっとわかる範囲で進捗状況ですか、ちょっと説明願います。

○議長（正木 武君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 59ページの、これは款8の消防費の中の常備消防費、節16の原材料費の44万円の減額ということで、これにつきましては当初予算で、中野地先の森林管理事務所の、もとの貯木場にドクターヘリの発着所をつくりたいということで、予算計上を实はいたしました。

その後、吉野議員さんにもお骨折りいただいて、何か貸してくれそうだとということで、何度か実は管理事務所のほうに赴きまして、どうなんですかということで言ってきたんですが、実はきょうまでその回答が得られなかった、途中で回答があったのは、今処分財産に近々なると、したがいまして森林管理事務所はもう要らないから、特に大体管理事務所が売るといふことになると公共団体ということになりますけれども、そういう財産になりますので待ってくれというような話でした。一向に来ませんものですから、多分現在いろいろな周りの境界とか、そういう立会いというんですか、その辺の交渉がうまくいっていないんじゃないかなという、私のほうは判断をしております。

いずれにしても、当地区には何とかヘリコプターの発着所を、どこか見つけないと運用上困るかなということも考えておりますので、引き続きほかの土地も含めまして探してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） その件と、もう一つ、何か八声の地先の件はどうなったんでしょうか、その経過がわかれば。

○議長（正木 武君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 八声地先につきましてはもう既に運用しておりまして、もうかなりの回数で実は利用しております。使うときには総務課のほうに多分連絡が入ってきておりまして、間もなく使うよということで、使う日にはもう立て続けに使っているよう

な状態のようです。運用状況はそういうことでよく使われておりますので、多分効果が上がっているのかなということでもあります。向こうは使用料を払って土地を借りております。多分四、五万円だと思えますけれども、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

5 番 苅込議員。

○5 番（苅込孝次君） 58ページの目の国土調査費なんですけど、私は疑問というか、ちょっとこれは質問じゃないんですけども提案なんですけど、287円万の減額になっておるんですけども、せっかくこれを積んだこの予算を減額するというのは、まだ事業が終わったわけでもないし、何でこの減額したのかなと思うんですけども、あるいは雇った人が休んだためにこれは余って減額したのかもわからないんですけども、とにかく国土調査は、何か聞くところによると50年も100年も先へかかるといって、ちんたらちんたら楽しみながらやっているような感じですけども、これはせっかく予算を組んだわけですから、有効に使って、なるべく早く調査を進めて、その調査結果を有効に活用したほうがいいんじゃないかと思うわけなんですけど、それを1つお願いいたします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） この減額の168万円につきましては、地籍調査業務の発注いたしました入札差金によるものでございますが、地籍調査につきましては、字ごとといたしますか、それごとにやっておりますので、その区域で分けて年々それでやっておりますので、字をはみ出して1つとか、そういうような感じではちょっとできないところがございますので、そんな関係で、このような関係になっております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 53ページ、款3目3節13外出支援サービス委託料が182万円増額になっています。この増額によって、ことしは幾らになるのか伺います。来年度の予算を見ますと1,296万円、ほぼ1,300万円、毎年200万円前後ずつここへ来て上乗せされているんですけども、私も改善を要求しました。ほかの議員さんでも一般質問でやられたと思いますが、どのように、住民のためには、お年寄りのためにはなっているから需要がふえているのはわかるんですけども、これをそのまま1人1台のとやっていくのはどうも効率的ではないし、

全町民が使えるわけではないわけなので、どのような対策をとるのかとらないのか伺いたいと思います。

ついでですからもう一つ、同じページの目、ちょっと款が違うんですけども、子ども手当が600万円減額になっています。実績見込みでなったのでしょうか。だとすると子ども手当は1か月1万3,000円掛ける12か月でしょうか。そうすると600万円というのは、私の今、計算でやると38人分で、これはかなりの見込み違い過ぎると思うんですね。どうしてこういう見込み違いができたのかなという疑問がありますけれども、その辺のことをお答えください。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） まず、老人福祉費の外出支援サービスの委託料の関係でございますが、今回182万円の補正を計上させていただいております。最終的に補正後の額ですが、1,328万6,000円になります。おおむねこの額が支出されるのではないかなというふうに思われております。それに関しましてこの補正を9月にも補正予算を出させていただきまして、12月も出させていただきました。このように毎回増額になって、この額になったわけでございますけれども、前回の一般質問のときにもお答えしたと思うんですが、町の交通体系すべてを2月の臨時議会のときに機構改革のお話があったと思うんですが、そのときに今度は企画財政課というふうなことで、そちらの課で交通体系の総合的な部署でやる、今いすみ鉄道対策係というふうになってはいますが、そこで交通体系を全般的に見直すというふうなお話もされているのをお聞きになっていると思うんですが、そういうことで新年度は今社会福祉係である程度のデマンド交通ですとか、そういう面の下調べはしておりますので、平成23年度において全体的な交通体系を見直しを考えております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

それと、子ども手当の関係でございます。

54ページの児童措置費の600万円の減額でございますが、これにつきましては大変申しわけございませんが、これは当初子ども手当の予算編成時にはなかなか、急遽平成22年度からこの手当が始まったものですから、ある程度子供の数ですべて計上してございます。ですので公務員につきましては、すべて県、国、市町村の職員、これは全部、その市町村、あるいは県で支給をされますので、その分が含まれていますので、公務員分の手当を含んだ分で当初予算を計上しましたので、今回その公務員分の減額でございます。それでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 町長に基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

先ほどから出ていますけれども、今回、基金2億円以上の積み立てがありました。非常に評価をするところであります。支出のほうも、それぞればつと見ますと、ほとんど減額補正ということで、職員の努力にも評価をしたいと思います。

そこで、今までこの補正をするときには、このような減額になると、次の年度にやる事業をある程度執行するために予算を使う、今まではほとんど積み立てはしないでやってきた。いわゆるこれだけあれば基金に積まなくて、平成23年度に送らなくちゃいけない事業を補正でやるというような方向が、今までやってきた予算の組み方だと思います。

もう一つは、第2次の行政改革の中で、総額10億円の節約をしたということで、じゃ10億円のお金はどこへ行っちゃったんだと、全然残っていないじゃないかと、そういう意味は、行政改革で浮いても、次の年にみんなどんどん使っていくとか、事業を執行していく。ですから、ほとんど基金としてたまることはない、こういう流れでずっと来たんですけども、今回のこの補正の予算では、考え方が全然180度違ったと、違う予算だというふうに私のほうは認識したんですけども、町長の考え方がそうなんだろうというふうに思うので、こういう基金を積んで、余ったお金はきちんと積んでおきましょうと、基本的な考え方はどういうことでこういうふうな予算の計上をするのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 予算の執行につきまして、計画的にやるのかと、そういうことでございますけれども、当然町も今回第3次の5か年計画も出していただきました。そして、過疎地域自立支援のものも皆さん方にご提示したところでございます。この中に事業というのは5か年間の事業というのを組み込んでございます。ですから、これはやはり計画どおり着々と進めていくということでございます。

ですから単年度単年度予定された事業というものはしっかりと執行していき、また、その事業の中で、やはり節約できるものはきちんと節約していくということで、先ほども申し上げましたが、とにかく自分のお金を使うような気持ちで税を使う、これが基本であるということは職員にも徹底しておりますし、職員もこの1年間本当にその辺は頑張ってくれました。そういうことで、これからも5か年計画、また過疎地域自立支援のその計画にのっとり、

一つ一つ計画どおり進め、単年度単年度でやはりしてまいりたいと思います。

ただ、じゃ例えば全く次年度のをやらないかということそうではなくて、ここ3年ほど、やはりいわゆる税が非常に潤沢といいますか、ある程度支援していただいておりますので、先ほど繰り越し予算もありましたように、それはそれで次年度の分をきちんと組み込んでございますけれども、ただ基本的には今小高議員の言われたとおり、きちんと単年度単年度きちっとやりまして、その精算をして、また次年度は次年度でまた計画を立てると、これが基本だと思っています。

○議長（正木 武君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前11時20分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時30分）

○議長（正木 武君） 質疑を続けます。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 58ページ商工関係ですけれども、款6目2節19中小企業経営改善資金等利子補給金でしょうか、当初予算では300万円計上されていましたが、250万円減額になっています。この利用状況について教えてください。

もう一つ、62ページ款10目2節17の公有財産購入費で、192万6,000円の減額になっています。これは田丁川の災害復旧だと思いますが、でき上がったのを見ますと、2か所で流れがほぼ直角というか、もう土手にぶつかって、増水時にはどんだんのり面を削るのではないかと非常に心配な河床になっているんですけども、これについての対策、土地が買えなかったのか、あるいは意図的にこういうふうに行っているのか、対策を聞かせていただきたいと思っています。

○議長（正木 武君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、58ページ目2の商工業振興費の19節負担金補助及び交付金減額の250万円、これにつきましては中小企業経営改善資金等利子補給金の減額でございます。

これにつきましては、昨年度から始めた利子補給制度でございまして、今回の利用人員に

つきましては34人ございました。このうち、該当する運転資金と設備資金とございますけれども、運転資金が30件、設備資金が4件ということで、合わせて使ったのは48万4,628円となりました。先ほど300万円という予算額でありますので、それを引きますと250万円の減額ということになったわけでございます。

私もなぜこんなに少なかったのかということで、かなりの見込み違い的なことをしたんですが、聞きますとやはり現下の中小の企業の、やはり活発に事業活動を展開できないという社会情勢にあるということでございます。

なお、私のほうとしても銀行を通じまして、より積極的にこういう利子補給制度があるということを宣伝してくれということをお願いしたにもかかわらず、こういう状況でございますので、かなりこういうことから考えますと、経済も大多喜のこの地域については悪いのかなということを知ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 公有財産購入費の減額192万6,000円につきましては、議員仰せのとおり、田丁川用地買収契約完了に伴う減額でございます。

それと、現在の状況で、かなり両岸が洗掘されているのではないかとということでございますけれども、単独で行いましたので完璧なものではできなかったということで、かなりのり面等崩れておる場所もございます。これにつきましては現在補助事業で該当するものがないということで、今後河川災害復旧工事等にて対応してまいりたいと考えております。

また、これにつきましては県のほうで夷隅川本流のほうの改修といえますか、河川計画みたいなのが図面がございまして、それにあわせて合流地点とかそういうものや何かにつきまして図面を引いていただきましたので、それに合うような形で災害復旧等で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 災害復旧で対応するというのは、新年度で即対応できるんですか。私がその地権者だったら、やっぱりとても心配なんですけれども、そのところの見通しはどうでしょうか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 災害復旧でございますので、それなりの被害といいたいでしょうか、災害に該当するような雨量とか、そういうのがないと採択の基準をクリアしませんので、災害に該当するような雨量等があった場合に、災害で申請してみたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） そうすると、大雨が降って、できるだけ上まで行かない程度の災害待ちということになるんですか。それとも予測をもう本当に護岸を全然やっていないから、溝がいっぱい掘れているし、水流がまず道路を渡ったところでばっと、そこはコンクリートの護岸があるんですけども、ここにぶつかって、多分水しぶきか何かでその周りが崩れるであろう、それからずっと行くと、直角ではないけれども、やはりがけにばさっとぶつかるようになっているように、そばまで行けませんでした遠くからですけども見受けられます。できるだけやっぱり早く、英語のことわざで、ア・ステッチ・イン・タイム・セーブズ・ナインというのがあるんです。初めの1針は9針を省略することができる、ものは初めに組み組めば被害が大きくならないうちに繕えるよという、そういう意味なんですけれども、私たち税金を納める立場からしますと、今ならそんなに工事費はかからないだろう、けれども本当に災害が起きてしまって、大きく崩れるようなことになると税金もたくさん投入しなきゃいけない。だからとにかく大きくなる前に手当てをしてもらいたい、そう思うんです。そういう点で、私は今大崩れをしないうちに手を打つべきだと思うのですが、それについては町長、どう思われるでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 田丁川につきましては、私はたしか町長になってすぐのときだったと思います。これは、当初はここは県の補助事業も含めてやろうということで実はスタートいたしまして予算を通していただきました。しかしながら、川のないところに川の補助はつけられないということで、一応住宅の下の埋め戻しだけは町単でやったところでございます。この川につきましては、既に議員の皆さんもご承知のとおり、土地を買って、今は正式に川となりました。川となりまして、これからいよいよ今課長が申しあげましたように、災害が出た場合には県の補助を受けると、こういうことになるわけです。

ただ、先ほど野中さんが、いわゆる1つのことわざを今言われましたけれども、確かにそれは、その時点できれいに直すという確証があればそのことわざが生きるんですが、今町をいたしましては、先ほど課長の申しあげたように、できれば町単ではなくて県の補助金を受

けた中で、やはりできるだけ町のお金を使わなくて済むような形でやりたいということでございます。

それで、あの時点でなぜ直営であるの工事をやったかといいますのは、もしもう少し水が多くなった場合にどうなんだろうということも想定しました。あそこは全体に水が埋まるということで、それ以上の災害には広がらないだろうということのも、実は調査をした中であの工事をやっております。ですからできるだけ早く、ある程度の形の中で災害を認めてもらう形で、先ほど課長もありましたけれども、県のほうも、いわゆる本流のほうとの取りつけにつきましてはもう既に動き出しておりますので、それに合わせた中で災害の指定をなるべく受けまして、補助の中でやりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第2、議案第10号 平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、69ページをお開きください。

平成22年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,607万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出補正予算事項別明細書の72ページをお開きください。

まず歳入であります。款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、補正前の額313万円、補正額、減額の24万2,000円。節1基金利子、減額の24万2,000円ありますが、これは基金利子が減少したことから減額するものでございます。

次に歳出になりますが、款1項1鉄道経営対策事業費、目1事業費、補正前の額313万3,000円、補正額、減額の24万2,000円、節25積立金、減額24万2,000円であります。これは平成22年度の基金利子の積立金を減額するものでございます。

以上です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第3、議案第11号 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、議案第11号 平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本文に入る前に提案理由の説明をいたします。

今回の補正予算でございますが、歳入については、療養費の実績見込みの増に伴う国庫負担金の増額及び高額医療費分の減に伴います共同事業交付金の減。歳出につきましては、一般及び退職被保険者の療養費実績見込み増に伴います療養給付費の増額、高額医療費の共同事業拠出金の減額等が主な理由でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

73ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,080万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,411万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、78ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入からご説明いたします。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、補正額2,514万9,000円の増額でございますが、療養給付費の増によるものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額422万1,000円の減額でございますが、80万円以上の医療費に伴う負担金の減でございます。

2項国庫補助金、1目出産育児一時金補助金、補正額10万円でございますが、出産件数の

増に伴いますものがございます。

5 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額 4 万 3,000 円の増額でございますが、70 歳から 74 歳までの医療費負担の軽減に伴う事務費補助金でございます。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、補正額 2,071 万 7,000 円の増額でございますが、療養費の増額に伴います交付金の増額補正でございます。

7 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、補正額 422 万 1,000 円の減額でございますが、高額医療費の共同事業の確定に伴います減額補正でございます。

8 款共同事業交付金、1 目共同事業交付金、補正額 1,186 万円の減額でございますが、高額医療費の共同事業の確定に伴います減額補正でございます。

9 款繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 996 万 5,000 円の増額でございますが、保険料の軽減分等の増及び財政調整に伴います法定外繰り入れの増額でございます。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額 513 万 6,000 円でございますが、本特別会計の一般財源の不足分の繰り入れでございます。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出でございますが、80 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 目一般管理費、補正額 43 万円の増額でございますが、保険証の更新に伴います郵便料の補正でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額 4,778 万 3,000 円の増額でございますが、療養給付費の実績見込み増に伴います増額補正でございます。

2 目退職被保険者等療養給付費、補正額 890 万 1,000 円の増額でございますが、退職者分の実績見込み増に伴います増額補正でございます。

3 目一般被保険者療養費、補正額 10 万円の増額でございますが、実績見込みの増に伴います補正でございます。

4 目退職被保険者等療養費でございますが、財源内訳の調整に伴う補正でございます。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額 544 万 9,000 円の増額でございますが、実績見込みに伴います補正でございます。

2 目退職被保険者等高額療養費でございますが、財源内訳の調整に伴います補正でございます。

4 項出産育児一時金、1 目出産育児一時金でございますが、財源内訳の調整に伴います補正でございます。

7款共同事業拠出金、1目高額療養費共同事業拠出金、補正額520万5,000円の減額でございますが、高額療養費の実績見込み額の減に伴います減額補正でございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額1,626万3,000円の減額でございますが、30万円から80万円までの高額療養費の実績見込みの減に伴います減額補正でございます。

以上が歳出でございます。

これで平成22年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わりにさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第4、議案第12号 平成22年度大多喜町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、議案第12号 平成22年度大多喜町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、本文に入る前に提案理由の説明をいたします。

今回の補正でございますけれども、本特別会計が本年度にて終了することから、最終の清算に伴うものでございます。

歳入は前年度からの繰越金、歳出につきましては、精算に伴います余剰金を一般会計に繰り出すものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

83ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度大多喜町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ64万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、86ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入でございます。

5款繰越金、1目繰越金、補正額64万1,000円の増額でございますが、前年度からの繰越金の精算分を増額補正させていただくものでございます。

次に、歳出でございますが、4款繰出金、1目繰出金、補正額64万1,000円の増額でございますが、特別会計精算に伴います余剰金を一般会計に繰り出すものでございます。

以上が、平成22年度大多喜町老人保健特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第5、議案第13号 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(花崎喜好君) それでは、議案第13号 平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、本文に入る前に提案理由の説明をいたします。

今回の補正予算でございますが、歳入については保険料の調定見込みの減に伴います減額補正と、歳出につきましては、その保険料を広域連合に納付する見込み額の減額補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

87ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ592万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億826万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、90ページをお開き

いただきたいと存じます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、補正額1,330万4,000円の減額でございますが、補正前の額につきましては、軽減措置前の額でございます。その分減額補正をさせていただきますものでございます。

2 目普通徴収保険料、補正額821万1,000円の増額でございますが、75歳到達者の増、あるいは特別徴収と普通徴収の按分の実績に伴います補正でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、補正額82万9,000円の減額でございますが、保険料の軽減額の確定に伴います減額でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出でございますが、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額592万2,000円の減額でございますけれども、保険料等の確定に伴いまして、広域連合へ納付する納付金の減額補正でございます。

以上が歳出でございます。

これで、平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 90ページの款1の保険料のところなんですけれども、説明があんまり早くて特別徴収保険料と普通徴収保険料の、出たり入ったりのその辺がよくわかりませんので、わかりやすいように、記録しやすいように丁寧に説明していただきたいと思うのが1点と、それから普通徴収保険料のほうですけれども、実際の現滞納繰越分というのはどのくらい、何人分で幾ら解決されたのか、それから今現在、現年度分の滞納者がどのくらいいらっしゃるのか伺います。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 大変早口で説明して、ご理解いただけなかったようで申しわけございませんでした。改めてご説明申し上げます。

特別徴収の保険料1,330万4,000円の減額でございますけれども、これにつきましては、この予算をつくる当初に、扶養者分の9割軽減の分が、野中さんは広域連合の議員だから承知かと思うんですが、それは決まっていなかったもので、その分が入っていませんでしたので、その分、軽減した分を減額してございます。それでご理解いただきたいと思います。

普通徴収につきましては、普通徴収の滞納分でございますけれども、21年度からの繰り越し分が121万9,000円で、今回補正をさせていただきます。当初で50万円ありましたので、合計で171万9,000円となりますが、それが滞納分の合計額でございます。それで、現在滞納で残っているのが、そのうち82万3,000円、今残っています。人数で9人分でございます。1人当たりの額がちょっと多いんですが、2名の方がかなり高額な保険料になっていますので、82万3,000円で9名分が今滞納として残っている分でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 滞納者に対しては資格証が発行されますよね。今何人くらい資格証が出ているのでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 後期高齢者につきましては、今のところ資格者証を交付しているのはないと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いし、午後1時から会議を再開します。

(午後 零時01分)

○議長(正木 武君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 零時59分)

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第6、議案第14号 平成22年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(花崎喜好君) それでは、議案第14号 平成22年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、本文に入る前に提案理由の説明をいたします。

今回の補正予算でございますけれども、歳入につきましては、保険給付費等の実績に伴います国・県支払基金等からの支出金の精算及び、前年度からの繰越金の精算でございます。

歳出につきましては、保険給付費等の実績見込み等を勘案しまして、余剰金の積み立てを行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

91ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ178万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億9,622万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、96ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入から説明をします。

1 款保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額 45 万 6,000 円でございますが、保険料算定の段階に人口の変動、あるいは増減等によりましてのもの、それと滞納繰越分の増額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 15 万 9,000 円の減額でございますが、交付決定に伴います減額補正でございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額 214 万 5,000 円の減額でございますが、財政調整交付金の額の確定に伴います減額補正でございます。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）、補正額 11 万 2,000 円の減額及び 3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、補正額 21 万 6,000 円の減額でございますが、いずれも事業の実績に伴います交付金の減額でございます。

97 ページに移りまして、4 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費県負担金、補正額 17 万 2,000 円の減額でございますが、交付決定に伴います減額補正でございます。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）、補正額 5 万 6,000 円の減額及び 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、補正額 10 万 8,000 円の減額でございますが、いずれも事業実績に伴います交付金の減額でございます。

5 款支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 350 万 4,000 円の減額でございますが、交付決定に伴います減額補正でございます。

2 目地域支援事業支援交付金、補正額 55 万円の増額でございますが、介護予防事業の実績に伴います増額でございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 115 万 4,000 円の増額でございますが、98 ページにわたりまして介護給付費、介護予防事業及び職員人件費の実績に伴います増額でございます。

7 款繰越金、1 目繰越金、補正額 652 万 7,000 円の増額でございますが、前年度の繰越金精算分で、増額補正でございます。

8 款諸収入、1 目雑入、補正額 42 万 8,000 円の減額でございますが、運動教室、いきいき塾の参加者の減に伴います負担金の減でございます。

以上、歳入でございます。

引き続きまして歳出でございますが、99 ページに移りまして、1 款総務費、1 目一般管理費、補正額 9 万 2,000 円の増額でございますが、共済費の負担率変更に伴います増額ござ

います。

2目介護認定調査等費、補正額1万1,000円の増額でございますが、臨時認定看護師分の賃金の増でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございますが、要介護認定者の保険給付費の実績に伴います増額でございます。100ページにかけまして、補正額147万円の増額でございます。

2項介護予防サービス等諸費でございますが、要支援認定者の保険給付費の実績に伴います増額でございます。補正額320万円の減額でございます。

次に、101ページに移りまして、3項その他諸費でございますが、保険給付費にかかわります審査支払手数料の実績に伴います増額、補正額3万円の増額でございます。

4項高額介護サービス等費でございますが、補正額50万円の減額でございます。要介護認定者の医療費と介護給付費の1年分を合算しまして算定し、高額対象となった方の助成額の補正でございます。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額330万円の増額でございますが、低所得者の入所費用に対する自己負担限度額を超えた分の給付増に伴うものでございます。

2目特定入所者介護予防サービス費でございますが、補正額はありませんが、財源内訳の変更でございます。

102ページに移りまして、3款基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額195万1,000円の増額でございます。介護給付費等の余剰金が出ましたので、積み立てするものでございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、補正額20万1,000円の減額でございますが、生活機能評価の受診者数の減によります減額補正でございます。

2目介護予防一般高齢者施策事業でございますが、補正額はありませんけれども、財源内訳の変更によるものでございます。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目任意事業費、補正額はありませんけれども、財源内訳の変更によるものでございます。

2目包括的支援事業、補正額169万1,000円の減額でございますが、職員1名分で、育児休暇をとっておりますので、人件費の減額でございます。

103ページに移りまして、5款諸支出金、1目償還金及び還付金、補正額37万5,000円の減額でございますが、国・県支出金の実績によります返還金の減に伴う減額補正でございます。以上、歳出でございます。

これで、平成22年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わりにさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 96ページ、保険料のところですけども、節3 滞納繰越分102万6,000円がありますけれども、この滞納徴収の取り組みはどのようにやっているのか伺います。そして今現在の滞納額及び滞納人数を教えてください。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、まず滞納額と人数のほうを先に申し上げます。

19、20年分で、20名で47万9,000円、21年度分で、24人で54万7,000円で、合計が102万6,000円になると思います。

取り組み状況でございますが、主に現年分の徴収を行います。そのときに過年度分があれば、それにあわせて徴収を個々に行っております。

なお、ご存じのとおり、1号保険者は高齢者でございますので、年金から引かれていない方でございます。それで、ほかに年金以外の収入のある方は、その収入に合わせた時期に徴収に伺って、毎戸に伺っております。

以上です。

（「訪問ですね」の声あり）

○健康福祉課長（花崎喜好君） はい。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） それで、訪問してみて、これはすごくしんどそうだなという方っていらっしゃるんでしょうか。そういう方についてはどうしているんでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 議員さんおっしゃるとおり、確かに1万円を払うのが大変、

あるいは5,000円を払うのが大変という方も、中には家庭の状況を見ますと見受けられる方もいらっしゃると思います。その方については、できるだけその場で、分納できれば分納というふうな形でお願いはしてございます。介護保険の場合は一応、生活保護の方も全部支払っていただくようになっていますので、そういう方も一応分納というふうな形でお願いはしております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 3回目になっちゃうんですけれども、生活保護の方は、生活保護費のほうから介護保険料というのは出ていると記憶しているんですけれども、私のことだからちょっと自信がないんですが、生活保護を受けていないような方で、しんどいなという方はいらっしゃるのでしょうか。国民健康保険の場合だと、収入に応じて軽減措置がありますが、介護保険の場合は制度的な軽減措置はありませんよね。いつか介護保険が始まったときには保険料の軽減、利用料の軽減がありましたけれども、それは経過措置だということで、こっそりといつの間にか消滅しておりました。新たにやはりどうしても納められなそうだという方っていらっしゃると思うんです。そういう対策については、一番現場でそういう方と接している担当のほうから声が出ないのでしょうか。しんどそうだなとか、軽減措置は必要だなとか、そのことについてお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 確かにおっしゃるとおり実際に軽減といいますか、言っていないかどうかわかりませんが、本人のご努力で生活保護を受けてもいいといいますか、それと同等のような生活をされている方が、自力で一生懸命に生活されている方はいらっしゃいます。そういう方を見ると、確かに生活保護を受けていると生活保護費の中からといいますか、国のほうからのお金で介護保険料は支払われています。それを比較すると、確かにかわいそうといいますか、本人の努力によってそうしているわけですが、そういう中で、減免はしてあげたいなというふうな気持ちはありますが、実際今の国の制度にそういうものがのっておりませんので、全くだれも払わないというふうなことはございませんので、一応今町としての制度はございません。また国としての制度もございませんので、徴収については従前どおり行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 98ページ、項2目1節3で、運動教室参加者負担金が39万8,000円減額になっています。これはほぼ半額ぐらいになっていたような気がちょっとしたんですけれども、そうでもない、3分の1くらい当初予算よりも減っているということは、参加者が減っているのではないかと思います。その辺の実態について教えてください。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 全体の参加者といいますか、参加者は確かに減っています。96人ぐらいのところは94人ぐらい月ですよ。延べでいきますと、当初今議員さんがおっしゃった人数ですと、当初予定ですと延べで600人予定していました。それが今回延べで401人ということで、約3分の2になってしまいましたので、39万8,000円の減。いきいき塾のほうも当初204人を延べで予定していました。今回実際には144名というふうな状況。じゃ取り組みが悪いのかというふうなこともあろうかと思うんですが、一応運動教室につきましては健康診査、健診の指導結果によって、そちらに誘導するというふうなこと、いきいき塾のほうは、逆に後期高齢者の介護にならないための指導というふうなことで、そちらの運動に参加するようにというふうなことで誘導はしております。なかなか手を引っ張って連れていくわけにはいきませんので、参加者が思うようにはふえないというふうな現状でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 101ページ、特定入所者介護サービス費が330万円増額になっております。特定入所者というのは、介護認定を受けないで緊急的に入るというんでしたっけ。じゃこのことについて説明してください。すみません、私は特定入所者って介護認定するのが待てなくていろいろな諸般の事情で、それで入るんだと思っていたんですが、すみません、勉強不足です。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 特定入所者につきましては、所得の低い方の、普通の医療費の場合は、国民健康保険の場合は限度額証明という証明が出ます。同じように、介護のほうも介護の限度額証明というものが出ますので、その方々の軽減した分の介護サービス料でございまして、実際に136件ありました。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 私は介護保険会計に反対の立場から、簡単に討論させていただきます。

この今回の補正は、精算のための要素が大変強く、お金の出し入れとかそういうものについては問題ないのですが、先ほど課長からも説明がありましたように、低所得のお年寄りに対してのやはり配慮がちょっとまだ十分ではないのではないかと。介護保険は社会保障であるにもかかわらず、低所得のお年寄りに対してつらい思いをさせているというのは大変忍びないものであります。町の努力でできないわけではないと思います。よその自治体では、保険料の軽減をしているところもあります。本町でも初めのときにはやっておりました。そういう点で、本町の介護保険行政については、やっぱり一部後退がある。それが今回ここではっきりしたということで、私はこの補正案に対しては反対いたします。

以上です。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

10番藤平美智子議員。

○10 番（藤平美智子君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

平成22年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、賛成をする立場から討論をさせていただきます。

介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、介護サービス給付費等の実績見込みに伴う国・県支払基金等からの交付金の精算に伴う歳入補正及び保険給付費の実績見込みによる歳出の補正、余剰金の積み立て等、年度末の補正予算ということで、的確に実績見込み等を把握し、予算計上をされておりますので、本補正予算に対しまして賛成をするものでございます。

以上のことから、議案第14号 大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）の賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第7、議案第15号 平成22年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

水道室長。

○水道室長（磯野道夫君） それでは、109ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第15号 平成22年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）

第1条 平成22年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額4億7,332万1,000円、補正予定額147万7,000円、計4億7,479万8,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億4,353万円、補正予定額147万7,000円、計1億4,500万7,000円。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億7,893万6,000円、補正予定額減337万7,000円、

計 4 億 7,755 万 9,000 円。

第 1 項営業費用、既決予定額 4 億 1,594 万 7,000 円、補正予定額減 190 万 8,000 円、計 4 億 1,403 万 9,000 円。

第 2 項営業外費用、既決予定額 5,978 万 9,000 円、補正予定額 32 万 6,000 円、計 6,011 万 5,000 円。

第 3 項特別損失、既決予定額 280 万円、補正予定額減 179 万 5,000 円、計 100 万 5,000 円。

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文中括弧中「1 億 2,502 万 1,000 円」を「1 億 2,706 万円」に、「1 億 2,486 万 8,000 円」を「1 億 2,690 万 7,000 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページにまいりまして、収入、第 1 款資本的収入、既決予定額 1 億 8,704 万 2,000 円、補正予定額、減で 400 万円、計 1 億 8,304 万 2,000 円。

第 2 項企業債、既決予定額 1 億 5,350 万 2,000 円、補正予定額減 400 万円、計 1 億 4,950 万 2,000 円。

支出、第 1 款資本的支出、既決予定額 3 億 1,206 万 3,000 円、補正予定額減 196 万 1,000 円、計 3 億 1,010 万 2,000 円。

第 1 項建設改良費、既決予定額 6,107 万円、補正予定額減 196 万 1,000 円、計 5,910 万 9,000 円。

(企業債)

第 4 条 予算第 5 条の表を次のように改める。

起債の目的、配水管更新事業。

限度額、1,400 万円。

起債の方法、普通貸借又は証券発行。

利率、年 5 パーセント以内。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものとする。ただし、債権者との協議により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。

公的資金補償金免除繰上償還に係る借換、限度額 1 億 3,550 万 2,000 円。

起債の方法、普通貸借又は証券発行。

利率、年5パーセント以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。

償還の方法、借入先の条件による。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

計で限度額が1億4,950万2,000円。

明細につきましては、112ページの積算基礎資料によりましてご説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、款1水道事業収益、項2営業外収益、目3県補助金、補正予定額が147万7,000円。節1県補助金、高料金対策県補助金で、実績による増でございます。

支出でございますが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、補正予定額、減の13万9,000円。節3草刈り賃金の減によるものでございます。

目2配水及び給水費、補正予定額75万2,000円増、節19修繕費、漏水修繕、止水栓修繕費用でございます。

目3総係費、補正予定額減175万円、節2手当、減の5万円。時間外手当の減でございます。節16委託料、減の20万円、システム保守料の減であります。節18賃借料、減の150万円、システム再リースによる減であります。

目4減価償却費、補正予定額、減の15万円、節1有形固定資産減価償却費の減であります。

目5資産減耗費、補正予定額、減の62万1,000円、節1固定資産除却費、除却の減であります。

項2営業外費用、目2雑支出、32万6,000円増、節2雑支出、特定収入消費税相当控除額の増であります。

項3特別損失、目1過年度損益修正損、減の179万5,000円、節1過年度損益修正損、実績における減でございます。

続きまして、114ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出の収入でございますが、款1資本的収入、項2企業債、目1企業債、既決予定額1億5,350万2,000円、補正予定額、減の400万円、節1企業債、入札・設計変更等による減でございます。

次に支出でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設費、既決予定額5,695万9,000円、補正予定額、減195万円。節2手当5万円の増でございます。時間外手当の増でございます。節34工事請負費減の200万円、工事費の減であります。

目 2 固定資産取得費、既決予定額411万1,000円、補正予算額、減の1万1,000円。節 2 機械購入費48万9,000円増、横山地先流量計の購入費用でございます。節 4 量水器費マイナス50万円、メーター器購入個数の減によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第8、議案第16号 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） 議案第16号でございます。平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）、115ページでございます。

本文に入る前に、提案理由でございますが、今回の補正は介護報酬と負担金の実績見込み

等によるものでございます。

(総則)

第1条 平成22年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益、既決予定額2億9,582万4,000円、補正予定額、増額の582万6,000円、計3億165万円。

第1項営業収益、既決予定額2億9,572万2,000円、補正予定額582万6,000円の増額でございます。計3億154万8,000円。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用、既決予定額2億8,831万6,000円、補正予定額、増額74万円、計2億8,905万6,000円。

第1項営業費用、既決予定額2億8,681万5,000円、補正予定額74万円の増額です。計2億8,755万5,000円。

続きまして、積算資料に基づきまして説明させていただきたいと思っておりますので、117ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

収入でございます。第1款特別養護老人ホーム事業収益、1項営業収益、1目介護報酬収益、補正予定額37万7,000円の増額でございます。節1施設入所介護費収益317万2,000円の減額でございます。施設利用分237万9,000円の減額でございます。食事介護分が79万3,000円の減額でございます。節2短期入所介護費収益354万9,000円の増額でございます。内訳としまして、施設利用分329万8,000円の増、食事介護分が25万1,000円の増額でございます。

2目介護負担金収益、補正予定額544万9,000円の増額でございます。節1施設入所負担金収益520万5,000円の増額でございます。内訳としまして、施設利用分573万8,000円の増額、食事介護分が53万3,000円の減額でございます。節2短期入所負担金収益24万4,000円の増額でございます。施設利用分が40万1,000円の増額、食事介護分が15万7,000円の減額でございます。

支出でございますけれども、特別養護老人ホーム事業費用、1項営業費用、4目施設介護事業費、補正額3万円の増額でございます。節4法定福利費、共済費の増額でございます。

5目減価償却費71万円の増額でございます。節1有形固定資産減価償却費、これは償却資産の自動発電機とベッド等による増であります。

以上でございます。

よろしくご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 老人ホームは、この1年間で退所した人の数と、それから新規に入所することのできた人の数とを教えてください。

そして、もう一つは、収入のほうで介護報酬収益で、施設入所者と短期入所者の減額、それから増額がほぼ拮抗しているわけですが、これは入所者のあいたベッドに短期の方を都合で入れたとかという、そういう営業上のやり方のことなんかもあるんでしょうか。2点伺います。

○議長（正木 武君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） 初めに、金銭面のほうのお答えでございますけれども、増減のことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） 介護報酬は、交付金として国保連合会から来るんですけれども、入所者が入院した場合とか、そういったものによりまして減額する。ただしその場合ベッドのほうがあきますもので、今空床利用ということで、個人的なもの入っている方の負担が出ると、そういうことで、それとだからあと当初予算からの実績というか、その辺によりまして、今まで補正していませんでしたので、結局その辺がちょっと開きが出てきて、実績的にはこういうふうになると。見込みでございますけれども、一応そういうことでございます。

それと、利用者でございますけれども、ちなみに平成22年度は、1月31日現在ということで数字は出ておりますけれども、平成22年度入所者が8名でございます。退所につきましては、入所している分が退所ということで、そのような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありますか。

7 番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 現在、入所希望者は何人ぐらい待っておりますか。

○議長（正木 武君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） 現在ですけれども、平成23年1月31日現在ということで、延べで159名でございます。

（「待っている人が」の声あり）

（「そうです」の声あり）

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、議員の皆様申し上げます。

本日、午後2時30分ごろ、約10分間の間、離席したいとの申し出が町長からありましたので、これを許可しております。あらかじめご承知願います。

◎議案第17号～議案第23号の一括上程、説明

○議長（正木 武君） 日程第9、議案第17号 平成23年度大多喜町一般会計予算から日程第15、議案第23号までの各特別会計予算及び各事業会計予算までを一括議題とします。

なお、各議案は日程にお示ししたとおり、本日は提案説明までとします。

議案第17号から順次提案理由の説明を求めます。

初めに、日程第9、議案第17号 平成23年度大多喜町一般会計予算について説明を願いま

す。

総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それでは、平成23年度の大多喜町一般会計予算のご説明をさせていただきますが、平成23年度の当初予算の概略につきましては、本定例会の会議冒頭、町長から予算編成に係ります概要をご説明いただいておりますので、早速予算編成の内容につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。

なお、説明の時間がちょっと長くなりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、お手元の平成23年度大多喜町歳入歳出予算書に沿ってご説明をさせていただきます。

○議長（正木 武君） 総務課長、座って説明してください。

○総務課長（鈴木朋美君） それでは、議長の許可を得ましたので、座ったまま説明をさせていただきます。

それでは、お手元の平成23年度大多喜町歳入歳出予算書に沿ってご説明させていただきますが、予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億9,200万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次に、債務負担行為でございますが、第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

次に、地方債ですが、第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

次に、一時借入金、第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は1億円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用ですが、第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号といたしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用と定めるものでございます。

9ページをお開きください。

先ほどの第2条での債務負担行為のできる事項を定めるものでございますが、西中学校に導入いたしますパソコン導入事業費を債務負担行為として定めるものであり、その期間の限度額を表のとおり定めるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

第3表地方債、平成23年度に発行を予定しております町債の一覧でございます。

起債の目的、限度額、方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

過疎地域自立促進特別事業債、平成22年4月1日に過疎地域の指定となったことによりまして、新たに発行が可能となった地方債で、大多喜町過疎地域自立促進計画に計上した事業のうち、ソフト事業に係るもので、充当事業は定住化対策事業、少子化対策事業、有害鳥獣被害防止対策事業でございます。

次の上水道出資債は、南房総広域水道企業団が実施する水管橋耐震補強工事等に要する経費の加入団体としての出資債となります。

次の農林業施設整備事業債は、過疎債のハード事業に係るもので、充当事業は養老溪谷拠点センター整備、いわゆる山びこセンターでございます。

次の道路整備事業債も、同じく過疎債のハード事業に係るもので、町道改良事業に充当するものでございます。

次の臨時財政対策債は、普通交付税として交付する財源不足を補うために、地方公共団体に発行を許可されたもので、平成23年度は2億7,100万円を計上いたしました。過疎債は70パーセント、上水道出資債は50パーセント、臨時財政対策債は100パーセント、元利償還金が後年度地方交付税措置されます。

次に、予算案の内容を事項別明細書によりご説明させていただきますので、予算書14ページをお開きください。

まず、歳入予算の説明となりますが、款1町税、項1町民税ですが、本年度予算額は目1の個人町民税が3億3,336万7,000円、内訳で現年課税分が3億2,956万7,000円、滞納繰越分として380万円を計上いたしました。

次の目2法人町民税においては、本年度5,567万4,000円を見込み、内訳では現年課税分が5,517万4,000円、滞納繰越分として50万円を計上いたしました。

次の項2固定資産税ですが、目1の土地家屋償却資産での固定資産課税分が5億7,654万2,000円、内訳は現年課税分が5億6,954万2,000円、滞納繰越分として700万円でございます。

次の目2は国有資産等所在市町村交付金でございますが、466万4,000円を計上いたしました。

次の項3軽自動車税でございますが、2,507万2,000円を計上いたしました。

次の項4たばこ税は、たばこ離れの影響もあり、前年比較480万円減の6,320万円を計上いたしました。

次の項5鉱産税は、前年度同額の250万円を計上いたしました。

次の項6特別土地保有税は20万円、項7の入湯税にあつては前年度同額の400万円を計上いたしました。

次の16ページになります。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税でございますが、2,150万円を計上いたしました。

次の項2自動車重量譲与税は、前年比較190万円減の5,250万円を計上いたしました。

次の項3地方道路譲与税は、制度廃止に伴い廃目となります。

次の款3利子割交付金は250万円、次の款4配当割交付金は110万円、次のページになりますが、款5の株式等譲渡所得割交付金は60万円、款6の地方消費税交付金は前年度比較2,530万円増の1億2,550万円を計上いたしました。

次の款7ゴルフ場利用税交付金は、前年度比較600万円減の1億2,200万円を計上いたしました。

次の款8自動車取得税交付金は、前年度比較480万円増の2,550万円を計上いたしました。

次の款9地方特例交付金は、前年度比較520万円増の2,190万円を計上いたしました。

なお、交付金の内訳は説明欄記載のとおりでございます。

次の18ページになります。

款10地方交付税ですが、前年度比較1億8,000万円増の14億8,000万円を計上いたしました。

次の款11交通安全対策特別交付金は、前年度比較40万円減の200万円を計上いたしました。

次の款12分担金及び負担金は、目1の民生費負担金が5,859万3,000円で、内訳は節欄記載の1節児童福祉施設費負担金が5,150万9,000円、2節高齢者在宅生活支援事業負担金が340万4,000円、3節学童保育負担金が355万円が主なものでございます。

19ページになります。

目2衛生費負担金459万1,000円、これは火葬場の運営費負担金として、いすみ市からご負担いただくものでございます。

目3教育費負担金33万7,000円は、日本スポーツ振興センター負担金で、小中学校生徒に

対する保護者負担分であります。

次の目4給食費負担金1億693万9,000円は、小中学校の児童生徒の学校給食費負担金7,354万6,000円及び、いすみ市からの学校給食センター運営費負担金3,339万3,000円の合計額でございます。

次の目5農林水産業費負担金は廃目となります。

次に、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料620万1,000円は、節1の保健衛生使用料及び2節の地域し尿処理施設使用料でございます。

次の目2農林水産業使用料116万8,000円は、節欄記載の味の研修館、農村コミュニティーセンター、基幹集落センターの施設使用料でございます。

次の20ページになりますが、目3商工使用料190万6,000円は、節欄記載の観光物産センター及び商い資料館の使用料でございます。

次に、目4観光使用料577万円は、麻綿原及び栗又駐車場使用料として550万円、観光センターの施設等使用料27万円でございます。

次の目5土木使用料3,779万5,000円は、節1道路使用料814万8,000円、2節住宅使用料2,795万円、3節駐車場使用料141万7,000円、4節法定外公共物使用料28万円の合計額でございます。

次に目6教育使用料390万2,000円は、説明欄記載のとおり、中央公民館使用料、海洋センター等のスポーツ施設使用料及び学校施設使用料でございます。

21ページになります。

項2の手数料、目1の総務手数料645万3,000円は、1節督促手数料及び、税務証明や戸籍関連証明手数料など2節の諸手数料でございます。

次の目2民生手数料の1万2,000円は、督促手数料、目3衛生手数料1,733万9,000円は、ごみの持ち込み手数料及びごみ収集運搬手数料の1節清掃手数料1,677万6,000円ほか、5節の狂犬病予防事務手数料51万2,000円が主なものでございます。

次の目4農林水産業手数料1万3,000円は、鳥獣飼育許可手数料、次の目5土木手数料は屋外広告物取扱手数料等でございます。

次に22ページになります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、前年度比較4,579万6,000円増の2億1,069万円、内訳は節欄記載の1節障害者自立支援給付費等負担金が5,399万円、2節国民健康保険基盤安定負担金375万5,000円、3節子ども手当給付負担金1億5,294万5,000

円でございます。

次に、項2 国庫補助金、目1 民生費国庫補助金789万円は、1 節障害程度区分認定等事業費補助金14万9,000円、2 節地域生活支援事業費等補助金289万7,000円、3 節次世代育成支援対策交付金484万4,000円の合計額でございます。

次の目2 衛生費国庫補助金321万円、内訳は1 節合併処理浄化槽設置整備事業補助金273万円、2 節感染症予防事業費等国庫補助金48万円でございます。

次に、目3 土木費国庫補助金は前年度比4,307万1,000円増の4,453万6,000円ではありますが、社会資本整備総合交付金として庁舎建設及び町営住宅改修工事に係る補助金でございます。

次に、目4 教育費国庫補助金27万9,000円は、特別支援教育就学奨励費補助金であります。23ページになります。

目5 農林水産業費国庫補助金は廃目となります。

次に、項3 国庫委託金、目1 総務費委託金29万円は、外国人登録事務委託金及び自衛官募集事務委託金でございます。

次の目2 民生費委託金314万6,000円は、節欄記載の1 節基礎年金等事務委託金、4 節子ども手当事務委託金などが主なものでございます。

次に、款15 県支出金、項1 県負担金、目1 総務費県負担金70万円は、県権限委譲事務交付金、目2 の民生費県負担金1 億184万1,000円は、節1 の障害者自立支援給付費等負担金2,699万4,000円。

次のページになります。

2 節国民健康保険基盤安定負担金3,001万8,000円、目3 後期高齢者医療保険基盤安定拠出金2,458万4,000円、目4 子ども手当給付負担金2,024万5,000円でございます。

次の目3 土木費県負担金1,950万円は、国土調査に係る県負担金でございます。

次に項2 県補助金、目1 総務費県補助金919万7,000円は、1 節緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金698万7,000円、2 節地方消費者行政活性化基金事業補助金221万円でございます。

次に、目2 民生費県補助金ではありますが、前年度比3,793万2,000円増の6,307万8,000円でございます。主なものは1 節重度障害者医療費補助金1,028万4,000円、次の25ページになりますが、4 節の地域生活支援事業費等補助金144万8,000円、7 節障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金114万円、12 節介護保険事業補助金4,088万4,000円、13 節児童クラブ設置育成事業補助金401万9,000円などが主なものとなります。

26ページになります。

目3の衛生費県補助金2,330万7,000円は、節1の子ども医療対策事業補助金610万6,000円、2節妊婦健康診査支援基金事業補助金202万3,000円、4節子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金521万8,000円、次の目5合併処理浄化槽設置促進事業補助金426万円、27ページになりますが、8節南房総広域水道用水供給事業補助金467万9,000円が主なものでございます。

次の目4農林水産業費県補助金3,529万5,000円、前年度比2,514万7,000円増となっておりますが、主なものは、1節農業委員会交付金補助金として152万3,000円、5節の野生猿鹿保護管理事業補助金131万円、7節イノシシ管理事業補助金150万円、9節有害獣被害防止対策事業補助金1,000万円、次の28ページになりますが、12節の中山間地域等直接支払制度事業交付金105万4,000円、14節戸別所得補償制度導入推進事業補助金244万8,000円、15節の観光地魅力アップ緊急整備事業補助金1,500万円などが主なものでございます。

次の目5商工費県補助金54万円は、栽培漁業振興対策事業費補助金、目6の土木費県補助金42万5,000円は、住まいの耐震化サポート事業補助金、7節消防費県補助金410万円は、石油貯蔵施設立地対策等交付金補助、目8の教育費県補助金は廃目とするものでございます。

29ページになります。

項3県委託金、目1総務費委託金2,830万7,000円は、2節の県税取扱委託金1,453万8,000円、5節の千葉県議会議員選挙費委託金432万4,000円、7節の沢山川周辺区域環境管理事業委託金が主なものとなります。

次に、目2民生費委託金9万6,000円は、民生委員協議会事務委託金、目3農林水産業費委託金2,842万4,000円は、大多喜県民の森管理委託金、目4の土木費委託金160万円は、国県道維持委託金、次の目5消防費委託金260万円は、久保排水機場及び水門管理委託金でございます。

30ページにまいります。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入1,122万4,000円は、1節の土地建物貸付収入で684万円、2節の物品貸付収入438万4,000円、これらは説明欄に記載がありますが、光ファイバーケーブル貸付収入の合計額となります。

次に目2利子及び配当金34万1,000円は、庁舎建設基金及び福祉基金の利子分並びに配当金でございます。

次に項2財産売払収入、目1不動産売払収入2,500万2,000円は、1節の土地売払収入とし

て、城見ヶ丘団地の売払収入が主なものでございます。

次に款17寄附金、目1一般寄附金1,000円は存目計上、2目の指定寄附金20万円は、ふるさと納税分でございます。

次に款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金9,891万7,000円は、財源不足を補うための基金からの繰り入れ分でございます。

次の31ページになります。

目2交通災害共済基金繰入金から目6の小中学校施設整備基金繰入金までは、それぞれ基金の設置目的に応じた事務事業に充当するために繰り入れされるものでありますが、主なものは、目3のふるさと創生基金繰入金230万円、目4の福祉基金繰入金2,216万2,000円、目5の庁舎建設基金繰入金4億7,801万2,000円であり、目6の小中学校施設整備基金繰入金は廃目とするものでございます。

次の項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金163万1,000円は、子ども医療費分高額療養費分として、国保会計から繰り入れするものであり、次の目2の後期高齢者医療特別会計繰入金10万円は、同特別会計からの繰り入れ、目3の老人保健特別会計繰入金については、制度廃止に伴い廃目とするものでございます。

次の32ページになります。

款19繰越金、目1繰越金1億円は、前年度会計からの暫定的繰越金でございます。

次の款20諸収入、目1延滞金50万4,000円は、税金等の延滞金収入を見込んだものでございます。

次に項2受託事業収入、目1の後期高齢者医療広域連合受託事業収入200万8,000円は、後期高齢者の健康診査受託金であります。

次の項3雑入、目1高額療養費貸付償還金は100万円を見込み、計上いたしました。次の目2は滞納処分費として34万3,000円を計上。

次の目3雑入は、次の33ページ及び34ページ中段までに、その内容を説明欄に記載しておりますが、前年度比2,003万2,000円増の6,480万5,000円を計上いたしました。

次に、34ページでございますが、款21町債、詳細については10ページ第3表地方債で説明したとおりでございます。町債の総額の3億2,270万円、前年度と比較し5,900万円の減額となっております。予算計上どおり償還と借り入れをした場合の町債残高につきましては、平成22年度末見込み額が49億5,073万7,000円、平成23年度末が48億2,797万4,000円となる見込みでございます。

以上が歳入予算の説明となります。

○議長（正木 武君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時07分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時18分）

○議長（正木 武君） 説明を続けます。

総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それでは、次に歳出予算のご説明をさせていただきますが、引き続き座ったまま説明をさせていただきます。

予算書の35ページからとなります。よろしくをお願いします。

初めに、款項目議会費、本年度予算額9,803万3,000円は、前年度と比較し2,192万2,000円の増となっておりますが、主たる原因は、平成23年6月1日をもって廃止となる地方議会議員年金制度の地方公共団体負担分として2,676万3,000円の増が、主たる増分の内容でございます。

その他は、議員12名の議員報酬、議会事務局職員の人件費及び会議録作成委託料、政務調査費並びに議会関係団体への負担金が主なものでございます。

次に、36ページになりますが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、本年度予算額2億7,130万1,000円、内容は行政連絡員への報酬、特別職及び一般職職員の人件費、事務用品等の消耗品費、郵便料等通信運搬費、職員健康診査等の委託料、パソコンシステム等の使用料、町社会福祉協議会への補助金などの負担金が主なものでございます。

次に39ページ、目2の文書広報費775万9,000円は、情報公開・個人情報保護審査会委員会委員の報酬、例規集の経費、広報発行経費、またホームページ更新及び例規集データ更新業務委託料などでございます。

次に、目3財政管理費703万9,000円は、財務会計システムの保守点検及びソフトなどの借上料が主なものでございます。

次に、ページが変わりまして40ページ、目4会計管理費40万8,000円は、会計室での事務用品、郵便料及びパソコン使用料等でございます。

次の目5財産管理費、ページは42ページまでにまたがりませんが、本年度予算額5億3,825

万5,000円は、役場庁舎の光熱水費、町有車及び建物の保険代、庁舎建設に伴う工事施工監理委託、パソコンの移設委託料のほか、電話の借上料や平成23年度で施工する庁舎の耐震補強工事や建物解体工事などの工事請負費が主なものでございます。

次に、42ページ中段から44ページまでになりますが、目6の企画費、予算額1億7,978万1,000円は、職員人件費、光ファイバー網施設の保守管理費268万7,000円ほか、東京電力、N T T電柱へのケーブル添架利用料、住宅取得奨励金1,000万円、住宅リフォーム補助金500万円、地方バス路線対策補助金716万5,000円、広域市町村圏事務組合への負担金1,944万円、44ページになりますが、いすみ鉄道基盤維持費補助金3,866万1,000円、鉄道輸送対策事業補助金2,340万9,000円などの負担金及び補助金が主な内容となります。

次に45ページ、目7電子計算費4,704万6,000円は、電子計算機の保守委託料及び基幹系電子データの出力委託料1,596万円、その他電子計算機の借上料が主なものでございます。

次に、目8の諸費、予算額888万2,000円は、大多喜交通安全協会への補助金90万円及び、46ページになりますが、各行政区への防犯灯電気料補助金255万円が主なものでございます。

次に、項2徴税费、目1税務総務費7,276万1,000円は、職員人件費ほか、税務関連協議会等への負担金及び補助金でございます。

次に47ページ、目2賦課徴収費2,046万4,000円は、税の賦課徴収に要する事務経費で、主なものは納税通知書等の印刷費、郵便料、電子計算システム保守委託料、次の48ページになりますが、航空写真及び地図情報データの作成並びに修正委託料、その他パソコンシステムの借上料でございます。

次の項3戸籍住民基本台帳費、目1の戸籍住民基本台帳費7,402万円は、職員人件費ほか、住基ネット機器保守点検委託料、パソコンシステムサポート料、戸籍の電算化に伴うシステム開発委託料、その他パソコン戸籍システムの借上料が主なものでございます。

次に、50ページになります。

中段、項4選挙費、目1選挙管理委員会費26万円は、選挙管理委員会委員への報酬、目2の千葉県議会議員選挙費432万4,000円は、4月10日執行予定の千葉県議会議員選挙経費で、選挙管理委員、投票管理者等への報酬や選挙事務従事者への手当が主なものでございます。

ページが51ページになります。

目3大多喜町農業委員会委員選挙費101万4,000円は、24年3月末をもって任期満了となります農業委員会委員の選挙経費であり、次の目4参議院議員選挙費は廃目となります。

52ページになります。

項の5 統計調査費、目1 統計調査総務費884万1,000円は、職員人件費が主なものです。

次の目2 各種統計調査費72万1,000円は、統計調査員への報償費、その他事務用品の消耗品代でございます。

次の款6 監査委員費、目1 監査委員費52万9,000円は、監査委員への報酬及び研修等の旅費経費でございます。

53ページになります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、予算額3億3,448万2,000円は、職員人件費、地域生活支援事業委託料647万円、次の54ページから55ページにかけてになりますが、町社会福祉協議会への補助金や生活ホーム運営事業補助金、節20の扶助費は重度身体障害者医療費補助金、身体障害者介護給付費、福祉タクシーの利用助成金などで1億3,404万6,000円、28節の繰出金は国保基盤安定負担金4,503万1,000円、国保職員給与費等繰出金2,988万8,000円や、国保財政調整繰出金3,540万円などが主なものとなります。

次に、目2 国民年金費463万円は、職員人件費が主なものです。

次の目3 老人福祉費2,272万7,000円は、敬老祝い品等の報償費162万6,000円、緊急通報システム業務委託料、次の56ページになりますが、外出支援サービス委託料1,296万円、老人クラブ活動費補助金、その他老人日常生活支援等の扶助費でございます。

次の目4 青少年女性対策費48万8,000円は、青少年相談員への報酬、また相談員への活動費補助金などでございます。

57ページになります。

目5 介護保険事業費1億9,690万7,000円は、予防ケアマネジメント業務委託料、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、その他介護給付費繰出金1億836万9,000円、介護保険職員給与費等の繰出金などが主なものでございます。

次の58ページになります。

目6 後期高齢者医療費1億7,394万円は療養給付費負担金、後期高齢者医療広域連合負担金、その他後期高齢者医療保険基盤安定繰出金などでございます。

次の項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費5,361万4,000円は、職員人件費及び子育て支援対策としての医療費助成などでございます。

59ページになります。

目2 児童措置費1億9,397万1,000円は、子ども手当などの支給費が主なものでございます。

次の目3 母子福祉費118万8,000円は、ひとり親家庭への医療費助成経費でございます。

次の目4 児童福祉施設費2億6,080万円は、保育士等の人件費、保育園2園の施設運営費のほか、60ページに続きますが、夜間警備委託料、園児の送迎バス運行委託料、61ページの借地料や車両の借上料等でございます。

次に、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費1億226万1,000円は、職員人件費、国保国吉病院負担金6,669万円であります。

次の62ページ、目2 予防費4,660万円は、予防接種医への報酬、医薬材料費、郵便料、予防接種委託料1,813万8,000円その他、63ページになりますが、健康診査及びがん検診委託料などが主なものでございます。

次に64ページになります。

目3 環境衛生費3,952万5,000円は、職員人件費ほか、65ページの合併処理浄化槽設置整備事業補助金が主なものとなります。

次に目4 母子保健事業733万9,000円は、母子保健協力医報酬、母子保健事業に係る事務経費や妊婦乳児健康診査委託料でございます。

次に66ページになります。

目5 火葬場費1,269万4,000円は、無相苑斎場の施設運営費、夜間警備委託や火葬炉の設備保守委託及び火葬炉の運転業務委託料、67ページになりますが、15節火葬炉の改修工事請負費が主なものでございます。

次の目6 地域し尿処理施設管理費138万円は、城見ヶ丘団地のし尿処理プラントの維持管理経費でございます。

次に項2 清掃費、目1 清掃総務費7,332万4,000円は、職員人件費ほか、次の68ページになります広域市町村圏事務組合負担金及び夷隅環境衛生組合負担金などであります。

次の目2 塵芥処理費、予算額1億718万5,000円は、環境センターの維持管理費や、ごみ収集委託料及び粗大ごみ処理委託料、その他、69ページになりますが、一般廃棄物処分業務委託、19節のいすみクリーンセンターへの塵芥処理負担金が主なものでございます。

69ページの中段になりますが、項3 上水道費、目1 上水道運営費9,645万4,000円は、水道料金の高料金対策としての補助金、また南房総広域水道企業団への出資金でございます。

次に款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費781万8,000円は、農業委員会委員の報酬、事務局職員の人件費、次の70ページになりますが、委員会事務経費等でございます。

次に目2 農業総務費4,733万円は、職員人件費でございます。

次の目3 農業振興費724万6,000円は、農家組合長及び農林業振興協議会委員への報酬、次

の71ページになりますが、事務経費その他、農業関連団体等への補助金、交付金でございます。

次に、目4畜産業費37万円は、消耗品代ほか畜産関係団体への補助金でございます。

72ページになります。

次の目5農地費3,491万7,000円は、基幹農道の維持管理経費、平沢ダム管理経費、農業振興施設の建設工事請負費、その他農道等の補修材等の原材料費が主なものでございます。

73ページから74ページの目6集落センター運営事業費54万4,000円は、基幹集落センターの維持管理経費、次の目7味の研修館運営費394万6,000円は、味の研修館の施設管理臨時職員の賃金、施設運営費でございます。

74ページの中段になります。

次の目8農村コミュニティーセンター運営費405万5,000円につきましても、同施設の施設管理経費及び空調設備工事の工事請負費でございます。

75ページ中段になります。

項2林業費、目1林業総務費、予算額2,317万5,000円は、職員人件費、有害鳥獣駆除委託料でございます。

76ページになります。

中段、目2林業振興費1,492万円は、19節の有害獣対策の電気さく購入費補助金、農林業振興協議会への補助金が主なものでございます。

次の目3大多喜県民の森運営費3,037万9,000円は、職員の人件費、県民の森施設運営費等でございます。

78ページになりますが、目4都市農村交流施設運営費は廃目となります。

中段、款6商工費、項1商工費、目1商工総務費、予算額5,058万円は、消費生活相談員報酬、職員人件費でございます。

次の目2商工業振興費1,341万4,000円は、商い資料館の維持管理経費、79ページになりますが、町営駐車場の管理経費、その他商工会への補助金、街路灯電気料補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金などの補助金が主なものでございます。

次に、目3観光費1,803万1,000円は、臨時職員賃金、80ページから81ページにかけてになりますが、公衆用トイレの維持管理経費、公園管理その他、お城まつり実行委員会や町観光協会への補助金、大河ドラマ誘致実行委員会への補助金などが主なものとなります。

82ページになります。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、予算額7,324万1,000円は、職員人件費、事務経費、道路台帳の更新業務委託料その他、83ページになりますが、建設課関連の団体負担金及び国県道の維持補助金、電子調達システム利用負担金などが主なものとなります。

83ページ後段、目2 登記費は、職員人件費ほか、84ページになりますが、用地測量の委託料でございます。

次の目3 国土調査費3,319万4,000円は、臨時職員賃金ほか、85ページの地籍調査等委託料2,863万4,000円が主なものでございます。

次の目4 道の駅管理費444万1,000円は、石神地先の道の駅のトイレ等の管理経費でございます。

次の項2 道路橋梁費、目1 道路維持費2,387万7,000円は、建設課臨時職員賃金、建設機器燃料及び修繕費、86ページになりますが、舗装の打ちかえの工事請負費、その他道路補修用の原材料費などでございます。

次の目2 道路新設改良費9,974万4,000円は、職員人件費、増田小土呂線ほか町道の改良工事に伴う測量設計業務委託料、町道中野大多喜線及び黒原佐野線の道路改良工事請負費、道路改良に伴う用地購入及び補償補填費が主なものでございます。

次の目3 橋梁維持費380万円は、町道の橋梁台帳整備及び橋の点検マニュアル作成業務委託料でございます。

87ページになります。

目4 交通安全対策費214万3,000円は、道路区画線工事費ほか、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策用の原材料費でございます。

次の項3 都市計画費、目1 街路事業費52万円は、歴史的景観審議会委員への報酬及び、ボランティア活動をいただいている街なみ案内人の傷害保険料等でございます。

88ページになります。

項4 住宅費、目1 住宅管理費、予算額2,140万2,000円は、町営住宅入居者選考委員への報酬、その他町営住宅に係る修繕料、借地料及び猿稻団地の修繕に係る設計業務委託や修繕工事請負費、その他戸建住宅の耐震診断費用の補助金が主なものとなります。

次の目2 宅地造成費1,023万2,000円ですが、城見ヶ丘団地の分譲に係る定住化補助金が主たるものでございます。

次に89ページ、款8 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費 2億3,283万4,000円は、八声地先ドクターヘリ発着所用地の借上料及び広域常備消防に係る負担金でございます。

次に目2 非常備消防費3,274万5,000円は、消防団員及び消防員への報酬、消防団の訓練及び火災等の出動手当、団員の被服費、団員の健康診査委託料、その他消防団員の公務災害や退職報償金の支給事務負担金などであります。

次に90ページになります。

目3 消防施設費は、消防車両の修繕料や燃料費、久保排水機場の管理委託料、防火水槽の改修工事請負費、その他消防用ホース等の備品購入費などが主なものとなります。

次に目4 災害対策費588万5,000円は、防災会議委員等への報酬、次の91ページになりますが、災害時の職員時間外勤務手当、13節防災行政無線施設の保守委託料、また防災行政無線戸別受信機に係る備品購入費などでございます。

次に款9 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費111万8,000円は、教育委員報酬その他教育長の交際費などでございます。

次に、92ページ中段になります。

目2 事務局費7,131万7,000円は、教育長ほか一般職職員の人件費、委員会事務局事務経費、93ページの教育関連団体への負担金及び補助金が主なものでございます。

次に94ページ中段になります。

項2 小学校費、目1 学校管理費3,971万7,000円は、小学校の学校医等の報酬、その他小学校5校の学校事務経費や施設管理経費、95ページのパソコン使用料、その他15節の大多喜小学校の校舎の防水工事請負費などが主なものでございます。

次に96ページになります。

目2 教育振興費1,161万8,000円は、各小学校の教育活動で使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金などでございます。

次に、97ページになりますが、項3 中学校費、目1 学校管理費1,807万3,000円は、中学校学校医等の報酬、中学校2校の学校事務経費や校舎等の施設管理費、インターネット接続手数料、98ページになりますが、パソコン借上料などが主なものとなります。

次に、98ページが一番下の欄になりますが、目2 教育振興費826万9,000円は、ページが99ページにわたりますが、各中学校での教育活動で使用する教材費や、中学校の遠距離通学費補助金が主なものでございます。

次に、項4 社会教育費、目1 社会教育総務費4,325万7,000円は、社会教育委員報酬及び職員人件費や、100ページにまたがりませんが、旧田代分校の維持管理経費、その他19節の町子ども会育成会や文化団体への活動費補助金などが主なものでございます。

次に目2 公民館費1,359万4,000円は、公民館運営審議会委員報酬や中央公民館の光熱水費、夜間警備などの施設管理費、102ページになりますが、公民館バス運行管理委託料などが主なものとなります。

次の目3 図書館費440万5,000円は、図書館の光熱水費、夜間警備委託、パソコン借上料その他図書館の購入経費でございます。

次に、103ページ中段の目4 文化財保護費45万5,000円は、文化財審議会委員報酬ほか、文化財保存に関連した補助金負担金でございます。

次に104ページ、目5 視聴覚教育費60万9,000円は、いすみ市夷隅郡視聴覚センターへの負担金でございます。

次の中段、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費2,401万2,000円は、体育指導委員報酬、職員人件費その他、町体育協会への補助金、夷隅郡体育協会への負担金が主なものとなっております。

次の105ページ、目2 学校給食費、予算額1億5,735万4,000円は、学校給食センター運営委員報酬、職員人件費、給食センターの光熱水費、給食の賄材料費、106ページの夜間警備委託料、給食配送業務委託料、排水処理施設の保守管理委託料、また施設の設備改修工事請負費などが主なものとなっております。

次に107ページ、目3 体育施設費3,980万7,000円は、海洋センター、野球場、テニスコートの光熱水費や施設管理経費、また野球場の防球ネット増設工事請負費などが主なものとなっております。

次に108ページ、款10 災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費180万円及び、目2 河川災害復旧費130万円は、災害時の緊急対策復旧費として予算計上しているものでございます。

次に109ページ、款11 公債費、項1 公債費、目1 元金4億4,546万4,000円は、起債償還の元金分、次の目2 利子は、同じく起債償還の利子分でございます。

次に、款項目予備費でございますが、前年度同額の500万円を計上させていただきました。

次の110ページから114ページまでは、給与費明細書でございますので、説明を割愛させていただきます、115ページをごらんいただきたいと思います。

115ページでございます。このページは、表の見出しにもありますが、「継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書」でありまして、地方自治法施行令第144

条第2項の規定により、予算説明書として提出するものでございます。

継続事業といたしましては、庁舎建設事業、基幹系の電子計算業務のデータ配出委託業務及び戸籍簿の電算化事業でございます。

次の116ページをお開きください。

ここでの表は、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

この表につきましても、地方自治法施行令第144条第4項で定める調書として提出するものでございます。

次の117ページにつきましては、「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」で、これにつきましても、地方自治法施行令第144条第3項で定める調書として提出するものでございます。

本年度以降、支出予定額のある事業といたしましては、西中学校パソコン導入事業など、次の118ページにわたりますが、全13事業となります。

以上、早足でのご説明となってしまいましたが、これをもちまして、平成23年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、日程第10、議案第18号 平成23年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について説明を願います。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、鉄道経営対策事業基金特別会計についてご説明を申し上げます。

初めに、予算編成の概要についてご説明いたします。

いすみ鉄道の運営方法につきましては、平成20年度から上下分離方式により運営をいたしております。したがって、上の部分で生じた損失分を基金より取り崩し、当会計に受け入れして、鉄道経営の安定を図ることを目的に予算編成をいたしております。

このほか、長期収支見込みに基づく車両更新についても、基金の利用をすることとなっております。なお、下部の基盤部分の負担につきましては、県と2市2町が、直接いすみ鉄道へ補助金として交付することとなっております、一般会計より支出することとなっております。

それでは、内容につきましてご説明をいたしますので、119ページをお開きください。
平成23年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,220万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算書事項別明細書の125ページをお開きください。

まず歳入であります。款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金といたしまして、本年度47万7,000円を計上いたしました。

以下、款2寄附金、款3繰越金、款4諸収入につきましては、それぞれ存目程度の1,000円を計上させていただきました。

款5繰入金につきましては、本年度、2両の車両更新を行います。この更新は、国の鉄道輸送対策事業の採択を受けまして購入することとなりますが、国が3分の1、県と2市2町が3分の1、いすみ鉄道が3分の1の負担となりますが、このいすみ鉄道負担分について、基金より支出するため9,172万8,000円を計上させていただきました。

したがって、歳入合計は9,220万8,000円となります。

次に、126ページをお開きください。

歳出ですが、款1項1鉄道経営対策事業費、目1事業費として、本年度48万円の計上でございまして、基金利子48万円を鉄道経営対策事業基金に積み立てるものでございます。

目2助成費につきましては、いすみ鉄道の車両更新による会社負担分として、9,172万8,000円を計上いたしました。したがって、歳出合計額は9,220万8,000円となります。

以上で、平成23年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、説明を終了します。

よろしく申し上げます。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、日程第11、議案第19号 平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について説明をお願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 議案第19号 平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計予算案につきましてご説明いたします。

予算書127ページをお開きいただきたいと存じます。

予算書の本文に入る前に、予算編成状況についてご説明申し上げます。

平成23年度の予算につきましては、依然として経済の低迷が続き、被保険者の所得の伸びは見込めない状況でございます。医療費につきましては年々増加傾向となりまして、収支の均衡を図る面で大変苦慮しているところでございます。

特に医療給付費につきましては、平成22年度の実績見込み等を考慮し、前年度対比5.5パーセントの増加を予定しました。それに対しまして、保険料も対前年比17パーセントという増加を見込まざるを得ない状況となり、予算総額で前年度対比27パーセント増の13億1,346万5,000円にて計上させていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第19号 平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,346万5,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、135ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、一般被保険者に係る医療給付費分、介護納付分及び後期高齢者支援分の現年度課税及び滞納繰越分で、前年度比較4,128万3,000円の増で3億657万8,000円を予定し、計上させていただきました。

2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、退職被保険者に係る分で退職者保険制度が年金受給開始から65歳までの方が対象でございますが、前年度比較735万1,000円の増で2,896万2,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、136ページをお開きいただきたいと思っております。

2款一部負担金、3款使用料及び手数料につきましては、前年度と同額、存目程度を予定し、計上させていただきました。

4款国庫支出金、1目療養給付費等負担金でございますが、2億5,321万円を予定しまして、後期高齢者支援金医療費分、介護納付金に対する国の負担分34パーセントの額を計上さ

せていただきました。

2目高額医療費共同事業負担金でございますが、町が高額療養費拠出金として支払った分を、国県それぞれ事業の4分の1、25パーセント分でございますが、制度としまして負担するものでございます。758万8,000円を予定し、計上させていただきました。

3目特定健康診査負担金でございますが、特定健康診査に対する国の負担金として、前年度同額141万6,000円を予定し、計上させていただきました。

137ページに移りまして、4款国庫支出金、2項1目出産育児一時金補助金でございますが、平成21年度10月より出産費の制度改正に伴いまして、新規補助金の創設で、出産1件当たり2万円の補助で10件分を見込み、20万円を予定し、計上させていただきました。

2目財政調整交付金でございますが、町の国保財政の状況に伴う調整交付金として、国からの交付金で6,967万7,000円を予定し、計上させていただきました。

3目介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、廃目でございます。

5款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金でございますが、退職者被保険者療養給付費に対する交付金で、5,309万円を予定し、計上させていただきました。

6款前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳の前期高齢者の被保険者数に応じて、社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので、2億3,556万2,000円を予定し、計上させていただきました。

7款県支出金、1目高額医療費共同事業負担金でございますが、30万円以上の高額療養費に対する共同事業拠出金に対し、県の25パーセント分の負担で758万8,000円を予定し、計上させていただきました。

2目特定健康診査負担金、特定健康診査に対する県の負担分で、141万6,000円を予定し、計上させていただきました。

次に138ページに移りまして、7款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金でございますが、町の国保財政の財政調整交付金として県から補助される分で、4,922万5,000円を予定し、計上させていただきました。

8款共同事業交付金、1目共同事業交付金でございますが、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業交付金として1億7,469万1,000円を予定し、計上させていただきました。

9款繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金、助産費等繰入金、財政安定化支援事業、職員人件費等、特定健康診査事業の繰り入れと、国保財政の支援分として、保険税引き上げ分の2分の1相当3,540万円を加えまして、1億2,267万4,000円を予

定し、計上させていただきました。

139ページに移りまして、10款繰越金、1目療養給付費交付金繰越金、2目その他繰越金につきましては存目程度、それぞれ1,000円を予定し、計上させていただきました。

11款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、2目退職被保険者等延滞金につきましては存目程度で、それぞれ前年度と同額を予定し、計上させていただきました。

2項雑入、1目延滞処分費から5目の退職被保険者等返還金につきましては、それぞれ存目程度、前年度と同額を予定し、計上させていただきました。

140ページに移りまして、6目雑入につきましては、特定健康診査の徴収金及び負担金を予定し、前年度と同額50万円を見込み、計上させていただきました。

7目国保総合システム交付金でございますが、新たに新設するものでございまして、県の国保連合会より配置されましたレセプトシステム等の費用として、連合会より交付されるもので、95万1,000円を見込み、計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出についてご説明させていただきます。

141ページに移りまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員4名分の人件費と事務費及び、142ページにかかりますが、県の国保団体連合会の負担金で3,467万5,000円を予定し、計上させていただきました。

2項1目運営協議会費でございますが、運営委員の報酬で11万8,000円を予定し、計上させていただきました。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費から5目審査及び支払手数料は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費及び、これに係る審査支払委託料でございますが、実績等を勘案し、143ページの計ですが、7億5,805万5,000円を予定し、計上させていただきました。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費と2目退職被保険者等高額療養費ですが、高額療養費の実績等を勘案し、3目一般被保険者高額介護合算療養費及び4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、介護給付費と医療費の1年分を合算し、高額が発生した場合に給付する経費として予定し、計上させていただきました。高額療養費の計で9,423万8,000円を予定し、計上させていただきました。

3項移送費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等の病院から病院への移送費で、それぞれ5万円を予定し、計10万円を計上させていただきました。

次に、144ページをお開きください。

4 項出産育児一時金でございますが、出産10件分を予定しまして420万3,000円を予定し、計上させていただきました。

5 項葬祭費につきましては、前年と同額30件分で150万円を見込み、計上させていただきました。

3 款後期高齢者支援金、1 項後期高齢者支援金ですが、社会保険診療報酬支払基金へ国保の被保険者数に応じて支払うもので、1 億5,272万2,000円を予定し、計上させていただきました。

次に145ページに移りまして、4 款前期高齢者支援金等、1 目前期高齢者関係事務費拠出金ですが、事務費拠出金として37万円を予定し、計上させていただきました。

5 款老人保健拠出金、1 目老人保健事務費拠出金でございますが、老人保健医療費に係る整理事務費として1 万2,000円を予定し、計上させていただきました。

2 目老人保健医療費拠出金でございますけれども、前年度で完了しておりますので、廃目となります。

6 款介護給付金、1 目介護納付金でございますけれども、社会保険診療報酬支払基金からの指示額により算出し、7,625万9,000円を予定し、計上させていただきました。

7 款共同事業拠出金、1 目高額療養費共同事業拠出金ですが、80万円以上の医療費に対する拠出金で、3,035万5,000円を予定し、計上させていただきました。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金ですが、30万円以上80万円未満の医療費に係る拠出金で、1 億4,433万8,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、146ページをお開きください。

3 目その他共同事業拠出金ですが、存目程度、2,000円を予定し、計上させていただきました。

8 款保険事業費、1 目保険事業費ですが、人間ドックに係る経費を見込み、171万5,000円を予定し、計上させていただきました。

2 項特定健康診査等事業費ですが、国保加入者の特定健康診査の経費で、1,025万1,000円を予定し、計上させていただきました。

147ページに移りまして、9 款諸支出金、1 項償還及び還付加算金ですが、一般被保険者及び退職被保険者等の保険税の還付金を、前年度と同額155万2,000円を予定し、計上させていただきました。

10款予備費につきましては、前年度と同額300万円を予定し、計上させていただきました。
以上が歳出でございます。

これで、平成23年度国民健康保険特別会計予算案についてのご説明を終わりにさせていただきます。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、日程第12、議案第20号 平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について説明を願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 引き続きまして、議案第20号 平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算案につきましてご説明いたします。

予算書153ページをお開きいただきたいと存じます。

予算書の本文の説明に入る前に、平成23年度の予算編成状況についてご説明させていただきます。

本予算は、後期高齢者医療制度が施行され、4年目となりますが、国では医療制度改革が進められている中で、先行き不透明感がありますが、平成23年度の予算編成に当たり、国の制度見直しによる保険料軽減措置の延長、あるいは医療保険者であります千葉県広域連合での賦課される保険料率等の数値をもとに、予算編成をさせていただきましたので、それでは本文に入らせていただきます。

議案第20号 平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億399万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、159ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料でございますが、年金からの特別徴収による保険料で、4,853万9,000円を予定し、計上させていただきました。

2目普通徴収保険料でございますが、納付書等によりまして普通徴収の保険料で1,901万

円を予定し、計上させていただきましたが、保険料合計で前年度比較870万8,000円の減となる理由といたしましては、前年度当初予算につきましては、先ほど補正予算のところでご説明を申し上げますけれども、被保険者の保険料の軽減制度が盛り込まれていなかったことによりましての減額となります。特別徴収者と普通徴収者については、被保険者2,041名分を案分をして計上しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

2款使用料及び手数料、1目督促手数料でございますが、2万円を予定し、計上させていただきました。

3款繰入金、1目事務費繰入金でございますが、後期高齢者医療事務費に係る繰入金で、204万2,000円を予定し、計上させていただきました。

2目保険基盤安定繰入金でございますが、保険料軽減対象者567名分でございますが、県がこのうちの4分の3、町が4分の1を負担するもので、3,277万9,000円を予定し、計上させていただきました。

4款繰越金でございますが、前年度よりの繰越金で、10万円を予定し、計上させていただきました。

次に、160ページをお開きいただきたいと思います。

諸収入につきましては、保険料の還付金等で、150万1,000円を予定し、計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出をご説明させていただきます。

161ページに移りまして、1款総務費、1目一般管理費でございますが、後期高齢者医療に係る事務費として、パソコン等の保守料等で161万4,000円を予定し、計上させていただきました。

2項徴収費につきましては、保険料徴収経費に要するもので、保険料等の通知郵便料等で44万8,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、162ページをお開きいただきたいと思います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者から徴収いたしました保険料と、低所得者の軽減分の繰入金を合わせて広域連合に納付するもので、1億32万8,000円を予定し、計上させていただきました。

3款諸支出金、1目保険料還付金でございますが、前年度の保険料分で、お亡くなりになった方の分、あるいは転出された方の分、それと保険料の再算定によりまして減額になった

分等の還付で、150万1,000円を予定し、計上させていただきました。

2項1目他会計繰出金につきましては、前年度同額10万円を予定し、計上させていただきました。

以上、歳出でございます。

これで、平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算案の説明を終了させていただきます。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

ここで10分間休憩します。

（午後 3時13分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時25分）

○議長（正木 武君） 日程第13、議案第21号 平成23年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明を願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 議案第21号 平成23年度大多喜町介護保険特別会計予算につきまして、提案説明をさせていただきます。

予算書の163ページをお開きいただきたいと思います。

予算書の本文の説明に入る前に、平成23年度の予算編成状況をご説明させていただきます。

平成23年度の予算案につきましては、介護保険事業を円滑に推進するため、前年度の各種介護サービスの利用実態とか給付費の実績をもとに、現在、町内に建設が進んでおります介護施設の利用状況等を推計をしまして、第4期介護保険事業計画の最終年度に当たりまして、前年度対比4.35パーセント増の9億1,945万8,000円の予算額を推計し、予算編成を行いました。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成23年度大多喜町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,945万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、内容についてご説明申し上げますので、事項別明細書により171ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、年金からの特別徴収者3,216名、口座振替等による納付者246名を推計しまして、1億3,852万4,000円を予定し、計上させていただきました。

2款使用料及び手数料、1項手数料につきましては、保険料の督促手数料や情報公開手数料で、前年度同様5万8,000円を予定し、計上させていただきました。

3款国庫支出金、1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費に係る施設のサービス分で15パーセント、施設サービス以外の分で20パーセント分として、1億4,564万8,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、172ページをお開きいただきたいと存じます。

3款2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、介護保険の財政調整を図るため、第1号被保険者の年齢別、階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して保険者に交付されるもので、介護給付費の5パーセントが基準となっております。6,935万6,000円を予定し、計上させていただきました。

2目、3目につきましては、地域支援事業交付金として、介護予防事業に対しまして94万7,000円、包括的支援事業に対しまして230万9,000円をそれぞれ予定し、計上させていただきました。

4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費県負担金でございますが、介護給付費に係ります施設サービスの17.5パーセント、施設サービス以外の部分では12.5パーセント分として1億3,611万円を予定し、計上させていただきました。

4款2項県補助金でございますが、1目、2目につきましては地域支援事業交付金として介護予防事業に対し47万3,000円、包括的支援事業に対しまして115万4,000円をそれぞれ予

定し、計上させていただきました。

173ページに移りまして、5款支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、第2号被保険者の介護給付費に30パーセントの交付金で2億6,008万5,000円を予定し、計上させていただきました。

2目地域支援事業交付金、介護予防事業に要する費用で、法定負担分で30パーセントでございます。113万6,000円を予定し、計上させていただきました。

6款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計よりの繰入金で、介護給付費等に係る町の法定負担分12.5パーセント分と、職員人件費及び事務費の繰入金として、1億5,087万3,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、174ページをお開きいただきたいと思います。

6款2項基金繰入金、1目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金でございますが、介護従事者の処遇改善周知経費として、24万7,000円を予定し、計上させていただきました。

2目介護給付費準備基金繰入金でございますが、介護給付費等の被保険者負担分の不足を補うための財源の繰り入れとして、1,097万9,000円を予定し、計上させていただきました。

7款繰越金でございますが、前年度からの繰越金として4,000円を予定し、計上させていただきました。

8款諸収入、1目延滞金でございますが、存目程度、1,000円を予定し、計上させていただきました。

2項1目雑入でございますけれども、運動教室、いきいき塾参加負担金とケアプランの作成負担金として、155万4,000円を予定し、計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出の説明をさせていただきます。

175ページに移ります。

1款総務費、1目一般管理費でございますが、介護保険関係職員3名分の人件費と、介護保険業務用の事務費で、2,606万6,000円を予定し、計上させていただきました。前年度比較で1,152万9,000円の減となっておりますけれども、職員2名分の人件費を4款の地域支援事業費へ移してございますので、その分の差額が出ております。

2項徴収費、1目賦課徴収費でございますが、介護保険料徴収に係ります事務費で、44万4,000円を予定し、計上させていただきました。

176ページをお開きください。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定調査等費でございますが、介護認定時の医師の意見書作成手数料などで、292万8,000円を予定し、計上させていただきました。

2 目介護認定審査会共同設置負担金でございますが、介護認定審査会を、夷隅郡市の共同にて行っておりますので、その負担金として302万9,000円を予定し、計上させていただきました。

4 項運営協議会費でございますが、介護保険運営協議会委員の報酬で、平成23年度は次期の介護保険事業計画の策定年度になることから、回数を3回見込みまして、20万5,000円を予定し、計上させていただきました。

177ページに移りまして、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費でございますが、主に要介護1 から5 の介護認定を受けた方が在宅の介護、施設介護サービス及び地域密着型サービス、福祉用具の購入費、住宅改修費等に要する、それぞれの所要額で、計で7億7,237万8,000円を予定し、計上させていただきました。

2 項介護予防サービス等諸費でございますが、主に要支援の1、2 の認定を受けた方の在宅及び地域密着型介護予防サービス、178ページにかけまして、福祉用具の購入ですとか住宅の改修等の所要額で、2,715万5,000円を予定し、計上させていただきました。

2 款3 項その他諸費につきましては、介護給付費に係る審査支払手数料で、68万3,000円を予定し、計上させていただきました。

2 款4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費でございますけれども、要介護1 から5 の認定を受けた方の分で、1,933万4,000円を予定し、計上させていただきました。

2 目高額介護予防サービス費につきましては、要支援1、2 の認定を受けた方の分でございます。6 万円を予定し、計上させていただきました。

179ページに移りまして、2 款5 項高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の1 年分の負担が一定額を超えた場合、それぞれの会計から支給されるもので、高額介護サービス費の1 割を見込み、196万4,000円を予定し、計上させていただきました。

2 款6 項特定入所者介護サービス等費でございますが、低所得者の施設入所が困難とならないために、施設入所者の食費ですとか居住費の自己負担の軽減を補う補助及び交付金で、4,537万8,000円を予定し、計上させていただきました。

3 款基金積立金でございますが、準備基金への積立金で、存目程度、3,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、180ページをお開きいただきたいと存じます。

4款地域支援事業費、1目二次予防事業費でございますけれども、65歳以上で、要介護状態になるおそれの高い方を対象として行う事業で、本町の場合、からだいきいき塾を実施しております。この所要額で113万3,000円を見込み、計上させていただきました。

2目一次予防事業費でございますけれども、65歳以上で、要介護状態にならないための予防事業でございます。健康教育や健康相談によります介護予防の普及、啓発を行う所要額で、371万2,000円を予定し、計上させていただきました。

次に、181ページに移りまして、3目、4目は、1目、2目の予防事業に変わることによりまして廃目をした分でございます。

4款2項包括的支援事業・任意事業費、1目任意事業費でございますが、寝たきりの高齢者へのおむつの支給ですとか、成年後見人制度の利用者の支援ですとか、そういうものに係る経費で、179万2,000円を予定し、計上させていただきました。

2目包括的支援事業費でございますが、これは包括支援センター職員2名分の人件費1,299万1,000円を予定し、計上させていただきました。この増額の人件費につきましては、先ほど総務費のほうから持ってきた分を、こちらに計上させていただいております。

次に、182ページをお開きいただきたいと思います。

5款諸支出金につきましては、国県支出金等の精算に伴う返還金でございますして、10万3,000円を予定し、計上させていただきました。

6款予備費につきましては、前年度と同額10万円を予定し、計上させていただきました。以上、歳出でございます。

これで、平成23年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わりにさせていただきます。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、日程第14、議案第22号 平成23年度大多喜町水道事業会計予算について説明を願います。

水道室長。

○水道室長（磯野道夫君） それでは、別冊になっております平成23年度大多喜町水道事業会計予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第22号 平成23年度大多喜町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 平成23年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

給水戸数3,755戸。

年間総給水量110万8,411立方メートル。

1日平均給水量3,037立方メートル。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益4億5,997万7,000円、第1項営業収益3億1,944万7,000円、第2項営業外収益1億4,053万円。

支出、第1款水道事業費用4億5,939万3,000円、第1項営業費用4億752万円、第2項営業外費用4,867万3,000円、第3項特別損失280万円、第4項予備費40万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,154万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億2,154万5,000円にて補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入210万円、第1項負担金210万円。

支出、第1款資本的支出1億2,364万5,000円、第1項建設改良費1,010万円、第2項企業債償還金1億1,354万5,000円。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用、第2項営業外費用との相互。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費4,952万円。

(一般会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,350万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は188万9,000円と定める。

続きまして、予算の積算基礎資料におきまして説明させていただきたいと存じますので、17ページをお開きいただきたいと存じます。

収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、目1給水収益3億1,852万9,000円。水道料金でございます。

目2その他営業収益91万8,000円、節1材料売却収益54万5,000円、節2手数料19万円、節4雑収入18万3,000円であります。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金1,000円であります。

目2他会計補助金7,350万円、一般会計補助金でございます。

目3県補助金6,700万円、県補助金であります。

目4雑収益2万9,000円であります。

続きまして、18ページに移らせていただきます。

支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費2億2,094万円、節10備消耗品費14万7,000円、節12光熱水費2万3,000円、節14通信運搬費44万1,000円、節16委託料3,056万5,000円、節17手数料17万5,000円、節19修繕費367万5,000円、節21動力費730万8,000円、節22薬品費255万5,000円、節23材料費17万8,000円、節26受水費1億7,587万3,000円、南房総広域水道企業団からの受水費であります。

19ページにまいりまして、目2配水及び給水費2,402万円、節1給料494万円、節2手当218万7,000円、節5法定福利費232万4,000円、節10備消耗品費10万円、節14通信運搬費9万1,000円、節18賃借料26万6,000円、節19修繕費763万9,000円、節20路面復旧費226万円、節21動力費346万5,000円、節23材料費74万8,000円。

目3総係費4,820万8,000円、節1給料1,781万4,000円、節2手当773万7,000円、節4報酬4万4,000円、節5法定福利費858万5,000円、節6旅費4,000円。

20ページにまいりまして、節10備消耗品費19万3,000円、節11燃料費26万5,000円、節13印刷製本費32万8,000円、節14通信運搬費48万4,000円、節16委託料783万3,000円、節17手数料44万円、節18賃借料364万7,000円、節19修繕費25万2,000円、節20使用料6万3,000円、節25研修費1万円、節29公課費6万6,000円、節30会議負担金11万1,000円、節32保険料30万円、節35雑費3万2,000円。

21ページにまいりまして、目4減価償却費1億1,308万3,000円、有形固定資産減価償却費であります。

目5 資産減耗費83万6,000円、節1 固定資産除却費82万6,000円、節2 たな卸資産減耗費1万円。

目6 その他営業費用43万3,000円、材料売却費原価であります。

項2 営業外費用、目1 支払利息4,184万5,000円、企業債利息であります。

目2 雑支出186万5,000円。

目3 消費税496万3,000円。

項3 特別損失、目1 過年度損益修正損280万円。

項4 予備費、目1 予備費40万円でございます。

22ページにまいりまして、資本的収入及び支出、収入でございますが、款1 資本的収入、項1 負担金、目1 加入負担金210万円でございます。

23ページにまいりまして、支出、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 配水施設費743万3,000円、節1 給料280万8,000円、節2 手当184万3,000円、節5 法定福利費123万8,000円、節16 委託料5万3,000円、節20 使用料12万6,000円、節23 材料費31万5,000円、節34 工事請負費105万円。

目2 固定資産取得費266万7,000円、節2 機械購入費126万円、節4 量水器費140万7,000円。項2 企業債償還金、目1 企業債償還金1億1,354万5,000円でございます。

以上で、平成23年度大多喜町水道事業会計の予算について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、日程第15、議案第23号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について、説明を願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） 議案第23号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算。

この平成23年度予算編成に当たりましては、運営上の大きな変更や大きな修繕改修等は予定しておりません。

（総則）

第1条 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 利用定員、施設介護サービス80人、居宅介護サービス4人。

(2) 年間利用予定者数、施設介護サービス2万8,000人、居宅介護サービス1,150人。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益2億9,829万1,000円、第1項営業収益2億9,818万9,000円、第2項営業外収益10万2,000円。

続きまして、2ページでございます。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用2億9,206万1,000円、第1項営業費用2億9,056万円です。第2項営業外費用1,000円、第3項予備費150万円。

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額に対して不足する額220万円については、当年度分損益勘定留保資金220万円で補てんするものとする。)

支出、第1款資本的支出220万円、第1項建設改良費220万円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,200万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1項営業費用、第2項営業外費用との相互。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2億1,527万8,000円。

それでは、19ページをお開きください。

積算基礎資料によってご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益、第1項営業収益、1目介護報酬収益2億6,224万3,000円を見込みました。これは長期、短期入所の施設利用分と食事介護分の交付金等でございます。

2目介護負担金収益3,594万6,000円を見込みました。これは入居者の負担金等でございます。

2項営業外収益10万2,000円、1目受取利息1,000円、2目寄附金1,000円、3目その他事業外収益10万円を見込みました。収益の合計でございますけれども、2億9,829万1,000円でございます。

続きまして、20ページで、支出でございます。

1款特別養護老人ホーム事業費用、1項営業費用、1目総務管理費1億8,077万6,000円、これは節にもございますけれども、報酬、職員の給料、手当、法定福利費その他、健康診断委託料、パソコン使用料等、各会負担金、建物等保険料等の金額でございます。

次に、21ページでございます。2目施設管理費2,747万8,000円、これは生活介助用の消耗品、自動ドアほか各種点検、電気、ガス、水道、施設修繕、エレベーター等の保守点検等の委託等でございます。

3目居宅介護事業費338万4,000円、これは臨時職員賃金等でございます。

4目施設介護事業費7,091万7,000円、これは嘱託医報酬、臨時職員の賃金等、介護用材料、賄材料、居宅委託料、おむつ等使用料等でございます。

続きまして、22ページでございます。

5目減価償却費800万4,000円、6目資産減耗費1,000円。

2項営業外費用、1目雑支出1,000円。

3項予備費、1目予備費150万円でございます。

費用の合計で2億9,206万1,000円でございます。

続きまして、23ページでございます。

資本的支出でありますけれども、1款資本的支出、1項建設改良費、1目設備整備費220万円、これはフェンス改修工事やベッド等の備品購入等でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ご苦勞さまでした。

以上で議案第17号から議案第23号までの提案説明を終わります。

◎休会について

○議長（正木 武君） お諮りします。

あす3月11日から3月21日は、議案調査及び休日が入るため休会としたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、3月11日から3月21日までは、議案調査及び休日が入るため休会とすることに決定しました。

なお、来週14日及び15日は、既にご通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、午前9時から各常任委員会協議会が開催されますので、ご承知願います。

この常任委員会協議会は傍聴ができますので、都合のつく方は傍聴されるようお願いいたします。

また、最終日、3月22日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集を願います。

◎散会の宣告

○議長(正木 武君) 以上で本日の会議は全部終了しました。

長時間ご苦勞さまでした。本日の会議を閉じます。これにて散会とします。

(午後 3時57分)

平成23年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成23年3月22日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	苅込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野信一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	野村賢一君	12番	正木武君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	教育長	田中啓治君
代表監査委員	矢代健雄君	総務課長	鈴木朋美君
企画商工観光課長	森俊郎君	税務住民課長	菅野克則君
健康福祉課長 子育て支援室長	花崎喜好君	建設課長 環境生活室長 水道室長	磯野道夫君
農林課長	岩瀬鋭夫君	特別養護老人ホーム所長	石井政一君
会計室長	渡辺嘉昭君	教育課長	高橋啓一郎君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋謙周 書記 小倉光太郎

議事日程(第3号)

日程第1 同意第1号 大多喜町教育委員会教育委員の任命について
日程第2 同意第2号 大多喜町教育委員会教育委員の任命について
日程第3 議案第17号 平成23年度大多喜町一般会計予算(質疑~採決)

追加日程第 1 発議第 2 号 議案第 17 号平成 23 年度一般会計予算に対する付帯決議案
について

日程第 4 議案第 18 号 平成 23 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質
疑～採決）

日程第 5 議案第 19 号 平成 23 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採
決）

日程第 6 議案第 20 号 平成 23 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採
決）

日程第 7 議案第 21 号 平成 23 年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）

日程第 8 議案第 22 号 平成 23 年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）

日程第 9 議案第 23 号 平成 23 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（質疑
～採決）

追加日程第 2 同意第 3 号 副町長の選任について

追加日程第 3 議案第 24 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

追加日程第 4 議案第 25 号 大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

◎議長あいさつ及び黙禱

○議長（正木 武君） おはようございます。

町長初め、監査委員、町職員の皆様には、ご苦労さまでございます。

また、議員各位には、常任委員会協議会に続きまして本会議へのご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

皆様ご承知のとおり、このたびの東日本大震災につきましては、関東大震災を上回るマグニチュード9.0という日本がこれまで経験も予想もしたことのない巨大地震で、沿岸各地で壊滅的な災害が発生し、死者、行方不明者は戦後最大だと報道されております。

いまだ被災された方や行方不明者、被害の全容も確定していない状況でございますが、国内外から多くの方々が捜索や支援のため駆けつけていただいております。決して対岸の火事ではなく、同じ日本人として心から敬意と感謝をするものであります。

また、福島原発の事故などにより、多くの方々が今なお避難を余儀なくしている状況の中で、燃料や救援物資が届けられない地域が数多くあり、1時間でも早く必要なものが多くの被災者に届くことを願わずにはられません。

さらに、市原製油所の火災や東電の計画停電の影響等もありまして、住民生活はもとより、日本のさまざまな産業界も極めて大きなダメージを受けております。

このようなことから、大多喜町議会として何らかの形で支援することができないかということで過日ご相談させていただきまして、被災地に対し、日本赤十字社を通じて3月17日に義援金20万円をお送りいたしましたので、ここに報告申し上げます。

地震が一日も早く終息し、被災地の皆様が元気を取り戻されるよう、心からご祈念申し上げたいと存じます。

ここで、このたびの災害で亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りいたしまして黙禱をいたしたいと思っております。

○事務局長（高橋謙周君） それでは、皆様、ご起立いただきたいと思っております。

被災地、北東方向、こちらになります。お向きいただきたいと思っております。

それでは、1分間の黙禱をしたいと思います。

黙禱。

（黙 禱）

○事務局長（高橋謙周君） 黙禱を終わります。お直りください。ご着席をお願いします。

◎開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12人全員です。したがって、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 3月9日に開会をされました本定例会初日以後の行政報告につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでありますので、ご了解いただきたいと思っております。

さて、ただいま開会前に黙禱したところでありますが、地震につきましてはただいま議長がお話をしたとおりでございます。3月11日午後2時46分ころに発生しました東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という国内最大の大地震となり、東北地方から関東地方までの広範囲にわたり多くの犠牲者を出すほか、津波や原子力発電所での事故などにより、多数の避難住民を生む大災害となってしまいました。この災害で亡くなられた方や未曾有の被害を受けられた方々に対し、心からご冥福とお見舞いを申し上げます。

今回のこの災害は、全国民が力を出し合って災害復興に当たる必要があります。町といたしましても、早速社会福祉協議会との共同による義援金の募集を呼びかけるほか、東京電力福島第一原発事故での避難民が中心となるものと思われませんが、これら犠牲者の受け入れについても、中央公民館、海洋センター、農村コミュニティーセンターを受け入れ可能施設として県に報告をしたところであります。

この避難者の受け入れについては、避難者の生活支援を受け入れる先で行う必要があります。仮に避難者が本町に避難してくるとなれば、それなりの経費も当然必要となってまいりますので、これら経費等の予算措置の面においても、議員各位のご理解をお願い申し上げたいと思っております。

幸いにも今回の地震では本町での被害はありませんでしたが、県内においては、死者16名を数えるなど人的被害やライフライン被害、また、津波による家屋への災害も発生しております。特に旭市での津波災害では大きな災害を受けており、災害ボランティア活動として職

員有志が19日から3日間の連休を利用し、延べ86名のボランティア活動に参加したところ
あります。

このように、災害はいつ発生するかわかりません。本町といたしましても、地震や風水害
に備えた防災対策はいま一度見直し、災害に備えてまいりたいと思います。

本日は第1回定例議会の最終日となりますが、議員各位のご理解を賜り、すべての議案等
をご可決賜りますようお願いを申し上げ、会議冒頭のあいさつといたします。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に、諸般の報告であります。3月10日開催の本会議以降の議会の
主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思ひます。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） これより日程に入ります。

日程第1、同意第1号 大多喜町教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜町教育委員会教育委員の任命について提案理由のご説明を申し
上げます。

現在、本町の教育長でございます田中啓治教育長につきましては、平成15年4月から2期
8年間の長きにわたり教育長を務めていただきました。平成16年4月から教育委員長として、
さらに平成18年4月から教育長として歴任され、本町の学校教育及び社会教育の振興発展に
ご尽力をいただいておりますが、本年3月31日をもちまして任期満了となりますため、後任
の大多喜町教育委員といたしまして次の者を大多喜町教育委員会委員に任命したいので、地
方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる
のでございます。

住所、大多喜町上原117番地2、氏名、本吉七太郎、生年月日、昭和18年2月28日生まれ
でございます。

本吉氏の経歴につきましては、昭和40年に千葉大学教育学部を卒業され、同年4月から大
多喜町立西中学校に勤務され、その後にも夷隅郡市内の学校を歴任し、昭和63年4月から教

職員団体の業務にも経験を積まれ、その後、千葉県教育庁安房地方出張所長、千葉県教育庁千葉地方出張所長、大原町立大原中学校校長を歴任され、平成15年3月定年退職されました。

また、退職後は、財団法人千葉県教育会館専務理事、千葉県退職校長会監査委員等を務めるなど、人格が高潔で、まさに教育等に見識を有しておりまして、町教育委員として適任であると判断いたしまして、このたび任命いたしたくご提案したものでございます。

何とぞご同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（正木 武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これより同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号はこれを同意することに決定をいたしました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第2、同意第2号 大多喜町教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜町教育委員会教育委員の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本町の教育委員長職務代理者でございます浅野照久教育委員につきましては、平成

15年4月から2期8年間にわたり教育委員を務めていただき、平成22年4月からは教育委員長職務代理者をお願いしています。先ほどの田中教育長と同様に、本町の学校教育及び社会教育の振興発展にご尽力いただいておりますが、本年3月31日をもちまして任期満了となりますため、後任の大多喜町教育委員といたしまして次の者を大多喜町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、大多喜町横山490番地1、氏名、只野和正、生年月日、昭和20年1月17日生まれでございます。

只野氏の経歴につきましては、昭和42年に千葉大学教育学部を卒業され、同年4月から岬町立岬中学校に勤務され、その後も夷隅郡市内の学校を歴任し、平成2年4月からは指導主事として千葉県教育庁夷隅地方教育出張所、九十九里地方教育センター、千葉県教育庁夷隅地方出張所に勤務し、その後、夷隅町立中川小学校長、岬町立長者小学校長、勝浦市立豊浜小学校長を歴任され、平成17年3月定年退職されました。

退職後は、大多喜町家庭教育指導員、千葉県退職公務員夷隅地区理事、千葉県退職校長会夷隅地区理事等を務め、人格が高潔で、教育現場の専門的見識も高く、町教育委員として適任であると判断いたしまして、このたび任命をいたしたくご提案したものでございます。

何とぞご同意くださいますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（正木 武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号はこれを同意することに決定しました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第3、議案第17号から日程第9、議案第23号までの平成23年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算については、既に一括議題として提案理由の説明が終わっております。3月10日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る細部説明書などは、予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては平成23年度の各歳入歳出予算書により質疑されるようお願いいたします。なお、質疑の際は予算書のページを示していただくとともに、質疑に当たっては、議題外にわたり、また、その範囲を超えることのないようご留意を願います。

まず、議案第17号 平成23年度大多喜町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 町長及び総務課長にお伺いいたします。

今回の地震により、国が大変な救援費、災害復興費を計上することになると思います。その影響が23年度予算にどういうふうに及ぼされるのかと、どんなふうを考えているのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） ただいまの野中議員さんのご質問でございますが、確かに今回の大きな地震災害によって、国を挙げての災害復興に当たるということでございますが、今のところ具体的に国からはどういうものを削減するかそういったものがございませんので、詳しい内容はわかりませんが、いずれにしても想定されるものとしては、災害時の交付金ということで特別交付税というのがあるんですけども、それらはかなりそちらの災害地のほうにいきますので、大多喜でも過去に約1億2,000万円ぐらいの特別交付税をもらっているわけですけども、そういうものがかなり減ってくると思います。

したがって、これについては、それを幾ら減るかとかそういったのは今時点でわかりませんので、また補助金、交付金などについてもどういうものが削減されるかというものは今の

ところよくわかりませんので、それは今後、国からのそういう通達等も出てくるんじゃないかと思います。そういった中で、もし出ればそういうようなところを、当然歳入も減るわけですから、歳出の面についても新たに見直ししていかなくちゃいけないと思います。そういう場合は、ですからまた補正予算等で皆さんとご協議をさせていただくというような、今時点ではそんな考えでおります。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） これから一般会計及び特別会計、企業会計の質疑、採決が行われるわけですが、この中には、住民の生活とか健康とか安全とかを守るために欠かすことのできない事業があると思うんです。今、課長がおっしゃられたように、国からの交付金、交付税が減らされる可能性としては十分あるわけで、特にこういう状況の中にあっては、住民にとって緊急性のある事業とか、あるいはどうしても欠かすことのできない事業とか、事業に優先順位をやはりつけることを再検討して、そういう事業からどんどん先にやっていくというような考えはないのでしょうか。そこを伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 当然、その緊急性のあるものについては、早目にこれは対応していかなくちゃいけないと思います。それで、国からの当然交付金、交付税だとかそういったものが削減されることは、今時点での想定ではかなりそういうことは想定されますので、歳入の面でそういうものが出た場合には、多少でございますが、財政調整基金もございまして、それらも活用しながら当面の歳入財源については確保していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） それでは、細かい事業について伺っていきたいと思います。

24ページ、款15、項2、目1、節2 地方消費者行政活性化基金事業というのに221万円、交付金でしょうかこのところについてはついていますが、これはことし新規ということですが、関連の事業を見ますと、78ページに消費者相談員報酬154万円というものだけしか見当たりませんでした。それで、事業全体の内容が見えません。私たちはやっぱり消費者ですから、どういった消費者のための事業なのか、事業の全容を教えてくださいたいと思います。

ついでですから、もう一つやっちゃいます。33ページに、バイオディーゼル燃料販売に係る予算として10万5,000円計上されております。経費については環境衛生のほうに7万1,000円だけですけれども、実際はどのくらいかかっているのでしょうか。昨年度と比較しますと何かクエスチョンマークがあります。

この2点、まずお願いします。

○議長（正木 武君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、私のほうにご質問でございますけれども、地方消費者行政活性化基金事業補助金ということでございまして、これにつきましては、平成21年9月1日に消費者庁の設置に伴いまして、いわゆる消費者の安全法も同時に施行されまして出発した基金の補助金であります。

今回、私のほうで予算計上させていただきましたのは、78ページの款6の商工費、1目の商工総務費の中のまず1節の報酬、これが15万4,000円ということでございます。これにつきましては、当然相談員がいなくちゃいけないということで、その人を雇い上げるために報酬というような形で、若干通勤手当も含めまして、月2回の相談窓口の設置に係る報酬費でございます。

それともう一つ、11の需用費、印刷製本という額でございますが、176万4,000円を計上させていただきました。この中身はといいますと、いわゆる消費者行政に係る啓発用の物資の作成をしようということでございます。当然中にはいわゆる消費者行政に絡みます法律などが入っているものでございます。大多喜町は約4,000戸ありますので、4,000部の作成を考えております。

次に、18の備品購入費24万3,000円ということでございますが、この中には、いわゆる啓発用の資料とかを、パンフレットとかそういったものを入れる台、そういったものを3台ほど買おうということで考えております。場所は本陣に1台と役場に2台置きたいなということで3台を予定しております。あとはサインプレートということで、よくご自由にお持ち帰りくださいとかそういう表示がございますけれども、そういったものをつくろうということで24万3,000円を計上させていただきました。

そういうことで総額221万円、あと需用費ということで若干4万9,000円ありますけれども、これは法規の収録、そういったものを考えておまして、合わせて221万円の計上をいたしました。これにつきましては、すべて基金から出るということで、一般会計の支出はございません。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） バイオディーゼル燃料の販売収入ということで10万5,000円に係る経費ということでございますが、予算書の64ページになりますが、目の環境衛生費、節12の役務費の廃材処理手数料3万9,000円と燃料分析検査手数料7万1,000円、それと65ページになります節16の原材料費として9万円で、合計で約20万円ほどかかっております。売り上げが105万円ということでありますので、9万5,000円の……

（「10万5,000円」の声あり）

○建設課長（磯野道夫君） 10万5,000円ですね。

それでいきますと、約9万5,000円の一般財源からの持ち出しということでございますが、このうち廃エタノールですか、これにつきましては堆肥等の促進剤として無料で引き取ってお願いしているということで、実質5万6,000円ぐらいにおさまるのではないかなというように考えておりますが、あとはバイオディーゼル燃料の販売先ですか、そちらの販路を広げていきたいと。なるべくこの一般財源から出す金額を減らしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 消費者行政にかかわることなんですけれども、住民への啓蒙がポイントだと思うんです。印刷費に178万円ぐらいの大金がかけられるわけなんですけれども、高齢化社会というのは、なかなか見る啓蒙というのはしんどいものがあります。手軽に待合室なんかでぴっと見られる程度の簡単な印刷物にしてほしいということが1つ。

それから、広報で、多分町の広報にも載せると思いますが、わかりやすい、堂々とした記事にして、だれの目にもつくようにしていただきたいことが1つ。

それから、聞きたくなくても入ってくる耳からの情報というのは、とても高齢者にとっては大事です。やはりどこかで防災無線などを通じてやるということをお願いしたいと思えます。

そして、できるだけやっぱり印刷物にお金をかける、知恵はかけてもお金をかけるというのはどうかなという気持ちがしますけれども、そこの辺をどう考えていらっしゃるのか伺いたいと思えます。

バイオディーゼル燃料については、ちょっと関連して伺いたいことがあります。通告した質問の中にも書いてあるのですが、塵芥費のところでしたでしょうか、点検手数料28万円というのがあります。この点検手数料というのは、バイオディーゼル製造機の点検手数料とは関係ないのでしょうか。昨年度の予算では、バイオディーゼル燃料製造機の点検手数料が21万何がし計上されておりますが、ことしはそれがなくて、ただの機械点検手数料と、機械じゃないかな、あるのに対してちょっと疑問を感じております。

○議長（正木 武君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 全くそのとおりでありまして、この印刷物につきましては、内容はごくわかりやすく、多分漫画というんですかね、漫画チックになる部分も出てくると思いますが、細かい法律なんかも載せても多分読まないと思います。そこで、これにつきましては常任委員会協議会でも話しましたように、無駄なものはできるだけ省きたい、全く出さないというわけにもいきませんので、法律とかありますので、その辺は今後再度検討させていただきまして、このあたりは十分その辺も承知していますので、検討させていただきたいと思います。

また、広報につきまして、相談窓口を設置しますよと、こういう相談をこういうところでやっていますということは、当然広報なり、また区長さんにも今後お伝えをして、なるべく隅々まで伝わるような体制をとりたいなというふうに考えております。

また一方では耳からということですが、なかなかお年寄りなのでまた耳というものもどうなのかなと思いますが、できるだけそういうものが一番引っかかりやすいのはお年寄りだということがありますので、そのあたりをもう少し検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 環境生活室長。

○環境生活室長（磯野道夫君） 点検手数料28万6,000円ということですが、これにつきましては、ペットプラ減容機、圧縮機でございますけれども、これを3年に1回点検を実施するものでございまして、精密機能検査及び機能検査ということで、廃掃法の施行規則に決められているものでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） バイオディーゼル燃料製造についてですけれども、それは9月の決算

のときにも伺ったのですけれども、規制緩和ではありませんが、今行政でこれやっていると、額はわずかですけれども、ずっと赤字ですよ。民間で事業としてやっているところもあるわけで、私たち住民としては、出た廃油を燃すのではなくて利用していこう、炭酸ガス削減に貢献していこうと、そこがクリアできれば、行政がやろうとも民間がやろうとも、私たちはどっちでもいいというのがあらかたの国民の考えじゃないかと思うんです。税金を有効に使ってほしいという点では、本町におけるバイオディーゼル燃料は、原料を民間に差し上げても私はいいのではないかと。初めのこれを導入したときのうたい文句は大変仰々しかったけれども、その導入の事業の取り組みのやり方が、やっぱり住民に利益をもたらすものではない、かえって微々たるものであっても損失を与えるものであったら、潔く撤退するという決断も必要ではないかと思えますけれども、そういう考えはないでしょうか。

○議長（正木 武君） 環境生活室長。

○環境生活室長（磯野道夫君） 確かに民間ということもございましたけれども、なかなか民間でやるということはちょっと今町でやっていますけれども、販路ということで利用者が限られてしまうというようなこともございますので、なかなか難しいのではないかなと思います。

特にBDFにつきましては、冬場になりますと粘度とかそういうものが高くなって、燃料機関といいますか、そういうものに影響が出るおそれがあるというようなこともございまして、なかなか利用先といいますか、そういうのが見つからないというのが現状だと思います。

町といたしましては、冬場は余り使用を控えているというようなこともございますので、夏場などの農機具とかそういったような販売先ですか、そういうのを確保いたしますとともに、この事業につきましては、住民への地球温暖化対防止策等、環境意識啓発にも役立っていくものと思っておりますので、引き続きこの様子を見ながら実施してまいりたいと考えております。

○議長（正木 武君） 終わりです。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） すみません、56ページの外出支援サービスなんですけれども、ことしの予算の1,296万円は、今年度の最終補正額とほぼ同じです。ところが、外出支援サービスは、こここのところ大変町民の皆さんに利用されていて、大体毎年予算と決算で150万円から200万円前後の伸びがあるわけです。ことしの最終補正と来年度の予算が同じだということは、ことしは伸びないということ想定しているんでしょうか。それとも最終的には幾らに

なるけれども、補正で次々と継ぎ当てみたいに伸ばしていくつもりでいるのか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 外出支援サービスの予算の件でございますけれども、確かに年々この額もふえております。しかしながら、前々からお話を申し上げているとおり、外出支援サービスにつきましては、今後交通形態そのものを全体的に見直しを考えているというふうなお答えを何度かさせていただいております。そういうふうな観点から、この額でとりあえず抑えていきたいなと思っております。どうしても高齢者等がふえてまいりますので、利用者がふえるということになると、この額も最終的に補正をせざるを得ないのかなとは思いますが、現行ではこの予算で最終的にいければというふうなことで予算化をしております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 交通体系を検討するという事は聞いております。それをできるだけ早くやる必要があると思うんですけれども、いつごろまでに結論を出し、いつごろまでに実施に移るのか。それを今年度中にやりますということでは、この予算の中ではおさまらない。できるだけ早い時期に結論を出して実施に移る必要があると思いますが、その辺の見通しをどう考えているのでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 一応前回といいますか、補正予算のときもお話をしましたけれども、一応今年度中というふうなお話をしましたけれども、できれば私どもとすれば12月ぐらいまでにはめどをつけて、1月ぐらいから新しい体系ができればなと思っておりますけれども、これは町だけでできる問題ではございませんので、やはり車の手配をするのは町ではなくて業者さんでございますので、業者さんとその辺の相談をしなければいけないことと、車の手配が今のタクシーではなくて、ある程度ワゴン車的なものでできればなというふうな考えもしておりますので、年内には結論を出したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 年内というのは、今12月とおっしゃいましたけれども、それでは遅いのではないのでしょうか。早ければ早いほど税金の節約ができるわけです。それこそいつか町

長はおっしゃいましたけれども、自分のお金だったらできるだけ早く節約するだろうと私は思います。この外出支援サービスが、補正予算を組まなくてもいいような執行をお願いしたいと思います。

その次に、同じく57ページなんですが、介護保険事業計画策定200万円とってあります。これで本当は4度目の計画策定になるだろうと思います。私のところに資料が17年度からしかありませんでした。3年ごとですから、ちょっと過去の予算と実績を見てみました。17年度は、予算320万円に対して執行231万円でした。3年前の20年度は、予算253万円に対して執行額185万円で、70万円弱の節減になっております。今回200万円の予算になっておりますが、いつもばかの一つ覚えみたいに、できるだけこういう計画、頭脳を使うところを住民の実情に本当に合致した計画を立てるためには、一番実情を知っている職員が自分たちの力でつくる、あるいはそれをつくれる力を職員が持つことが重要だということを私は要望してきましたと思いますが、今回の自前の部分というのはどのくらいふえているのでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 自前の部分につきましては、まだこれから23年度になってから計画づくりをするもので、あくまでも予算で計上してございます。具体的にこの部分が自前、この部分が業者委託というふうなところで決めてはございませんので、はっきりとは申し上げることがこの場ではできません。

そして、想定で今議員さんお調べいただいたとおり、17年度、20年度とやってまいりました。こういう中で、約50万円ぐらいですか、差がありますので、23年度もこの予算を上回ることはもうあり得ないので、できるだけ自分たちで創意工夫をして、できるところはやりますので、どうしても業者に、国の計画数値ですとかそういうものについては一応業者をお願いするところもあろうかと思いますが、町内の介護保険にかかわるものについては自前でやる予定でございます。

なお、22年度、今年度アンケートも本町自前でやりまして、今担当が集計をしております。そういうことで、できるだけ自分たちでできるようなところは自分たちでやるようにするよう心がけておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 国の数値とか、わからないと言いますけれども、国はもう計画を大方出していて、聞き取っていく、その国の方針がどうなのかということ自分たちが直接感じ

ていくことって大事なんじゃないでしょうか。コンサルタントには公開して、直接の保険者である地方自治体に公開しないということはあり得ないと思うんです。ですから、コンサルタント任せにしないで、自分たちで国の方針をしっかりとキャッチしていく努力というのは必要だと思いますけれどもどうでしょう。そうすれば完璧に自前でできるはずですが、そういう職員の技量も育つはずですが、いかがでしょう。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 確におっしゃるとおりでございます。しかしながら、時間的な制約等もございます。計画づくりにばっかりに職員を当てるわけにはいきませんので、ほかの業務もございますので、そういう業務にしっかりやっていただくためにも、全体的なものについてはそういう委託でやらざるを得ないのかなど。また町の住民に対する細かい計画については、担当がきちっと把握をしてやっていければ時間も少なく済むというふうな観点から、委託料を計上してございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それでは、私のほうからお願いしたいと思っております。

35ページ、まず議会費であります。議会費の4節の共済費3,351万円、議員年金が廃止になりまして、今もらっている方々に町のほうから払う共済費ということで聞いておりますけれども、この金額の中で実際に年金としてお支払いをする金額は幾らなんのでしょうか。払い込みの先はどこにお支払いをするのか。また対象者は何人でありましょうか。さらにこれは交付税措置をされるという話も聞いておりますけれども、予算ではそのような措置はとられているのかどうか、お願いをしたいと思います。

それともう1点よろしいでしょうか。

45ページであります。45ページの8番の諸費、節の15で工事請負費10万円、防犯灯の設置工事であります。防犯灯を毎年何基か設置をしておりますけれども、これはいつまで続けるのか。大多喜町じゅう防犯灯だらけにしても困る話でありまして、経費のほうも、電気料補助金255万円ですか出しておるようでありましてけれども、長期的な防犯灯設置の計画等はあるのでしょうか。また地域、これは区長さんのほうからの要望でという話でありますけれども、設置についての基準というものはあるのかどうか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それでは初めのご質問の地方議会議員年金制度の件でございますが、議員さんご存知のように、この地方議会議員の年金制度につきましては、市町村合併等によって地方の議会議員が大分減ってきたということから、その年金財政が非常に逼迫してきたということでございます。本年の6月1日からこの制度を廃止するということがもう決定されているわけでございますが、ご質問にございましたが、現在大多喜町のほうの議会議員の関係ですが、退職年金の受給者については12名です。それと、遺族年金を受けている方が7名でございます。

それと現在の議会議員の支給額ということでしたでしょうか。これは個々の方の年金受給額というのはちょっと今ここで申し上げられませんが、仮に現在の議員さんが幾ら受けているかというのは、私のほうでちょっと今現在把握してございませんが、現職の大多喜町議会議員の支給額を見た場合、全員が一時金の受給を選択した場合の支給額については3,800万円近くの額になっております。それとあと年金受給権が発生している者が、その年金受給を選択し、それ以外の者が一時金を選択した場合につきましては1,500万円ぐらいでしょうか、合わせて1,874万円ぐらいの支給額になるんじゃないかというふうに数字を見ております。

それと、この支払い先ということなんですが、これは町村議会議員の共済会というのがございまして、こちらに一括して納めるということになるかと思えます。

それとあと、この議会議員さんの年金の支給に係ります掛金等につきましては、この6月から全くもう取らなくなります。それで、これにかわって市町村が負担しろと、関係市町村で負担しろということでございます。ちなみに23年度につきましては、4月から5月までの2か月で約83万1,600円、それと6月以降の6月から翌年の3月まで、10か月になるかと思えますが、これが2,593万800円ということで、今年度予算として2,676万2,400円ということで予算計上をさせていただいているところでございます。

交付税につきましては、一応国からもこの議会議員の年金制度の廃止に伴います町負担につきましては、後年度、基準財政需要額に算入するというので、交付税措置はされると思えます。

以上です。

それと防犯灯の関係ですが、45ページの防犯灯でございますが、これにつきまして、今回の定例会の初めに、初日にも藤平議員さんからも防犯灯に関してのご質問があったわけでございますが、いずれにしてもこの防犯灯につきましては、今現在各区長さんのほうに毎年そ

の設置要望をお聞きした中で、町としてその必要箇所を見て設置をしているところでございます。今なおまず各区からその一応要望が出てきておりますので、町としてはその設置要望箇所については極力設置するような方向でいってみたいというふうに考えます。

今現在、毎年各地区から防犯灯の設置要望をとっているわけですが、やはり毎年30灯近くの防犯灯の設置要望がございます。ここにつきまして、緊急性の高いところを優先といたしましてつけているわけですが、今後それをいつまでやるんだということなんですが、やはりこの防犯灯につきましては、いつ終わるかもわかりませんが、いけば要望のあるところを1回一気に全部つけて、あとは要望をとらないでやるのかというふうなことも考えられますけれども、一応町としては、やはり防犯上必要なところについては、区の要望等を含めまして、今後も設置をしていきたいというふうに考えております。

ではいつまでやるんだというところのその防犯灯の設置計画については、今持っておりません。今現在そういうものは持っておりませんので、町としては、引き続き各地区の区長さん等に、今継続してその要望箇所を把握した中で、必要箇所への防犯灯設置をしていきたいというふうに考えます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） まず、議員年金のほうの共済費の3,351万円のうちの2,676万円が議員年金の分ということでよろしいのでしょうか、その点を確認しておきたいと思います。

それから、防犯灯の件でありますけれども、大多喜町は当然ながら千葉県で一番広いと言われておりますので、これからその要望があれば、住民からすればここもここもそれは歩けばどこでもみんな歩く道は明るいほうに越したことがないし、安全・安心と言われればつけざるを得ない部分はあるんでしょうけれども、町じゅう電気で照明をつけるというのもどうかという部分があります。本当に必要性の基準というのがはっきりしない部分があって、例えば今100メートル置きにあるけれども、歩いていたら真ん中が暗いから、じゃまたもう一つつけてくれ、どこまでやるのかという部分があって、そんなにそれは要望があればぜひという部分はあるんでしょうけれども、切りがないという部分があるんじゃないかな。

実際にその辺のところをどう考えてこれからも要望があればやっていくというふうに思っているのか、ある程度計画的なものをつくりながら、この程度でということでおさめていかないと、経費だってこれはずっと1回つけばこれから故障して修理をして、電気料もこれは減ることはないわけでありまして、そういう部分から、ある程度の計画性を持って、この

くらいの基準でおさめようという部分をつくっておくべきだというふうに考えますので、その辺のところをもう一度ご答弁をいただければと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それでは、初めに議員さんの年金の関係ですが、今回の議会費の中に共済費ということで3,351万円計上してございますが、このうち議員さんに係ります部分につきましては2,676万2,400円でございます。残りは職員の共済費という形になります。

議員さんに係りますこの共済費につきましては、今後当然その受給権者が今現在もらっている方がおりますので、それらの方がいなくなるまでの間、当然市町村のほうでこれは相互扶助といいますか、そういう形で負担していかなくてはいけないということで、当然これからストップしますので、受給権者がどんどん減っていきますから、そういった中で減ればその必要財源が少なくなりますので、当然負担率なんかも減少してくると思います。それがいつになるかというのはちょっとまだわかりませんが、負担率については今後減ってくるというふうにお考えいただければと思います。

それとあと防犯灯につきましては、ある程度の基準ということでございますが、非常にその基準をつくるというのが、私は難しいんじゃないかと思います。例えば100メートル置きだとかということを経験をつくるというのは、ちょっとそういう場所的な問題も出ると思いますので、やはり町としては各区のほうに一応投げかけをして、地区の住民がここは暗いからつけてくれというふうなところを、やはりうちのほうも言われたままそこに付けているということじゃなくて、一応出たところについては現場を確認して、ここにはあったほうがいだろうということの現場確認をした上で設置をしておりますので、やはり防犯上、今余り外を歩くという方も少ないんですけれども、ほとんど車だとかといったので行っちゃいますので、いずれにしても通学路ですとか、あるいは観光客が夜間歩くというふうなところで、暗いところで防犯上必要だというところが判断できればそういうところにつけていくということで、今のところその基準をつくるというのが非常に難しいなと考えておりますので、今後も引き続き要望と現場を確認した中で、防犯灯については設置をしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） わかりました。了解をしました。

1つ目、要望制といいますか、要望が出たらつけるということでありますので、地区によ

っては別にいいだろうということで我慢しているところもあると思うんです。そういう面からも、要望が上がってきたらそこだけは集中的につけるということじゃなくて、全体を見ながらひとつお願いをしたいということでもあります。

○議長（正木 武君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前11時01分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（正木 武君） 質疑を続けます。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 59ページ、保育園の費用なんですけれども、それとの中の人件費及び105ページの給食センターの人件費で、賃金というのが大変多うございます。臨時職員の賃金と正規の職員の給与、給料とはかなり差があると思います。労働では同一労働同一賃金というのが大原則であります。だけれども、現実には臨時職員のところに経費削減のしわ寄せがきていて、役場関係で言えば、官製ワーキングプアをつくっているというのが現状です。昨年来、スズメの涙とも言えないほどの改善は行われていますけれども、今年度予算においてはどの程度の格差是正対策がとられているのでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 臨時職員の賃金格差ということでございますが、町の中では、保育園、また給食センター、あとは建設課の補修員ですとか、各方面にいろいろな今臨時職員がおります。

職員との格差ということでございますが、やっぱり正規の職員につきましては、それなりの責任の度合い等も当然あるわけでございますが、臨時職員との開きは確かにあるわけでございますが、この臨時職員の賃金につきましては、毎年その見直しをしてきております。これまで、22年度からでしたかと思いますが、臨時職員につきましては、一般職と同じ通勤手当を支給するようにしました。それと23年度からにつきましては、やはりこの賃金の見直しということで、平均200円程度のアップを図ってございます。

ちなみに保育士さんにつきましては、現行6,500円なんですけど、200円アップということで、6,700円ということで、200円のアップを図っております。それと給食センターの調理員等に

つきましても、やはり現行6,000円を6,200円ということで200円アップ、本当に額的には多少ではございますが、時間給200円アップをさせていただきます。

いずれにしてもこの賃金につきましては、この額の定め方につきましては、近隣市町村、県内の市町村の状況等も聞き取り調査をした上で、平均的なその額に落ちつかせているというようなことでございます。是正策といえ、今お話ししたとおり、多少ではございますが、23年度200円アップということで、4月1日からこの基準で適用するというので、今年度予算にも反映をさせているということでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 上げないよりかはいいんですが、200円アップと伺いましたので、時間給200円なのかとちょっと喜んだのはぬか喜びでした。近隣市町村と調子を合わせるということではなくて、やはり大多喜町は大多喜メソッドで、だれもが暮らしやすい、そして役場は信頼されて快適に働ける職場であってほしいと思うんです。かつて保育園も給食センターも、ほとんどが正職員だったと思うんです。それをどんどん臨時化していくんだけど、じゃ全部臨時になったときに、ここで働いて子供を育てられる賃金が得られるかといったら、1日の日当が6,000円だ6,500円だでは、夫婦で働いたって子供を本当に打ち込める賃金にはなり得ない。

そういうことを考えて、給食センターだとか保育園は、臨時職員も正規の職員も同じ仕事をしていると思うんですね、そういう点では臨時職員の待遇というのをもっときちんと保障していくという姿勢、そして同じ職場で働いている人が心理的にうらやましいとかねたみとかないような職場をつくっていくというのも大事なことだと思うんです。両方とも子供にかかわる、特に保育さんなんかは子供にかかわる大事な職場ですから、職員の和ということも非常に大事です。そういう点で大幅な改善を要求したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 私、先ほどの答弁の中で、日額200円と申し上げたのかなと思いますが、失礼しました。これは時間給じゃございません。時間給ということで私答弁してしたかと思いますが、時間給じゃなくて日額でございますので、もし時間給で答弁していたら誤りですので、日額に訂正をしていただきたいと思います。

それで、今のその賃金の改定ということでございますが、私どもとしても極力皆さんにいい賃金を上げてやりたいということはわかりますけれども、やはり近隣とのその賃金バラン

スということもある程度これは考慮していかなくちゃいけないということもございますので、その賃金の改定につきましては、今後も近隣等の状況を踏まえた中で、また町としてのその勤務体系、そういったものも考慮した中で、また改めて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 時間給200円というのはぬか喜びだったということを申し添えたいと思います。きちんと課長の答弁は理解しているつもりです。ご安心ください。

近隣とのバランスという点で言えば、よその市町村、例えば勝浦市などは臨時職員に対してボーナスを支給していたかと思うんです。だけど大多喜町ではないと思うんですね、そういう点では近隣とのバランスをみずから守ってはいないのではないかと。月々の賃金の面での格差をボーナスという点で補うということも考えられると思うのですが、それはどうでしょうか。

職員の皆さんは、住民感情としては、この周辺地域では賃金水準が非常にやっぱり低いものですから、町職員の給与水準というのは、本当にうらやましいくらい高いわけです。そういう住民感情も考慮に入れながら、できるだけできるところから解消していくという点で、ボーナスの支給ということは、来年度考えられませんか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 臨時職員へのボーナスの支給ということでございますけれども、確かに調べてみますと、今野中議員さんがおっしゃったように、近隣の市町村でも、臨時職員へのボーナスと申しますか、ボーナスというよりも、賃金にある程度のちょっとその月に上乗せして支給しているようなところも見受けられます。

ボーナスの支給ということになりますと、やはり臨時職員については、労働基準法の関係で、正規に本当にいけば6か月以上の雇用はできないということになっているんですが、継続して何年も勤務していただいている方につきましては、やはり職員と同じような勤務体系をとっておりますので、調べた内容ですと、結構この辺でもそういう賃金に上乗せして何かやっているところも多くなってきておりますので、その辺は、今年度は無理としても、今後そのボーナスの支給、ボーナスと申しますか、賃金への上乗せというんですかね、そういう月に上乗せするようなことはまたちょっと検討していきたいというふうに考えます。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 考えるというのは、22年度でしょうか23年度でしょうか、疑問です。後でその辺、教えてください。

引き続きいきます。63ページ、款4、項1、目2、節13で、健康診査のときの送迎バスだと思いますが、今年度、22年度147万円だったのですが、補正でこれがゼロになりました。ところが来年度は294万円計上されています。予算レベルでいうと2倍になりましたが、その根拠はどういうものでしょうか。

そして、同じく63ページの節19ですが、予防接種事故総合事務組合の負担金が1万1,000円あります。最近ヒブワクチンと子供の肺炎球菌同時接種による重大な事故が発生したりしていますけれども、本町による予防接種事故の発生件数というのは、どのくらい過去にあるのでしょうか。抜けるという意味ではありません。

私は予防接種というのはやっぱり医療の中で一番大事なものだと思います。早期発見、早期治療というのは、ぐあいが悪くなってからはなかなかお医者さんに行けるものではありませんから、元気なときに予防接種を打っておくというのは大事だと思います。

ここの予算とはちょっと違うんですけれども、子供の予防接種については、肺炎球菌、ヒブワクチン、それと子宮頸がんも無料接種できるようになりました。それは大変喜ばしいことなんですけれども、高齢者用のインフルエンザとか肺炎球菌ワクチンについては、本人負担があります。特に肺炎球菌ワクチンについては、5年に1遍くらいの接種であるのですが、1回の負担金が大体5,000円なんですよね。それは高齢者にとっては安いお金ではありません。高齢者の予防接種ワクチンも、個人負担がないようにというような予算措置はできないのでしょうか、考えがないでしょうか、お願いします。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） まず、初めの送迎バスの料金でございますが、議員さんご指摘の金額がちょっと誤りではないかと思えます。議員さん294万円とご指摘でございますが、予算計上額29万4,000円でございます。前年度も同様でございます、14万7,000円というふうな予算額でございますの、それにつきまして、2倍の計上はどうなっているのかというふうなことでございますけれども、これにつきましては、本年度、22年度につきましては予算化をしましたが、従前住民健診の時代に5地区回ってございましたけれども、それを2地区にしまして、老川、総元、上瀑地区につきましては健診車が行かないために、そちらの送迎を予定しまして14万7,000円で計上しましたけれども、私を含め職員でバスをお借りして送迎

をさせていただきました。たまたま自動車学校さんがありましたので、自動車学校さんのマイクロバスをお借りしたり、社会福祉協議会のワゴン車をお借りしたりして、いろいろ策を講じまして経費を削減してまいりました。

しかしながら、23年度におきまして、ご存知のとおり自動車学校もなくなりましたので、その辺ができなくなりましたので、民間のバスを一応チャーターする予定で予算は計上させていただきましたが、執行につきましてはこの辺は努力はしたいと思いますが、23年度から全地区、5地区全部一応回る予定で考えて予算計上させていただきました。今までですと、その3地区だけではちょっと不公平ではないかというふうなお話もありましたので、今回から全地区、5地区全部回る予定で、29万4,000円という額で予算を計上させていただきました。

以上でございます。

それと予防接種でございますが、ご指摘のとおり子供たちにつきましては、肺炎球菌、あるいは子宮頸がん、これにつきましては、子宮頸がんにつきましては本年度も実施しております。肺炎球菌等につきましては、23年度からというふうなことで実施を予定して計上させていただきました。

高齢者につきましても、従前どおり本人の負担はどうしてもしていただくような方針で今のところ予算は計上してございますので、この辺を変える考えは今のところございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 43ページをお願いします。企画費の中の節の19負担金補助及び交付金の住宅の取得奨励金1,000万円、住宅のリフォームの補助金500万円、空き家の改修事業補助金300万円、この目的と内容、そして今回この予算を計上してどのくらいの効果を期待しているのか、お願いしたいと思います。

それから、もう1点お願いをします。

81ページであります。節の19の大河ドラマの誘致実行委員会補助金、委員会の補助金70万円ですね。現在大河ドラマの誘致を去年ですかやっているようでありますけれども、ことしもこのような形で補助金を上程したということは、先行きどういう見通しを持っているのか、今の現状なりを説明をお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、43ページの節19の負担金補助及び交付金のま
ず住宅奨励金、これにつきましては、人口が減ってきておりますので、定住の促進と地域経
済の活性化及び雇用の促進を図ろうということで、この奨励金の設定をしてございます。

あと住宅リフォーム補助金につきましても、同様に地域経済の活性化と雇用の創出を図り
まして、いわゆる町民の快適な住環境の整備を図っていこうと、あわせて定住化の促進に資
したいという考え方でございます。

また、空き家改修事業補助金、これにつきましても同様でございまして、できるだけ外か
ら大多喜町に人を入れていこうと、それに対しての改修費に対する事業補助金を出そうとい
う考え方でございます。

住宅取得奨励金につきましては、今年度の予算のこの1,000万円の中には16件予定してご
ざいます。当然その取得の額等々が違いますので、中身も違ってきますので、3つに分けて、
50万円が8件、70万円が4件、80万円が4件というような形で奨励金の額を設定しました。

また、住宅リフォーム補助金につきましては、25件ほど予定をさせていただきまして、1
件20万円ということなので、500万円という予算計上でございます。

また、空き家バンク制度に基づきます空き家の改修事業補助金、これにつきましても3件
ほど予定しまして、1件100万円ですので、300万円というふうな考え方でございます。

これについてどう期待するかということでございますが、これにつきましては、これから
地域経済の活性化等々も含めましての話になりますので、建築屋さんとの相談、また、空き
家であれば空き家がある人を対象としたいいわゆる説明会というか、そういった形でやろうか
なというふうに考えておりますが、建築に関しましては、地元の建築屋さんと今現在相談し
ておりまして、説明会をやらなくても場合によってはこの書いたもの、いわゆる制度の内容
を見て事業者が判断できるということであれば、あえて説明会のほうは見送るかなというこ
とで考えておりますが、とりあえず建築さんのほうに投げかけはしてございますので、後
ほどその辺のことが回答が来るんじゃないかなというふうに考えております。

これにつきましては、いわゆる過疎地域の解消のための脱却のための事業でございまして、
当然これ以上の利用があれば、私のほうもいいんじゃないかなというふうに考えております
が、そういう呼びかけも当然これから大いに使ってくださいという呼びかけによって、かな
りこのあたりは変わってくるのかなということ考えております。

以上です。

それとすみません、81ページの大河ドラマの誘致の問題でございますけれども、これにつきましては、今年度22年から始まりまして、現在資料作成等を行っております。この後、当然NHKのほうにいわゆる陳情等々も行います。また、知事へもこの辺の協力要請をお願いしていこうかなということ考えています。

また、近隣市町への、今後署名活動というのが中心になってくると思いますので、そのあたりの協力依頼、そういったものも今後進めていきたいなというふうに考えております。

じゃいつまでやるかということでございますが、実はこういう仕事につきましては、宣伝をするということで、例えばこれが実現をしなくても、大多喜に本多忠勝がいたということだけで宣伝価値が出るということでございますので、過去いろいろところで誘致活動をやって、必ずしもすべてが誘致に成功したということとはございませんので、そういったところを聞いてみますと、これをやることによって、活動することによって宣伝効果が高まって、その町への入り込み客は増加したということでございますので、当然実現すればそれは最高な話でございますけれども、それに向かってやるわけでございますが、じゃいつまでお金をかけるんだという問題もございますので、最終的にはかなり長期にわたってこの宣伝というものはやっていかざるを得ないのかなと。ただしそんなにお金のかかるようなことはやれないというのが実態であると思います。

じゃどういうことをやるかという、ホームページを活用した誘致宣伝活動の展開、これが一般的な活動の主流になっておりますので、本町としてもそういうふうな形で宣伝することで、予算の圧縮等も考えていかなくちゃいけないなというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） まず住宅の取得の奨励金のほうなんですけれども、これはその下も含めてお願いしたいんですけれども、対象者は大多喜の住人あるいは町外を対象にするんでしょうか。

それと過疎債の適用ということですが、そうすると予算的には3割が一般財源といえますか町負担で、7割が補助という考え方でよろしいんでしょうか。

それから、大河ドラマのほうですけれども、誘致できる確率はどのくらいあるんでしょうか。ある程度やってみて、手ごたえといいますか、全くこれはほとんど無意味だよというようなことがあれば、早くその辺は廃止にといいいますか、やめたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、ずっと誘致をやってきてやっぱりだめだったというのは、ち

よっと問題があるかと思しますので、今の感じでいいですから、確率はどのくらいというふうに踏んでいるのか、お願いをします。

○議長（正木 武君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは最初に、いわゆる住宅奨励金等の対象者ということでございますが、まず住宅奨励金の対象者、これは交付対象者になりますが、いわゆる対象の新築住宅に定住していること、奨励金の交付時に世帯全員が本町から賦課されている町税等を払っているということ、いわゆる滞納がないということでございます。これにつきましては、当然町内も町外もいるということで、大多喜に来て住もうという方は対象になるということでございます。

それと住宅リフォームにつきましては、現在ある建物のリフォームでございますので、町内に住んでいる方の建物が対象となるということでございます。

また、空き家改修費補助金につきましては、当然大多喜の建物につきましては、それが対象になりまして、入っている方は外の方が入ってくるということになるかと思います。

あと、大河ドラマの確率ということになりますと、これまた大変難しい問題でございますけれども、やる以上は100パーセントを目標としておりますけれども、よその例を見ますと、直江兼続は約10年かかって米沢市が誘致に成功したという事例がございます。また、途中でなかなか誘致ができないというような形で終息したところもあるわけなんですけれども、現在、姫路城がある愛媛県で黒田官兵衛、そのあたりも今陳情してまして、たまたま今NHKの大河ドラマの「江」の中で本多忠勝と一緒に出ているということなんですけれども、そちらも今やっている最中でございます。私のほうとすれば、まあせいぜい50パーセントいけばいいのかなと、確率的にはね、これは大変だなと思いますが、先ほど言いましたように、いつまでお金をかけるわけにも当然いきませんが、ホームページ上で誘致をしていますというふうな形での宣伝は、これはお金がかかるわけでもありませんので、できるだけ長期にわたって宣伝活動を進めていきたいなど。ただし、費用については、議員言われますように、そんなにかけるとなれば早目に見限ってやめたほうがいいんじゃないかなという話もございますけれども、そういうことじゃなくて、大いに宣伝はしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○4番（小高芳一君） 了解しました。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 住宅リフォーム関係なんですけれども、当初予算500万円計上されておしま

す。これについては、来年度新規ですが、500万円で打ち切りでしょうか。それとも要求があった場合、補正予算を組む考えがあるのかどうか伺います。

いすみ市では、昨年度始めて、当初予算500万円だったんですが、補正に補正を重ねて、最終的には3,100万円ぐらいの執行になったと聞いております。いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 今の状況ですと、先だっても中小企業のほうの利子補給を大変予算計上を皆さん方をお願いして通っていたわけなんですけど、やはり経済がこういう状況なものですから使われなかったと。こういったところも想定しますところ、やはり今、こういうリフォームなんかをやる時期かどうかという、これは一般の方の状況ですけれども、私のほうとすれば、大いに使ってもらいたいという気持ちは十分持っております。したがって、言われますように、じゃ使い切っちゃったら補正するのかということなんですけど、当然そのような方向に、私のほうとすれば、財政当局と協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 65ページ、塵芥ですけれども、いすみクリーンセンターへの処理負担金、今年度は5,786万円計上されています。ことしの分は5,488万円、当初予算なんですけれども、ふえている積算根拠、大多喜町はごみ行政では、私は県下でも屈指の行政を誇っていると思うんですけれども、可燃ごみに関しては、もうできるだけ減らす、要するにごみを灰にするために5,000万円だ6,000万円だとお金を使うのは本当にもったいない、このところをいかにして減らすかというのが行政の手腕の見せどころだと思うんですけれども、このごみの減量、処理経費の削減としてどんな対策を考えているのでしょうか。防災無線でごみの減量化をお願いしますと言っても、どうやって減量化すればいいのか住民にはわかりません。ご答弁願います。

○議長（正木 武君） 環境生活室長。

○環境生活室長（磯野道夫君） いすみクリーンセンター塵芥処理費の負担金ということでございますけれども、負担の内容につきましてはクリーンセンター運営費を各市町のごみ搬入量の割合で算出したものでございまして、本年度は30パーセントということで、1億9,287万8,885円の30パーセントで5,786万4,000円となっております。

なお、前年度よりふえておりますのは、委託料といたしまして、施設の点検料、これはコ

ンプレッサーを点検するというので、この金額の増ということでございます。それと工事請負費で、炉内にごまいます耐火材ですか、れんがのようなものでございますが、この張りかえを行うということで、この工事請負費がふえております。

次に、ごみの処理費の減の対策ということでございますけれども、確かに最近では可燃ごみ、特に事業系のごみの増加傾向がございます。これにつきましては対応といたしまして、事業者には可燃物、特に生ごみにつきましては出る量はあれなんですけれども、よく水分を切って、なるべく軽くしてということで、事業者の方には協力依頼ということで通知を出させていただきました。

また、一般家庭につきましては、特にプラ製品でございますけれども、分別はされているんですけれども、中には汚れ等がついたまま出されておりますので、どうしても焼却しなければならぬようなものがございます。せっかく分別されておりましたも再商品化されないということになりますので、今後はごみの分別等出し方につきまして、広報紙等に具体的にこういう汚れがあつてはいけないとか、そういうような内容を表示いたしまして、周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） お願いします。農林課関係にいきたいと思います。

71ページ、款5、目4、節19、家畜伝染病予防事業補助金が、昨年度42万1,000円ありましたが、今年度は26万1,000円に減額されております。今年度、特に畜産関係では、日本列島じゅう本当に震撼したと思います。千葉県でも今、千葉市のほうで養鶏業者に鳥インフルエンザが発生して対処中だと思いますが、こういう中であつて、本町において、減額も含め、重大感染症対策というのは大丈夫なものでしょうか。

もう1点、75ページにいきます。項2、目1、節8の報償費が約2.5倍ほどふえておりますけれども、この増額の内容及び有害獣対策事業の全容について、簡単に教えていただきたいと思います。

それから、同じページでしょうか、ヤマビル対策費というのが新たに計上されました。どのような対策をとられるのか教えてください。

以上です。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 家畜伝染病の予防事業が42万1,000円から26万1,000円になって、

16万円の減額だと、その理由は何かということだと思いますけれども、大きな減った理由としましては、4年に1回法定点検というのがございまして、たまたま22年度についてはその4年に1回に当たったということで、その法定点検を実施したために16万円でしょうか、増になったということでございます。

26万1,000円が適当な額かどうかといいますと、実際には毎年26万円程度要求をしております。実際にその予防が行われているかというのと、家畜農家といいたましようか、そちらさんの都合もございまして、なかなか実施されていないのが実情でございまして、その26万1,000円というのが使われないのが現状でございます。かと言ってそれを予算上で減額するわけにもいきませんので、毎年同じぐらいの額を要求している、計上させていただいているというような状況でございます。

ですから、今回のその26万円、16万円が減になったというのは、その4年に1回の法定点検が実施されたために減額になったということでございます。

たまたま千葉県でも今回鳥インフルエンザが発生しましたがけれども、それについては、何度か保健所の会議の中で、大多喜町においても、何件かその大型に鳥を飼っている養鶏場もございましてその辺、あるいは数百羽程度の小さな養鶏、家族経営といいたましようかね、家庭経営といいたましようかね、そういったところも調査をいたしました。その結果、今のところそういうものは出ていないという状況でございますので、その辺の報告もさせていただきたいというふうに思っております。

それから、75ページでしょうか、75ページの報償費の427万円が184万円からふえたのはどうということかということだろうと思いますが、これは昨年はイノシシの頭数のその要求額が低かったといいたまいますか、それに加えて実績としましてかなりの頭数が実際にとれているということで、イノシシの頭数をふやしました。400頭にいたしました。それと新規にシカの分と、それから小動物を新規に報償費として計上してございます。シカについては150頭程度、それから小動物については80頭程度を予定しております。小動物については、キョン、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、そういったものを考えております。そんなことで予算がふえたということでご理解をいただければというふうに思います。

それともう1点、ヤマビル対策ということですがけれども、ヤマビルについても、新しい事業でございまして、昨年までは、いろいろヤマビル対策をしなくちゃいけないという、その町民からの要望もあって、かけ声だけは高々にやってきたところでございますが、実際としましては、年に1回の県主催の講演会、講習会、その程度のものでございまして、なかなか

そのヤマビルに対しての実際の事業というものがございませんでした。そういうことで、今年度、ヤマビル対策に何らかの形で実現をしていきたいということで、補助をするような制度を今年度、23年度に考えております。

内容としましては、薬品を購入した際に助成をするというようなことで考えております。その薬品についても、なかなかそんなに多くの種類はございませんので、1種類、2種類程度でございます。そんな中で、それを購入した方について助成をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(「まだ足りない」の声あり)

○農林課長(岩瀬鋭夫君) 有害獣対策の全容ということでございますけれども、全容については、今までどおりの対策を継承していきたいというのが大きな柱でございますけれども、そんな中で、先ほど申し上げましたとおり、イノシシやなんかはかなり増加をしてきております。ですから、猟友会と協議をしながら、あるいはわなが狩猟の大きな捕獲の道具というふうになっておりますので、その辺の資格を取りやすいような今後助成も考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。

ですから、特効薬というのはございませんので、基本的には今までの形を継承していくような形になろうかと思っておりますけれども、猟友会、あるいは猟友会以外のわなを取得できるような、そういう体制も整えていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(正木 武君) 11番野村議員。

○11番(野村賢一君) まず1点目は今年度予算の一般会計予算の約49億円だと思うんですが、この中で国県の委任事務事業は何パーセントぐらいあるか。また大多喜町独自の事業はどのくらいあるか、まず教えていただきたいと思っております。

それと22ページの子ども手当のことですが、最近この震災において、民主党の幹事長がみずからこれは考えなければいけないということによっております。今の子ども手当は時限立法という話も聞いておりますので、今後の見通しをお聞かせ願いたいと思っております。

それと43ページの、これは私どもの所管の常任委員会だったものですがけれども、ちょっと細かいことを聞くのを忘れちゃったので、大変恐縮ですがけれども質問させていただきます。

43ページの19の補助金で、地方バス路線対策補助金716万5,000円、この中で大多喜一宮線、当初、大多喜町、睦沢、一宮という話を聞いていたんですがけれども、課長の話を聞くと、ど

うも一宮町が随分補助金に対して渋っていると、そのような話がありました。その結果、一宮町はどうなったのか、また、この現路線で大多喜から一宮へ行っている路線バスを使っている人は少ないと思いますが、一宮から睦沢に来ている学生等どのくらいいるか、わかる範囲で結構ですから教えていただければ、よろしく申し上げます。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） ただいまの野村議員さんのご質問の中で、県の事業がどのくらいあるかと。

（「国、県の委任事務事業」の声あり）

○総務課長（鈴木朋美君） 委任事務ですか。

それでは大変申しわけございませんけれども、国、県の委任事務でよろしいでしょうか。

ちょっと資料を持っておりませんので、ちょっと調べて後ほど回答させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（正木 武君） もう一つは。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 子ども手当の支給に対してのご質問でございますけれども、野村議員さんご指摘のとおり、民主党の政策の中での子ども手当でございます。時限立法で、この3月31日で関連法案が通らない場合には子ども手当は支給できません。実際にこの子ども手当を支給しない場合どうなるのかといいますと、従前行っておりました児童手当の支給に変わります。この児童手当の支給に変わりますと、児童手当の場合は5,000円ないし1万円というふうな形で支給がされておりました。この形に戻るわけでございます。そして、戻るに際しましては、所得制限がございまして、子ども手当については一律といいます全子供に対して中学生までは支給されておりましたけれども、児童手当については所得制限がございまして、その所得制限によりましての給付、そしてまた今子ども手当は中学生が支給されておりますけれども、児童手当については中学生は対象にならないので、その手当がなくなるというふうなかなりの影響がございまして。

事務的に、こういう時世でございましたので、課内で協議をいたしましたところ、本来であれば6月支給が6月5日のところでございますが、児童手当に切りかわっても6月いっぱいには何とか支給ができるように努力はしたいというふうなことで、この法案が通る通らないによってはかなりの事務量の差が出てくるというふうなこと、また実際に支給を受けるご家庭においても、もらう額というんですかね、お手元に入る額がかなり違ってきますので、かな

り経済的にも影響があるのかなというふうなのが今考えられるところでございます。

実際にどうなるかは全く今のところ不明確でございます。法案が通る前にこういう震災がありましたので、その手当についても一考されることも考えられますので、もう少し情勢を見て、新年度予算の執行になってからきっと恐らく変わってくると思いますので、その情勢を見ながら今後対応はしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは私のほうは、43ページの節19の負担金補助及び交付金の中の地方バス路線対策事業補助金716万5,000円の問題でございますが、この地方路線バス対策につきましては、町なかを走っております溪谷行きとか栗又、それと中野から弓木、平沢、百鉢を通る路線、平沢線と言っておりますが、それと筒森に向かう路線、それと議員さんご指摘のように、大多喜から一宮に向かうこのバス、この5路線について現在補助金を出しております。これが総額で716万5,000円の計上をいたしました。

そこで、実は一宮線の問題が出ましたけれども、私もこの問題につきましては、一宮町が睦沢町に対して、平成24年度から大多喜行きのバス路線のほうから、補助金から撤退をしたいという申し出があったということで、睦沢町から大多喜町のほうに実は照会がございました。私もこれは大変だということで考えまして、すぐ睦沢町に、じゃ会議やろうじゃないかと、町長が会う前に担当課長レベルで相談をしようじゃないかということだったんですが、どういうわけか4月以降にしてくれということで実は睦沢町のほうから話がまいました。多分4月のほうが話のまとまりがいいというような感触のようでした、よく聞いてみますと。

そういったことでありますが、人数的にはちょっとわからないんですが、当然睦沢町が一番現在利用しております。睦沢町というところは、ご承知のとおり鉄道もございませんし、もうバスしかないということでございまして、ただし大多喜町の負担は、総事業費が65パーセントをこの3町で持っておりますけれども、その17.5パーセントを大多喜町が負担しているということで、予算上では115万2,000円の負担を大多喜町がすることになっております。この辺は、毎年乗っている人の数を調査しまして割り振りをしてしておりますが、いずれにしてもこれは大変なことでありまして、大多喜高校、そうでなくてもどんどん通う生徒さんが非常に少なくなっておりますので、なるべく早くこの辺の解決をしまして、次年度もまた入学試験がありますので、それに支障を来すといけませんので、新年度早々会議を持ちまして対策を講じたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 花崎室長、もし子ども手当が廃止になってもとに戻した場合、電算システムもまた変えなきゃいけないということは、その事業費というのはどのぐらいかかるんでしょうか。

○議長（正木 武君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） 事業費については、今のところ手でやる手作業といいますか、それで何とか対応したいというふうに考えていますので、改めて今、児童手当に変わった場合の電算システムの変更の経費は今のところ計上というか試算してございません。とりあえず急遽だったので、電算の移行もちょっと期間的に無理だというふうなことで、とりあえず手計算でやろうというふうなことで今進めておりますので、まだそこまで試算してございません。

以上です。

○議長（正木 武君） 質疑の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いし、午後1時から会議を再開します。

（午後 零時06分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時58分）

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 先ほど11番野村議員さんのほうからのご質問でございましたけれども、国の事業、また県の事業、また町単独の事業はどういうものがあるかということでご質問を受けましたが、お昼休みにちょっと調べてみてきたんですが、全部が全部ちょっと調べ切れませんでしたので、大まかな事務事業について報告させていただきますが、まず国の委託事務でございますが、まず農業委員会事務がそうです。それと国土調査事務、また生活保護事務、国政選挙事務、子ども手当の支給事務、また統計調査事務などが主要な事務でございます。

それと県のほうの事務でございますが、これは権限移譲事務ということで県から受けているものですが、電子証明に係ります地方公共団体の情報提供手数料の徴収事務を受けており

ます。それと千葉県の子供手当法に基づきます加入の申し込みの受理事務、それと家庭用品の品質表示法に基づきますこれら報告の聴取及び立ち入り検査などの事務、それと消費生活用製品の安全法に基づきます立ち入り検査、それと電気用品の安全法に基づきます立ち入り検査と質問事務、それと土地改良法に基づきます精算金の徴収事務及び支払い事務、それとあと建築基準法に基づきます建築物の確認の申請受理事務などが、県からの委任事務ということで、現在町のほうで事務を行っております。

それで、町の単独事業はどういうものがあるかということでございますが、これもたくさんございますが、今申し上げたほか町単独の事務ということでご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 先日、委員会協議会でちょっと1点聞き忘れたんですけれども、本町の予算案に計上されております子ども手当の財源構成についてお伺いいたします。

民主党はマニフェストに従ってこれは全額国費で賄うべきであり、地方負担分は計上しないという動きについては、本町ではどのように整理され、予算計上されたのか伺います。

もう1点は、平成22年度税制改革で、年少扶養控除、所得税38万円、住民税33万円の廃止が決まっておりますが、所得税ではことしの1月から、住民税については来年6月からなくなるわけですが、同時期に特定扶養控除を16歳から18歳を対象に、所得税で25万円は、住民税が12万円の上乗せも廃止されるということになっておりますが、これらの税制改革の本町の財政への影響についてお伺いします。

○議長（正木 武君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） 子ども手当の財源内訳についてご回答申し上げます。

まず、ゼロ歳から3歳未満、3歳から小学就学前、それと中学生というふうな形で区分をさせていただきたいなと思っております。まず、ゼロから3歳未満でございますけれども、国が13分の11、県が13分の1、町が13分の1と、これは被用者分です。非被用者分で国が39分の19、県が39分の10、町が39分の10、3歳以上小学修了前、要するに中学生前が、被用者につきましては国が39分の29、県が39分の5、町が39分の5、非被用者につきましては、国が39分の19、県が39分の10、町が39分の10。中学生につきましては100パーセント国でございます。

おおむねこういう状況ですが、全体的に見ますと1割が町、県が1割持ちまして、残りの8割が国だというふうに概算的には考えていただければいいのかなというふうに思います。

対象が1,325名ほどいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） ただいま藤平議員さんのご質問でございますけれども、扶養親族が廃止されます。ゼロ歳から15歳までの年少扶養親族、また16歳から18歳までの上乗せ分がご指摘のように廃止されるわけでございますけれども、廃止される所得の年につきましては、平成23年1月1日以後に支払う給与等についての扶養が廃止されるわけです。

したがって、住民税に影響が出てくるものは、24年度課税からでございます。それで、23年度課税は、これを廃止された影響というのがまだ出てこないのが現状でございます。それで、当然扶養が廃止されるわけでございますから、住民税は幾ら増額になるかというのは申し上げられませんけれども、増額になると思っております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 81ページ、款は6でしょうか、項2、目3、節19の観光費のところなんですけれども、お城まつり実行委員会補助金が340万円、今までずっと400万円出てきたんですけれども、お城まつりの開催について、今までと同じようにやるのか、あるいは多少中身について、中身とか開催回数とか見直しをすとか、そういうような考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） お城まつりにつきましては、多分今年で36回目、昭和50年から始まりまして36回目となります。昨年は400万円程度予算計上をさせていただいたんですが、ことしは340万円ということで財源を減らしました。

その主な理由としましては、当然ちょっとかかり過ぎるかなという部分も当然ありましたので、中身を精査した上、削れるものはできるだけ削ろうと。ただしイベント内容についてはそんなには削ることはできませんので、できるだけ今までどおりの内容で進めたいというふうに考えております。

じゃ今までどうだったのかというと、大体イベントと申しますと、前夜祭があり、当日のお城まつりがあり、また神輿の渡御がありということで、基本的には3本柱でこれまでやってきました。

これからじゃどういうことを町長は考えているかといいますと、やはり経済効果をより高めなくちゃいけないと、少ない経費で最大の効果を上げなくちゃいけないということを常に言われておりますので、我々としてもそれに向かって現在検討を進めている最中でございます。

どういう方向にできれば進むのかなということではありますが、やはり1日やって雨が降ったらまた次の日ということになりますと、なかなかお客のほうも来づらいという部分もありますので、できるだけ期間を長くとろうと。いわゆる城まつり、あるいは神輿の渡御を中心として前後、何らかの催し事をやることで、お客の入りをより多く入れていこう、その中で経済効果を高めていきたいと。しかもそれに対しては経費のかからないものやっつけていかななくちゃいけないということで考えております。武者行列につきましては、多分そのままやると思いますが、中身の精査という部分で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） お城まつりの毎年の開催については、町民の中から検討しても見直してもいいのではないかという意見もずっと長い間聞かれてきています。人口も少なくなり、財政もこういう中で、まるっきりやめろと言っているわけではありません。例えばオリンピックだって4年に1遍だから、ワールドカップだって4年に1遍だから頑張れるとか、盛り上がるのかというのがあると思うんですね、そういう町民も本当に心から楽しめるような、盛り上がるようなイベントにしていかなければ、町おこしというのはできないと思うんです。その点で、従前どおりに基本的には進めるというのは、考え直す、新しい形のお城まつりということを検討していく作業も必要ではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（正木 武君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 確かにいろいろな意見が、ここまで来ると出ているのは確かであります。城まつりは一番現在中止されると困るというのは、どちらかというと学校なんですね。学校のほうは、子供さんたちにできるだけお城まつりに参加していただくというのが定着をしまして、親御さんもそれについてぜひやってくれと、もし雨が降っても、それだけでも通させてくれというような状況の中で、そういう面ではかなり期待の高い事業にはなっております。

一方、先ほども話しましたように、ちょっと地域の活性化についてどうなのかという疑問も当然出ておりますので、やはり我々とすれば、使った費用以上の経済効果を、何倍もの経

済効果を出すということに力点を置きまして今後進めていきたいというふうに考えておりました、今ここでやめるということも考えておりませんし、また、我々がお願いしております実行委員会でもそのような意見は出ておりません。むしろもっと一生懸命というか、活性化に向けて取り組んでいただきたいという意見が大半でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 88ページです。宅地の造成費、節の19の負担金補助及び交付金1,000万円が毎年出ています城見ヶ丘団地の定住化の補助金ということでありますけれども、去年も計上して補正で取り消したというような経緯でありまして、常に2区画だけ予算計上して、おとしですかは売れたようでありますけれども、常にこんな形でやっておりますけれども、今年度また同じような形であります。新たな対策等があればお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、92ページの教育費の事務局費であります。節の7賃金434万4,000円、この賃金の内容、それから特別支援の教諭を3人というふうにお伺いをしているんですけれども、これをお願いするようになった経緯がわかりましたらお願いをしたいと思っております。

それから、もう1点お願いします。106ページです。節の15の工事請負費190万1,000円、給食費の設備改修工事の件でありますけれども、今年度改修工事ということでありますけれども、新たにといいますか、さらに直すべきところがどのくらいあるのかお伺いしたいと思います。

以上でお願いします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 負担金補助及び交付金で、城見ヶ丘団地の定住化補助金についてでございますけれども、これにつきましては、毎年2区画分ということで計上させていただいておりますけれども、現在の状況でいきますと、一般住宅用でございます現在15区画残っております。これにつきましては、現在2区画ばかり私どものほうにお話がございますので、それが売ればいいのかないかなというふうな感じもしておりますけれども、何せまだ13区画残っております。これにつきましては、いろいろ課内で協議しておりますが、なかなかいい案が出てこないというのが現状でございます。

また、共同住宅用地でございますけれども、これにつきましては、現在企業とかそういうものは今この状況ですとなかなか難しいところがあるのではないかなということございま

すが、これにつきましても、何か有効利用とかできないかということで、これも含めて現在検討、協議中でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 教育課の管轄します教育費、目2の事務局費について、賃金のご質問がありました。ページで言いますと92ページになります。目2事務局費の節7賃金の434万4,000円でございます。

こちらの賃金なんですけれども、教師のほかに、学校に身体の障害、それから知的障害の障害児がおりまして、どうしてもその子供に付き添って授業を行う必要がある児童がそれぞれの学校にあります。そちらの児童は学校で言いますと、大多喜中学校、それから大多喜小学校、それから西畑小学校の3校にそれぞれ面倒を見る必要がある子供がおりますので、それぞれに特別支援員という形で、町で臨時職員を雇用しまして、その児童についていただいております。この内容は、2年ほど前から始まりまして、郡内ですべて統一といたしますか、同じようなサービスを行っております。

あとは臨時職員につきましては給料になるんですけれども、外国語の講師ということで、町の事業としましては、月30万円ということで外国人講師をお願いして、各学校に行ってもらっております。

そのほかの人件費につきましては、町の事務局の人件費以外は、県の教育委員会で教員分の人件費を持っていただいている状況でございます。

もう1点のご質問で、学校給食の施設の工事請負、それから修繕等についてのご質問ですが、ページで言いますと、まず105ページ、学校給食費の中に節11需用費としてございます。修繕料として75万円を計上しておりますが、こちらは給食関係の調理道具の修繕を必要に応じて修繕すべきものについて予算を執行させていただいております。

ご質問の次のページなんですけど、節15の工事請負費109万1,000円で、給食センター設備改修工事ということでのせさせていただいております。この内訳なんですけれども、調理室のドアが、衛生上自動ドアでないと取っ手をつかまなければいけないということで、自動ドアに改修する必要としまして174万3,000円を計上させていただいております。

あと調理関係の水回りでストレージタンクというものがございまして、こちらが老朽化しているために改修の工事が必要ということで、15万8,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 何かありましたか。

○4番（小高芳一君） 工事の内訳じゃなくて、このほかにやる工事はいいのかという質問です。

○教育課長（高橋啓一郎君） 質問のちょっと趣旨が違ったみたいで申しわけないです。

一応給食センターとしましては、当面調理をするに必要な備品、それから工事については、実際当初予算または補正予算にて実施させていただいているつもりでございます。将来的な展望としましては、まだ大きな考えがあるわけではないんですが、当面の給食を実施するというその部分については、今の状況で間に合っているのかなと考えております。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 城見ヶ丘の件については、毎年こういう計上なので、もう少し根本的に発想を変えたような対策を考えたらいいんじゃないかというような気がしています。ぜひご検討をいただきたいと思います。

それから、教育費の賃金でありますけれども、外国の方が30万円ということで、臨時の教師というようなことで説明がありましたけれども、今臨時で、話に聞きますと県のほうの予算で学校に臨時職員ということで応援をいただいているというようなことをお聞きしました。

この質問の趣旨は、この前一般質問等で言いましたけれども、施設そのものは立派になったけれども、中をもっとどんどん充実させてほしいという意味でありまして、大多喜町からそのような支援を教諭を臨時的に雇って、さらに子供たちの学力の向上を図る、そういうことができないのかという意味で、ここの賃金で何人かを入れていきます。ですからこういう事例といいますか実績があるわけで、現時点で学校で、県が出しています臨時の教諭の仕事そのものといいますかはこちらは把握できないんですけれども、町としてさらに充実をさせてほしいという部分でこのような形で今やっていますので、ここを充実させるお気持ちがないか、この辺をもう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、給食センターの工事なんですけれども、これからさらに老朽化して改修をしなければいけないところがあるのかどうかということで質問をしたんですけれども、前にいすみ市が合併しまして、給食センターもいつまで旧夷隅町の分を引き受けるかわからない部分もありますし、将来的な対応も考えていく必要があるのかなという部分もありましたので質問をさせていただいたんですけれども、その今の給食センターの老朽化の度合いといいますか、その辺のところ把握が私のほうはできていませんでしたので、どのくらいのあ

と整備をするのにといいますか、当面はもつのかどうかという部分でお聞きをしたんですけども、もしわかりましたら、その部分でお願いをしたいということであります。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず1点なんですけれども、教育につきましてのそのいわゆるソフトの部分ですよね、この辺はこれからハードについてはもう既にある程度できていると、そこを今度はソフトの部分をもっと力を入れたらどうかということで、この予算の中にどう反映しているかと、こういうことをございますけれども、当面今までのやってきたものについてここにのせてあろうかと思えます。

ただ、教育課、あるいは健康福祉課のほうとも今協議しているところでございますが、これは後々また補正の中で23年度お願いしなければならないかなと思っておりますのは、今幼児といいますか、小さなときからいろいろ教育をするということは、非常に人間の感性の中で非常に吸収しやすいということがございまして、実際に協議しておりますのは、まず保育のほうにつきましては、英語の教育といいますか、教育ではないんですが、三育学院大学のほうの先生のほうで、外国語の英語の講師を頼むということなので、それを何名かふやしていただきまして、それを保育園の中に実は毎日1時間程度、遊び心の中で、教育という観点ではなくて、そういった形で英語を体で覚えてもらうような感じのものそういった遊びができないかということで今検討しているところでございますが、それとあわせまして、それでは小学校の低学年の部分、ここにもじゃどうかということで、実はこれから三育学院と今ちょうど詰めているところでございまして、8月を目途に今やっているところでございます。これはまだ三育学院との協議でございまして、三育学院のほうも非常に前向きでございまして、英語の教師を若干余計採用しましょうという話も出ております。これは今健康福祉、また教育のほうとも合同で詰めているところでございまして、ご指摘のように、さらにやはりソフト面については充実してまいりたいと思っております。

それから、もう1点の給食センターにつきましては、当面は確かに施設としては老朽化をしていることは事実でございます。ただ、これは日々使っているものでございまして、じゃ大規模にばんと取りかえるかという、そういうところにはないと思えます。ですから、部分部分の修理ということで、できるだけ応急処置の中で恐らく毎年毎年いくと思えますが、とりあえずこれで一気にだめになると、大規模改修ということの状態にはないと思えますので、よろしく申し上げます。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 88ページの土木費ですが、款の7、項の4、目の1、節の5、工事請負費、猿稻住宅の改修だというんですけれども、この改修の内容を教えてください。

それから、町営住宅とか町の施設とかいろいろあるんですけれども、このよくもうコンクリートの建物を私たち子供のときに小学校がコンクリートになるとき、永久建築だって聞かされたことをよく思い出しますが、20年、30年たつと老朽化老朽化ということを言われます。そういう住宅や施設をどのように維持していくのか。もう例えば50年ぐらいたったらぶっ壊して新しくするのか、あるいは本当に修繕を重ねて、長く使うようにするのか。その考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 猿稻住宅の修繕費ということでございます。これは現在2棟8戸でございますが、この主な工事の内容でございますが、屋根、外壁等の防水塗装、それと床下の鉄骨のさびどめを施すとのことございまして、躯体への影響を軽減いたしまして、長期にわたり既存の住宅を使用していくための長寿命化型の改修工事でございます。これにつきましては、今後もこのような補修計画をいたしまして、なるべく長く使えるようにということで、長寿命化ですか、それを図るような工事を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 関連ですか。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） この件については町長にお伺いいたします。

本町を取り巻く経済情勢を町長はどのように認識しておられるのか。また、新年度予算における経済・雇用対策の関連の重点的な取り組みについてお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 経済の状況といいますか、本町を取り巻く経済状況ということで1点の質問がございますが、これは今私も県のいわゆる経済動向、あるいは国の経済動向、いろいろ指標を今見させてもらっているところでございます。やはり全体的な概要からいきますと、今の日本の経済の状況というのは、外需といいますか、輸出産業が中心のものにつきましては、これから今年度はやや上昇傾向にあると言われております。しかしながら、中小、中企業も輸出にかかわるものにつきましては、やはりこの後半から、今年度半ば以降ですかね、上昇傾向にあるというふうに出ております。しかし、小企業というのは、中の小といいますか、中小につきましては、内需をベースとする事業が中心でございます。そうします

と、どうしても内需につきましてはデフレ経済の中で収縮をしているということで、なかなかこれにつきましては、経済状況としては上向くことはないというふうな方向が出ているようでございます。

そこで本町についてはどうかということになるわけですが、本町もやはりその傾向に間違いはないわけです。大体そんな方向なんです、本町につきましては、輸出産業というのはほとんどございませぬ。そういうことで内需ベースを中心とする事業でございます、やはり引き続き本町につきましてはの経済状況は非常に厳しいなというところでございませぬ。

それで、全体的な見方としては、もうかなり落ちるところまで来ておまして、今デフレ状況も、若干スパイラル状況がやや沈静化しているといえますか、緩やかになってきております。ですからそろそろそのデフレの状況も限界にきているかなというところでございませぬ。

それで、今回のこの地震で恐らくこれは相当やはり打撃を受けるのかなと。その地域は もちろんそのとおりなんです、それを取り巻く全体にかかわる産業も相当これは影響してくると思います。この後半がどうなるかちょっと私も予断は許さないところだと思っております。

私どもも町といたしましても、この辺はある程度注意深く見ながら、支援できるところはしていかなければならないというふうに思っています。

雇用情勢につきましては、経済状況と一緒になんです、既存の状況では、やはりなかなか新規の雇用をふやすという状況にはないと思いますが、やはりそれにはまず雇用の場所、これは何度も議会でも質問を受けておりますけれども、まず就業場所をつくる産業をどうやってこれからふやしていくか、またよそから呼んでくるかということは、これはもう私の最大の仕事でもございませぬので、これは全力で尽くしてまいりたいと思っております。

○議長（正木 武君） 9番野口議員。

○9番（野口晴男君） 農林課のほうに二、三点お聞きしたいんですけども、平沢ダム管理委託1,092万2,000円、72ページの節の13、これはどこに委託しているのか。

それと先ほど野中さんが農林課のほうの75ページの節の報償費、8番、委託料の13番、これに関連なんですけれども、シカと小動物、報償費の中、これはシカが幾ら補助金が出るのか、小動物が幾らの補助金か。

それと、節の13の委託料332万4,000円、この中に先ほど課長からお話があったんですけども、猟友会以外に今後予算がとあったんですけども、あるいはこれからまだ被害がだんだ

ん多くなると思うんですけれども、それについての猟友会の免許の有害駆除の甲乙丙、わなのそれについての補助金を今年度出すのか。補助金がそれが講習料だとかそういうので上がっているのかちょっとわからないんですけれども、その説明もお願いしたいのと、とりあえず、すみません。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） それでは、72ページの平沢ダム管理委託料ですね、92万2,000円の、これはどこへその委託をしているかということでございますけれども、千葉県森林組合の市原支所へダムの管理を委託しております。

それと、75ページでしょうか、報償費の新規のシカ、あるいは小動物の単価ということだと思いますけれども、シカについては1頭5,000円、それから小動物については1頭1,000円ということで予定をしております。

それともう1点、わなの免許ということでしょうか。わなの免許については、先ほど野中議員のほうからの質問もちょっとあったかと思いますが、わなの免許の助成はしてまいりたいというふうに今後考えていきたいというふうに思っております。

具体的に今すぐ23年度にどうかというと、23年度についてはちょっと検討させていただいて、もし途中でできればやっていきたいというふうに思っております。ただ、今ちょっと検討中でございますので、その辺はご了解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 9番野口議員。

○9番（野口晴男君） 今お聞きした中で、平沢ダムの管理委託はわかりましたけれども、こういうものを前に西畑と老川のほうで国道の道路の草刈りやなんかのを県に払い下げして業者より安くやって、前年度ぐらいまで、去年かおととしまであったんですけれども、こういう委託も町内でそういうあれで今後その区の予算の中に組み入れた形で、日常やなんかでそういうことのこの委託みたいな入札というか、そういう形が今後できたらいいかなと思うんですけれども、そういう形はどうなのかなと思うのと、それと有害駆除の先ほどの今年度の免許の問題はまだ考え中だと言うんですけれども、前回私がわなを取ったときは平成12年でしたけれども、そのときは講習料だけ町が負担していただいて、それで当時8人か10人ぐらい受けたんですけれども、講習料だけは当時いただきました。その講習料で何とか免許を取っていただきたいという形で、その講習料は平成12年度にはございました。

とりあえずじゃすみません、お願いします。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 平沢ダムの管理について、地元で発注できないかというようなことなんでしょうか。

○議長（正木 武君） 9番野口議員。

○9番（野口晴男君） 地元というんじゃなくて、すみません、そういう団体みたいなのが大多喜町で、例えば笛倉区でそういうものをやりたいとか、何人かという、そういう形です。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 個人の集まりといいますか団体といいますか、区単位ぐらいでしたらきっと考えられないことはないかと思うんですけども、個人で何人かグループをつくってみたい形になると、ちょっとなかなか難しい部分もあるのかなというふうに今ちょっと考えています。やっぱり安全面のこともありますので、できれば区単位ぐらいだったら考えられないことはないのかなというふうにちょっと思っています。この辺はちょっとまだ流動的で、明快な答えができなくて申しわけありませんけれども、そんな状況だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 9番野口議員。

○9番（野口晴男君） すみません、じゃわかりました。

それではひとつできればそういう形に進んでいただければと思います。

それではひとつ、一応それはそれでいいんですけども、73ページのやはり農林課ですみません、道路補修用材料で70万円、これは林道関係かと思うんですけども、補助金が立米幾らか、町の負担が幾らか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（正木 武君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 73ページの原材料費の道路補修材料70万円ということだと思うんですけども、原材料費ということですので材料を支給という形で、補助率が幾らということではないんです。工事は地元の区なり水利組合なりということで工事をやっていただくということでございますので、材料を支給するという、碎石が主ですけども、そういうものを支給していくという事業でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 9番野口議員。

○9番（野口晴男君） それにつきまして、今度町長は農林課を産業振興課に改めて、4月か

らスタートなんですけれども、農林業に関して、例えば建設課にはダンプがある。なかなか林道に関して砂利を敷くにも、今町に舗装の削ったのが残っているんですけれども、地元で車を用意してくればあげますから利用してくださいと言うんですけれども、このこういう課が新しくなったので、1つは例えば建設課のダンプで利用して現場に捨ててくれるぐらいまでできたらやってもらいたいと思うんですけれども、町長、どうですか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問ですけれども、いわゆる課を乗り越えてどうかと、こういう質問だと思うんです。当然農林課にはいわゆるそういう機材がない、建設課には機材があるからそれを乗り越えてもらえないかということでございますが、これは当然そういうことがあっていいと思います。これはまだいろいろあるかと思いますが、課内の課長会議等の連絡会議の中でこれは調整しまして、同じ町のことですから、やはりあるものではできるだけ最大限に使って効率よくしなければならぬと思いますので、そういう支給ということで決定をすれば、当然その課を乗り越えたものはあってしかるべきだと思っておりますので、それは検討しておきます。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 91ページ、款8、項1、節18、消防費の中の災害対策費ですが、その備品購入費160万円は委員会での説明だと戸別防災受信機及びアンテナ20基とありますけれども、この配置先とか用途について伺います。

今まで個人の家には防災無線の受信機が、アンテナが無料で配置されましたけれども、事業所へは配置されておられません。その辺の考えについて伺いたいんです。

今回の地震でも、本当にいかに防災という点では情報を手に入れるか、これは場合によっては人命にもかかわっていくことです。事業所も大枚の法人税なり固定資産税なり、町税に貢献しているわけです。働いているのも町民ですし、人命救助、防災ということを考えると、やはり町の責任でこれは設置すべきだと思うんです。

それで今回のこの備品はどこへいくのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 91ページの防災行政無線の関係でございますが、この予算につきましては、戸別受信機が20台、それと受信に伴います大ポールアンテナを20本ということで予算措置をしているものでございます。これをどこにつけるかということには、今のところ

特に予定はしていないんですが、要するに転入者だとかそういった場合の確保ということで、一応20台を予定しております。

それと、今野中さんのほうからお話でしたが、今回の地震でも、かなり企業さんからは計画停電というような形で、いつやるんだとかそういった情報を防災行政無線で流しているんですが、やはり企業さんからもそういう情報がちょっととれないということで、いろいろこちらのほうにも問い合わせがあったことは事実でございます。町としても住民の世帯に限らず、企業さんのほうにも防災無線はつけたいとは思ってはおりますが、これを全部無償でやるとなると結構なお金もかかりますので、あるいは一部負担もいただきながら、今後その企業の要望に応じて、要望する企業には設置をしていきたいというふうな考え方を今持っているところでございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 体力のある企業もありますし、体力のない企業もあります。たくさん働いていらっしゃる方もいらっしゃるし、そうでない方もいらっしゃいますが、人の命に重みの違いはないと思うんです。そして企業さんについて言えば、町内の若い人たちを使っている事業所については、消防団員だったりして、企業に犠牲というかを強いているわけです。ある消防団経験者かどうかちょっと忘れちゃったんですけども、消防団員を抱えている事業所には、もう町長が、御みずから万が一のときには消防団へのご協力をお願いしますと頭を下げて回るのが筋だろう。私もそう思うんです。そういう消防団員が出た分だけ仕事ができなくなるわけで、それでもって企業がしっぽを持ってくるかというところではないわけです。財源の面でも、消防団活動の面でも、あるいは町の寄附金なんかの面でも、企業に対してはかなり協力いただいているのではないかと。

そういうことを考えますと、やはり無条件で、優先順位はあったとしても町の負担でやるべきではないかと思いますが、その辺のご検討はいかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 企業へのその防災行政無線の設置につきましては、今お話ししたとおり、町内にも企業といいますとかなりの数もあると思います。消防団のお話が出ましたけれども、消防団につきましては、今消防団の協力事業所というのが表示制度というのがございますが、そういう消防団への協力事業所につきましては、積極的に火災の発生だとかそういうことも知らせなくちゃいけませんので、そういうところにつきましては積極的な無線の設置を考えていきたいと思っております。

あとそれら以外の企業につきましては、やはり今おっしゃられましたとおり、そういう防災上の情報というのは、企業が動いている間はやはりそういうことも知らせなくちゃいけないと思いますので、それにつきましては今の話は全額を企業に負担させるということじゃなくて、ある一定の範囲でできればご協力をいただいて、設置できればなというふうに考えます。ちょっと余りいい答弁じゃないかと思いますが、できれば少しの一部の負担をお願いしながら、防災行政無線の設置の推進を図っていきたいというふうに今現在は考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 総務課長にちょっとお聞きしたいんですけども、歳入の件で、この震災で多分大幅な見直しをせざるを得ないところはあると思います。例えば入湯税、ゴルフ場利用税、ゴルフ場に関してはきょうあたりも全然お客がないということでクローズしている。あと観光関係も、外房の大きなホテルも全面的な休館をしている。そうしますと、今まで道の駅から町への寄附がいろいろあったと思うんですけども、そういうものもなくなってくる。当然自然料がなくなってくるわけですね。それで先ほども話をしましたけれども子ども手当も危ないと。

そうしますと、歳入が大幅に見直さなきゃいけない問題が起きると思いますけれども、こうなった場合対応は補正でやり直すか、また全面的に予算を見直すか、そこら辺はどういう考えでいるか、ここまで来た以上は補正で対応するのが一番いいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） ただいま野村議員さんのほうから、こういう大震災の後で、かなり歳入面で削減されるんじゃないかということでご心配を本当にいただいているんですけども、今現在、先ほどのご質問がございましたけれども、どれがどういうふうに削減されるかというのがちょっとよくわかりませんが、中でも今野村議員さんがおっしゃいましたとおり、ゴルフ場利用税、また入湯税なんかにつきましては、今現在本当に旅館さんなんかこの地震の影響を受けまして、お客さんも大分もうほとんどいないというような状況のようです。当然、ですからそういう形では、その入湯税、またゴルフ場利用税なんかも、これは減ってくることは確実視されるような状況だと思います。

あとそのほかの歳入面につきましては、どういうところで削減されるかというのが、今現

在よくわかりませんので、当面はその歳入不足については、当然補正予算を組んで、歳入不足につきましては当然財政調整基金などをちょっと取り崩させていただいて、当面はそういう形で補正予算を組んで対応していくしかないのかなと、今現在はそんな形で考えております。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 大変失礼な質問ですけれども、今財調は幾らぐらいあるんですか。

○総務課長（鈴木朋美君） 今現在、約8億円ぐらいになると思います。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 96ページ、款9、項はわかりません。目2、節19なのですが、小学校の遠距離通学費補助金というのはあるんですけれども、実は中学校に自家用車でなければ通えない生徒の送迎車への補助というのは、来年度もつかないのでしょうか。

2年前のちょうどこの時期だったと思うんですけれども、公共交通機関もなく、親がどうしても送り迎えしなければならない子供たちの補助金を出してくれというお願いをしたんですけれども、いまだ実現しておりません。同じように中学校の場合は、会所地区などはずっと出ております。これは不公平というものではないかと思うのですが、いかがでしょうか。田中教育長の置き土産として、よい答弁を伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） それでは、確かに前向きに検討していきたいということで終わっていると思います。会所の方は、実は会所分校が閉校するときの特例がございまして、その特例に基づいて実はタクシー代を出したわけでございます。その後、検討をするように努力してみたわけでございますけれども、同時にその統合の部分の話も出てきまして、それでは総合的に町全体を見直さなければならないんじゃないかということで、今とまってしまっているところでございます。

答えにならなくて申しわけないんですが、以上でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 会所地区の中学生の問題については会所分校の閉校とは無関係です。

その要望については、私直接親御さんから聞いて一般質問もする中で、中学生の送迎について、親にほぼ実費負担のような形で出してほしい、出しましょうということが決まったので、関係ありません。

統廃合を待たなくても、わずか子供の数は、子供の数というか親御さんの数から言えば、本当にごく限られた人数だと思うんです。総合的に検討するような内容ではないと思います。ですから、早急に新年度調査して取り組むべきだと思います。

私は、義務教育というのは、憲法どおりこれを無償とするという姿勢は貫くべきだと思うんです。今ガソリンが高いからとかそういうことではなくて、そういうところに住んでいる親たちは、自分の生活のためにもたくさんの燃料費を使っています。なおかつ無償である義務教育を子供に受けさせるために自家用車でなければ通えない。近くの人たちは時間もかからなければお金もかからない。これはやっぱり憲法の保障された義務教育は無償であるというのと、国民は等しく平等であるというこの憲法の精神に反しているのではないか。額はわずかでも姿勢の問題として見逃せることではないと思いますので、何としても年度が明けましたら、教育課長、ご検討願えないでしょうか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 小学校、中学校の遠距離の通学ということでございますが、一応調べてきた結果なんですけれども、担当の申すには、基本的には小学校は4キロまで、それから中学校は6キロが学区と一応定まっているんですが、それを超える方については、路線バスないしすみ鉄道を利用する経費について補助しているつもりでございます。

現在予算につけさせていただいているのが、ページで言いますと先ほどの小学校費として上げさせていただいているのが全部で86万4,000円で、96ページにございますが、そのほかに中学校費としまして、99ページの負担金補助及び交付金の中に、中学校遠距離通学費補助ということで273万2,000円を計上しております。

先ほど申しましたとおり、4キロを超える小学生、6キロを超える中学生につきましては、基本的には路線バスの費用を補助している状況で、23年度予算につきましてもこの状況を維持しているものでございます。

それで、あとどうしてもその路線から外れる生徒がいらっしゃるかもしれないということで調べたんですが、とりあえずは、今のところは特別そういうことも聞いていなくて、今の補助の枠で、町内といいますか、西畑、老川地区について、平等な扱いがされていると今認識しております。

ただ、先ほど教育長も申しましたとおり、今現在統合を検討しているところでございますので、通学手段につきましては、改めて町民の皆さんに不平等が生じないような方法で改善策が考えられればと今検討の最中でございますので、できればもうしばらくお待ちいただき

たいと考えます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 引越されたかもしれませんが、4キロ、6キロを超えて、公共交通機関のないところ、路線バスもなければいすみ鉄道も走っていないところから通っていらっしゃる方はいらっしゃるはずなんです。伊藤から西畑小学校まで通っていらっしゃるご家族がいらっしゃいます。それは調査がちょっと違うのか、私が現状把握をしていないのかわかりませんが、町外から大多喜の自然環境やもろもろを求めて定住なさった方が、やはり便宜を町として図ってあげる、そのことはすごく重要だと思うんです。統廃合はこれから先どうなるかわからない。だけどわずか何万円の交通費だったら出る、そのことによって大多喜への信頼度を増してくれる、あるいはその方たちがもっと人を呼んでくれるかもしれない。そういう可能性も甘いんですけども抱いています。そういう点で、統廃合を待ってというのは認められません。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 先ほど学区を越えて、伊藤ですと上瀑小学校の学区になるんですが、それで西畑小学校へ通っている方を認識しております。それであと、生徒、児童、家庭の希望で学区を越えて通っていらっしゃる方もいらっしゃるんですけども、そういう方については、どうしてもこの枠組みの補助ではその区域外になってしまいますので、それは自分たちの責任においてやっていただくという形で、学区を越えた入学を許可している状況です。

先ほど申しましたとおり、議員さんからお言葉をいただきましたとおり、伊藤部落の方については果たしてどちらに通うのが妥当なのか非常に疑問なところで、うちのほうでもその部分についてはもう一度考え、検討させていただきたいと思います。

あと、統合では遅い早いという話がありましたけれども、もうすぐある一定の結論を早急に出したいと思っていますので、もうしばらくお待ちいただければと思うんですけども。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「あります」の声あり)

○議長(正木 武君) 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番(野中眞弓君) 私は平成23年度大多喜町一般会計予算について、反対の立場から討論させていただきます。

予算案を見るときに、私はいつも3つの観点から見ることにしております。1つは地方自治法にうたっている住民の福祉の増進の立場に立っているか。もう一つは、町民から委託されている無駄はないか、税金の使い方に無駄はないか。そしてもう一つは、すべての町民にできるだけ公平であるか、この3点を予算案を見るときの基準にしております。

まず1点目ですけれども、住民福祉の増進という立場、それはどういうことかということ、住民の健康、安全、生活を守るという立場だと思えます。この点から見てみますと、23年度一般会計予算は、子供の医療費や予防費、予防の面で、中3までの入院費が無料化されたり、子宮頸がんやヒブワクチン等の無料接種が実施されたり、健康保険のときの送迎体制を充実させたり、評価できるものはあります。また住民の生活を守るという点で、今、長いこと落ち込んでいる建築業者の活性化及び住民の住環境の向上という意味で、リフォーム助成制度の新設も期待できる場所ですし、全町で困っている鳥獣害対策にも積極的に取り組む姿勢があらわれてきていると思えますが、一歩進んで考えてみますと、高齢者の予防接種については従前どおりで、特に重大な肺炎球菌ワクチンについては、自己負担が大きいままというか、今年度始まったばかり、昨年度でしたっけ、接種率もこれは多くありません。こういうのは、目前の支出を惜しんで、一層大きい支出を見逃している、こういうふうにも思えます。そういう点で、まだまだ改善する余地は大いにあると思うんです。

大きな2点目の無駄を省くという点ですけれども、私の周りの人たちは、やっぱりお城まつりについてのかなりの改革を求めています。だけれども、先ほどの質疑、答弁の中で、抜本的に改めよう、町民が心から参加できるようにしようというのではなくて、あくまでも町外に目をやった、そういうような答弁でありました。お祭りというのは人の心を励ますものです。町民の心を励まさないイベントというのは、改善の余地が大いにあるのではないのでしょうか。

また、額は低いんですけれども、バイオ燃料で見られるように、もう明らかにマイナスがわかっている事業について固執するというのはどうかと思うんです。住民サービスとして、

費用対効果を度外視してでも継続しなければならない事業もあります。だけれども、このバイオについては、費用対効果を考えて取捨選択しなければならない事業ではないか、そのところの決断が非常に緩いのではないかと思います。

公平性という面では、同一の仕事をしている臨時職員の対応は、多少改善されたとはいえ、正規職員との格差は余りにも大きいものがありますし、義務教育における通学費の問題も、考え方の違いもあるかもしれませんが、当事者にとってはやはり大きいと思います。先ほど伊藤地区の問題が出ましたけれども、どちらに行っても公共交通がない、そういうところについては、やっぱり柔軟に対応すべきではないかと思います。

これが反対の理由ですけれども、先ほど当初に、今回の地震による財政的な変動があるだろうということで、柔軟な対応と、住民にとってより大切な事業については早期実施を求めて、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成23年度大多喜町一般会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第17号 平成23年度大多喜町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ただいま平成23年度の一般会計予算が可決をされました。これから執行部の皆さんは、この予算に沿って事業のほうを執行していくわけでありましてけれども、ここで議員の皆さんに賛同が得られれば、一般会計予算に対しまして付帯決議をしたいと思っておりますので、お諮りをいただきたいと思います。

○議長（正木 武君） お諮りします。

ただいま4番小高芳一議員から、議案第17号 平成23年度大多喜町一般会計予算に対する付帯決議案についての動議が提出されました。この動議は、2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

発議第2号 議案第17号平成23年度大多喜町一般会計予算に対する付帯決議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、提出された議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をしました。ここで10分間休憩します。

（午後 2時12分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時23分）

○議長（正木 武君） 事務局より議案を配付します。

（議案配付）

○議長（正木 武君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 配付漏れなしと認めます。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 追加日程第1、発議第2号 議案第17号平成23年度大多喜町一般会計予算に対する付帯決議についてを議題とします。

本案について、提出者からの趣旨説明を求めます。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それでは、説明を申し上げたいと思います。

発議第2号 議案第17号平成23年度一般会計予算に対する付帯決議案について

上記の動議を、大多喜町議会会議規則第16条の規定により別紙の付帯決議案を添えて提出します。

(提案理由)

平成23年3月11日に発生した東日本巨大地震と原発事故は、多くの犠牲者と壊滅的な被害をもたらした大災害であり、震災に遭われた方々の救援や復興を一日も早く願うものである。

大多喜町議会としては、今後想定される被災者救援や復興を念頭に置くと共に、町民の命と財産、生活を守るため、一般会計当初予算の執行に対する慎重かつ適切な運用を求めて次の決議を行う。

議案第17号平成23年度一般会計予算に対する付帯決議案について

平成23年3月11日、14時46分に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という日本の観測史上最大の巨大地震とされ、地震と大津波により、死者・行方不明者は戦後最大、公共施設や産業基盤も壊滅的な被害となっております。

さらには原子力発電所の事故により、施設から30キロメートルは避難をしなければならないという甚大なものとなっております。また、原発の事故に伴う電力会社の計画停電の実施や放射線被害により、日本中の経済活動や国民生活は一変し、被災者や国民は不安な生活を余儀なくしている。

さらに、千葉県内においても、今回の巨大地震により、製油所の爆発炎上や各地で震災を受けている。

ここに、犠牲となられた方々に対し謹んで哀悼の意を表するとともに、多くの被災者のみなさんに衷心よりお見舞いを申し上げます。

地震発生から10日が経過した現在では、全国各地で避難者の受け入れが活発化しておりますが、一日も早く地震による被害が終息し、被災者の皆様が元気を取り戻されるよう、心から祈るものであります。

本町においては、現在のところ被害の報告はないが、町民の安全と財産、生活を守る自治体の役割は重大であり、このたびの震災を教訓にして、引き続き万全な防災体制の確立を求めるものである。

本町は、平成22年4月に過疎地域の指定を受け、過疎からの脱却をするため、人口減少に歯止めをかけ、町の発展を図っていかなければならない状況にあるが、町税が減少し財政力が低下する中、今後もいすみ医療センターの運営経費や広域ごみ処理施設の建設や運営経費、さらにはいすみ鉄道存続、老朽化する橋梁や道路、公共施設等の整備、あるいは医療、介護への対応など、問題は山積している。

しかしながら、このたびの巨大地震に対して、国や県、そして全国の自治体との連携によ

り、震災に遭われた方々への惜しめない救援や地域の復興に対して、速やかな対応をしていくことが求められており、今後想定される国や県、社会全体が、被災者救援や復興に向けて取り組まなければならない未曾有の事態を念頭におき、町の財政運営を進めていくことが求められてくる。

かかる状況から、いかに財源を確保して将来に備えるか、いかに歳出を抑え住民サービスを提供するか、これまで以上に創意工夫が求められており、平成23年度一般会計予算の執行にあたっては、各事業の優先度や財源確保の精査を慎重かつ適切に行い、町の将来を見据えた健全財政を求めるとともに、下記の事項について配慮するよう付帯決議する。

記

- 1 予算執行にあたっては、第三次行財政改革推進計画を踏まえ、事業の必要性、優先度を十分精査し、無駄をなくし、効率的かつ効果的な行財政運営を推進する。
- 2 震災に遭われた方々の救援や地域の復興に対する速やかな支援。
- 3 町民の防災対策の充実と救援、避難時に必要な非常時備蓄品の拡充。
- 4 消防団員の確保が困難になり、防災力が低下しつつある中、大多喜町地域防災計画の着実な実行による地域防災の強化。
- 5 財政力を高めるため、雇用対策を含めた企業誘致、企業支援を強化。
- 6 住宅施策については、城見ヶ丘団地の分譲方法の見直しを含め、高齢者や若者向け住宅施策を推進する。
- 7 学校統合は、地域住民の意見を十分聞き、慎重に対応するとともに、将来を担う子供達の学力向上を含め、学校教育の質的向上を図る。

平成23年3月22日、大多喜町議会。

以上であります。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号から議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第4、議案第18号 平成23年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成23年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(正木 武君) 挙手全員です。

したがって、議案第18号 平成23年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第19号 平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓議員。

○1番（野中眞弓君） 143ページ、款2、項1が中心になりますけれども、医療費の医療諸費が前年度比3,332万円増になっております。そして、高額療養費も前年度比1,159万円増になっていますが、それらを算出する基本になっているレセプトの処理費及び点検費が減額になっています。この理由はどういうことでしょうか。

同じように高額療養費絡みですけれども、高額療養費が前年度比1,159万円増になっていますけれども、それに対して交付される共同事業交付金が2,878万5,000円も減額になっています。これもどういうことなのか、何か整合性がないような気がして、教えていただきたいと思えます。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、今の野中議員さんのご質問に対してご答弁申し上げます。

まずごらんになっていただきたいのは、141ページの右側、13節委託料の2つ目、レセプト電算処理委託料106万2,000円と計上してございます。これが前年に対しまして71万4,000円ほど減額になっている、医療費が上がっているのにレセプトの委託が下がっているのはおかしいのではないかと、精査をきちっとするところがしないのではないかとというふうなご質問でございますので、お答え申し上げます。

まず、この減額になった理由でございますが、レセプトの電算処理をする1件当たりの費用が、22年度は1件当たり30円だったんですが、23年度は20円31銭というんですかね、20.31円です。約10円ほど下がりました。あと管理システムの手数料の中で、22年度が1件当たり8円75銭、8.75円だったのが、5.15円、5円15銭に変わりました。いずれもレセプトが年間約4万1,000件ほどございますが、それに対しての件数で掛けますので、その辺の減額の理由がそこにあると思えます。そういうことで、レセプト点検、あるいはレセプトの処理を怠っているわけではございません。

それと、141ページの一番下のレセプト点検業務委託60万3,000円でございますが、これも7万2,000円ほど減額になっていると思えます。これも1件当たり22年度が15円だったのが、23年度が14円70銭、14.7円、約30銭という言葉がいいかどうかかわからないですが、0.3円下がりましたので、これも4万1,000件を掛けますとその程度に減額になるということで、ご理解いただきたいと思えます。

その次に、高額療養費が、前年度高額療養費、143ページの中ほどの計のところ、前年度比較で1,159万5,000円ほど増額になっております。それに対して共同事業交付金というの

が、歳入のほうで出てくる額のことをおっしゃっているのではなかろうかと思います。138ページの中ほど、款の8共同事業交付金、目の1共同事業交付金で、比較で2,878万5,000円ほど減となっております。この共同事業交付金というのは、30万円以上、あるいは80万円以上の高額療養費に対して交付される交付金でございますので、先ほどご指摘のとおり、歳出では1,159万5,000円増額になっているのに、このところで2,878万5,000円減額になっているのはおかしいではないかというふうなご指摘ではないかと思います。

この理由につきましては、この共同事業交付金につきましては、あくまでも30万円以上の高額分に対しての交付金でございます。一般の高額は8万4,000円からありますので、8万4,000円から30万円までの間の額の高額がふえて、実際にこの30万円以上の高額のほうが減っているということで、高額療養費のほうは全体的にはふえているけれども、交付される30万円以上の額は減っているということでございます。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 大分課長さんはひがんでいらっしゃるようで、見逃しているのではないかと、能力を疑うようなことを私は一言も申し上げておりませんので、きちんとご理解いただきたいと思います。

その次の質問なんですけれども、昨年度以前から、医療費の一部負担金、要するに窓口負担の減免規約を整備するように、要綱を整備するようという一般質問で要望を出しておりましたが、整備中というのが12月議会までの答弁でした。それは今回これで年度が終わるわけで、どのようにその整備したのが予算に反映しているのでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 直接予算には反映してはございませんが、制度的に平成23年4月1日より、国民健康保険法の中の第44条で、一部負担金を免除、あるいは徴収を猶予することができるというふうなことで法律があります。それに伴いまして町のほうも要綱を制定させていただきました。その制定の中で、まず生活保護者を基準としまして、生活保護程度、程度というのが合っているかどうかかわからないですが、生活保護基準程度の方については免除しまして、生活保護基準の1.1倍以下の方につきましては8割の減額、1.1倍を超え1.2倍ぐらいの方につきましては5割減額をするというふうな形で一応要綱を制定させていただいて、4月1日から適用させていただきます。

そして、野中議員さんから前々からおっしゃっていただいております周知はしなさいよというふうなことでございますので、今回保険証が新たに皆さんのお手元に交付されますので、その中に文書をつけて、こういう生活に困っている方については窓口で町のほうに申請していただければ減額の制度ができますよというのと、町の広報紙のほうにも掲載をして周知をするように今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 窓口負担の減免についてはよくわかりました。

最後もう1点あります。国保の運営協議会の際、23年度は22年度並みにいくと約7,000万円不足になる、その不足分については町と保険料と折半でしのいでいきたいというようなことでした。

今回のこの予算案を見ますと、収入のところ、133ページ、歳入歳出予算事項別明細書の収入のところなんですけど、我々住民の出す款1の国民健康保険税は、前年度比で4,863万4,000円、繰入金でこれは複雑なんですけれども、少なくとも前年度並みやいろいろがあって3,963万円で、住民負担が1,000万円とは言いませんが、900万円、1,000万円に近いお金をやっぱり住民が多く負担するようになっております。これは一体どういうことなのでしょう。しかも、住民負担がふえるのは3,500万円かと思ったら4,800万円、とんでもない額がふえていると思うんです。これはどういうことでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） あくまでも前年度予算との比較でございまして、現行の課税額で説明をさせていただきました。約3,500万円、7,000万円不足しますので、3,500万円は一般会計からの繰出金で、残りの3,500万円につきましては被保険者であります住民の方々のご負担というふうにさせていただくように考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「はい」の声あり)

○議長(正木 武君) 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓議員。

○1 番(野中眞弓君) 国民健康保険税の負担というのは、住民の税負担の中で、大方の住民にとっては、国民健康保険に加入していらっしゃる住民の中では本当に高いものだと思います。まして今回のこの震災で、観光に立脚しようとしている大多喜町にとっては、個人の収入もかなり減るのではないかということも懸念される中で、またまた健康保険税が大幅に引き上げられるというのは大変な痛手であります。

やっぱり特殊なこういう事情の中で、町がもっと負担をして、住民の苦労を軽減していただきたい、こういう思いで今回のこのままの予算案に対しては反対いたします。

○議長(正木 武君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

4 番小高芳一議員。

○4 番(小高芳一君) それでは私のほうは賛成の立場から意見を言わせていただきたいと思っています。

行政のほうから医療費の動向の資料をいただきました。まだ平成22年は実績は出ておりませんが、平成16年は7億3,600万円余り、そして22年度は実績見込みでありますと9億円の医療費、療養費が出るということで年々年々非常にふえ続けている療養費であります。制度が20年に大きく変わったわけでありまして、伸びは毎年毎年伸びていくという状況であります。ちょっと計算してみますと、大体年2,100万円の療養費の伸びだというようなことであります。

そしてこの国保の対象は、当然自営業者であり退職者ということでありまして。税務課のほうに行ってちょっと聞いてみますと、税そのものも自営業者の大多喜町の税収は非常に低い状況にあります。収入が非常にない、あるいは退職した、そういうところが対象の国保であります。そういう面から、今、野中議員が言われたように、国保に入っている住民は重税感といいますか、非常に辛い思いをしているのも事実だと思います。

加えて税の体系を見ますと、上限は73万円ということで抑えられて、下限のほうは軽減税率があるということで、それなりに救っております。問題は中間層でありますけれども、これが年々年々相当な重税感、いろいろな資料を見ますと、大体所得の15パーセント以上が国

保税に持っていかれるというようなこういう状況でありまして、非常に大変な事態といたしますか、国保が破綻するような状況であります。

そういう中であって、野中議員もそうでありますけれども、私もそうでありました。一般財源からこれは少し繰り入れてもらわないと、とてももつ話ではないということで申し上げた経緯もあります。そういう中であって去年は2,300万円、そしてことしは3,500万円ほど一般会計のほうから繰り入れてもらえるというふうな状況で、それでも足りないということはありませんけれども、法定外の繰り入れをするような態勢をとっていただきました。

町は私は一生懸命やられているんだと思います。問題は国の制度そのものがまずいだろうと思います。今、税と社会保障の一体改革というようなことをやっていますけれども、この事態をまるっきり何もしないでほうったらかした国の責任というのは非常に大きい、そういう意味はあります。そういうものもありますけれども、町の予算としては、私はこれはこれで十分やっておられるんだと、そういう意味におきまして、本予算案については賛成するものであります。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 賛成多数です。

したがって、議案第19号 平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第20号 平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第20号 平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第21号 平成23年度大多喜町介護保険特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 介護保険の施設入居希望者の待機数を教えてください。そして、町としてはその待機解消のためにどういう手だてをとっているのか教えてください。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 全体の待機者数については、改めて把握はしてございませんが、先般の議会でもお話がありました特別養護老人ホームでは150名近い人が待機されているというふうなことでございます。その辺が大多喜町の待機者なのかなというふうなことでございます。それというのは、その方のうち、実際に大多喜町の養護老人ホームだけにしか希望されていない方が七、八十名、それ以外に老健施設ですとかグループホームとか、そういうところにも希望されているのが現状ではないかなというふうに思います。

その解決方法でございますけれども、たまたまといいますか平成23年度に大多喜病院さんが老健施設を100床今建設中で、23年度中に完成をします。そして、川崎病院さんも今の療養型を老健施設というふうな形に変更で申請して改築予定でございます。それとグループホ

ームの誘致も現在検討しているところでございます。

そういう中で徐々に待機者が減っていくのではないかなと思いますが、待機者が減るとい
うことは、介護保険料と申しますか、給付のほうがそれなりにふえてくるのは仕方ないのか
なというふうなところが今後見えてくるところでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 大多喜町内の医療機関が対応施設を計画しているという話で、しかも
そこにそれが完成した際には保険料の高騰も考えられると。実際それが介護保険のシステム
なわけなんです、この施設に入居しなくても、要するに死ぬまで元気でいられるための対
策というのをどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） お亡くなりになるまで元気でいるのは私も希望はしておりま
す。これは、町民あるいは国民すべての方がそう希望されているのではないかなと思ってお
ります。これは皆様同じことで、それに対しまして、今健康福祉課としてやっているのが、
いきいき塾ですとか、森宮のトレーニングセンターでそれなりに体を動かしていただいて、
健康を維持していただくということを推進しているところでございます。あとは健診の予防
ですとか、がんの予防ですとか、そういうものにも力を入れていくのが妥当かなというふう
にも思っております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 私は平成23年度大多喜町介護保険特別会計に反対の立場から討論させ

ていただきます。

先般、やはり介護保険認定者及び保険給付費の状況という、平成19年度から今年度途中までの資料をいただきました。国が平成21年度からでしたっけ、介護保険をできるだけ抑えようというので、認定度を低く低く抑えようとする中で、大多喜町はどういう変化があったかというところほとんど変化がない。つまり今状況が変わらなければ介護度はできるだけ現状維持だというような、住民にとってはごく当たり前の姿勢が貫かれたのではないかと、私はその辺は評価したいと思います。

今老人ホームに入りたい、ところが老人ホームを初めとする施設がいっぱいで入れない。このことは私は保険である以上、住民に対する契約違反ではないか。保険料をもらっておいで、あなたは保険のサービスを受ける資格がありますよと認定しておきながら、入るところがない、これは国民に対するだましの論理だと思うんです。

確かに施設に入ればたくさんのお金がかかります。だけれども住民に約束した以上、約束履行はきちんとすべきだと思います。住民のアンケート調査をしますと、やはりきちんと入れる介護ホームが欲しいという声というのは、大多喜町でもそうですが、全国的にそういう傾向にあります。

町はサービスを提供するのは、民間にみんなほとんど丸投げというのはこの制度のスタイルなんです、お金のやりとりだけが町の仕事ではありません。きちんとお金を取る以上、住民にサービスを提供するという立場でやっていただきたいし、介護保険のお世話にならなくても、さっき課長がおっしゃいましたように、死ぬまで現役、死ぬまで自分の力で生きていける住民づくりに一層励んでというか、施設の力ではなくて、家にいてもそれこそ地域の方で生きていける、そういうまちづくり、体操をやりましたからとか、講習をやりましたからだけではないそういう地域づくりもこれから先は必要ではないかと思います。

先ほど申しましたように、入るホームがないのは住民への契約違反ということを念頭に置いていただくことを強調して、反対討論といたします。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 私は介護保険特別会計予算案について賛成の立場から発言をさせていただきます。

介護を必要としている方やその家庭の方々の負担の軽減を図るために、まだまだ在宅介護や施設介護サービスの充実が求められております。また、介護にかかわるスタッフの処遇改

善も必要であることは課題として残っておりまして、この改善も保険者だけではなく、サービス提供事業者や国民、あるいは社会全体で取り組んでいかなければならない状況と認識をしております。

このような中で平成23年度予算案は、総額9億1,945万8,000円で、昨年度対比4.35パーセント増となっておりますが、その内容は、今後増加が見込まれる在宅サービスや施設介護サービスについて配慮した内容で編成されており、私は歳入歳出ともに適正に予算措置が行われていると判断をいたしまして、平成23年度介護保険特別会計予算案につきましては賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成23年度大多喜町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第21号 平成23年度大多喜町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第22号 平成23年度大多喜町水道事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 会計予算書からちょっと聞きたいことがございます。

償還金の借りかえを随分やったという話を聞きました。その結果、どのくらいの金利が変わったか。

また、この大多喜町は非常に面積が広い中で、漏水率はどのくらいあるのか。ちなみに国平均は7パーセント、東京都は3.1パーセントだそうです。大多喜町はどうでしょうか。

それと、特別損失の280万円の説明をお願いします。

以上です。

○議長（正木 武君） 水道室長。

○水道室長（磯野道夫君） まず、借りかえしてどのくらいの利益かということでございますけれども、これにつきましては、当初これにつきましては2パーセントということで計算いたしますと、本年度632万円ほどでございます。また、この間の見積もりと申しますか、金融機関のほうの見積もりをとりましたら、これは0.5パーセントとかそういうふうになりましたので、これよりはもっと差額が大きくなって、630万円よりもっとふえるのではないかなというふうに考えております。

次に、有収率でございますけれども、これにつきましては現在のところ76パーセントぐらいなんです。

（「質問が違う。漏水」の声あり）

○水道室長（磯野道夫君） 漏水につきましては、有収率と申しますか、どのくらいつくった水が有効に届いているかというような内容でございますけれども、それにつきましては、現在77パーセントぐらいというような感じでございます。それにつきましては、今回の地震等によりましてかなり赤水が発生しまして、水抜きと申しますか、濁った水を抜くような形で、かなり水を捨てるというとちょっと言葉が悪いんですが、きれいにするために抜いたりなんかしていますので、前年度並みぐらいになるのではないかなと考えております。77.5ですか。

それと不納欠損につきましては、18年度分ということで113件でございます。これにつきましては、企業で倒産したりとか、あとは自己破産、所在が不明になってしまったというような方もございまして、113件です。件数は113件でございますが、人数にすると、1年間払っていないと1人で大体6件というような形になりますので、そういうことで113件ということでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） ちょっと私の質問がよくなかったのかもしれないけれども、漏水、要するに逃げている水、77パーセントは大変でしょう。国が平均は7パーセントで、東京都は3.1パーセントと私例を言ったんですけれども、77パーセントだと大多喜町の水道企業は成り立たないでしょう。

○議長（正木 武君） 水道室長。

○水道室長（磯野道夫君） 失礼しました。有収率で、実際のやつで、漏水のほうと申します

と、大体22.5パーセントです。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 22.5パーセントもかなり多いと思うんですよ。本年度でまた老朽管の布設がえも結構あると思うんですけれども、どのくらいを予定しているのでしょうか。

○議長（正木 武君） 水道室長。

○水道室長（磯野道夫君） 本年度におきましては、配水管の布設がえということは、現在かなり一般財源のほうからも負担をいただいていますので、今年度は極力控えるということで、布設がえについては計上してございません。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成23年度大多喜町水道事業会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第22号 平成23年度大多喜町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

（午後 3時11分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（正木 武君） 日程第9、議案第23号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 予算案の22ページに、一番上、賃金がありますけれども、やっぱり正職員との差が随分あると思うのですが、この差を縮めるためにどういう対策をとるのか教えていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） 先ほども一般会計のほうで正職と臨時ということで総務課長のほうからお話があったと思うんですけども、老人ホームに関しましても、臨時職員につきましては、一般職員と一緒に並行して、日当たり200円という増額でしております。それで介護士につきましては、泊まりのない人が7,200円に7,000円から上がっています。それと泊まりをする介護士、これは4段階に分かれているんですけども、おのおの8,000円からということで200円ずつ上げたということになっております。それと、臨職の通勤手当ということでも一般職にあわせまして、4月1日より上げる予定でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 私は平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算に反対の立場から討論いたします。

大多喜町の特別養護老人ホームの運営に関しては、おおむね良好だとは思いますが、問題は、介護の仕事というのはもう99パーセントがマンパワーであります。そして、介護職は非常にきつい、健康を害する方が多いというのも現実であります。

町のホームは、特別に利益を上げるわけではありません。入る人も働く人も快適であるような理想を民間よりずっと求めることのできる条件にあります。そういう点で、相変わらずここの老人ホームの職場でも、正規の職員と臨時の職員との格差が大きいということは問題であります。これは実際働いている方から、臨時の人って若い世代も多くて、どっちがいっぱい働いているかという、臨時のほうがもしかしたら仕事量なんかこなしているんじゃないかというような声も聞かされております。

毎年、全部正職員にするまでは利益は出ていないかもしれませんが、できるだけ格差が縮まるような施策、臨時の職員が本当に誇りを持って、喜びを持って入所者に接されるような手だてが必要ではないでしょうか。

その辺の考えが答弁の中からも感じられませんでしたので、私は反対といたします。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 特別養護老人ホームというのは、本当に大変なところだと思います。また、中には民間委託をしてもいいんじゃないかという声も聞こえている中で、非常によくやっていると思います。また、野中さんが言ったとおり、臨時職員にも少し目を向けてやってくればいいと思います。

いずれにしても、今年度予算に関しては賛成したいと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第23号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（正木 武君） お諮りします。

町長から副町長の選任についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、提出された議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員より議案を配付します。

（議案配付）

○議長（正木 武君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 配付漏れなしと認めます。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 追加日程第2、同意第3号 副町長の選任についてを議題とします。

総務課長鈴木朋美君の退場願います。

（総務課長 鈴木朋美君退場）

○議長（正木 武君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 副町長の選任について、議案の説明に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

副町長につきましては、昨年12月31日をもって前副町長の酒井太門氏が退任をされまして、その後不在となっておりますが、行政需要がますます増大し、また高度化する中で、副町長がないということは対外的にも、また職員が業務を進める上でも非常に不都合があり、結果的には町にとっても利益にならないことと判断しております。

このようなことから、新たに副町長を選任したく、地方自治法の規定に基づき議会の承認を求めるものです。

なお、副町長候補者の鈴木朋美氏は、皆さんご承知のとおり、能力も高く、性格も温厚篤実で、副町長として適任と思われますので、全会一致でのご同意をいただくよう、ご提案をするものでございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

次の者を大多喜町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めらる。

住所、大多喜町小田代1101番地、氏名、鈴木朋美、生年月日、昭和27年5月2日。

このご同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 先ほど総務課長のほうから、今東北地方の災害等によりまして、特別交付金等が地方に来なくなる可能性が十分にあるというような発言がございました。そういう中で、今そういう特別交付金をいただきながら、大多喜町では過疎対策等に予算を充ててやっているわけでございます。そういう中で考えていきますと、非常に財源を圧迫してくることは明らかでございます。そういうものを含めまして、私は反対の立場から討論させていただきます。

現在の町の財政状況は決して楽観できる状況ではなく、町税も昨年度までは11億円台であったが、今年度の見通しでは10億円台になっており、各企業も全国的に悪化し、本町でも税収が上がってこないのが現実であることは皆さんもご承知のとおりと思います。

また、町の基金も12年度29億円あった基金も、13年度には30億円というような状況でありましたけれども、ここ10年の間に年々減少して、本年度においては11億5,800万円程度しかない。この10年間で大きく減少しており、これから先の町の財政計画にも影響してくること

は明らかである。

いすみ鉄道も赤字が一向に解消されず、町民に大きな負担となっており、健康保険にしても値上げしており、水道にしても人口減少によって需要率が低下し、水道料金が高く、町民の生活に大きな負担となっている、こういう中で副町長を選任させることには反対したいと思います。

我々議員は、町民の生活を第一と考え、町民の生活が安定し、住みやすいまちづくりを行政と一体となつてつくり上げていくことが使命だと考えております。今の財政難のときに私は副町長の選任については反対したいと思います。何年か先にいって、どうしても必要な状況が生まれてきたとき考えていけばよいと思いますので、私は現在の状況の中では反対したいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6番君塚義榮議員。

○6番（君塚義榮君） 私は余りふだんからしゃべらないので、いい言葉は出ませんけれども、本心を聞いていただきたいと思います。

今、財政面から副町長は要らないというふうな志関議員の発言でしたけれども、確かに財政面は数字から言えばそう言えますけれども、そういったふうに厳しい時代ですからこそ副町長を置いて、町長の公約であるマニフェストを100パーセント達成できるように補佐していただきたいと思います。そのために給料も特別職は下げて、財政面のカバーもしておし、これからの政治で一番難しいことは、民主党の政策になってから、地方分権、自民党の時代からそうなんですけれども、地方分権という言葉が本当に異口同音に皆さんから叫ばれております。これから地方議会、地方の町は地方分権で本当に自立しなきゃいけないと思っております。

その中で、町長がこの前発言したとおり、隅々まで見ていると自分の仕事はできないと言われたんですけれども、そういったふうに町長が自分の仕事が十分できないような状態に置いておいて、さて町を安心・安全なまちづくりをしてくれと言ってもこれは無理なことでございますので、ご承知のとおり圏央道も近々できますし、それにこの機会をとらえて、町長のマニフェストを十分発揮していただいて、大多喜町は安全・安心なまちづくりをつくっていただきたい。そのためにはどうしても副町長の選任を望むわけでございます。

金銭面で何百万円かかるかは知りませんが、それ以上の仕事をしていただければい

いことであるし、またそれをしてもらわなきゃいけないと思います。

今までの副町長がいいか悪かったかはわかりませんが、いろいろと非難があったことは事実です。そういったことを払拭していただきまして、新しい副町長という肩書きで十分町長を補佐していただき、また大多喜町づくりに専念していただきたいと思っております。

そういったことからして、副町長の選任をぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、同意第3号は原案のとおり可決されました。

総務課長鈴木朋美君の入場を認めます。

（総務課長 鈴木朋美君入場）

◎日程の追加

○議長（正木 武君） お諮りします。

町長から、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件の議案が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、提出された2件の議案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

事務局職員より議案を配付します。

（議案配付）

○議長（正木 武君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 追加日程第3、議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案説明の前に提案理由のご説明を申し上げます。

常勤の特別職である町長及び副町長の給料につきましては、条例で町長が月額76万1,000円、副町長が月額61万5,000円と定めていますが、厳しい財政状況にかんがみまして、平成17年度から減額を始め、現在では町長が条例で定めた額から22パーセント減額した59万3,000円、副町長につきましては、18パーセント減額した50万4,000円としております。

私の基本的な考え方として、経費はできるだけ削減をしていきたいと思っております。一般職の職員の給料については生活給でございますので、これを削減していくということは困難な面もありますが、特別職については、私を含めてお金のかかる時期もある程度終わった年齢でもありますので、私の方針として、現在行っている減額措置をさらに進めまして、平成23年度については、町長の給料を月額57万円、副町長については月額46万1,000円としようとするものです。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成24年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

この改正は、平成24年3月31日までとしている現在の町長及び副町長の給料の減額措置を、平成23年3月31日までとするものです。

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、別表第1町長の項中「761,000

円」とあるのは「570,000円」と、同表副町長の項中「615,000円」とあるのは「461,000円」とする。

この改正は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、町長の給料を57万円と、副町長の給料を46万1,000円とするものです。

附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 追加日程第4、議案第25号 大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由でございますが、議案第24号と同様の理由によりまして、教育長の給料について、町長及び副町長と同様に、条例で定めた額から25パーセントを削減しようとするものです。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

この改正は、平成24年3月31日までとしていた現在の減額措置を平成23年3月31日までとするものです。

次に、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第2条中「536,000円」とあるのは「402,000円」とする。

この改正は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、教育長の給料を40万2,000円とするものでございます。

次に、附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（正木 武君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第1回大多喜町議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたりご苦労さまでした。

（午後 3時49分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成23年7月15日

議 長 正 木 武

署 名 議 員 吉 野 僖 一

署 名 議 員 志 関 武 良 夫